

野洲市地域防災計画

震災対策編

令和7年4月

野洲市防災会議

野洲市地域防災計画＜震災対策編＞目次

第1部	総則	1
第1章	計画の基本方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の作成機関	1
第3節	計画の基本方針	1
1.	災害に強い地域づくり	1
2.	自主防災体制の確立	1
3.	要配慮者への支援、多様な視点による対応	1
4.	防災関係機関相互の協力体制の推進	1
5.	警戒避難体制の整備	2
6.	防災拠点施設の整備及び物資の備蓄	2
7.	新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策	2
8.	SDGsの観点を踏まえた施策の推進	2
第4節	計画の内容	2
1.	総則	2
2.	災害予防計画	3
3.	災害応急対策計画	3
4.	災害復旧計画	3
第5節	計画の運用	3
1.	計画の修正	3
2.	他の法令に基づく計画との関係	3
3.	計画の習熟	3
第6節	用語の定義	4
第2章	防災関係機関の大綱	5
第1節	各機関の処理すべき業務の大綱	5
1.	県及び市	5
2.	警察機関	6
3.	消防機関	7
4.	自衛隊	7
5.	指定地方行政機関	7
6.	指定公共機関	9
7.	指定地方公共機関	10
8.	その他	11
第2節	地域防災組織	11
1.	野洲市防災会議	12
第3章	野洲市の現況と防災対策の推進方向	13
第1節	野洲市の現況	13

1. 野洲市の自然条件.....	15
第2節 野洲市の地震災害特性.....	19
1. 既往の主な地震災害.....	19
2. 地震調査研究推進本部の長期評価等.....	20
3. 被害想定.....	23
第3節 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	26
第4節 滋賀県地震防災プラン.....	28
1. 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた課題と対応策の整理.....	28
2. 滋賀県地震防災プラン.....	29
第5節 防災対策の推進方向.....	29
1. 防災ビジョンの体系.....	29
2. 基本目標及び基本方針.....	30
第2部 災害予防計画.....	33
第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進.....	35
第1節 防災まちづくり計画.....	35
1. 防災学区の設定.....	35
2. 防災拠点の整備.....	36
3. 指定避難所の整備.....	37
4. 防災都市計画.....	38
第2節 災害活動体制の整備.....	41
1. 緊急災害時の職員連絡システムの整備.....	41
2. 活動マニュアルの整備.....	41
3. 広域応援体制の整備.....	41
4. 業務継続計画の整備.....	42
第2章 災害に強い基盤づくりの推進.....	43
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	43
第2節 都市の防災構造化と建物等の安全化.....	44
1. 公共施設の災害予防計画.....	44
2. 一般建築物の災害予防計画.....	45
3. 建物等に付属する施設等の安全性の向上.....	47
4. 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域.....	47
5. 密集住宅市街地の面的整備.....	47
6. 被災建築物応急危険度判定制度の整備.....	47
7. 被災宅地危険度判定制度の整備.....	47
8. 応急仮設住宅等の供給体制の整備.....	47
第3節 電力・ガス施設の安全化.....	48
1. 電力施設の災害予防計画.....	48
2. ガス施設の災害予防計画.....	49
3. LPガス（LPガス販売事業者）.....	50
第4節 上下水道施設の安全化.....	51
1. 上水道施設の災害予防計画.....	51

2. 下水道施設の災害予防計画	53
第5節 通信・放送施設の安全化	55
1. 電信電話設備の災害予防計画	55
2. 放送施設の災害予防計画	56
第6節 危険物施設等の安全化	56
1. 危険物施設における災害の防止	56
2. 高圧ガス施設における災害の防止	57
3. 毒物劇物施設における災害の防止	58
4. 保安教育の推進	58
5. 資機材の整備	59
6. 危険物等の把握と活動中の安全確保	59
7. 防災訓練の実施	59
第7節 鉄道施設災害予防計画	59
第8節 道路施設災害予防計画	60
1. 道路の整備	60
2. 橋梁の整備	60
3. 道路啓開用資機材の整備	60
4. 道路情報システムの整備推進	60
第9節 ため池等農業用施設の安全化	61
1. ため池の災害予防計画	61
第10節 土砂災害予防計画	62
1. 急傾斜地崩壊危険箇所等に対する災害予防計画	62
2. 砂防対策計画	62
3. 総合土砂災害対策	63
4. 治山対策計画	64
5. 造林対策計画	65
6. 宅地防災対策計画	65
7. 地籍調査事業	65
第3章 災害に備えるしくみづくりの推進	66
第1節 情報通信体制の整備	66
1. 情報の収集及び伝達体制	66
2. 関係機関との協力体制の整備	68
3. 気象情報等の伝達体制の整備	69
4. 震度情報の伝達体制の整備	69
第2節 火災予防・緊急消火体制の充実	70
1. 出火予防対策	70
2. 延焼予防計画	71
3. 消防救急体制の強化	73
4. 消防施設の整備	73
5. 救急体制の整備	74
第3節 救助・救急、緊急医療体制の充実	74

1. 初動医療体制	74
2. 後方医療体制	75
3. 難病患者、人工透析者、在宅療養者への対応	75
4. 医療品等の確保	75
5. その他の医療体制の整備	76
第4節 物資の確保と緊急輸送体制の整備	76
1. 飲料水等の備蓄	76
2. 食料及び生活必需品の備蓄	77
3. 必要物資調達体制	78
4. 緊急輸送体制の整備	78
第5節 広域避難・避難収容体制の整備	81
1. 避難計画、避難者受入れ計画の策定	81
2. 避難所の指定	81
3. 指定避難所の明示とパニック防止	83
4. 指定避難所の通信体制の整備	83
5. 指定避難所の整備	84
6. 指定避難所の運営管理に関する事項	84
7. 防災上重要な施設の計画	85
8. 避難路の整備	85
第6節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化	86
1. 平常時における避難行動要支援者の把握	86
2. 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり	87
3. 社会福祉施設等における防災体制の強化	87
4. 防災知識の普及	88
5. 地域ぐるみの救護体制の整備	88
6. 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立	89
7. 要配慮者に対する災害対策の配慮	89
8. 外国人に対する災害対策の配慮	89
第7節 帰宅困難者対策計画	89
第8節 災害復旧・復興への備えの強化	90
第9節 複合災害に対する備えの強化	90
1. 複合災害時の災害応急体制の整備	90
2. 複合災害を想定した訓練の実施	90
第4章 地域防災を担う人づくりの推進	91
第1節 防災上必要な教育及び広報に関する計画	91
1. 住民に対する防災教育	91
2. 児童・生徒に対する防災教育	92
3. 職員に対する防災教育	92
4. 防火管理者制度の徹底	92
5. 防災週間における啓発活動	93
6. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	93

7. 言い伝えや教訓の継承.....	93
8. 液状化対策の普及・啓発.....	93
第2節 防災訓練の充実.....	93
1. 防災総合訓練.....	93
2. 県で行う防災訓練.....	94
3. 各機関別の訓練.....	94
第3節 自主防災組織の整備.....	95
1. 地域自主防災組織の整備.....	95
2. 職域自主防災組織の整備.....	96
3. 地区防災計画.....	98
第4節 災害ボランティアへの支援.....	98
1. ボランティア活動環境の整備.....	99
2. 人材育成.....	99
3. 災害支援ボランティア意識の普及啓発活動.....	99
第3部 災害応急対策計画.....	100
第1章 防災組織整備計画.....	101
第1節 災害応急対策の活動体制.....	101
1. 地震災害発生時の初期活動体制.....	101
2. 緊急時の担当部課の決定.....	105
第2節 動員計画.....	107
1. 地震災害発生時の動員体制.....	107
2. 動員伝達.....	107
第3節 組織計画.....	108
1. 地震1号体制の配備.....	108
2. 地震2号体制の配備.....	109
3. 災害警戒本部の設置.....	109
4. 学区連絡所の設置.....	110
5. 災害対策本部の設置.....	111
6. 野洲市防災会議の招集.....	117
第2章 災害救助法の適応.....	118
1. 実施機関.....	118
2. 災害救助法の適用基準.....	118
3. 災害救助法の適用要請.....	119
4. 災害救助法による救助実施.....	120
5. 救助の実施状況の記録及び報告.....	120
6. 被災者に関する情報提供.....	120
第3章 相互協力計画.....	120
1. 行政機関との応援協力体制.....	121
2. 防災関係団体等との応援協力体制.....	124
3. 地域住民の協力.....	124
4. ボランティアの協力.....	125

第4章 自衛隊災害派遣計画	125
1. 派遣要請基準	125
2. 派遣要請依頼の要領	126
3. 自衛隊派遣受入れ体制及び準備	127
4. 災害派遣部隊の活動範囲	127
5. 経費の負担区分	128
第5章 消防計画	129
1. 前進指揮所の設置	129
2. 消防職員、団員の非常招集	129
3. 隊編成	130
4. 情報収集	130
5. 情報整理	131
6. 報告	131
7. 救急・救助	132
8. 応援隊の要請	134
9. 住民による自主的な消防活動	134
第6章 救急救助及び医療救護計画	135
1. 救出計画	135
2. 医療救護体制	135
3. 病院等の被災状況の把握	138
4. 県への救護要請	139
5. 救護所の開設	139
6. 保健衛生及び防疫計画	141
7. 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・引渡し及び火葬（埋葬）計画	143
第7章 情報計画	145
第1節 情報連絡計画	145
1. 災害時の通信連絡	145
2. 震度情報の伝達	148
3. 被害情報の収集・伝達	149
4. 広報広聴計画	155
第8章 通信及び放送施設応急対策計画	159
1. 市防災行政無線通信応急対策計画	159
2. 通信施設応急対策計画	159
3. 放送施設応急対策計画	160
4. 郵便施設応急対策計画	160
第9章 警備計画	161
1. 警察の任務	161
2. 発生時における警察活動	161
3. 警備体制	161
4. 活動内容	162
第10章 交通規制計画	163

1. 交通規制の実施要領.....	163
2. 交通規制の報告系統.....	164
3. 緊急交通路の確保.....	165
4. 交通情報の提供.....	165
第11章 輸送計画.....	166
1. 緊急輸送体制.....	166
2. 輸送の範囲と優先順位.....	166
3. 緊急輸送道路の確保.....	167
4. 緊急輸送のための交通の確保.....	167
5. 輸送方法.....	167
6. 輸送の実施.....	170
第12章 避難計画.....	172
1. 実施体制.....	172
2. 実施の基準.....	174
3. 避難の指示の周知.....	174
4. 避難誘導.....	175
5. 指定避難所の開設及び運営.....	176
6. 個別の避難対策.....	181
7. 広域一時滞在.....	184
第13章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画.....	186
1. 応急給水計画.....	186
2. 食料供給計画.....	188
3. 衣料、生活必需品等供給計画.....	190
4. 燃料供給計画.....	192
5. 義援金品配分計画.....	193
第14章 災害廃棄物処理計画.....	197
1. 廃棄物処理.....	197
2. し尿処理.....	200
第15章 住宅対策計画.....	202
1. 実施体制.....	202
2. 応急仮設住宅の設置・供与.....	202
3. 住宅の応急修理.....	204
4. 建設資材の調達.....	204
5. 被災宅地危険度判定.....	204
6. 被災建築物応急危険度判定の実施.....	204
第16章 電力・ガス施設応急対策計画.....	206
第1節 電力施設応急対策計画.....	206
1. 応急対策.....	206
2. 復旧対策.....	206
3. 復旧順位.....	207
第2節 ガス施設応急対策.....	207

1. 都市ガス施設の応急対策	207
2. プロパンガス施設の応急対策	208
第17章 上水道施設及び下水道施設応急対策計画	210
1. 上水道施設応急対策計画	210
2. 下水道施設応急対策計画	210
第18章 危険物施設等応急対策計画	213
1. 危険物施設応急対策計画	213
2. 火薬類及び高圧ガス貯蔵施設等応急対策計画	213
第19章 建造物等応急対策計画	215
1. 社会公共施設応急対策計画	215
2. 一般建築物応急対策計画	216
3. 市庁舎等の応急修理計画	216
4. 文化財の保護計画	216
第20章 河川管理施設等応急対策計画	217
1. 応急対策	217
2. 復旧計画	217
第21章 土砂災害危険箇所に対する応急対策計画	218
1. 危険箇所の警戒巡視活動	218
2. 被災宅地危険度判定の実施	218
3. 応急復旧対策	219
第22章 農林業施設等応急対策計画	220
1. 農業用施設応急対策計画	220
2. 畜産施設応急対策計画	222
3. 治山、林道施設応急対策計画	222
第23章 ボランティア対策計画	224
1. 実施体制	224
2. ボランティアの確保	224
3. ボランティア受入れ体制	226
4. ボランティアの活動内容	226
5. ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成	227
6. その他	227
第24章 学校における応急対策計画	228
1. 学校における防災体制	228
2. 学校等における応急対策	229
3. 応急教育対策	231
第25章 帰宅困難者対策計画	234
第26章 要配慮者対策計画	235
1. 要配慮者の安否確認等	235
2. 高齢者に係る対策	235
3. 障がい者に係る対策	235
4. 乳幼児・児童に係る対策	235

5. 外国人に係る対策.....	235
第27章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画	236
1. 災害の拡大防止対策計画.....	236
第4部 災害復旧計画.....	237
第1章 復興計画の策定.....	239
1. 事前復興対策の実施.....	239
2. 災害復興対策本部の設置.....	239
3. 災害復興方針・計画の策定.....	239
4. 災害復興事業の実施.....	240
第2章 被災者・被災中小企業等への支援	241
1. 被災証明書の発行.....	241
2. 義援金品の支給.....	243
3. 租税等の徴収猶予及び免税の措置	244
4. 災害弔慰金等の支給並びに、生活援護資金等の貸付	244
5. 被災者生活再建支援金の支給計画	244
6. 中小企業等への支援.....	247
7. 被災者台帳の作成.....	247
第3章 住宅の復興.....	248
1. 一般民間住宅.....	248
2. 災害公営住宅の整備.....	248
第4章 雇用の安定と雇用機会の確保	250
1. 雇用対策.....	250
2. 職業訓練の実施.....	250
第5章 商工業の再建支援.....	251
1. 被災状況の把握.....	251
2. 再建資金の融資.....	251
3. 再建に向けた相談・情報提供等の実施	251
第6章 農林水産業の再建支援.....	252
1. 相談窓口の開設等.....	252
2. 融資制度.....	252
第7章 金融機関・郵政事業の復旧	253
第1節 金融措置計画.....	253
1. 近畿財務局（大津財務事務所）の措置	253
2. 日本銀行（京都支店）の措置	253
第2節 郵政関係補助.....	254
1. 郵便関係.....	254
2. 為替貯金関係.....	254
3. 簡易保険関係.....	254
第8章 治安の確保及び交通対策	255
1. 復旧・復興事業からの暴力団排除	255
2. 交通対策.....	255

第9章 激甚災害の指定.....	256
1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	256
2. 農林水産業に関する特別の助成	257
3. 中小企業に関する特別の助成	257
4. その他の特別の財政援助及び助成	258
第10章 災害復旧資金計画.....	259
1. 計画方針.....	259
2. 計画の内容.....	259

第 1 部 総則

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的

「野洲市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、野洲市地域にかかる災害対策に関して、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定する。

第2節 計画の作成機関

野洲市地域防災計画の作成機関は、野洲市防災会議とする。野洲市防災会議は、災害対策基本法第16条及び野洲市防災会議条例（資料編参考資料-5）に基づき設置された機関であり、本市の地域における防災に関する基本方針の決定並びに野洲市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とするものである。

なお、野洲市防災会議の庶務担当機関として、野洲市市民部自治防災課がこれに携わる。

第3節 計画の基本方針

本計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国地方行政機関、県、市町、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めるものとする。

1. 災害に強い地域づくり

災害への対策として、従来からの治水治山を含む保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、土地情報のデータ化その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努めるものとする。

2. 自主防災体制の確立

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

3. 要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、地域社会における人間関係の希薄化、グローバル化等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

4. 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動並びに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

5. 警戒避難体制の整備

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう警戒避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

6. 防災拠点施設の整備及び物資の備蓄

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設等の整備、物資の備蓄等を図る。

7. 感染症を踏まえた防災対策

感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取入れた防災対策を推進する。

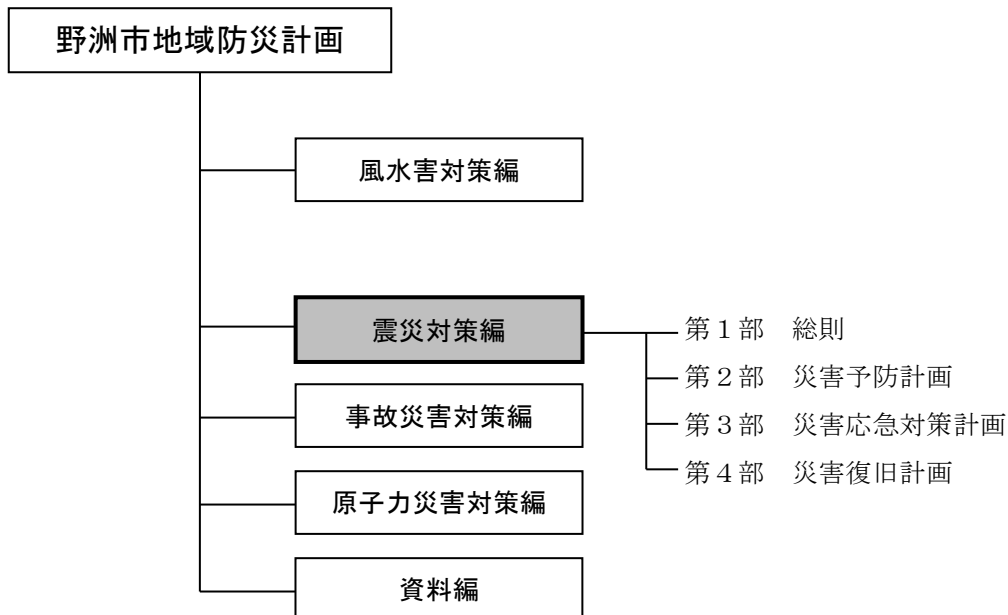
8. SDGsの観点を踏まえた施策の推進

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。

第4節 計画の内容

防災には、時間の経過と共に、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、本計画では、それぞれの段階において県、野洲市、防災関係機関及び住民がとるべき風水害や地震災害等にかかる災害対策を実施する際の基本体系を構成している。

また、本市の地形、地質、気象、地域特性によって想定される台風、大雨等の風水害や地震災害、事故災害を基準として、次の事項について定める。



1. 総則

計画の基本方針、野洲市及び本市の防災関係機関やその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、及び野洲市地域の災害に関する被害特性とその対応策についての基本的方向を示している。

2. 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための事前措置として、防災施設の整備、防災教育・訓練、一般住民への防災知識の普及やその他の災害予防計画に関する事項を定めた計画

3. 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための措置として組織体制の整備、災害に関する予報又は警報の伝達、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項を定めた計画

4. 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画

第5節 計画の運用

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年野洲市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに野洲市防災会議に提出する。

2. 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる野洲市地域防災計画は、防災基本計画、防災業務計画や滋賀県地域防災計画との整合性を図る。

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

3. 計画の習熟

野洲市及び防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関並びに住民と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法により本計画の習熟に努めなければならない。

第6節 用語の定義

本計画における用語の定義は次に示すとおりである。

No.	用語	定義
1	市本部	野洲市災害対策本部
2	消防局	湖南広域消防局
3	消防署	湖南広域消防局東消防署
4	消防団	野洲市消防団
5	水防団	野洲市消防団に同じ
6	県本部	滋賀県災害対策本部
7	県地方本部	南部土木事務所に設ける滋賀県災害対策本部の地方本部
8	指定地方行政機関	参照：「第2章第1節各機関の処理すべき業務の大綱」
9	指定公共機関	
10	指定地方公共機関	
11	公共団体その他防災上重要な施設の管理者	
12	要配慮者	高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者など災害時に特に配慮を要する人
13	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、支援を要する人

第2章 防災関係機関の大綱

第1節 各機関の処理すべき業務の大綱

野洲市は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、野洲市の地域並び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

指定行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関して、概ね次の事務又は業務を処理する。

1. 県及び市

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
野 洲 市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 野洲市防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 管内における公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (6) 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備 (7) 水防、消防その他の応急措置 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救出、救護等の置 (10) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設 (11) 災害時における保健衛生についての措置 (12) 被災児童、生徒等の応急教育 (13) 災害復旧の実施 (14) 災害ボランティア活動の支援 (15) 災害廃棄物の処理対策
滋 賀 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 市及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (8) 水防その他の応急措置 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示並びに指定避難所開設の指示 (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保 (12) 災害時における保健衛生についての措置 (13) 被災児童、生徒等の応急教育 (14) 災害復旧の実施 (15) 自衛隊の災害派遣要請 (16) 災害ボランティア活動の支援 (17) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 (18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること

2. 警察機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
滋賀県警察本部 守山警察署	(1) 施設、設備等の整備 (2) 連絡、輸送手段の確保等 (3) 教養・訓練及び事前準備 (4) 業務継続計画の策定 (5) 情報通信・情報収集手段の整備 (6) 関係機関との協力 (7) 交通の確保に必要な対策 (8) 避難誘導に係る対策 (9) 県民等への情報伝達・防災訓練 (10) 関係機関、ボランティア団体等との相互連携 (11) 危険箇所、孤立集落、重要施設の把握等 (12) 災害警備活動に関する調査及び研究 (13) 警備体制の確立 (14) 情報の収集・報告 (15) 救出救助活動等 (16) 交通規制の実施 (17) 避難誘導等の措置 (18) 行方不明者に係る情報の共有 (19) 遺体の検視等 (20) 二次被害の防止 (21) 被災地及び避難場所の警戒 (22) 報道対策 (23) 活動の記録 (24) 警察情報システムに関する措置 (25) 自発的支援の受入れ (26) 警察施設の復旧及び職員の健康管理 (27) 暴力団排除活動の徹底 (28) 警衛警護の実施 (29) 職員の参集・派遣等 (30) 隣接府県等との連携

3. 消防機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
湖南広域消防局 (東消防署)	(1) 初動連絡体制（関係者・関係機関等） (2) 災害発生初期の情報収集・伝達（被害状況等） (3) 火災の予防 (4) 消防力の強化 (5) 危険物等の規制と安全の確保 (6) 消防計画の立案 (7) 避難誘導 (8) 火災の鎮圧やその他の災害の軽減措置 (9) 災害時の救急、救助 (10) 防災訓練の実施及び防災知識の普及啓発、防災教育

4. 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 今津駐屯地	(1) 自衛隊災害派遣計画の作成 (2) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5. 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
近畿管区警察局	(1) 県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用 (6) 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 大津財務事務所	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	(1) 救援等にかかる情報の収集及び提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	(1) 農地、農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農林業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被災農林漁業者等に対する災害融資斡旋・指導 (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付 (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 災害時における主要食料の供給
滋賀森林管理署	(1) 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 (2) 国有保安林、保安施設等の保全 (3) 森林火災対策 (4) 災害応急対策用材（国有林材）の供給 (5) 国有林野における災害復旧

第1部 総則

第2章 防災関係機関の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
近畿経済産業局	(1) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (2) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止に着いての保安の確保
近畿運輸局 滋賀運輸支局	(1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 大阪空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関して、安全確保のための必要な措置
大阪管区气象台 彦根地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
近畿総合通信局	(1) 電波の監理並びに有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 (5) 非常時における重要通信の確保 (6) <u>災害対策用移動通信機器等の貸出</u> (7) <u>情報伝達手段の多様化・多重化の促進</u>
滋賀労働局	(1) 工場、事業所（鉱山関係は除く。）における労働災害防止に関する指導 (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 (3) 被災者の労災保険給付に関する対応 (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進被災者の労災保険給付に関する対応
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 滋賀国道事務所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄 (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止 (7) 直轄公共土木施設の復旧 (8) 港湾施設の整備と防災管理の指導 (9) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 (10) 海上の流出油等に対する防除措置の指導 (11) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関する事 (13) 公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策

6. 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵政(株)近畿支社 (各郵便局)	(1) 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の料金免除
西日本旅客鉄道(株) 京都支社野洲駅 東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部	(1) 鉄道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 (3) 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 (4) 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) 滋賀支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) KDD I (株) 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 (3) 被災施設の復旧
日本銀行 京都支店	(1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 滋賀県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 大津放送局	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象等予警報、被害状況等の報道 (4) 指定避難所への受信機の貸与 (5) 被災放送施設の復旧 (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
西日本高速道路(株) 関西支社	(1) 名神高速道路等の整備と防災管理 (2) 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 (3) 被災道路施設の復旧
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	(1) 琵琶湖開発事業施設の操作と防災管理 (2) 被災施設の復旧
日本通運(株) 大津支店	(1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力送配電 株式会社滋賀支社	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 県、野洲市、関係機関、各電力会社との連携 (4) 被害状況調査及び住民への広報 (5) 被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧

7. 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船(株) 一般社団法人滋賀県トラック協会	(1) 災害時における自動車、船舶等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
びわ湖放送(株) (株)京都放送	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
滋賀県土地改良事業 団体連合会	(1) ため池及び農業用施設の整備と防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (3) 災害時における医薬品等の管理
一般社団法人 滋賀県LPガス協会	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者の避難支援への協力
一般社団法人 滋賀県建設業協会	(1) 災害時における公共土木建築施設の復旧 (2) 災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 (3) 災害時における土木資機材労力の提供

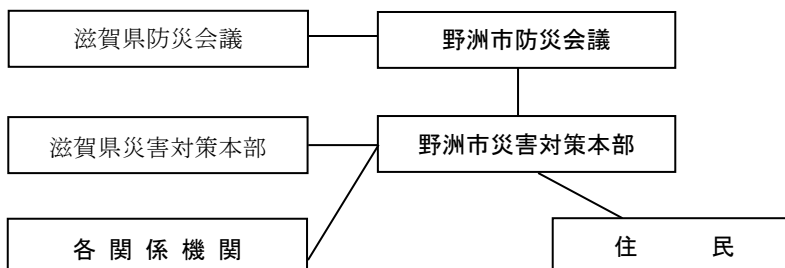
8. その他

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
レーク滋賀農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 (2) 市の実施する農林関係の被害調査、応急対策への協力 (3) 被災農林業者に対する融資、斡旋 (4) 被災農林業者に対する生産資材の確保、斡旋
野洲市商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力 (2) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
新聞社等報道関係機関	(1) 住民への防災知識の普及と予警報等の周知徹底 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分
医療施設管理者	(1) 施設の防災管理と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設管理者	(1) 施設の防災管理と避難訓練の実施 (2) 災害時における施設利用者の保護
危険物関係施設管理者	(1) 災害における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給
湖南広域行政組合 環境衛生センター	(1) し尿の処理
(株)エフエム滋賀 (株)ZTV	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県病院協会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
守山野洲行政事務組合	(1) 火葬対応
社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア生活の支援、要配慮者の避難支援への協力

第2節 地域防災組織

野洲市における防災組織の概要を整理する。

■野洲市地域防災組織総括図



1. 野洲市防災会議

災害対策基本法及び野洲市防災会議条例（資料編参考資料-5）に基づき設置された機関で、野洲市の地域における防災に関して、野洲市が掌握すべき事務を中心として、これに市内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務をあわせて、総括的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする。

(1) 組織

会長 野洲市長

委員は、次の中から市長が定める。

- ①国の職員のうちから市長が委嘱する者
- ②滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- ③市の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- ④市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤市の教育委員会の教育長
- ⑥市の区域を管轄する消防局長又はその指名する職員及び消防団長
- ⑦市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 掌握事務

- ①野洲市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ②野洲市の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること
- ③以上の他、法律又は法令に基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 庶務担当

庶務担当は、市民部自治防災課とする。

第3章 野洲市の現況と防災対策の推進方向

第1節 野洲市の現況

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面する面積80.14km²（琵琶湖を含む。）のまちである。

当地域には、近江富士と呼ばれる美しい三上山と里山、豊富な水を有し、まちに潤いを与えてくれる野洲川や日野川、これら地域の河川のすべてが注がれる母なる琵琶湖等、住民が地域への愛着を持ち続けるうえで、他地域には見られない貴重な自然があり、温暖な気候の中で、住民の誇りと心を和ませるすばらしい環境を形成している。

地域内には、こうした自然環境を活用した滋賀県希望が丘文化公園、県立近江富士花緑公園や、オートキャンプ場を中心とするレクリエーション施設のピワコマイアミランド等があり、地域外からも多くの人たちが豊かな自然にふれあうために訪れるまちである。

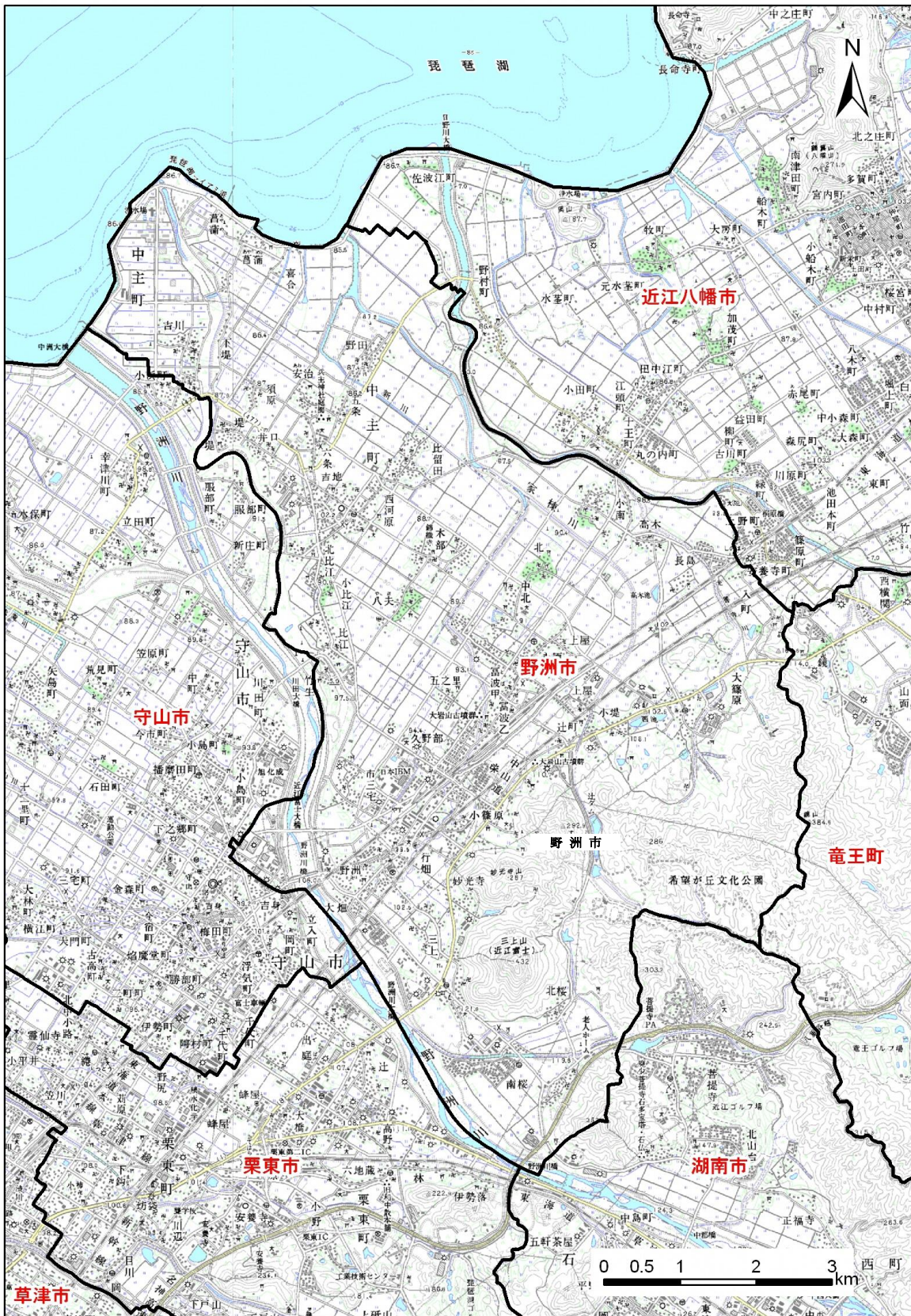
更に野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を活かして農業が盛んに行われてきており、この美しい田園風景も後世に引き継ぐ大きな財産であり近年の農業を取り巻く厳しい環境の中で近代化に向けた様々な取組みがなされている。

他にも、多数の銅鐸が出土し「銅鐸のまち」として知られ、他にも延喜式の名神大社である兵主神社や真宗木辺派の総本山である錦織寺をはじめ、古墳群や神社仏閣等豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちである。

こうした豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、人々の暮らしの中には、コミュニティの密接なつながりと互いに助け合う精神が培われ、祭り等の伝統文化が受け継がれてきた。

近年は、利便性の高い交通網整備を背景として京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいる。

■野洲市概要図



1. 野洲市の自然条件

(1) 地形概要

①湖東島状山地

琵琶湖の東岸から湖中にかけて、島状の山地が点在している。野洲市内の三上山、鏡山は、これら湖東島状山地の一部をなすものである。

湖東島状山地は、基盤山地である信楽山地の縁辺部が断層によりブロック状に分離・沈降し、更に野洲川上流から供給された多量の土砂により山麓部を埋められ、半島状に突出したものである。

②野洲川低地

野洲川は、流域面積 387km²、流路長 65.25km を有し、鈴鹿山脈に水源を発する滋賀県下最大の河川である。野洲川流域は、風化の進んだ花崗岩や古琵琶湖層群からなり、砂礫の生産が極めて激しく、下流部に日本最大の湖成三角州を形成している。

③扇状地

湖岸平野の上部に三上山等の山地から土砂が供給され堆積した、やや勾配のある地域である。位置的には、東海道本線（琵琶湖線）と山地との間に挟まれた山地山麓に沿った部分である。扇状地上には、旧中山道、東海道本線（琵琶湖線）、東海道新幹線、国道 8 号、市役所及び市街地が整備されており、野洲市において最も重要な地域である。なお、家棟川では、上流からの多量の土砂の生産により、天井川地形を形成しており、このような天井川は、一度氾濫すれば付近に甚大な被害を及ぼすおそれがあったが、国道 8 号付近では天井川が解消された。

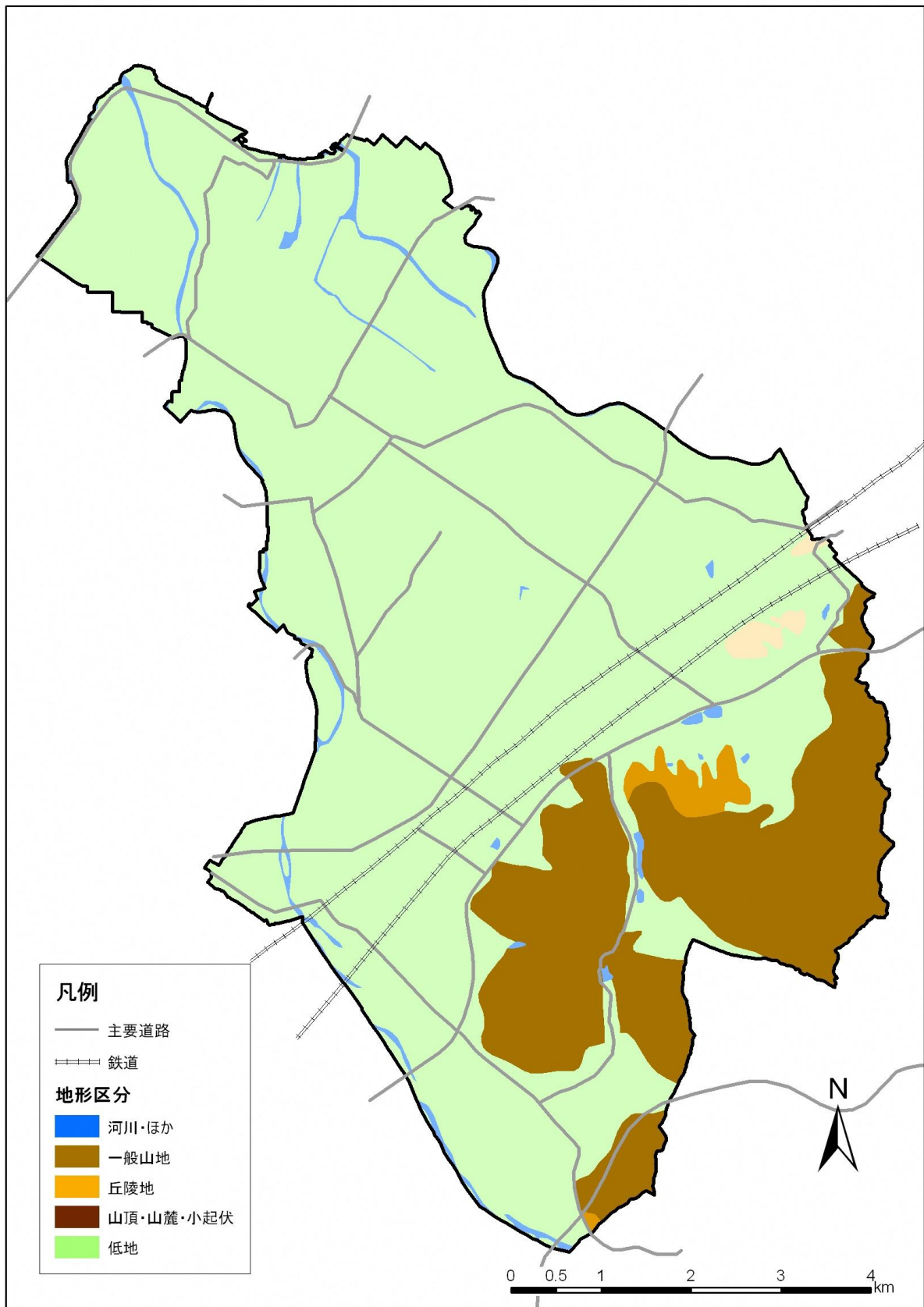
④湖岸平野

東海道本線（琵琶湖線）北側の野洲川により供給された砂、シルト、粘土が堆積してできた平坦な地域であり、現在大半が水田として利用されている。平地は、勾配が極めて緩いため、排水が困難であり、大雨時には過去幾度かの浸水被害が発生している。そのため集落は、湖岸平野上に島上に点在する自然堤防の微高地に集中し、集落の分布と自然堤防（微高地）の分布は極めて良く一致する。

⑤南櫻地区

三上山をはじめとする山地にコの字上に囲まれ、更に出口を野洲川の自然堤防により塞がれている。そのため大山川の排水が滞留し、砂、シルト、泥が緩く堆積した後背低地を形成している。南櫻地区には、近江富士団地が造成されており、社会的重要度が高まりつつある。

■野洲市の地形区分



(2) 地質概要

①古生層

野洲市山地の三上山、妙光寺山には、西隣する花崗岩により接触変成作用を受けた古生層（チャート：約225百万年前）が分布する。三上山、妙光寺山のチャートは、後述する花崗岩と同じく堅固な基盤を形成する。

②花崗岩

三上山、妙光寺山等のチャートの西隣（鏡山等の山地）には、花崗岩体（約65百万年前）が分布している。花崗岩は、元来風化作用を受けやすく、侵食作用を受けやすい。野洲市内の花崗岩もその例外ではなく、花崗岩地帯を水源とする家棟川は、多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成している。ただし、花崗岩の風化は、表層部分に留まり、特に傾斜の急な山地斜面では風化部分が侵食されやすいため、表層風化層は薄い。

③扇状地・崖錐堆積物

山地山麓と東海道本線（琵琶湖線）に挟まれた地域は、風化した花崗岩、チャート等が崩壊や洪水により運搬され、緩く堆積した扇状地・崖錐堆積物に覆われている。扇状地・崖錐堆積物は、砂から泥を主とし、後述する沖積堆積物に比べ礫径がやや大きいため山地と低地の間に堆積する。堆積物の堆積期間は、過去1万年以内であるため未固結の軟弱な地盤を形成している。

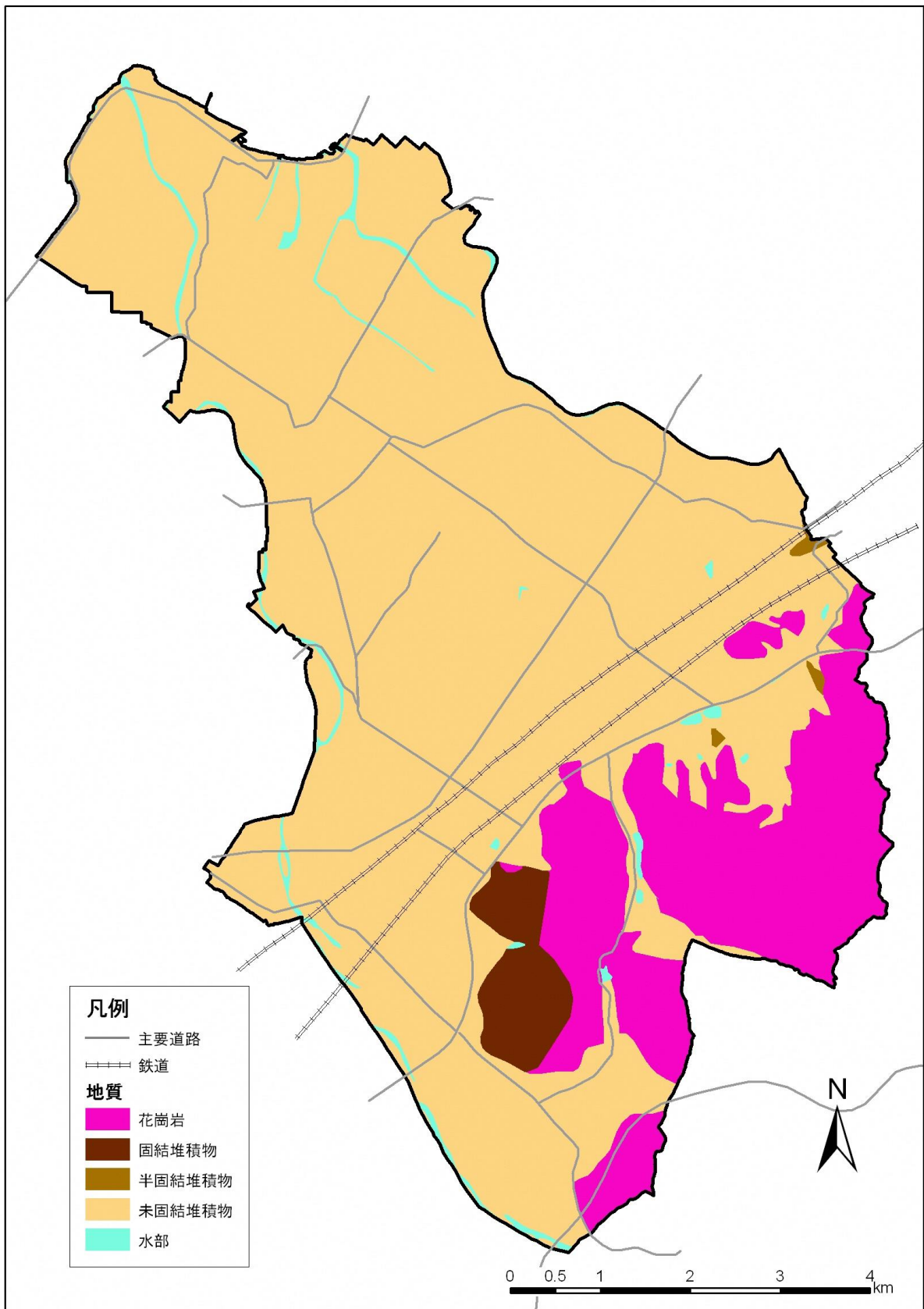
④沖積堆積物

東海道本線（琵琶湖線）以北及び南櫻地区の地質は、野洲川、日野川、家棟川等により供給された礫・砂・シルト・泥が堆積した沖積堆積物に相当する。

沖積堆積物の堆積期間は、約1万年前～現在に至る期間であり、山地部の花崗岩、古生層に比較して極最近に形成されたものである。そのため沖積堆積物の固結度は低く、未固結層に相当し、軟弱な地盤を形成している。

土地条件図によれば、野洲市内の「構造物支持層」は標高約80mに位置し、地表下約10m程度に相当することから野洲市の沖積層は厚さ10m以内と考えられる。また、野洲川河床の服部遺跡の調査結果でも沖積堆積物の厚さは数mを越えないとの指摘があり、琵琶湖周辺の沖積層は、海成沖積層のように厚いものではないと考えられる。

■野洲市の地質区分



第2節 野洲市の地震災害特性

1. 既往の主な地震災害

本市において震度6弱以上の地震動を引き起こす限界距離を、以下の2点を考慮して70kmと算出し、その範囲内における既往の地震災害を抽出した。

- ・日本周辺で記録に残る過去最大規模の地震のマグニチュードが9級である。
- ・地震により直接的かつ重大な被害が起こる震度が6弱以上(最大地表加速度250gal以上に相当)つまり、日本周辺における過去最大規模(マグニチュード8.5)の地震であっても、本市より70km以上の遠方で発生したものであれば、市域の震度は震度6弱を超えないということになる。したがって、半径70km以内で過去に起こった地震を防災上考慮すべき地震と捉えることができる。

本市から70km以内の範囲で発生した地震は、以下の表のとおりであり、1900年前後からこれまでにマグニチュード5.6～8.0の地震が10～20年間隔で8回ほど発生している。これらの地震によって本市に被害はなく、その他の地震によっても本市では地震被害の起こった例はほとんどない。しかし唯一、1891年(明治24年)の濃尾地震によって当時の野洲郡三上村大字三上や中洲村で液状化現象が起こった。

■本市より半径70km以内で起こった被害地震(M5.5以上)

震央番号	発生年月日	東 経	北 緯	マグニチュード	備 考
1	1968. 8. 18	135. 38°	35. 22°	5. 6	
2	1952. 7. 18	135. 78°	34. 45°	6. 8	吉野地震
3	1936. 2. 21	135. 72°	34. 58°	6. 4	河内大和地震
4	745. 6. 5 1925. 7. 7	136. 5°	35. 4°	7. 9 5. 8	
5	1909. 8. 14 1911. 2. 18	136. 3°	35. 4°	6. 8 5. 5(余震)	姉川地震
6	1903. 7. 6	136. 5°	35. 0°	5. 7	
7	1891. 10. 28	136. 6°	35. 6°	8. 0	濃尾地震
8	1854. 7. 9	136. 0°	34. 75°	7 1/4±1/4	
9	1833. 5. 27	136. 6°	35. 5°	6 1/4	
10	1830. 8. 19	135. 6°	35. 1°	6. 5±0. 2	
11	1819. 8. 2	136. 3°	35. 2°	7 1/4±1/4	
12	1802. 11. 18	136. 5°	35. 2°	6. 5～7. 0	
13	938. 5. 22 1185. 8. 13 1317. 2. 24 1350. 7. 6 1425. 12. 23 1751. 3. 26	135. 8°	35. 0°	7. 0 7. 4 6. 5～7. 0 6. 0 6. 0 5. 5～6. 0	
14	1715. 2. 2	136. 6°	35. 4°	6. 5～7. 0	
15	1662. 6. 16	135. 95°	35. 2°	7 1/4～7. 6	
16	1596. 9. 5	135. 6°	34. 65°	7 1/2±1/4	
17	1494. 6. 19	135. 7°	34. 6°	6. 0	

第1部 総則

第3章 野洲市の現況と防災対策の推進方向

震央番号	発生年月日	東 経	北 緯	マグニチュード	備 考
18	827. 8. 11 1449. 5. 13	135. 75°	35. 0°	6. 5～7. 0 5 3/4～6. 5	
19	1325. 12. 5	136. 1°	35. 6°	6. 5±1/4	
20	1091. 9. 28 1117. 11. 26	135. 8°	34. 7°	6. 2～6. 5 6. 0～6. 5	
21	1070. 12. 1	135. 8°	34. 8°	6. 0～6. 5	
22	976. 7. 22	135. 8°	34. 9°	6. 7 以上	

資料：日本被害地震総覧

2. 地震調査研究推進本部の長期評価等

地震防災対策特別措置法に基づき設置されている地震調査研究推進本部より公表されている滋賀県内及びその周辺の主要活断層帯及び南海トラフ地震の長期評価概要の一覧を以下に示す。

なお、地震の発生確率については、原則として活断層の繰り返し活動履歴を基に算定されている。

■滋賀県内及び周辺の主要活断層帯の長期評価一覧

断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が一 度に活動した 場合の地震規 模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2017年1月1日)				平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		我が国の主 な活断層に おける相対的 評価	30年 以内	50年 以内	100年 以内	
1 琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1程度	Sランク (高い)	1～3%	2～5%	4～10%	約1,000-2,800年 約2,800-2,400年前
2 琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,500-6,000年 1185年の地震
3 三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662年の地震
4 三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3程度	Aランク (やや高い)	ほぼ0～ 0.6%	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	4,200-6,500年 2800年前-6世紀
5 木津川断層帯	7.3程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,000-25,000年 1854年伊賀上野地震
6 頓宮断層	7.3程度	Aランク (やや高い)	1%以下	2%以下	4%以下	約10,000年以上 約10,000年前-7世紀
7 鈴鹿西縁断層帯	7.6程度	Aランク (やや高い)	0.08～ 0.2%	0.1～ 0.3%	0.3～ 0.6%	約18,000-36,000年 不明
8 鈴鹿東縁断層帯	7.5程度	Zランク	ほぼ0～ 0.07%	ほぼ0～ 0.1%	ほぼ0～ 0.2%	約6,500-12,000年 約3,500-2,800年前
9 湖北山地断層帯 (北西部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ 0.001%	約3,000-4,000年 11-14世紀
10 湖北山地断層帯 (南東部)	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	概ね7,000年程度 15-17世紀
11 柳ヶ瀬-関が原断層帯 (主部/南部)	7.6程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約4,900年前-15世紀
12 柳ヶ瀬-関が原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明

資料：地震調査研究推進本部（2017年1月1日）

■（参考）1995年 阪神・淡路大震災の発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
六甲・淡路島断層帯主部淡路島 西岸区間「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	1700年～3500年

長期評価の詳細については、地震調査研究推進本部のホームページを参照

http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/lte_summary/

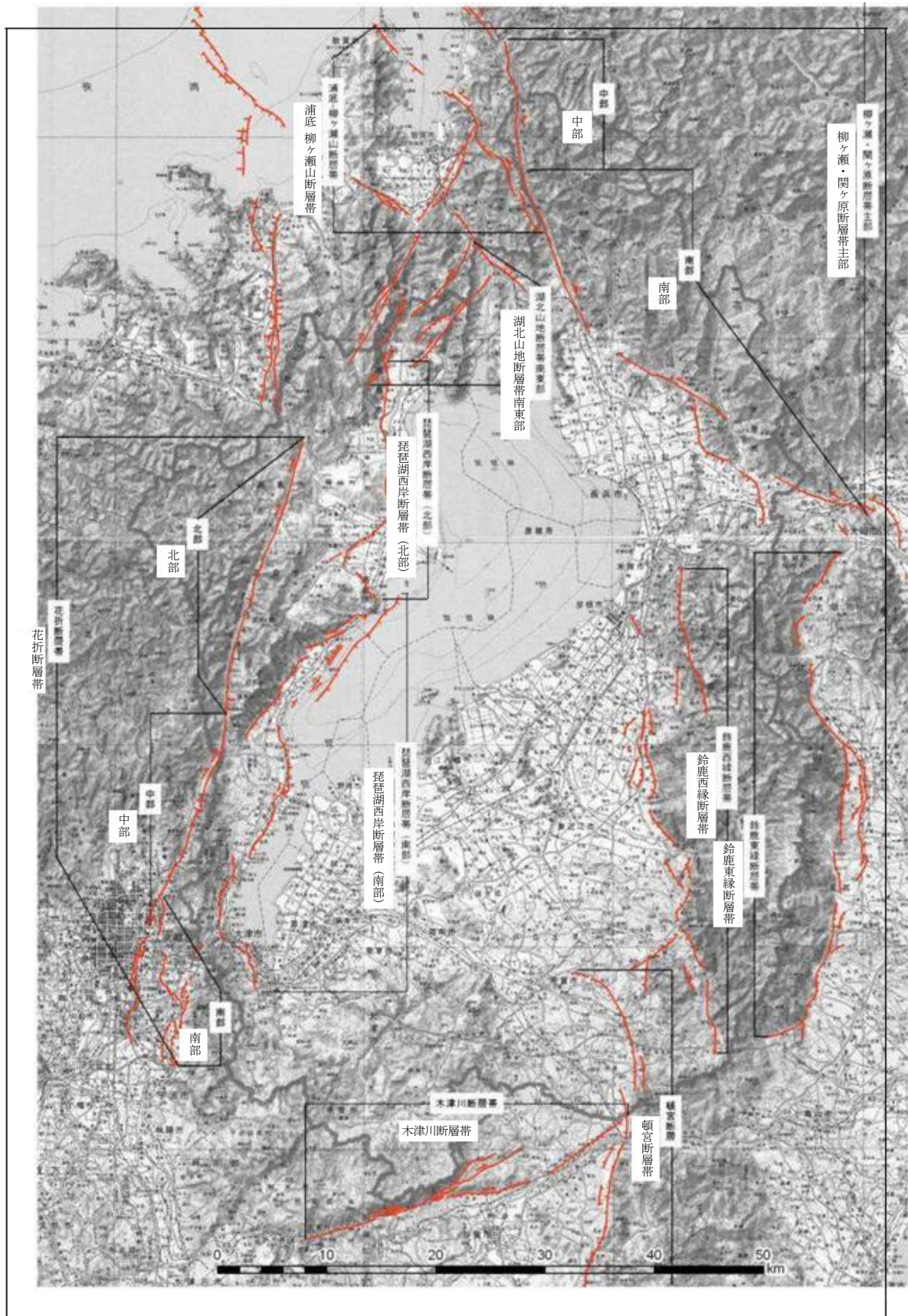
■南海トラフ地震の長期評価

領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2017年1月1日)			平均発生回数(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9クラス	20%～ 30%	70%程度	90%程度 若しくは それ以上	次回までの標準的な値88.2年 71.0年前

■（参考）2011年 東日本大震災の発生直前における確率

領域又は地震名	発生した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生回数(上段) 最新発生時期(下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
東北地方 太平洋沖地震	9.0	4%～6%	10%～20%	20%～30%	600年程度 約500～600年前

■地震調査研究推進本部が長期評価を公表している滋賀県内及び周辺の主要活断層帯
(一部加筆)



3. 被害想定

滋賀県では、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた地震防災対策の再検討に際しての基礎資料とすべく、平成24・25年度にかけて地震被害想定を見直し、以下のとおり取りまとめた。

野洲市では、琵琶湖西岸断層帯のうちケース1（震源を断層帯南部と設定した場合）による地震が発生した場合、最も被害が大きいことが想定される。

■滋賀県地震被害想定による本市の被害予測

想定地震 ：震源断層	ケース	最大建物被害（棟）			最大人的被害（人）		地震 直後の 停電率	地震 直後の 断水率	一週間後避難者 (冬夕方風速8m) 避難所生活者 (全避難者)
		全壊	半壊	全焼：冬 夕方風速 8m	死者：冬 深夜	負傷者：冬 深夜			
①琵琶湖 西岸断層帯	case1	847	3,594	-	48	739	90%	76%	4,843 (9,686)
	case2	716	3,132	-	42	661	86%	65%	3,961 (7,921)
②花折断層帯	case2	196	1,733	-	10	277	74%	48%	2,182 (4,363)
	case3	95	1,216	-	-	177	67%	34%	1,349 (2,699)
③南海トラフ 巨大地震	基本ケース	176	1,347	-	-	77	83%	43%	1,091 (2,182)
	陸側ケース	955	4,732	10	41	689	92%	75%	5,708 (11,416)

したがって、前項で示したとおり、野洲市として防災上最も考慮すべき地震は、琵琶湖西岸断層帯であること、災害対策は、想定し得る最悪のケースに備える必要があること等から、以下の地震を計画想定規模として位置づけ、各種防災対策を講じるものとする。なお、この地震の震源及び地震が発生した時の震度分布図は、次頁に示すとおりである。

①想定地震：琵琶湖西岸断層帯南部を震源とする地震

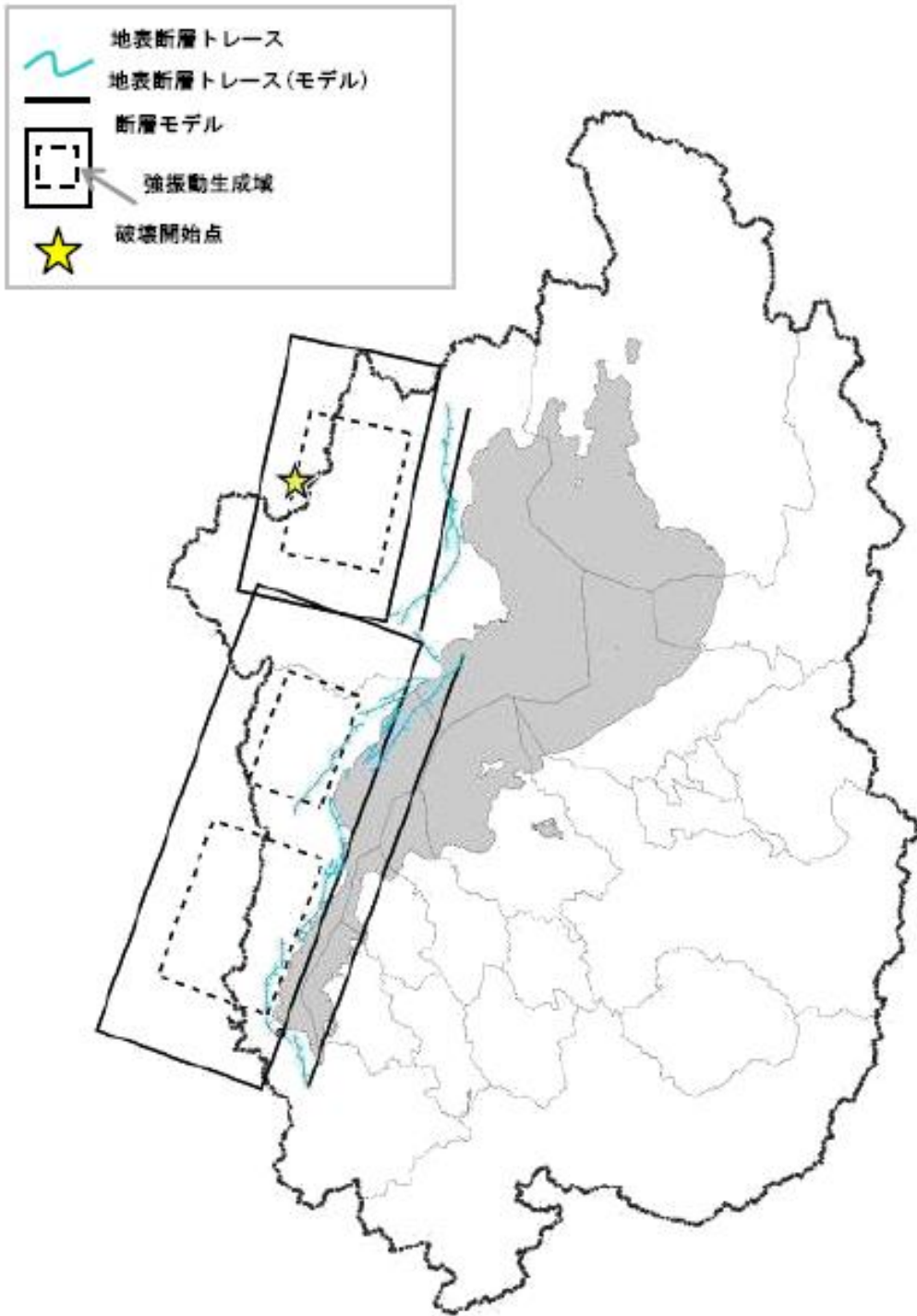
②想定地震規模：マグニチュード7.8

③想定人的被害：死者48人、負傷者739人程度

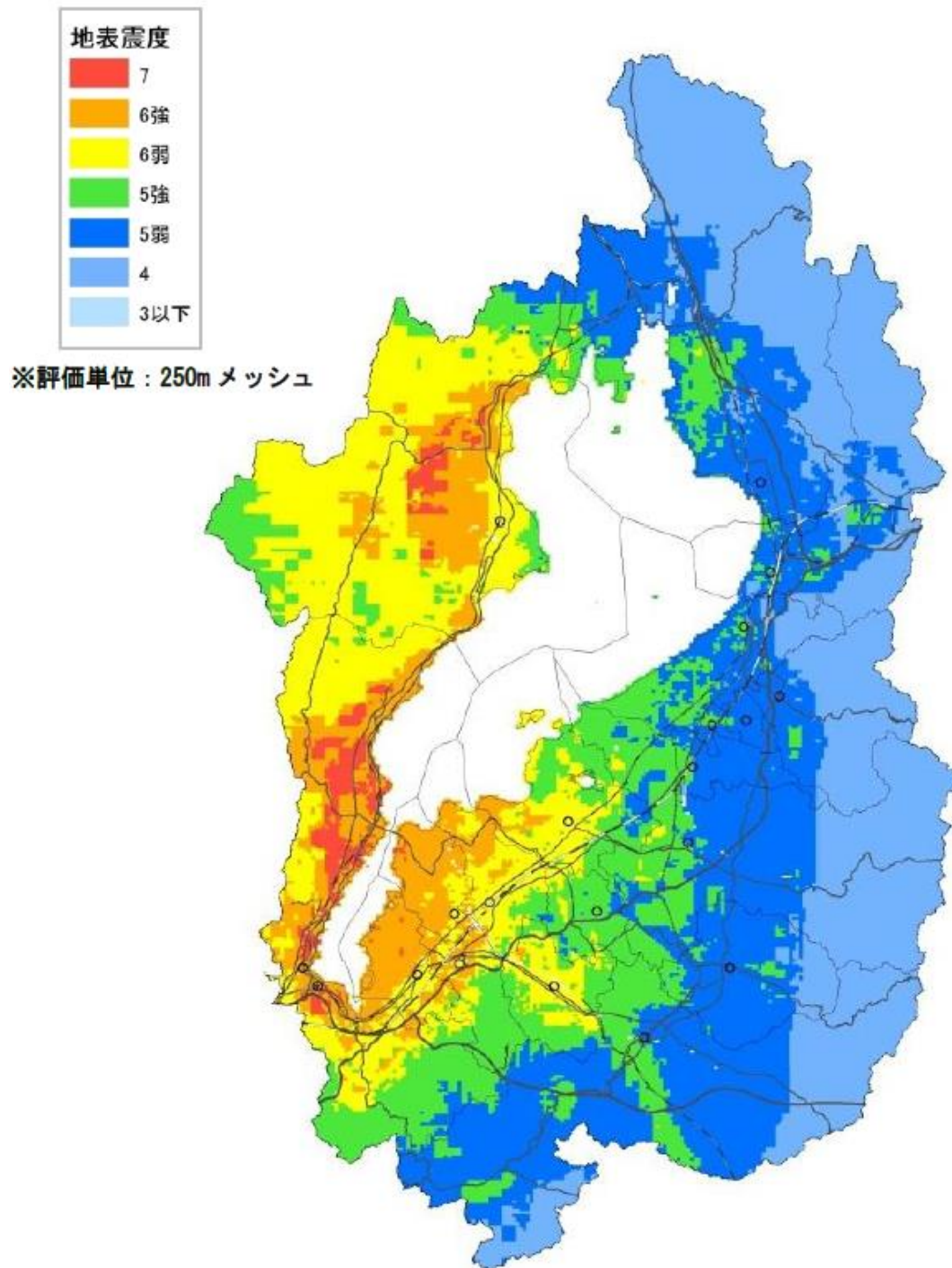
④想定建物被害：全壊847棟程度、半壊3,594棟程度

⑤避難所生活者（全避難者）：4,843人（9,686人）程度

■震源モデル図（マグニチュード7.8）琵琶湖西岸断層帯地震(case1)



■ 震度分布図 琵琶湖西岸断層帯地震 (case1)



第3節 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、平成25年12月に改正施行された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧：東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された。市防災会議は、中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を基本とし、各地域防災計画に今後速やかに「推進地域」における以下に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- ①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項並びにその具体的な目標及びその達成の期間
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項は政令で定められるもの

なお、野洲市地域防災計画における、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第4項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進計画の該当箇所を次表に示す。

■南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧

推進計画該当事項		野洲市地域防災計画（震災対策編） 該当箇所	
第1章	総則	第1部	総則
第1節	推進計画の目的	第1章	計画の基本方針
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	第2章	関係機関の大綱
第2章	関係者との連携協力の確保	第3部	災害応急対策計画
第1節	資機材、人員等の配備手配	第13章	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画
		第1章	防災組織整備計画
第2節	他機関に対する応援要請	第3章	相互協力計画
		第4章	自衛隊災害派遣計画
		第5章	消防計画
第3節	帰宅困難者への対応	第25章	帰宅困難者対策計画
第3章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	第3部	災害応急対策計画
第1節	津波に関する情報の伝達等	第12章	避難計画
第2節	避難指示等の発令基準		
第3節	避難対策等		
第4節	消防機関等の活動	第5章	消防計画
第5節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	第16章	電力・ガス施設応急対策計画
		第17章	上水道施設及び下水道施設応急対策計画
		第8章	通信及び放送施設応急対策計画
第6節	交通	第10章	交通規制計画
		第11章	輸送計画
第7節	市の管理施設等に関する対策	第19章	建造物要応急対策計画
第8節	迅速な救助	第6章	救急救助及び医療救護計画
		第2部	災害予防計画
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第2章	災害に強い基盤づくりの推進 (第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設用の整備計画)
第5章	防災訓練計画	第4章	地域防災を担う人づくりの推進 (第2節 防災訓練の充実)
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第4章	地域防災を担う人づくりの推進 (第1節 防災上必要な教育及び広報に関する計画)

第4節 滋賀県地震防災プラン

1. 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた課題と対応策の整理

平成28年4月14日（木）21時26分頃、熊本県で発生した地震（前震：M6.5）及び同年4月16日（土）1時25分頃、同地方で発生した地震（本震：M7.3）により、熊本県上益城郡益城町では最大震度7を2度観測した。

県は、関西広域連合や国機関等からの要請に応じ支援を行ったが、これらの支援を通して把握した熊本地震の教訓をもとに地震対策の一層の充実・強化を図るため、部局横断的なプロジェクトチームを設置し、本県の地震対策の課題をとりまとめ、その対応策を検討し下記の3項目を柱に整理された。

今後、継続して地震対策を進めると共に、今回整理した資料を基礎として、事業の実施や各種計画やマニュアル等に反映するなど地震対策の充実・強化に取り組むよう努めるものとする。

なお、復旧・復興対応は、今後、個々の施策において検証、反映されるものとして含まれていない。

①受援と市町への支援

ア 受援

a. 受援計画

イ 市町への支援

- a. 指定避難所運営支援
- b. 被害認定業務支援
- c. 応急危険度判定業務支援
- d. 避難のあり方
- e. 要配慮者対策支援
- f. 水道応急対策支援

②被災者支援

ア 被災者支援

- a. 指定避難所運営
- b. 要配慮者対策
- c. 指定避難所となっている県有施設の機能維持
- d. 被災地の住環境等

イ 物資支援

③自助、共助、公助の取組み

ア 自助、共助

- a. 自助支援
- b. 共助支援

イ 共助支援・県有施設等の機能確保

- a. 県有施設等の整備
- b. 計画やマニュアル等の見直し
- c. 応急復旧等対策

2. 滋賀県地震防災プラン

県は、熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するため、ハード・ソフト両面の地震対策の基本的な考え方、スケジュール等について定める滋賀県地震防災プランの策定を進めている。

市は、滋賀県地震防災プランより、県及び民間団体等との連携を強化し、受援体制の整備に努める。

第5節 防災対策の推進方向

1. 防災ビジョンの体系

(1) 防災ビジョンの位置付け

第2次野洲市総合計画（改訂版）では、目指すべき将来都市像を次のように定めている。

多様な人々と多彩な自然が調和した、
個性輝くにじいろのまち

将来都市像を実現させるため、以下のまちづくりの基本姿勢および分野ごとの基本方針が示されている。

【基本姿勢】

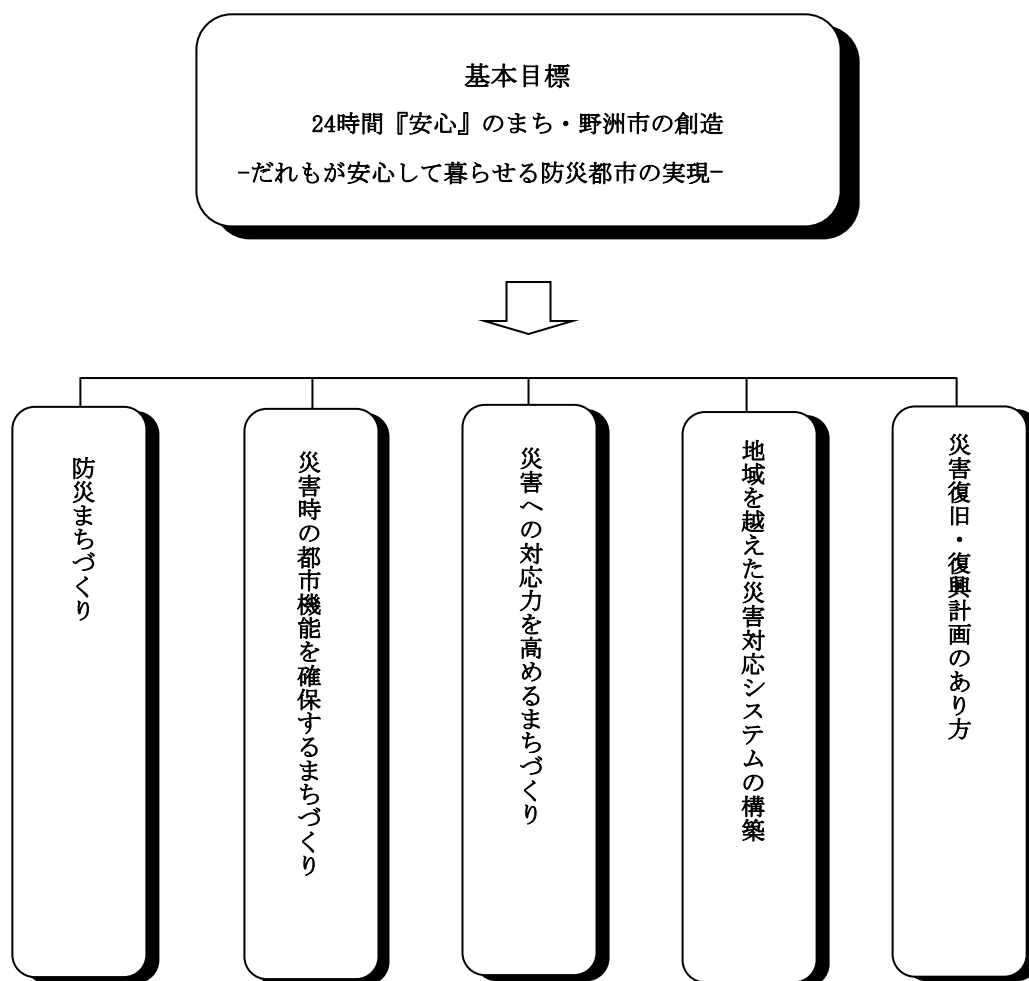
- ①協働の街づくり
- ②SDG s の実現

【分野ごとの基本方針】

- ①子育て・教育・人権
- ②福祉・生活
- ③産業・観光・歴史文化
- ④環境・都市計画・都市基盤整備
- ⑤市民活動・行財政運営

防災ビジョンは、「④環境・都市計画・都市基盤整備」の中の施策である防災・減災対策の強化と整合を図り、地域防災計画策定の基本指針として設定する。

2. 基本目標及び基本方針



(1) 基本目標

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、何百年もの歳月をかけて営々と築き上げられてきた都市に一瞬のうちに壊滅的な打撃を与え、多くの人々の尊い命と財産を奪う結果となり、あらためて安全性の高い防災都市づくりを推進していく必要性が再認識されている。

本市では、人命最優先の観点に立ち、災害から住民の生命や財産、都市機能等を守るために、行政、住民、事業所、関係機関等が一体となった防災まちづくりを推進していくことが重要であると考えている。

また、本市の持つ豊かな自然との調和にも配慮しつつ、ゆとりある都市空間と機能を持った都市の形成を図る必要がある。

防災まちづくりの目的はそこに住み、働き、訪れるだれもが安心して過ごせるまちの建設にある。

そのためには、過去の災害の教訓を生し、都市を災害に強い体質につくり変える必要があり、あらゆる領域、分野において「安全」「安心」が優先的に配慮されるような取組みが求められる。

その弛まぬ努力の結果、日常の暮らしの中において十分な安心感が得られ、その安心感を背景とした魅力と活力のある理想の都市が実現される。

大災害をはじめとする様々な不安や課題に対処するために、「安心」をキーワードとして「24時間『安心』のまち・野洲市の創造」を施策の目標として掲げ、誰もが日常安心して暮せるまちづく

りを目指す。

以上の点を踏まえ、野洲市は滋賀県における田園都市としてふさわしい、安全性の極めて高い都市機能と生活空間を有する都市を目指すこととし、本計画の基本目標を「24時間『安心』のまち・野洲市の創造-だれもが安心して暮らせる防災まちづくりの実現-」とする。

(2) 基本方針

基本方針は、平常時のまちづくりの中で、災害に強い都市構造を形成していくとの観点からの「防災まちづくり」、災害時のライフライン施設等の都市機能の混乱をできるだけ抑えるとの観点からの「災害時の都市機能を確保するまちづくり」、災害時の行政、住民、事業所、関係機関等の役割の明確化により被災後の回復力を高めるとの観点からの「災害への対応力を高めるまちづくり」、広域的応援協力等の相互扶助による災害対応力の強化との観点から「地域を越えた災害対応システムの構築」、被災後のスムーズな復旧・復興を行いよりよいまちを目指すとの観点から、「災害復旧・復興計画のあり方」の5つに分類して検討する。

①防災まちづくり -災害に備える-

- ア 起こり得る災害及び被害の状況を想定し、急傾斜地崩壊危険箇所等の地盤条件や地域の危険性に配慮した防災都市づくりを推進する。
- イ 災害による被害を最小限に抑えるため、環境に配慮し、道路整備やオープンスペースの確保等安全な都市構造や市街地空間の形成に努める。
- ウ 地震災害に強い生活環境の構築に向けた民間住宅の耐震診断や改修の支援、公共施設の耐震化、防災拠点の整備に努める。
- エ 洪水ハザードマップや地震防災マップの活用により、市民の災害に対する理解を促進する。
- オ 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

②災害時の都市機能を確保するまちづくり-都市機能の混乱をできるだけ抑える-

- ア 災害時の迅速かつ正確な情報の収集と伝達を行う体制の確立及び情報通信システムの強化を図る。
- イ 防災関係機関と連携した災害時の救命救助や保健医療体制を確立する。
- ウ 災害時における緊急輸送路及び輸送手段の確保、適切な交通規制措置、交通機関の早期復旧体制を確立する。
- エ 災害時の被害を最小限に抑えるため、ライフライン施設の物理的性能の向上と共に、ライフライン相互のネットワーク化、供給地区のブロック化等を推進する。

③災害への対応力を高めるまちづくり -被災後の回復力を高める-

- ア 自主防災組織の強化拡充を促進すると共に、防災訓練の実施等によって住民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害時には地域住民による組織的な活動と安全な避難ができるような体制づくりのために積極的な支援を行う。
- イ 災害時の職員参集基準の明確化や長期化に対応した非常配備動員体制の確立等、災害対策本部の体制の強化に努める。
- ウ 消防施設や装備の充実により消防力の向上を図ると共に、消防団及び自主防災組織による地域での初期消火体制の強化に努める。
- エ 自主防災組織やボランティア、事業所等による協力体制の構築を含め、被災者に対する生活上の援護や自立促進のための支援方策を講じる。
- オ 要配慮者に対する避難、情報、援護等の支援体制の確立に努める。

- ④地域を越えた災害対応システムの構築 -相互扶助による災害対応力の強化-
 - ア 地震災害等による被害を想定し、近隣市町はもとより、地域を越えたより広域的な連携による応援協力体制の確立に努める。また、地元の医療機関や企業・事業所など民間団体との包括的な連携
 - イ 平常時から、消防局、警察や県、自衛隊や国の関係機関等との相互の連携を強化することによって、災害時における連携体制の強化を図る。
- ⑤災害復旧・復興計画のあり方 -よりよいまちを目指して-
 - ア 災害復旧のために、物資・資材の調達、人材や財源の確保、財政援助等に関する計画を事前に策定し、それに則った迅速かつ円滑な復旧に努める。
 - イ 災害復旧・復興は、住民の意向を尊重して計画的に行うものとし、住民の合意形成を促進するために、平常時からソフト、ハード両面のバランスがとれた住民参加によるまちづくりを推進する。
 - ウ 災害復興を円滑に進めるために、災害復興計画の策定及び推進についての基本方針を作成し、策定体制、手順、策定にあたっての留意点、内容等について事前に協議しておく。

第 2 部 災害予防計画

第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進

第1節 防災まちづくり計画

本市は、災害発生時における住民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所・緊急交通路、防災空地等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりに努める。

1. 防災学区の設定

災害発生時の本市における応急対策活動及び避難誘導について、どのような状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するためには、本市全域をいくつかの地域の分割し、防災活動に適した単位での応急対策活動を実施することが望ましい。

したがって、本市では、小学校の学区を基本として次の7つの防災学区を設定する。このブロック単位ごとに避難場所や防災拠点となる施設を指定し、それぞれの単位での防災体制を整備する。

■防災学区の設定

防災学区	該当行政区	世帯数(世帯)	人口(人)
野洲	野洲西町第一、野洲西町第二、野洲中町、野洲東町、四ツ家、万葉台、行合、古里、中畑、小篠原東部、小篠原西部、桜生、和田、駅前第一、駅前第二、青葉台、駅前東、大畑、レオ、レックスフェスタ、グラン・ブルー野洲、エスリード野洲第2、シャリエ野洲レジデンス	5,991	13,514
三上	山出、東林寺、前田、小中小路、大中小路、七間場、妙光寺、北桜、南桜、近江富士第一、近江富士第二、近江富士第三、近江富士第四、近江富士第五、近江富士第六、近江富士第七、びわこ学園、ヒラカワガイダム寮、悠紀の里	1,843	4,408
祇王	上町、下町、江部、中北、北、上屋、新上屋、辻町、富波甲、富波松陽台、富波乙、野洲の里、富波野、ダイハツ寮、ぎおうの里、見星寺オレンジタウン、富波東	3,064	7,704
篠原	成橋、街道、東町、西町、小堤、入町、長島、高木、小南、篠原駅前、テクノスマート、篠原すみれ園	1,300	3,389
北野	市三宅第一、市三宅第二、駅前北、五反田、山田、縄手、樋の尻、稲辻、みすいでん、久野部、久野部東、ヴィルヌーブ野洲、竹生、富波湖洲平、第二湖洲平、富士美台、富波野洲平、富波南、アルティブラザ野洲、五之里、デイトウン野洲、竹ヶ丘	4,540	10,488
中里	比江、小比江、北比江、乙窪、錦の里、吉地、西河原、比留田、木部、虫生、八夫	2,671	7,086
兵主	野田、五条、安治、須原、下堤、堤、井口、六条、吉川、菖蒲、あやめの里	1,485	4,054

資料：令和4年5月1日住民基本台帳

2. 防災拠点の整備

市は、災害時に、市内で行われる様々な防災活動の中心となり得る施設及び場所を防災拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 情報通信拠点の整備

本市において災害が発生した場合、市役所及び野洲市総合防災センターは、災害対策本部としての機能の他、住民への情報伝達、指定避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、あらゆる災害・被災情報を統括する市内情報通信拠点としての機能を求められる。したがって、災害対策本部において、施設や設備の安全性を高める他、災害時における職員の防災活動体制及び情報連絡体制を確立する。

また、コミュニティセンターを各防災学区の情報通信拠点とし、情報通信機器の整備を検討していくと共に、災害時には学区連絡所を設置することで、学区住民の情報の窓口として位置づける。

(2) 医療救護拠点の整備

野洲市健康福祉センターを市内医療救護拠点として位置づける。災害時には医療機関と相互の連絡調整を図ると共に、後述する保健・医療救護対策班を編成する等、本市の医療・救護活動を統括するよう、必要な整備を図る。

また、後述する指定避難所のうち、小学校を各防災学区の医療救護拠点とし、災害時には野洲市健康福祉センターとの連携のうえ、学区内で必要な医療・救護活動を行う。

(3) 輸送拠点及び食料供給拠点

県は、県立希望が丘文化公園を援助物資の集出荷施設としての広域陸上輸送拠点と位置づけている。また、市は、各中学校を地域内輸送拠点に位置づける。

また、更に野洲市学校給食センターを災害時において炊き出しを行い各避難所に供給する食料供給拠点として位置づける。

今後は、放送施設や緊急時ヘリポート等の機能を整備することで、その機能の充実を図る。

(4) 消防団活動拠点

野洲防災センター、中主防災コミュニティセンター、野洲市総合防災センターを野洲市消防団の活動拠点として位置づける。野洲防災センターでは、平常時は、消防団員の教育の場として活用するが、災害発生時には野洲市消防団の活動の拠点となる。

(5) その他の拠点

災害時に円滑なボランティア活動が実施されるように、社会福祉協議会ボランティアセンターをボランティア拠点として位置づけ、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する拠点とする。

応急仮設住宅建設場所として、野洲市市民グラウンドや市内各所の市有地等、災害廃棄物置場として、蓮池の里処分場（グラウンド）の他、国・県・市の遊休地、市の大規模公園等を候補に災害の状況に応じ、選定・確保に努める。

■防災拠点施設一覧

拠点名称	施設名称	所在地
災害対策本部	野洲市役所庁舎	小篠原 2100-1
災害対策本部（代替）	野洲市総合防災センター	辻町 488
市内医療救護拠点	野洲市健康福祉センター	辻町 433-1
広域陸上輸送拠点	県立希望が丘文化公園（県指定）	北桜 978
地域内輸送拠点	野洲中学校	小篠原 510
	野洲北中学校	永原 1690
	中主中学校	六条 377
食料供給拠点	野洲市学校給食センター	八夫 2479
学区連絡所 （情報通信拠点） （炊き出し施設）	コミュニティセンターやす	小篠原 2142
	コミュニティセンターみかみ	三上 828
	コミュニティセンターぎおう	永原 463
	コミュニティセンターしのはら	大篠原 4024-2
	コミュニティセンターきたの	市三宅 313
	コミュニティセンターなかさと	西河原 2366-1
	コミュニティセンターひょうず	六条 1509-1
医療救護拠点	野洲小学校	小篠原 1147
	三上小学校	三上 111
	祇王小学校	上屋 1169
	篠原小学校	大篠原 1414
	北野小学校	市三宅 240
	中主小学校	西河原 712
消防団活動拠点	野洲防災センター	市三宅 313
	中主防災コミュニティセンター	西河原 2400
	野洲市総合防災センター	辻町 488
ボランティア拠点	社会福祉協議会ボランティアセンター （北部合同庁舎）	西河原 2400
応急仮設住宅建設場所	野洲市市民グラウンド	六条 460
	野洲市有地	野洲 908-5 他
	永原市有地	永原市有地
	木部市有地	木部 1000
災害廃棄物置場	蓮池の里処分場（グラウンド）	須原地先

3. 指定避難所の整備

本市は、災害時における住民の生命の安全を確保するため、各学区に指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する（資料編参考資料-19）。また、各避難所の規模に応じた資機材（非常用電源、衛星携帯電話等）、食料備蓄、情報連絡体制の整備を図る。

本市は、特別な支援の必要な高齢者や障がい者が安心して避難生活を送れることを目的として、市内の高齢者福祉施設等に避難できるよう、社会福祉法人等との間で協定を結ぶ計画をしている。災害が発生した時に小・中学校等の指定避難所を開設し、避難生活が数日以上に及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて福祉避難所を開設する。

4. 防災都市計画

(1) 都市空間の整備

① 土地利用

市は、生活環境の向上と災害の発生、拡大の防止を目的として道路、公園等の空閑地の適正な配置に努める。

そのため、計画的な市街地形成を図るため、指針となる土地利用計画の策定を行う。

また、防災上必要となるオープンスペースの確保、建築物の不燃化及び耐震化、危険地区における建築規制等を進めるため、条例等による指導を進める。また、更には今後の都市計画のなかで、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。防火地域は、建造物の密集した市街地内において、準防火地域は、防火地域の周辺で指定する。

② 市街地整備

市は、木造建築物が密集するJR野洲駅前や篠原駅前においては、適正な開発指導を行い土地利用の合理化を勧めると共に、災害時における危険度の軽減を図る。また、高度利用地区を指定することで土地の高度利用を図る。

また、老朽木造住宅の密集する既成市街地等では、家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、住民の理解と協力を得ながら民間も含めた様々な面的整備事業（住宅市街地総合整備事業等）を推進することで地域の環境改善や防災性の向上を図る。

一方、周辺の市街地においては、居住環境の整備改善とあわせて、防災基盤の整備を進めるべく土地区画整理事業を促進する。

③ 土砂災害危険区域等における市街化の抑制

市は、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、降水や出水による崖崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

(2) 道路空間の整備

県は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成8年9月）」に基づき、ネットワークを構成する道路整備を計画的に推進しており、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線を緊急輸送道路として指定し、防災・耐震対策等を進めている。

本市域に関する緊急輸送道路は、次のとおりである。

① 第1次緊急輸送道路（名神高速道路、国道8号）

県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道及び一般国道を基本とする。）

② 第2次緊急輸送道路（県道希望が丘文化公園北線、県道守山中主線（一部）、県道近江八幡大津線、主要地方道近江八幡守山線（一部）、市道野洲中央線（一部）、県道木部野洲線（一部）、市道乙窪比留田線（一部））

第1次緊急輸送道路と市役所及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路

市は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

具体的には、次の路線を候補として、第3次緊急輸送道路と位置づけ、災害時における避難・救護、緊急物資の輸送等について必要な機能整備を図る。

③災害時に優先的に啓開を行う道路

国道477号、主要地方道野洲中主線、主要地方道野洲甲西線、主要地方道大津能登川長浜線、県道木部野洲線（一部）、県道希望が丘文化公園南線、県道野洲停車場線、県道小島野洲線（一部）、県道守山中主線（一部）、市道市三宅妙光寺線（一部）、市道辻町小比江線、市道1号線、市道野洲マイアミ線、市道乙窪比留田線（一部）

(3) 公園・緑地の整備

市は、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

①広域避難地となる都市基幹公園の整備

広域的な避難の用に供する総合公園や運動公園を整備する。

②一時的な避難場所となる住区基幹公園の整備

以下の公園等を整備する。なお、住宅の周辺では、防火帯として、又災害時に避難場所や緊急時ヘリポートとなるオープンスペースとして、指定避難所との関係を考慮し、2km四方に1箇所の割合で配置することを目標とする。

ア 近隣の住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備する。

イ 緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

③安全性の向上

指定避難所、一時的な避難場所としての利用が予想される建物・施設周辺の危険箇所を点検し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策事業を推進する。

(4) 建築物の防災対策

市は、次の建築物の防災対策を推進する。

①公営住宅の不燃化の推進

市営住宅は、建替えによって不燃化を図る。

②密集住宅地の防災対策

老朽木造住宅の密集する地域では、家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、住民の理解と協力を得ながら民間も含めた様々な面的整備事業や街路、公園事業を推進することで地域の環境改善や防災性の向上を図る。

③公共施設の耐震補強

老朽化が進んでおり、地震防災上改築又は補強を要する公共施設については、順次耐震補強事業を進めていく。

(5) 水害対策

市は、大雨時における雨水流出を抑制し、洪水を防止するため、歩道等の透水性舗装の採用を検討する他、市街地や学校等公共施設に雨水貯留・浸透施設の整備を進める。

第2節 災害活動体制の整備

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、その主力となる活動要因の確保と発生初期における初動体制の整備を図る。

1. 緊急災害時の職員連絡システムの整備

勤務時間内の災害については、直ちに応急活動体制を確保できるが、夜間、休日における災害については、職員の確保が困難である。

このため、各課においては、緊急災害時の職員連絡系統図を毎年作成し、配備基準等を確認したうえで職員への周知に努める。

2. 活動マニュアルの整備

各課において災害時の迅速な対応を図るために、各課所管事務の応急業務及び継続性の高い通常業務に対して具体的な活動要領についてマニュアルを作成する。また、マニュアルに基づき、定期的な訓練を行う。

3. 広域応援体制の整備

(1) 県・近隣市町との広域応援体制

市は、災害時の相互援助を行うことを目的として、近隣市町をはじめ、関係団体等と災害応急対策活動の相互応援に関する協定を締結している（資料編参考資料-8）。また、消防相互応援に関する覚書を関係団体等と締結している。市は、今後とも協定内容の充実を図ると共に、県と協議しながらより広域的な相互応援体制の推進に努める。

①事前協議項目

- ア 応援要請の時期
- イ 応援活動の項目
- ウ その他応援に関連する事項

②協力業務項目

- ア 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ し尿、ごみ処理に必要な施設、車両等の提供
- オ 消火、救護、医療、防疫及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- カ 被災者に対する避難場所及び収容場所の提供
- キ 被災児童生徒の受入れ
- ク 広域火葬
- ケ その他、特に要請があった事項

(2) 自衛隊への応援派遣要請

市は、平常時からの連携を強化し、事前に応援業務内容、方法等について協議し、災害時における応援体制の確立を図る。

(3) 事業所等との防災協力体制

市は、地域における初動の応急対応を効果的、効率的に行うため、平時から事業所等と事前の準備や情報の共有及び緊急時の連絡体制等、防災協力体制を構築する。

また、事業所等との防災協力を促進するため、「市による防災協力事業所の登録制度の導入」や「防災協力協定の締結」等の推進に努める。なお、現在協定を締結している詳細は、資料編参考資料-8に示す。

4. 業務継続計画の整備

(1) 業務継続計画の目的

業務継続計画とは、人、物、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定すると共に、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは、一定レベルを確保すると共に、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するように努めると共に、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

(3) 業務継続計画における主な検討事項

業務継続計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府・消防庁））

- ① 計画の対象及び実施体制
- ② 被害状況の想定
- ③ 非常時優先業務の選定
- ④ 必要資源に関する分析と対策の検討
- ⑤ 非常時の対応の検討（安否確認、連絡、非常参集、本部設置）
- ⑥ 業務継続体制の向上
- ⑦ 廃棄物の収集運搬、仮設トイレのし尿の収集運搬等

第2章 災害に強い基盤づくりの推進

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年～32年年度）を策定している。また、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、長期的な整備目標を設定し、計画的に事業を行っている。

計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市町等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っている。

市は、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて、本市域に係る事業を推進する。

- ①避難地、避難路
- ②消防用施設及び消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ③緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- ④共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- ⑤次に掲げる施設で、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ア 医療機関、社会福祉施設
 - イ 公立の幼稚園、小学校、中学校
 - ウ ア及びイに掲げるものの他、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- ⑥海岸保全施設又は河川管理施設
- ⑦砂防施設、森林法に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で地震防災上必要なもの
- ⑧地域防災拠点施設
- ⑨防災行政無線設備
- ⑩飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑪非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑫老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策

第2節 都市の防災構造化と建物等の安全化

1. 公共施設の災害予防計画

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、滋賀県既存建築物耐震改修計画及び野洲市耐震改修計画に基づく本市域に係る事業、公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度等を考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(1) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物は、以下の建築物とする。

- ①災害時に重要な機能を果たす建築物（災害対策本部、病院、指定避難所等）
- ②多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等）
- ③倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物（緊急輸送道路や生活道路沿いの建築物）

(2) 大規模公共建築物に対する災害予防対策

建築基準法の規制により大規模公共建築物は、耐震、耐火建築物としなければならない。

また、避難、防火に関して、同法に防災上の規定があるので、市は、確認申請にあたっては、これらの指導を実施する県に協力する。

(3) 既存不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施すると共に、必要に応じ適正な改修計画を策定し、順次改修を行う。

なお、改修計画には、市有施設リスト、必要となる耐震化実施の方針等を記載し、公表するように努める。

(4) 多数の者が利用する建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、次に記載する県が行う対策を支援する。

- ①計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。
- ②建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進すると共に、必要な改修を指導する。
- ③既存不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。
- ④建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発すると共に、（社）滋賀県建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断審査検討委員会・判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

(5) 施設管理者の役割分担

- ①建築基準法の規制に基づき、建築物の震災・火災・風水害対策のチェック及び検討を行う。老朽が著しい社会福祉施設については、耐震・耐火構造への改築等を進める。
- ②消防法により整備を必要とする防災施設等（消防設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- ③職員及び入所者に対して、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等、自主防火管理体制の整備に努める。また、関係機関との連絡体制の確立を図る。
- ④夜間における防火管理体制の確立及び避難誘導装置の整備を各施設単位に行う。

(6) 教育施設の災害予防対策

学校教育施設は、人員収容能力が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上特に重要である。市は、教育施設における防災対策の重要性の周知徹底と防災性の強化を促進する。

- ①学校建物の新設、増設、改築等にあたっては、鉄筋コンクリート造りや鉄骨造り等の安全確保に留意した構造とする。
- ②新設又は全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、地震、水害等による不同沈下、陥没、浸水等の被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。

2. 一般建築物の災害予防計画

近年の都市化現象により建造物は、高層化、大型化されその用途や設備も多様化している等、災害発生時の被害の拡大が予想される。

一般建築物は、多種多様であり、建築基準には適合しているものの防災性については不明であるものが少なくない。また、管理者の防災知識も十分とはいえない。

市は、建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、県と連携して、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であることから、県や関係機関と連携して、総合的な耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

(1) 建築基準法遵守の徹底

建物全般及び特定の工作物（一定高度以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベータ、エスカレータ、遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及び関係法令の防災関係規定により、審査、確認、指導等を県が行っている。

市は、下記の項目について県の指導に協力する。

①建築物に対する諸規定

- ア 木造、組積造等の一般構造規定
- イ 一定規模以上の木造及び組積造建築物の禁止
- ウ 一定規模以上の特定建築物について、耐火構造又は簡易耐火構造とする。
- エ 防火区画、内装制限、防火戸等の諸規定による制限
- オ 避難階段、非常用進入口用の諸規定
- カ 一定規模・構造以上の建築物については、設計・施工管理を建築士に行わせ、一般構造規定による他構造計算を行ってその安全性について確認する。

②防火地域、準防火地域の建築物等に関する規定

ア 防火地域内での木造建築物の原則的禁止

- a. 階数は3以上又は延べ面積が100m²を超える建築物は、耐火建築物とする。
- b. その他の建築物は、耐火建築物又は簡易耐火建築物とする。

イ 準防火地域内での制限

- a. 地階を除く階数4以上又は延べ面積が1500m²を超える建築物は、耐火建築物とする。
- b. 地階を除く階数3以上又は延べ面積が500m²を超える建築物は、耐火建築物又は簡易耐火建築物とする。
- c. 木造建築物は、防火構造とする。

(2) 住民に対する防災知識の啓発

市は、空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）及び台風期、積雪期において、住民に対して、建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、次の対策を講ずる。

①ポスターの掲示

駅、公衆浴場、公共施設等、人目に付きやすい場所に掲示する。

②新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

③防災マップの周知・活用

④パンフレットの配布等、市民への啓発の促進

⑤新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

⑥講演会等の開催

⑦耐震相談窓口を設置し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。

⑧耐震改修促進法の認定制度を活用し、住宅金融公庫の特例融資等により、改修を促進する。

⑨共同住宅等については、平成11年度から順次、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施することとしており、所有者等に制度の周知を図ると共に、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

⑩リフォームにあわせた耐震改修の誘導

⑪効果的な家具の固定方法の普及徹底

⑫地域住民等と連携した防災活動の実施

(3) 建築物耐震診断・改修の実施

市は、県と協力して既存建築物の耐震診断と耐震改修を促進する。

①県の役割

- ア 市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援
- イ 市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援
- ウ 事業手法に応じた診断法の検討（伝統構法等）

②市の役割

- ア 木造住宅耐震診断員派遣事業の実施
- イ 既存民間建築物耐震診断促進事業の実施

3. 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じるおそれがあることから、附属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保及び特定天井の脱落対策について、建築基準法に基づく改修の指導を行う。

4. 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次のような区域について、市は、県と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

- ①老朽木造住宅が密集する等地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域
- ②滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書における防災拠点及び拠点間を結ぶ緊急輸送道路と拠点へのアクセス道路の沿道区域
- ③特に地盤の状況が悪いと考えられる区域

5. 密集住宅市街地の面的整備

建築物単体の耐震性向上促進と平行して、老朽木造住宅が密集する地域について県と連携し、以下の対策を進める。

- ①整備に係る各種手法を検討のうえ、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業の実施についても検討する。
- ②地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及・啓発し、事業の実施に向けて合意形成を図っていく。

6. 被災建築物応急危険度判定制度の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、市は、応急危険度判定技術を有する人材の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

7. 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、県及び市は、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図ると共に、被災宅地危険度判定連絡協議会と協議をしながら対応方法を進める。

8. 応急仮設住宅等の供給体制の整備

県及び市は、大規模な災害が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

(1) 応急仮設住宅建設適地の確保

県及び市は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

(2) 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

県及び市は、応急仮設住宅の建設にあたって住宅建設業者の斡旋その他の協力を得るための体制を確立する。

(3) 公営住宅及び民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では、公営住宅や民間賃貸住宅等を借上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

①公営住宅

県や市は、所管する公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を常に把握しておくと共に、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

②民間賃貸住宅等

県や市は、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の利用を図るため、関係団体等と災害時応援協定の締結を推進すると共に、民間賃貸住宅等を「みなし仮設」とする場合のルールを事前に検討しておく。

(4) 既存施設の利用

県及び市は、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。県は、民間住宅やホテル・旅館等の関係業界団体から一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立する。

第3節 電力・ガス施設の安全化

1. 電力施設の災害予防計画

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規程、要則要綱指針等に基づき、関西電力送配電株式会社が施設の管理、維持改良を行い、又計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

関西電力送配電株式会社は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、次のような災害予防対策を実施している。

市は、各種災害予防対策に協力を行う。

(1) 災害予防のための恒久的設備計画（地震対策）

①発電設備対策

- ア 地震動による災害の未然防止のための機器、設備の点検整備
- イ がいし型機器の効果的な耐震構造化
- ウ 保護継電装置の耐震性の向上
- エ 土木構造物の安全性の調査、検討及び強化

②送配電設備

- ア 土質条件（地すべり等）に応じた基礎の採用
- イ 支持物巡視点検の実施
- ウ 不等沈下箇所調査と補強の推進

エ 橋梁並びに建物取り付け部における耐震性管、材料及び構造の採用

③通信設備対策

- ア 主要通信系統の2ルート化
- イ 健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保
- ウ 無停電電源及び予備電源の強化
- エ 移動無線応援体制の強化
- オ 地方非常無線通信協議会加入による地方各機関との相互協力

④電力施設予防点検

電気設備技術基準に適合するよう、定期的に当社工作物を巡視、点検（災害発生のおそれがある場合は、直前の巡視、点検）を実施する他、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行い、事故の未然防止を図る。

(2) 災害対策用資材及び輸送力の条件

- ①所要資材需給計画の策定
- ②在庫流用を含む調達・保有
- ③輸送計画の策定
- ④運搬業者及び道路状況の把握

(3) 防災訓練の実施

①訓練の種類

- ア 災害対策情報連絡訓練
- イ 災害対策復旧計画訓練
- ウ 災害対策実施作業訓練

②訓練の方法

- ア 全社内における総合及び部門別訓練
- イ 支店内における総合及び部門別訓練
- ウ 各防災機関の実施する総合訓練の参加

2. ガス施設の災害予防計画

(1) 都市ガスの安全対策

大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、次のような災害予防対策を実施している。市は、大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部と協力して、ガス施設に関する防災予防対策の実施に努める。

大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部は、ガス施設において、耐震性の強化を図ると共に、地震が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について、保安規程に基づく、「災害対策規程」及び「ガス漏洩、導管事故等処理要領」等により、当社、関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

①耐震性の確保

- ア 定期点検による機能性維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状

況を把握し、所与の機能を維持する。

②その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じて、製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った地震計、ガス漏れ警報設備、圧力計・流量計等を設置する。

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

③教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態に本計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

④広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

(2) プロパンガスの安全対策

市は、プロパンガス販売業者と協力して、災害が発生した場合の処置や平常時の点検等について消費者に対して、周知徹底を図る。

また、マイコンメーターやヒューズコック等の安全機器普及に努める。

3. LPガス（LPガス販売事業者）

(1) 計画方針

災害発生を未然に防止するため、又は災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平常から容器及び供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及促進に努める。

(2) 現況

現在、LPガスは滋賀県全域に、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うと共に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27

条第1項に基づく保安業務を行っている。

(3) 事業計画

①保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者には保安体制並びに非常体制の具体的措置を確立する。

②LPガス設備対策

LPガス容器並びにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定する他、容器の流出防止対策を講じる。

③LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

④教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

第4節 上下水道施設の安全化

1. 上水道施設の災害予防計画

水道施設は、地震による断水確率は非常に高く、水道施設の信頼性は低い。

また、管路のうち、最新の耐震構造のものは被害が少なく、過去に布設された非耐震構造の部分の被害が多くなるものと思われるため、非耐震構造の管路を耐震化することが必要である。つまり、耐震構造化にあたっては、優先性を考慮して計画的かつ重点的に実施する必要がある。

水道施設の構造特性、周辺の地盤条件を考慮し、それらに適合した耐震設計により水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な施策を実施する。

(1) 重要施設の安全性診断及び安全性強化

水道事業者は、災害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の災害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が土砂崩れ等で被災したことがある場合は、施設の新設・更新にあたって、十分な防災対策を講じる。

(2) 水道施設の保守点検

水道事業者は、水道施設について、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施する。

①取水施設

施設の保守を行う。水源については、取水口上流等周辺の状況から災害時に原水水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設や地下水等の予備水源の確保を図る。

②浄水施設

被災時の停電を考慮して必要最小限の自家発電設備の整備強化を行う等、付帯設備の保守、消

毒設備の保守、薬品注入設備の保守等を実施する。

③送・配水施設

既設管について、漏水防止作業を実施し、破損、老朽管を発見して布設替え等の改良を行う等、付属配管・諸設備の保守を行う。

(3) 水道施設の耐震性強化

水道事業者は、水道施設の設計にあたっては『水道施設耐震工法指針』（日本水道協会）により耐震設計を行う。

①貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況から災害時に原水水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設や地下水等の予備水源の確保を図る。

②浄水施設

ポンプ廻りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備等についての耐震化を進めるべく整備増強を行うと共に施設全体の水害対策を進める。また、被災時の停電を考慮して必要最小限の自家発電設備の整備強化を行う。

③送・配水施設

送・配水幹線については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用する。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。既設管については、漏水防止作業を実施し、破損、老朽管を発見して布設替え等の改良を行う。

(4) バックアップ機能の強化

水道事業者は、地震により水道施設が被害を受けた場合でも、代替機能若しくは補完機能を確保して給水の継続を図る。

主要な浄水場、配水所の配水池増設を行うと共に、浄水場・受水場の供給停止や能力低下に対応するため、浄水場・受水場間に配水本管の連絡管等を整備し、系統間の相互融通を行うことができるようにする。

(5) 断水対策

水道事業者は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の断水対策を実施する。

(6) 相互応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、応急配水活動や応急復旧作業に人的物的に支障をきたすおそれがある。そこで、水道事業者は、(社)日本水道協会を中心に、同時被害が及ばないと考えられるある程度離れた都市の水道事業者等と人員派遣、資機材の調達に関する相互応援協定を締結する等、相互応援体制の整備を推進する。

(7) 維持・管理体制の強化

水道事業者は、水道管路の総合的な管理体制として、水道管路情報システム（マッピングシステ

ム)の早期整備を図る。完了までの暫定措置として、配水管網図の検索体制を整えると共に、工事支援者へ迅速配布できるよう各浄水場に配水管網図の複本を配置する等、応援復旧工事にも備える。

(8) 応急復旧用資材の備蓄

水道事業者は、災害発生時に備え、管路関係については、平常時から修繕工事に要する資材を備蓄する。

2. 下水道施設の災害予防計画

〈上下水道課〉

下水道施設は、水害や地震の影響を受けやすいため、防災性を向上させることは、住民の厚生上重要である。そこで処理場施設や管路施設の被害を予防し、又衛生上の問題が発生しないようにすることを目的として施設整備を行う。

(1) 基礎的調査の実施

市は、計画下水道施設については、地盤条件をよく調査し、管渠を強化、耐震化するための施策を実施する。特に丘陵地の盛土と切土との境で被害が集中する事例がみられるため、十分な予防対策が必要である。

①基礎調査実施の検討

ア 自然条件に関する調査

特に降雨強度別の浸水状況、被害の調査を行う。

イ 現況調査

②管渠の布設工法の検討

地盤が悪く、開削工法では明らかに地盤沈下等による被害が予想される場合や、道路狭隘等により、開削工法での施行が地域に重大な影響を与えると診断される場合においては、推進工法、シールド工法等の特殊工法の採用を検討する。

(2) 応急措置体制の確立

市は、災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から汚水、雨水の疎通に支障が出ないような応急措置体制の確立に努め、配水の万全を期す。

また、停電や断水等を考慮したバックアップ体制の確立を目指す。

■下水道普及状況（令和3年3月31日現在）

整備済面積	1,321.5 ha
処理区域人口	50,321 人
水洗化世帯数	20,165 世帯
普及率	99.0 %
水洗化率	98.4 %

資料：野洲市統計書（令和3年度）より

(3) 維持・管理

市は、災害発生時に備えて、被害調査が迅速に行えるためには、下水道施設の位置及び形態を事前に知っておくことは、かなり有効な手段である。この場合、下水道台帳は、かなり有効な手段になるため、普段から整理しておきすぐに取り出せるようにしておく。

また、下水道施設に関する情報が分散し維持管理作業に困難をきたす場合には、下水道台帳等を地理情報化し管理していくことを検討する。

(4) 施設の耐震化の推進

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ耐震対策について検討し、実施する。また、今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）等の基準に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

(5) 下水道危機管理機能の強化

下水道施設は、住民生活や社会経済活動にとって欠くことのできないライフラインの一つである。下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能（トイレ使用の確保、公衆衛生の保全、浸水被害の防除等）を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを行い防災対応力の向上を図る。

- ①基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）
 - ア 策定体制（下水道関係機関の体制）
 - イ 被害想定等（地震規模、業務量の把握、リソースの把握）
 - ウ 対象範囲（下水道の暫定機能確保期間）
 - エ 業務（下水道が主体となる業務）
 - オ 基本事項（連絡先、保有資機材、耐震化の現状）
- ②優先実施業務
 - ア 通常業務
 - イ 災害対応業務
- ③訓練、維持改善計画
 - ア 訓練計画
 - イ 維持改善計画
- ④非常時対応計画
 - ア 優先実施業務の選定
 - イ 「対応の目標時間」の決定
- ⑤事前対策計画
 - ア 耐震化の推進
 - イ 民間企業との協定締結等

(6) 情報の共有化と連絡体制の強化

下水道施設に災害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、情報収集や関係機関との連絡体制等について定める。

第5節 通信・放送施設の安全化

1. 電信電話設備の災害予防計画

西日本電信電話(株)は、災害発生 of 未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、次のような災害予防対策を実施している。

市は、各種災害予防対策に協力を行う。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- ①大雨、洪水、地震のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- ②暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ③主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- ④主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- ①主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- ②主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- ①回線の切り替え措置方法
- ②可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

(4) 孤立防止対策計画

災害の発生で、県内の遠隔地市町との通信途絶による孤立を防止するため、孤立防止無線回線の設備充実を図る。

- ①孤立防止対策用衛星電話機の整備充実
- ②移動無線網の拡充整備
 - ア 小型無線電話機の増備
 - イ 可搬型無線機の増備

(5) 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル171」は、次の方針で運用する。

なお、このシステムは、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものである。

- ①被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- ②伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- ③被災地による安否確認が一段落後、被災地外からの利用（登録）を可能とする。

2. 放送施設の災害予防計画

日本放送協会、(株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、(株)ZTVは、災害及びこれに伴う停電等の発生に備え、非常時に放送業務を確保し速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の整備等を進めると共に、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

市は、これら放送機関が実施する各種災害予防対策に協力を行う。

第6節 危険物施設等の安全化

1. 危険物施設における災害の防止

市は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じると共に、保安教育及び訓練の徹底、並びに自衛消防組織の育成と防災意識の向上の徹底を図る。

(1) 保安体制の強化

市及び消防局は、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理、貯蔵取扱基準の遵守等を図ると共に、施設の自主防災組織の育成のため、種々の活動を推進する。

なお、現在、市内にある危険物施設の一覧を資料編（参考資料-9）に示した。

(2) 予防対策の内容

- ①屋外タンク貯蔵所による危険物の流出を防止するために、次の区分について重点的に検査指導を行う。
 - ア タンク底板の腐食度
 - イ 防油堤の破損・亀裂の有無
 - ウ 通気管及び安全装置の作動状況
 - エ 配管・弁等の損傷の有無
 - オ 計器類の作動状況
 - カ 消火設備、警報設備の維持管理
 - キ 保安教育の徹底
- ②防油堤の維持管理については、定期的に事業所に対して、保安点検を推奨する。
- ③指定数量の100倍以上の屋外タンク貯蔵所保有事業所に対して、次の区分について指導を行う。
 - ア 消火薬剤の備蓄
 - イ 敷地外流出を防止するため、土のう、せき止め板等を備蓄させ、会所、出入り口に対して、応急措置対策を樹立させる。
- ④かん水等による地下タンク貯蔵所からの油の漏洩を防止するため、給油取扱所及びその他の地下タンク貯蔵所保有事業所に対して、油分離装置、注油口、計量口等について徹底的に検査・指導

を行う。

⑤災害対策について

- ア 建築物内において危険物を貯蔵して取扱う施設管理者に対して、危険物施設の出入口又は開口部の機能点検と敷地外流出防止対策の指導を行う。
- イ タンクにおいて危険物を貯蔵して取扱う施設については、可とう性配管と水抜口について重点的に点検を行うよう指導する。
- ウ 危険物保有事業所の従業員に対して、通報、初期消火、応急措置等について反復訓練を行わせると共に、危険物施設周辺の消防活動支障物の排除と事業所相互間の連絡、協力体制を推進させる。

⑥規制の強化

危険物施設の立入査察を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

- ア 危険物施設の位置や構造、設備の維持管理に関する指導の強化
- イ 危険物の運搬、積載の方法についての査察の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

⑦自衛消防組織の強化促進

- ア 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

⑧化学消防器材の整備

- ア 危険物事業所における化学消火薬剤及び必要器材の備蓄を促進する。

2. 高圧ガス施設における災害の防止

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備に重点をおいて災害予防対策を推進する。

(1) 施設の実態の把握

経済産業省及び県は、「高圧ガス保安法」に基づき、許可を行い、届出を受理している。これらの施設について実態を把握し、消防局における警防活動の参考にすると共に、防災上の不備欠陥箇所の是正を指導して災害対策を検討し、教育訓練の徹底を図ることで災害予防活動の推進を図る。

(2) 立入検査の実施

市及び消防局は、消防法に基づく施設への立入検査を実施し、防災設備の維持管理について指導し、防災対策を講ぜしめると共に、防火管理者等による自主保安体制を確立し、その推進を図る。

(3) 防災資料の収集と分析

高圧ガス保管施設における火災等の災害については、その原因を調査して防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。

(4) 自主保安体制の整備

市及び消防機関は、関係機関と連携して、市内の高圧ガス貯蔵所に対して、自主保安教育の実施及び定期自主検査の実施と責任体制の確立を指導する。

■高圧ガス製造所、貯蔵所

番号	事業所名	所在地	第二種ガス	
			製造所	貯蔵所
1	京セラ(株)野洲事業所	市三宅 800		○
2	(株)村田製作所野洲事業所	大篠原 2288		○
3	伊丹産業(株)滋賀工場	小篠原 844-1	○	
4	全国農業共同組合連合会滋賀県本部野洲燃料センター	小篠原奥山 1-8	○	
5	大丸エナウイン(株)湖南支店	三上 1221-1	○	
6	三協高圧(株)ガスセンター	小篠原 271-3	○	
7	(株)みのりガス	南櫻柳葉 5	○	
8	日本エア・リキード(株)野洲ガスセンター	市三宅 800	○	○
9	日本エア・リキード(株)京滋支店	野洲 1514-1		○
10	日本発条(株)野洲支店	六条 885		○

資料：滋賀県地域防災計画（資料編）（令和4年3月修正）

3. 毒物劇物施設における災害の防止

毒物又は劇物による災害事故を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者及び業務上取扱者に重点をおき、事故防止について啓発に努める。

(1) 施設の実態の把握

県は、毒物及び劇物取締法上の必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握し、防災上の不備欠陥事項について関係者を指導すると共に、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図っている。市は、施設の実態を把握し、県が行う予防対策に協力する。

(2) 立入検査の実施

市及び消防局は、消防法に基づく施設への立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な貯蔵取扱いについて指導とすると共に、毒物劇物取扱責任者等による自主的保安体制の確立を図る。

(3) 指導体制の確立

毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。

4. 保安教育の推進

県、消防局及び事業者は、協力して保安教育を推進する。

(1) 危険物施設

- ①危険物事業所の従業者に対して、講習会、研修会等の保安教育の実施
- ②危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事、運動の展開

(2) 高圧ガス施設

- ①高圧ガス保安法の周知徹底
- ②各講習会、研修会の開催
- ③産業保安フォーラムの開催による保安意識の高揚

④保安活動推進週間の実施

5. 資機材の整備

消防局は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学災害に対する消防力の強化を促進する。
事業者は、危険物事業所の化学消化薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。
その他、事業者及び防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

6. 危険物等の把握と活動中の安全確保

消防局は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害についての教育訓練を行う。また、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握を行う。

7. 防災訓練の実施

危険物等災害を想定した防災体制を強化するため、自衛消防組織、消防局、警察等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。
また、市は、危険物等災害を組み込んだ防災訓練を実施する。

第7節 鉄道施設災害予防計画

市には、西日本旅客鉄道(株)の東海道本線(琵琶湖線)が東西に通っており、市域に野洲駅が置かれている。また、東海道新幹線(東海道旅客鉄道(株))がその南に並行して通っている。

西日本旅客鉄道(株)及び東海旅客鉄道(株)は、災害に対する防災施設の維持、改良に努め、概ね次の事項について計画する。市は、各種災害予防対策に協力を行う。

- ①高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- ②河川改修に伴う橋梁改良
- ③法面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④建物等の維持、修繕
- ⑤通信設備の維持、補修
- ⑥橋桁衝突事故防止及び道路管理の推進
- ⑦電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- ⑧駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- ⑨路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ⑩その他防災上必要なもの

■鉄道施設の現況

路線名称	営業キロ	橋梁	高架橋
東海道本線(琵琶湖線) (西日本旅客鉄道(株))	7.1km	(0.2)	(0.2)
東海道新幹線 (東海旅客鉄道(株))	7.2km	(0.4)	(0.6)

第8節 道路施設災害予防計画

災害による道路被害は、洪積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土部では地すべり・地崩れ等が、又切土部・山すそ部においては、土砂崩壊・落石等が予想される。そこで、市は、危険箇所について法面防護工の設置等の安全対策を講じる。

橋梁については、老朽化の進んでいるものや耐震上不十分なもの、地盤沈下により強度が低下しているものが見受けられ、歩道橋も耐震性の不足するものがある。老朽橋については、架け換え、補強等を推進すると共に、既設橋梁落橋防止装置を整備する。

また、災害時における円滑な交通を確保すると共に、代替機能の充実を図るための交通ネットワークの整備を図る。国道、県道等の広域的道路網の整備については、国、県等に要望し、推進を図る。

1. 道路の整備

市は、第三者被害を防止するため、所管道路について、『平成 25 年度 総点検要領(案)』（道路のり面工・土工構造物編）、『道路橋定期点検要領（平成 26 年 6 月）』、『門型標識等定期点検要領（平成 26 年 6 月）』に基づき、点検を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

(1) 道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため道路のり面工・土工構造物の点検を実施する。

(2) 道路の防災補修工事

(1) の調査に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行って、その対策工事を実施する。

2. 橋梁の整備

市は、道路利用者及び第三者被害を防止する観点から、『総点検要領(案)』（橋梁編）に基づき、所管橋梁について点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

また、今後新設する橋梁については、道路耐震設計指針に基づき建設する。

3. 道路啓開用資機材の整備

市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作物等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

4. 道路情報システムの整備推進

道路管理者は、被災情報を収集し関係部署と連携して道路利用等に情報提供を行う県の「道路災害情報ネットワーク」の整備に対して、協力を図る。

第9節 ため池等農業用施設の安全化

市内の水防上問題となるため池（重要水防ため池）は、大小あわせて12箇所ある。農業用ため池のほとんどは、築造された年代が古く年々老朽化の傾向にある。過去に改修事業も実施されてきた。近年の流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加、並びに兼業化等による管理体制の弱体化等により危険にさらされるため池が多く、ひとたびため池が決壊すれば、その被害は、農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶおそれがある。

市は、ため池等の耐震安全度の点検を促進し、必要な改修整備等を実施するよう指導する。指導にあたっては、「滋賀県水防計画（資料編）重要防災溜池調」を活用し、重要度、緊急度の高い溜池について重点的に行う。

1. ため池の災害予防計画

市は、平常時より堰、堤防、排水整備等について維持管理を徹底して行い、災害の予防に努める。近年ため池の決壊の災害は生じていないが、地震発生時にはあらかじめ管理者によって定められた監視員、連絡員が水位変動を監視して河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

また、危険あるいは老朽化した、ため池の改修を促進するためには負担の軽減を図る必要がある。そこで、国費・県費補助事業、ため池等整備事業等の利用を促進する。

■重要水防ため池

名称	所在地	管理者	受益面積 (ha)	ため池の規模				
				提高 (m)	提長 (m)	貯水量 (m ³)	経過年 (年)	危険箇所
入町池	入町	入町自治会長	60.0	3.5	230	18,700	200 (H14改修)	—
西池	大篠原	大篠原農業組合長	47.0	3.8	690	113,600	150 (H12改修)	—
新池	大篠原	大篠原農業組合長	8.0	2.8	150	15,800	不明	—
東池	大篠原	大篠原農業組合長	10.0	3.7	160	15,000	300 (H11改修)	—
奥平子池	小堤	小堤自治会長	9.0	5.0	130	10,200	不明	—
御池	妙光寺	妙光寺自治会長	8.0	8.0	102	39,600	200 (H12改修)	—
辻ダム	辻町	辻町自治会長	180.0	5.0	130	154,000	明治以前 (H14改修)	—
新池	小堤	小堤自治会長	12.0	3.9	125	5,900	不明	—
陰幻堂池	小堤	小堤自治会長	12.7	3.7	156	6,800	不明 (H22改修)	—
山上ダム	辻町	辻町自治会長	180.0	5.0	100	70,000	70	堤体漏水
桜池	北桜	北桜自治会長	25.0	7.2	90	38,000	60 (H18改修)	—
宮池	小篠原	桜生農業組合長	2.5	4.5	50	700	不明	堤体老朽

資料：令和2年度滋賀県水防計画（資料編）

第10節 土砂災害予防計画

1. 急傾斜地崩壊危険箇所等に対する災害予防計画

市内には、地震により崩壊するおそれのある急傾斜地があり、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれのある箇所は69箇所ある。

市は、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止すると共に、その崩壊に対して、警戒避難体制を整備する等の措置を講じる。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所とは、地平面とのなす角度が30度以上で高さ5m以上の崖で崩壊により危害が生じるおそれのある人家がある地域、あるいは官公署、学校、旅館等に危害が生じるおそれのある地域である。

(1) 野洲市の事業計画

- ①危険箇所の調査と周辺住民への危険箇所の周知
- ②自主防災組織の協力を得た避難計画の整備
- ③(2)に示す県事業への協力
- ④必要箇所における「市町村急傾斜地崩壊対策事業」の速やかな実施

《急傾斜地崩壊対策事業》

- ・急傾斜地の高さが5m以上であること。
- ・移転適地がないこと。
- ・人家概ね5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。
- ・急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。
- ・前各号の他知事が特に必要と認めたもの。

(2) 滋賀県の事業計画

《補助急傾斜地崩壊対策事業》

- ・急傾斜地の高さが10m以上であること。
- ・移転適地がないこと。
- ・人家概ね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

2. 砂防対策計画

県は、荒廃した山地や溪流の土石流出、地震による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、荒廃山腹の土砂生産の抑制、上流山地よりの流出土砂の抑制、溪流の河床安定を図る縦横浸食防止、土石流発生危険溪流における総合土石流対策等の事業の推進によって災害防止に努めている。

市は、これら事業に協力すると共に、次の対策を実施する。

(1) 砂防事業の実施

本市では、主として山地・丘陵地で砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために行為制限をすべき土地が砂防指定地に指定され、種々の砂防工事が施工されている。今後も市は、滋賀県に対し

て、各種砂防工事の施行を働きかける。

(2) 土石流危険渓流の警戒

市内には、地震等により土石流を発生させる可能性がある土石流危険渓流が 15 渓流存在している。市は、付近住民との連絡体制を確立した上で、大雨の際には次の状況把握に努める。

- ①立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ②渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合
- ③継続的な降雨にも関わらず渓流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため。）
- ④渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- ⑤渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

(3) 避難体制の確立

市は、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流等の危険箇所や避難場所を掲載した洪水ハザードマップ等を配布しており、なお一層の関係住民への周知徹底を図る。

①避難方法の周知

土石流危険渓流に直角方向に避難する。

②避難場所の指定と周知

避難場所は、安全性、近接性、機能性、収容性を考慮して指定し、避難体制を確立のうえ、住民に周知をする。

3. 総合土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県知事により土砂災害警戒区域等の指定を受けた警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

なお、現在指定されている区域等（風水害対策編 29 ページ参照）の警戒避難対策の詳細は、資料編参考資料-10 に示す。

また、土砂災害に備え、次の施策を実施し、警戒避難体制を確立する。

(1) 防災パトロールの実施

防災関係機関及び自主防災組織等と連携し、梅雨期及び台風期の前等に土砂災害の危険区域（箇所）等の防災パトロールを行う。

(2) 危険区域（箇所）の住民への周知

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の看板設置やパンフレットの作成・配布等により、土砂災害危険区域（箇所）の地元住民への周知を図る。

(3) 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

孤立しやすく、避難の可能性が高い集落を対象に、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂

災害に対する自衛意識の醸成を図る。

(4) 情報の収集・伝達

県は、大雨等により土砂災害発生危険度が高まった際に、市の避難指示等の判断や住民の自主避難の参考となるよう、彦根地方気象台と県が共同で土砂災害警戒情報を発表しており、それらと滋賀県土木防災情報等からの情報並びに住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。また、収集した情報を防災行政無線、広報車、サイレン等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

要配慮者利用施設については、施設所管課から各施設へ土砂災害に関する情報を伝達する。

(5) 滋賀県土木防災情報システムの活用

県は、滋賀県土木防災情報システム（S I S P A D）等の整備により、市町、県民向けに土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に対する警戒避難のための情報を提供している。

市では、これらの情報等を利用し、警戒避難体制確立の参考にする。

(6) 警戒避難体制の整備

①市は、土砂災害警戒区域の指定があった時は、当該警戒区域において、次の事項その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これら施設の名称及び所在地並びに円滑かつ土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

オ 救助に関する事項

②当該警戒区域において、次の事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やホームページへの掲載等により必要な事項を住民等に周知する。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法に関する事項

イ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

4. 治山対策計画

山地災害により、人命に被害が生ずることが予想される箇所は、滋賀県（西部南部森林整備事務所）の調査によれば、市内には、山腹崩壊危険地区が8地区、崩壊土砂流出危険地区が9地区ある。

このため、市は、県に対して、山地災害に対処するため、山地治山総合対策、水源地域等保安林整備事業等の治山事業の推進を働きかける。また、県の調査以外の危険箇所についても把握に努め、必要に応じたパトロールの実施、付近住民からの危険兆候の連絡体制の確立、関係機関等との連携・連絡強化等、危険箇所の警戒対策を行う。

5. 造林対策計画

森林のもつ土砂流出防備や保水機能により、山地や溪流の崩壊、洪水の予防を図る。あわせて、木材資源の保護や培養を図るために、市は、民有林を始め国有林、公有林についても補助造林を積極的に指導推進する等して造林事業を推進する。

6. 宅地防災対策計画

県及び市は、宅地造成に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地開発行為に対して、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法による規制を加えることによって、良好な宅地開発の誘導を図ると共に、開発事業者に対して、適切な指導を行う。また、県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。また、毎年5月の「宅地防災月間」には、防災パトロールや標識の設置、ポスターの掲示等を行い、宅地の安全確保への啓発を進める。

7. 地籍調査事業

市は、家屋の倒壊や土砂災害等で従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。また、市の調査の推進には市民の認知度を高めるため、県内の主要商用大規模商業施設でのパネル展示や自治会等への出前講座等の啓発を行う。

第3章 災害に備えるしくみづくりの推進

第1節 情報通信体制の整備

1. 情報の収集及び伝達体制

災害時の情報収集、伝達を迅速に行うには、情報連絡体制の多重化を図る必要がある。このため、市は、災害対策本部を中心とする情報連絡体制を整備し、通信手段の確保と充実を図る。市は、災害時における伝達手段として、主に無線系施設の整備と拡充に努める。

(1) 県防災行政無線

滋賀県防災行政無線は、平成28年4月から運用を開始し、衛星系回線と多重無線回線、260M デジタル無線回線、電気通信事業者回線（びわこ情報ハイウェイ）を利用した地上系回線で構成している。

■ 県防災行政無線通信施設の現況

機関名	担当課	無線番号	回線の種別	設置箇所
野洲市	自治防災課	210-0 (TEL) 210-1 (FAX)	地上系無線局 260M デジタル無線回線	野洲市役所庁舎

なお、市は、県防災行政無線には、バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えて、次のような非常用発電設備を整備する。

■ 非常用発電設備

No	設備機器名	設置箇所	備考
1	自家用発電設備	野洲市役所庁舎	停電時に3日間程度稼働可能
2	発動発電機	野洲市北部合同庁舎	停電時に5時間程度稼働可能

(2) 市防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、住民に対する迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、防災行政無線の整備を推進する。

本市では、現在、移動系防災行政無線の他、同報系防災行政無線が整備されており、地域住民への災害時情報伝達体制が確立されている。したがって、これら導入している防災行政無線について、次のように運用・管理を徹底する他、無線網の拡充・強化、更新等を検討する。

① 保守点検の実施

各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させると共に、耐災性の向上に努める。

② 非常用電源設備の高度化

自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

③ 情報伝達訓練の実施

機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 県防災情報システムの構築

災害発生時における県内の被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との情報共有を実現し、避難に関する情報を多様な手段を用いて県民へ提供する等、災害対応を円滑に行うため、防災情報システムを構築した。

(システムの機能概要)

①被害情報等収集・整理機能

被害情報、本部設置情報、指定避難所情報、避難情報、気象情報、震度情報等を収集・集計・帳票出力する。

②映像情報収集・配信機能

県や防災関係機関の定点カメラ映像等を収集し、再配信を行う。危機管理センターの映像・音響設備と連携する。

③職員参集機能

災害対応が必要となる事象が発生した際に、あらかじめ登録された職員へ自動で電話通報等を行い、災害初動体制の構築を支援する。

④情報提供機能

地域情報提供システム(しらしがメール)、Lアラート(TVデータ放送、ラジオ等)、SNS(Twitter)等のシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。

(4) その他の通信手段の整備・活用

①非常通信(近畿地方非常通信協議会)の活用

区間	経路の級別	市庁舎からの距離	通信経路	県庁までの伝達方法と距離
野洲市- 大津市内	A		野洲市(受付) 210-0 ————— 県防災危機管理局 管理・情報係 51-823 (県防災行政無線)	—
	A	使送 2.1km	東消防署 野洲市辻町 488 署員 ————— 大津市消防局 大津市御陵町 3-1 通信指令課長又は勤務者 (湖南広域消防局から大津市消防局まで直接伝達 できない場合は、他の消防本部を中継する)	県防無
	A	使送 5km	東消防署出張所 野洲市西河原 2400 署員 ————— 大津市消防局 大津市御陵町 3-1 通信指令課長又は勤務者 (湖南広域消防局から大津市消防局まで直接伝達 できない場合は、他の消防本部を中継する)	県防無
	B	使送 0.5km	野洲市(受付) 210-0 ————— 県防災危機管理局 管理・情報係 51-823 (県防災行政無線)	使送 0.5km

○記号
————— : 無線区間 ~~~~ : 有線区間

■（参考）通信経路の総合信頼度

項目	A 級 (高信頼度)	B 級
全中継回数	2以下	3以下
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者の配置	常時配置(※1)	左記以外
有線区間	なし(※2)	左記以外

※1…又は、非常時の際 30 分以内に配置につける状態

※2…又は、あっても予備ルートがあるか、地下ケーブル等の強固な設計

②携帯電話等による通信

携帯電話・衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備に努めるものとする。

③全国瞬時警報システム等各種システムの活用

衛星電話、衛星通信、全国瞬時警報システム(Jアラート)、メール配信システム、SNS、アプリ等の通信システム等の通信手段を整備することにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

④アマチュア無線の活用

⑤電子メールの活用

(5) 住民とのコミュニケーション環境の整備

市は、これまでの住民とのコミュニケーション手段は主に広報紙であったが、今後はこれに加えて、防災行政無線、電子メール、ホームページ、ミニFM、CATV、ファックス情報サービス(自動応答によるファックス送信)等の複数のメディアを組み合わせた新しい情報発信機能の整備を検討する。また、現在保有する公用車にスピーカー等の広報装置を整備し、迅速な広報に努める。

また、高齢者や障がい者、外国人といったいわゆる要配慮者に対して、各人の状況に応じて、多様なコミュニケーション手段の確保に向けて検討する。具体的には、既の実施している点字広報に加え、外国語による広報紙の作成や、現行の手話、ファックス等を使ったサービスの活用を検討する。

2. 関係機関との協力体制の整備

市は、災害時における通信連絡手段としてNTT通信設備及び滋賀県防災行政無線を活用するが、通信混乱が予想されるため、平常時から他団体との協力体制を整備しておく。また、平常時から有線通信不通等を想定し、速やかな情報連絡が確保できるよう、県との協力を求める他団体のリストアップ等を行う。

なお、有線通信系統が災害により被災して不通となった場合、市は、防災行政無線を有効に使用するが、これとあわせて滋賀県南部地方本部(南部土木事務所)を通じ、日本放送協会、京都放送及びびわ湖放送等に協力を求めるものとし、平常時から協力体制の確立や諸規則の習熟に努める。

3. 気象情報等の伝達体制の整備

(1) ハード対策

市は、気象に関する自然災害による被害の軽減を図るため、気象台及び県、国が発する予報・警報等を住民へ確実に情報伝達できるよう、平常時より市防災行政無線の点検、整備拡充に努める他、インターネット等を活用した新たな伝達手段の整備を検討する。

(2) ソフト対策

市は、降雨時に、次の雨量計や水位計の観測値を迅速に把握できるよう、滋賀県土木防災情報システムやインターネット（<http://www.shiga-bousai.jp>）の観測者をあらかじめ定めると共に、住民に対して気象予警報等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ伝達手段、手順、ルート等を定め、住民への広報に努めると共に、職員に対しても周知徹底を図る。また、市独自の情報伝達の判断基準とする雨量計及びその基準値等をあらかじめ定めておく。

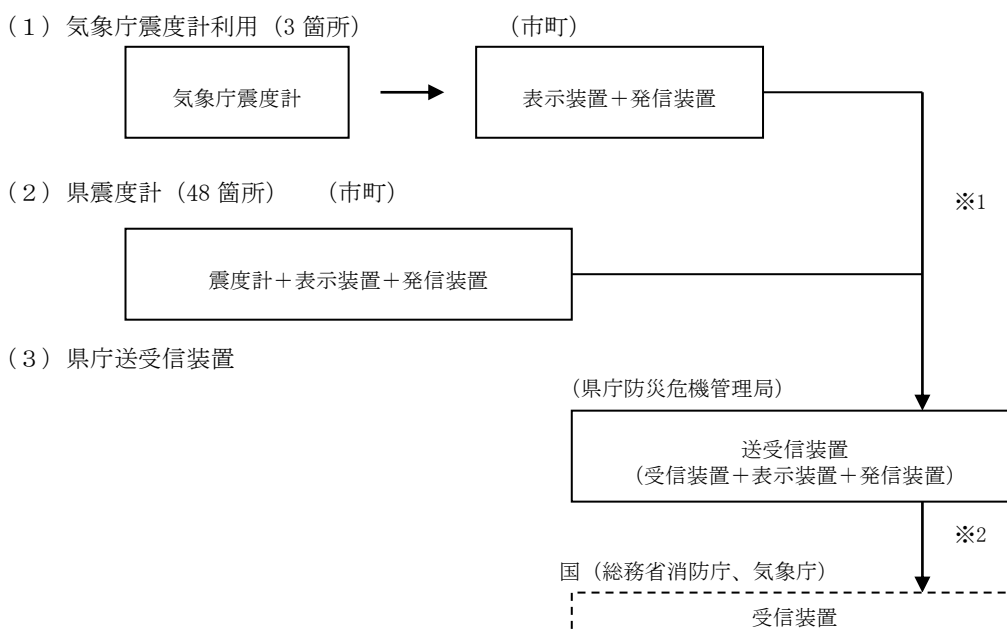
4. 震度情報の伝達体制の整備

地震発生時における被害情報の収集は、住民からの通報や行政職員等の警戒出動等によって対応しているが、これだけでは被害の全体像をつかむのに時間を要する。この情報時間をどのように短縮するかは非常に重要な問題である。

このため、県は、市町の庁舎等に震度計を設置し、震度情報を自動受信すると共に、必要な情報を国（消防庁及び彦根地方気象台）に自動送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

本市においてもこのシステム整備の一環として、地震計が設置されており、震度情報の伝達体制を強化している。

■震度情報ネットワークシステムの系統図



※1 市町、県庁間の通信は、防災行政通信システム利用（INS回線、衛星通信）

※2 県庁、消防庁間の通信は、INS回線を県庁、気象庁間の通信は、専用線を利用
また、総務省消防庁への震度情報の送信は、震度4以上の場合のみ

■地震計の機能

機関名	設置箇所	利用形態	付加機能
野洲市	野洲市役所敷地内	計測震度計（気象庁検定品）	加速度波形記録可
	野洲市北部合同庁舎敷地内	計測震度計（気象庁検定品）	加速度波形記録可

第2節 火災予防・緊急消火体制の充実

地震発生時には、同時に多くの火災が発生する可能性が高く、また、時間や季節等によっては、更に延焼し、大規模災害となる可能性があることから、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化、消防水利の整備等を図る。

1. 出火予防対策

市及び消防局、消防団は、災害時における出火予防のため、次の対策を実施する。

(1) 住民に対する防火意識の啓発

市及び各消防機関は、住民に対して、火災防止思想の普及に努めると共に、災害発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

① 広報活動

市及び各消防機関は、毎月17日の地震防災の日、春秋2回の火災予防運動等の機会に、火災予防意識の普及啓発を行う。予防広報は、市広報車、消防車、広報紙等を通じて行う。

② 消防訓練等の実施

③ 自主防災組織における初期消火活動の指導

④ 防火診断

一人暮らしの高齢者を対象に、家庭内の防火診断を行う。

(2) 消防法に基づく予防行政の確立

① 防火管理者制度の推進

消防法第8条に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任しなければならない。市及び消防局は、その有資格者を養成するため防火管理者資格講習会の開催、現任防火管理者に対して、防火管理者再講習会を開催する等により、資質の向上を図る。

また、消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検、火気の使用等防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

② 消防用設備保安体制の充実

ア 県は、有効な消防用機械器具の普及を図るため、消防用機械器具の販売業者に対して、指導を行うと共に、消防法第21条の13の規定による立入検査を実施する。消防局は、これに協力する。

イ 県は、消防法第17条の10に基づき、消防設備士に対して、知識の習得と技術の向上を指導するため講習会を開く。消防局は、管轄内における消防設備士全員が受講するよう指導する。

③ その他

ア 消防局は、消防法第17条の14の規定による消防用整備等工事着手の届出、火災予防条例の

定める防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

イ 消防局は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図る。

(3) 予防査察体制の充実強化

①消防局における対策

消防法、火災予防条例に基づき学校、病院、店舗等不特定多数の者が利用する防火対象物において防火管理の徹底を図るため、立入検査を実施する。また、消火、通報、避難等の訓練を実施することや消防計画を作成することに対して、指導を強化する。

ア 基準査察

年間査察計画に基づき実施する査察をいう。

イ 特別査察

消防局長又は消防署長が火災予防上必要であると認める時に実施する査察をいう。

ウ 臨時査察

- a. 条例に定める諸届出又は苦情、投書若しくは陳情書に基づく査察をいう。
- b. 建築物、工作物、消防用設備等又は危険物施設の工事計画から工事完了までに実施する査察をいう。
- c. 火災警報発令中の警戒による査察をいう。

エ 再査察

前3号に掲げる査察の結果に基づく不備欠陥事項の是正の指導又は是正状況の確認を行う査察をいう。

オ 小隊査察

当務日に消防ポンプ自動車等の小隊をもって行う査察をいう。

②消防団における対策

消防団は、毎月1回地域の防火点検を行う。

(4) 消防職員・団員の防災教育

消防大学校及び県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて、消防職員・団員の消防に関する知識及び技術の向上を図る。

①消防局は、消防職員にかかる初任教育、専科教育、幹部教育等の各職務に該当する教育訓練への派遣機会を活用する。

②市は、県消防学校が実施する研修会に消防団員を積極的に参加させるよう努める。

(5) 林野火災の出火防止

市及び消防関係機関は、林野火災の発生を未然に防止するため、林野利用者の防災意識高揚に努めることで林野火災の未然防止を図る。予防標識の設置、ポスター等の配布による啓発活動や、パトロールの実施等による監視体制の強化を図り、出火予防に努める。

2. 延焼予防計画

(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

消防局は、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化並びに消防機動力、消防緊急情報システム、個人装備等の整備を早急に進める。

(2) 避難収容施設・避難路周辺の安全確保

市及び消防局は、避難収容施設・避難路周辺の安全確保及び初期消火体制を確保するため、指定避難収容施設を対象として防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

(3) 消防力の整備充実

- ①市及び消防局は、消防庁の専門的研究と、市に対する消防行政の指導や助言等を受け、消防業務の強化を図る。
- ②消防局は、危険物による火災の危険性増大に対して、消防資機材の一層の拡充を検討する。
- ③市は、現有水利の保全に努めると共に、新規開発区域及び未整備区域を中心に消防水利の拡充を検討する。

(4) 消防団の活性化対策の推進

市及び各消防機関は、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進すると共に、次の事項を重点的に実施する。

- ①消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備
- ②報酬、出勤手当、退職報償金の適正化
- ③公務災害補償の充実
- ④消防学校の教育基準の充実及び消防学校教官による現地教育の推進
- ⑤消防団PR用の映画、ポスター、リーフレット、SNSの積極的な活用

(5) 相互応援体制の整備

消防局は、消防行政の合理化と効率化を図るため、常備消防機関間における広域的な相互応援協定の締結に努める。

(6) 火災拡大要因の除去

市及び消防局は、住宅密集地における火災延焼防止対策等について検討を進める。

①都市防災の推進

市は、種々の調査研究をもとに、消防設備の整備と消防活動の強化・効率化を図ると共に、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化等、都市防災を推進する。

②消防車両進入不可能箇所改善

市内の消防車両の進入が不可能な箇所は、今後の道路計画とあわせて改良事業を推進する。

(7) 住民への広報活動の実施

市及び消防局は、火災警報が発令された場合、広報車又は防災行政無線等を通じて火災予防を周知徹底させる。火災警報を一般住民に周知させる時は、火災予防条例第30条の禁止行為についても、あわせて広報するよう努める。

3. 消防救急体制の強化

市及び消防局・消防団は、消防の組織体制の確立と施設設備の近代化を進め、機関相互の協力体制を強化することによって消防救急体制の強化を図る。

(1) 常備消防の整備充実

市における常備消防体制の充実を図るため、警防、予防の各部門の整備充実を推進する。

①消防局

ア 消防訓練施設の整備

- a. 救助訓練施設
- b. 煙中訓練室
- c. 燃焼実験室

イ 職員の教育訓練の計画的な実施

- a. 消防職員としての規律の保持
- b. 高度な知識と技能修得のための教育訓練

ウ 消防体制維持のための人員の確保

エ 消防機械器具の整備

②市

市は、各学区、自治会に自主防災組織を整備し、自主防災体制の確立と育成強化を図る。

(2) 消防関係機関相互の協力体制強化

市及び消防局・消防団は、平常時から教育訓練や防災訓練等を通じて緊急時に対応する協力体制をとる。

(3) 消防団員に対する教育訓練

消防局及び市は、現地教育の受講の奨励や初任団員、幹部団員等への教育訓練を防災センター等で実施し、消防力の向上に努める。

4. 消防施設の整備

市内消防力の現況は、消防庁告示（昭和36年8月1日）により定められている『消防力の基準』に準じ整備されてきたが、平成16年『消防力の整備指針』が示され、地域情勢に適応する消防力の整備に変更されつつある。

市及び消防局は、最近における火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防計画に基づき、消防施設の拡充を促進し、次の消防力の強化を図る。

(1) 化学消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、化学災害に対する消防力の強化を図るため、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車等の設置や泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 消防無線の充実と広域化

隣接市町との広域的な通信網の整備を図るため、県内共通波の有効運用を検討する。

5. 救急体制の整備

市及び消防局は、災害時に必要な医薬品の確保と医療機関の協力体制の確立、応急手当に関する知識等の啓発を図る等、応急医療体制の確立に努める。

市及び消防局は、市内及び近隣市町の医療機関と協力して、総合的な救急体制の確立並びに円滑な業務実施を推進する。また、医療情報の的確な把握及び救急隊からの傷病者情報の伝達の徹底等を図り、医療機関との連携の強化に努める。

災害時に必要な医薬品は、滋賀県内の医療品販売業者より供給を受けるものとし、迅速かつ円滑な発注に向けてシステムづくりに努める。

また、更に家庭や職場内での応急手当の知識を復旧させるため、「救急の日」「救急医療週間」は、もとよりあらゆる機会において、住民への啓発及び実地訓練を行う。

第3節 救助・救急、緊急医療体制の充実

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策については、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）をはじめ、守山野洲医師会等関係機関による広域支援組織と連携を図りつつ、本市の保健・医療担当課を中心に、「医療救護本部」を組織し適切に対応する。

市は、緊急事態発生時の対応を守山野洲医師会と協議し、大災害時に直ちに出勤の要請を行い、市及び救護班が直に対応できる体制を次の事項を考慮して整備する。

1. 初動医療体制

(1) 災害医療情報の総合的な収集及び提供

災害医療情報として、医療機関の診療応需情報等を把握する。そのためには、現行の救急医療体制を災害時にも活用できるよう再整備すると共に、迅速かつ正確に情報把握ができるよう、通信手段や情報収集システムの拡充を図る。

(2) 医療活動

①市内（被災地域内）の医療機関による医療活動

市内の医療救護活動の中心として、野洲市健康福祉センターを市内医療救護拠点に位置づけ、公的医療機関による医療活動に加え、民間医療機関に対して、協力を求める。

②被災地域外からの救護班の派遣

必要に応じて、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）を通じて、滋賀県災害対策本部（滋賀県災害医療本部）に救護班の派遣を要請する。救護班の受入れは、「医療ボランティア」の活用を含め、医療救護本部が担当する。

③救護所の開設と救護班の派遣

市内各小学校に救護所を開設し、保健・医療救護対策班による巡回診療を行う。

④負傷者選別（トリアージ）訓練

トリアージとは、緊急度判定に基づく負傷者の治療順位の決定をいい、災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合に、負傷者を最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分ける。現場での一次選別と、病院での二次選別がある。

トリアージを行う場合、負傷者にはその負傷程度に応じて、選別結果の優先度をカラーで表示した認識票（トリアージタグ）を取り付ける。市は、救急医療処置の迅速化を図るため、医療機関を通じてトリアージタグの導入を図る。

⑤ライフライン確保

治療する時に不可欠な水、電気等のライフラインを確保する。そのためには、病院の給水タンクや非常用電源の整備等、ライフラインの設備の耐震化を促進する。

また、市内医療施設の耐震性・耐火性を向上させると共に、平素より医療機器の固定や薬品棚の転倒防止を施すことを奨励する。

2. 後方医療体制

(1) 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

必要に応じて、区域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

また、搬送に必要な傷病者のために、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段の充実を図る。

■基幹災害医療センター及び湖南保健医療圏の地域災害医療センター指定病院

区 分	医療機関名
基幹災害医療センター	大津赤十字病院
地域災害医療センター	済生会滋賀県病院、淡海医療センター

3. 難病患者、人工透析者、在宅療養者への対応

(1) 難病患者への対応

難病患者に対する救護活動及び慢性腎不全による透析患者や外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保については、県で平成8年度に策定した「健康医療福祉部医療・救護初動マニュアル」「滋賀県健康医療福祉部難病在宅患者担当マニュアル」に基づき・安否確認や重傷者の搬送、地域外の医療機関、対象者の状況把握や支援機関との連携等の体制整備に努める。

(2) 人工透析者への対応

慢性腎不全による透析患者や外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保については、「人工透析・クラッシュシンドローム担当マニュアル」に基づき、透析医療機関や関係団体と連携し、災害発生時の連絡体制及び患者の受入れ体制の整備に努める。

(3) 在宅療養者への対応

在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者は、代替の機器等が確保できず生命に危険が生じるおそれがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連携等の体制整備に努める。

4. 医療品等の確保

①医療用医薬品等の備蓄は、滋賀県医薬品卸協会に要請すると共に、市内医療機関に対して、協力を要請する。

②備蓄庫に応急的衛生日用品、常備薬を備蓄する。

③市外からの救急医療物資は、医療救護拠点に集積し、消防等の輸送車により搬送する。

5. その他の医療体制の整備

(1) 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる野洲市健康福祉センター及び各小学校及び民間の医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性・耐火性の点検・強化の指導、補強建替えの促進を図る。また、平素より医療機器の固定や薬品棚の転倒防止に努める。

第4節 物資の確保と緊急輸送体制の整備

市は、災害時に備え平常時より保存性の高い食料、生活必需品等を備蓄すると共に、災害時の食料等供給計画を立てて非常用物資の引渡し体制の整備を目指す。また、災害時に必要な輸送力を確保するため、災害に強い輸送体制の整備を行う。

なお、災害時に必要なもののすべてを市で備蓄・確保することは困難であることから、災害時に緊急に必要な水容器、主食、毛布等については、優先的に行政備蓄により確保し、それ以外は、民間からの流通備蓄により調達を図る。このため、関連する民間関係団体等との協定締結を積極的に活用・推進する。

1. 飲料水等の備蓄

(1) 行政備蓄

市は、地域バランスを配慮してペットボトルなどの飲料水を備蓄する。また、耐震性貯水槽、貯水タンク等を整備し、その活用を図る。

①給水拠点の整備

市は、災害時の断水に備え、居住場所から概ね2 km程度の距離内又は避難場所に給水拠点を整備する。なお、給水拠点には、応急給水槽を整備するか、又は給水井戸を整備する。

②応急給水体制

市は、応急給水に必要な給水タンク車、給水拠点での応急給水槽又は給水井戸を段階的に整備する。また、水容器について、次の数値を目標として備蓄する。また、簡易水質検査機器の整備を図り、あわせて消毒薬の備蓄に努める。

■水容器の備蓄目標

	水容器備蓄目標数※1	避難者数※2	人口※3	世帯数※3	平均世帯人員	備考
野洲市	2,100	4,843	50,643	20,894	2.42	

※1：水容器備蓄目標数：避難者数÷平均世帯人員（人口/世帯数）（100単位切り上げ）

※2：本編23ページより（想定される被害がより大きい地震時の値を目安とする。）

※3：人口・世帯数：住民基本台帳（令和4年5月1日現在）

(2) 個人備蓄

市は、住民に対して、次に示す飲料水の備蓄及び非常持ち出し品の啓発、普及を図る。

- ①各家庭においては、災害時最低3日分の飲料水を備蓄する。
- ②生活用水として浴槽等に貯水する。井戸も利用できるように事前にその所在や水質について調査する。
- ③飲料水消毒用の塩素やろ過装置付ストロー等の備え付けの推奨。

(3) 流通備蓄

市は、大規模小売店等の流通業者との協定を結び、飲料水の確保経路の拡充に努める。

2. 食料及び生活必需品の備蓄

(1) 行政備蓄

行政の備蓄品は、指定避難所等を考慮して有効かつ機能的に活動できる場所へ備蓄倉庫を整備して地域完結型の備蓄をめざし、被災者が当面の生活に必要な食料、生活必需品等を確保する。災害時における食料及び生活必需品の確保については、災害時に緊急に必要な主食や毛布等を優先的に備蓄し、その他については、流通備蓄等により必要数の確保に努める。

①食料の確保

市は、被災時に緊急に必要な主食（米・アルファ米・乾パン等）を自主備蓄し、その他の食料は、流通備蓄により確保する。なお、備蓄目標は、想定される被害がより大きいと考えられる地震災害（本編総則参照）の被災当初に必要な米等の数量の1日分（約18,000食、災害対応にあたる職員1,200食）とする。

食料の調達・給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品に配慮する。

②生活必需品の確保

市は、災害時に緊急に必要な毛布等については自主備蓄する。備蓄目標は、水、食料と同様に、想定される被害がより大きいと考えられる地震災害（本編総則参照）で想定される避難者数より約5,000枚（1人当たり1枚）とする。また、緊急時に対応するため他の生活必需品についても一定量を自主備蓄する。

(2) 個人備蓄

市は、各家庭において、最低1日分の食料や生活必需品（携帯トイレ、トイレットペーパー、おむつ、ストーマ等や非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を備蓄するよう啓発する。

(3) 流通備蓄

市は、大規模小売店等の流通業者との協定を結び、食料及び生活必需品の確保経路を拡充させる。

(4) 備蓄品の管理

備蓄品は、担当課において毎年1回点検し、結果を自治防災課へ報告すると共に、備蓄品の補充・更新を行う。

■備蓄食料及び生活必需品一覧

品名	現有数	整備目標
毛布	5,360	5,000
非常食（アルファ化米、缶詰パン等）	16,906	21,100

資料：自治防災課（令和4年5月1日現在）

3. 必要物資調達体制

(1) 関係業界団体との協定締結

県及び市は、食料、日用品、資機材等生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の供給能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結する。

(2) パソコン通信の活用

市は、指定避難所における必要物資を把握し、県と本市及び他の市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、相互間のパソコン通信システムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

(3) 物資調達のマニュアル化

市は、必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にする等マニュアル化を図る。

(4) 事業者団体等との連携

市は、農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図ると共に、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

4. 緊急輸送体制の整備

市は、災害時に必要な輸送力を確保するため、災害に強い輸送体制の整備を行う。

(1) 緊急輸送道路

① 滋賀県の緊急輸送道路の指定

滋賀県の地域防災計画において、緊急時に使用すべき道路として重要性に応じて、次のように区分している。

ア 第1次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路及びこれらを連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と県庁・南部土木事務所又は市庁舎等の防災拠点を相互に連絡する道路

■ 第1次及び第2次緊急輸送道路（県指定）

確保優先順位	路線名
第1次緊急輸送道路	名神高速道路、国道8号
第2次緊急輸送道路	県道希望が丘文化公園北線、県道守山中主線（一部）、県道近江八幡大津線、主要地方道近江八幡守山線（一部）、市道野洲中央線（一部）、県道木部野洲線（一部）、市道乙窪比留田線（一部）

② 市の緊急輸送道路

市は、市内における主要道路、すなわち、防災活動拠点（公共施設、消防・水利施設）と避難収容施設とを結ぶ道路を次に示す災害時に優先的に啓開を行う道路として確保する。平常時から

維持管理・道路施設強化に努める。この道路は、災害時に被害を比較的受けにくく、かつ大型車の対面通行が可能であることを条件とする。

■災害時に優先的に啓開を行う道路

NO.	路 線 名	NO.	路 線 名
1	国道 477 号	8	県道小島野洲線（一部）
2	主要地方道野洲中主線	9	県道守山中主線（一部）
3	主要地方道野洲甲西線	10	市道市三宅妙光寺線（一部）
4	主要地方道大津能登川長浜線	11	市道辻町小比江線
5	県道木部野洲線（一部）	12	市道 1 号線
6	県道希望が丘文化公園南線	13	市道野洲マイアミ線
7	県道野洲停車場線	14	市道乙窪比留田線（一部）

(2) 輸送拠点

緊急輸送を実施する際の輸送拠点として、緊急輸送道路に近接している箇所であることを基本的な要件とする。また、これらの輸送拠点については、施設の耐震性の確保に努める。

①広域陸上輸送拠点

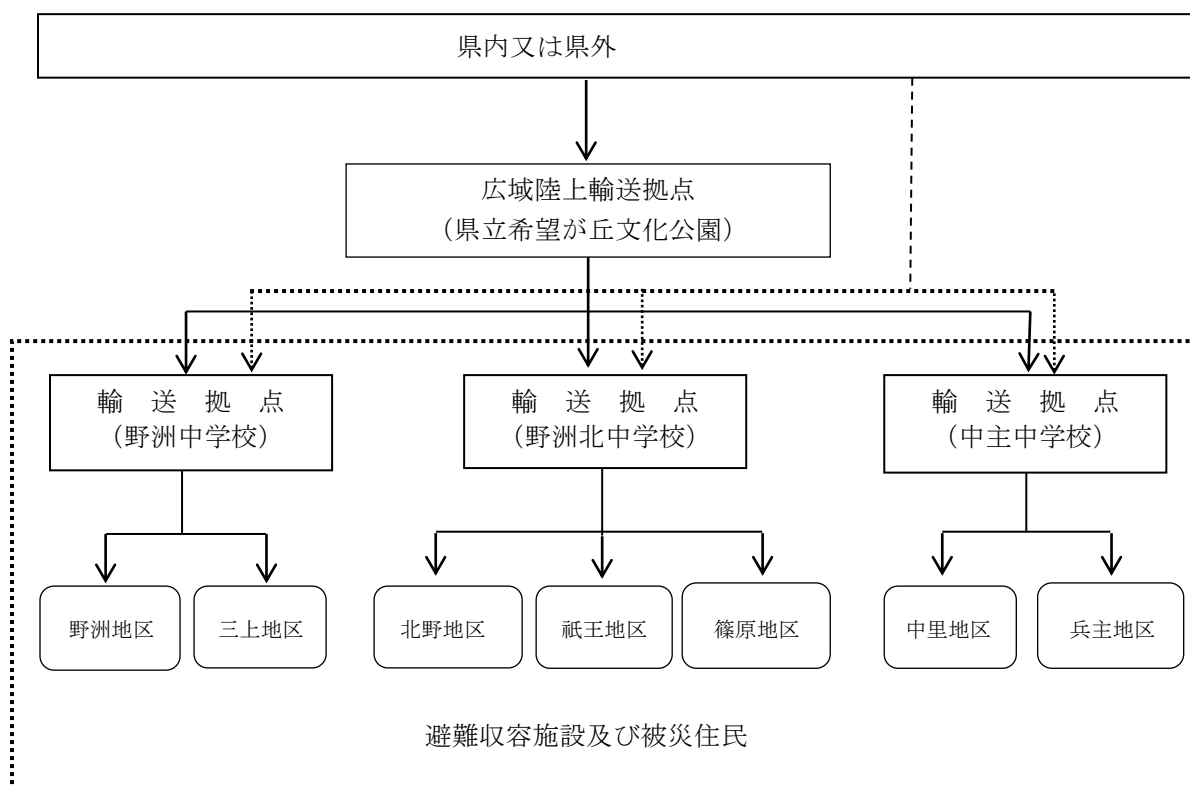
本市では、滋賀県地域防災計画で広域陸上輸送拠点に指定されている県立希望が丘文化公園を位置づける。広域陸上輸送拠点は、陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点である。

②地域内輸送拠点

本市では、防災学区のうち、野洲学区、三上学区を受け持つ地域内輸送拠点として野洲中学校を、祇王学区、篠原学区、北野学区を受け持つ地域内輸送拠点として野洲北中学校を、中里学区、兵主学区を受け持つ地域内輸送拠点を中主中学校にそれぞれ指定する。

地域内輸送拠点は、広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、地域内の指定避難所、病院、社会福祉施設等に対して、仕分け、配送等を行う拠点である。

■緊急時交通輸送体系のイメージ



(3) 公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について交通事業者、県、市等関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図ると共に、他府県への義援物資の輸送に必要な車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

(4) 航空（ヘリコプター）輸送

①緊急時ヘリポートの指定

現在県は、市に飛行場外離着陸場として別表の5箇所をしている。なお、緊急時ヘリポートの開設準備は、総務班が行う。

②緊急時ヘリポートの基準

市は、下記に示すヘリポート基準に適合した、ヘリコプター離発着場の独自開設を進める。具体的には、公共用地（広場）等を核とするヘリポートの設置を検討する。

ア ヘリポートの設定基準を資料編に示した。

イ 着陸地点は、舗装された場所が最も望ましい。

ウ 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

エ 電話等の通信手段の利用が可能であること。

③緊急時ヘリポートの整備

災害発生時には、指定緊急時ヘリポートにおいて、次のような対策を実施し、早期にヘリポートが使用可能な状態になるよう整備を行う。

ア 着陸地点には、石灰等を用いて直径10mの正円を描き、中央に「H」の記号を標して着陸地点を示すこと。

イ グランド等の場合に地表面が乾燥している時には、板、トタン、砂塵等が巻きあがらないように、散水を十分に行うこと。

ウ ヘリポートの近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、又は旗を立てること。

エ 離着陸時には、風圧等により危害が加わることがあるので、人を接近させないようにすること。

オ 避難収容施設に併設する場合は、保安要員を設置し、避難住民の安全管理に努める。

■飛行場外離着陸場一覧

NO	施設名	座標		所在地	備考
		緯度	経度		
1	野洲市市民グラウンド	N35.06.50	E136.00.39	六条460	
2	中主小学校グラウンド	N35.06.05	E136.01.01	西河原712	
3	野洲川河川公園	N35.03.01	E136.01.09	三上地先	
4	希望が丘文化公園西駐車場	N35.03.33	E136.02.55	北桜地先	
5	野洲市総合防災センター・東消防署	N35.04.33	E136.02.39	辻町488	

資料：滋賀県防災航空隊（平成29年4月1日現在）

第5節 広域避難・避難収容体制の整備

1. 避難計画、避難者受入れ計画の策定

(1) 避難計画

市は、災害時の避難訓練計画を立て平常時の訓練を実施し、災害時に住民が安全でかつ速やかに避難できるように、総合的、計画的な避難対策の整備、推進を図る。また、市域を超える避難の実施について検討する。

「自主防災組織の育成」に基づき、住民や他団体への避難計画の策定を促進すると共に、配布したハザードマップ等を活用し、住民に対し、避難場所等を周知する。

(2) 避難者受入れ計画の策定

市は、市外から避難者を受入れることを想定し、避難者受入れ計画を策定するよう努める。

2. 避難所の指定

(1) 避難所の指定

住民が安全に避難するには、道路が避難路としての役割を果たし、適切な距離で到達できる指定避難所があり、かつそこに至る経路が適切でなければならない。そこで緊急時に対応できるよう、市は、避難所を指定し、住民に対して、周知徹底を図る。

指定避難所は、土石流、大火輻射熱、地震等各災害の特性を考慮し、次の選定基準によって指定する。

また、指定避難所においては、生活に必要な設備や資機材を配備すると共に、専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が、災害時にすぐに避難できる福祉避難（スペース）室として、指定避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。

■指定避難所の選定基準

- ①避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ②速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤原則として木造家屋の密集地から300m以上離す。
- ⑥要避難人口は、昼間人口も考慮する。
- ⑦地区の割り当ては、学区単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- ⑧各避難所には、給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できるようにする。
- ⑨有線電話・防災行政無線受信機等を具備する。
- ⑩食料品・寝具の備蓄についてなるべく湿気の少ない保管場所があるものとする。

指定避難所とする施設は、市の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とする。民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。

(2) 福祉避難所の指定等

市は、一般の避難所生活が困難である高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために国の「指定避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて特別の配慮がなされた「福祉避難所」を指定するよう努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等設置に向けた推進を図る。また、ケアを行う専門的な支援員の設置を行う。

なお、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や特別支援学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、民間の旅館・ホテル等を指定避難所として借上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

(3) 指定緊急避難場所の指定

市は、今後、民間施設と指定緊急避難場所の協定を取組んでいく方針とし民間施設の指定緊急避難場所の指定に向けた対応を行う。

3. 指定避難所の明示とパニック防止

災害が発生し避難が必要な時には、住民が避難経路と指定避難所を熟知していなければならない。それには、平素から避難経路・指定避難所を明示して住民への周知徹底を図ることが必要である。また、災害時には、恐怖心や誤った情報からパニックが発生することも少なくないので、迅速な避難誘導と正確な情報の伝達、住民への啓発を行い、パニックを防止する。

(1) 避難経路及び指定避難所の周知徹底

市は、地域並びに職域で避難経路及び指定避難所の周知徹底を図るため、配布したハザードマップ等を活用し、更に防災訓練等により防災意識の高揚を図る。

(2) 避難地標識及び避難地誘導標識

市は、自治会ごとに1箇所以上の避難地標識及び避難地誘導標識の設置を行い、地域住民は、もとより通行者にも指定避難所への経路の周知を図る。

(3) 災害時のパニック防止

市は、災害時のパニックを防止するため、災害対策本部からの緊急指示や情報を正しく伝えるべく、情報連絡網の整備と情報収集処理体制を確立する。また、いたずらに恐怖心を与えないよう、日常的に建築物・構造物の耐震化・耐火化による市街地の不燃化を図ると共に、ショーケース、看板等の転倒、落下防止のための指導を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

4. 指定避難所の通信体制の整備

(1) 避難収容施設へのパソコン設置

市は、今後、避難収容施設や情報通信拠点、医療救護拠点等に位置づけている施設にパソコンの設置を促進し、避難収容施設運営の強化を図る。

(2) オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

市は、端末パソコンのオペレーターについて、防災関係者等の職員研修や地域住民の生涯学習活動等の機会を通じてパソコン操作の習得を促進し、そのなかで適切な人材の確保を図る。また、長期的には小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動等、教育システムに組み込み、人材の裾野を広げる。

避難収容施設間は、常設型のネットワーク構築により、平常時からネットワーク運用の経験を重ね、ネットワーク運用の改良・改善に努める等、緊急時に備える。ネットワークは、回線の二重化や無線系の併用等、災害に強いネットワークを目指す。

5. 指定避難所の整備

市は、指定避難所等において、対象地区人口規模に応じて、あらかじめ必要な機能を整理し、次のような施設・設備等の整備を行い、防災機能の拡充に努める。

- ①食料、飲料水、給水用設備、照明設備、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、燃料、毛布、暖房器具等避難生活に必要な物資の備蓄
- ②被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他の施設又は設備の整備
- ③備蓄倉庫の整備
- ④負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
- ⑤災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災行政無線、ファクシミリ、文字放送テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
- ⑥高齢者や障がい者等を考慮したスロープや車椅子、オストメイト（人工肛門、人工膀胱を持つ人）対応のトイレ等の整備
- ⑦負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護要資機材の整備
- ⑧必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。
- ⑨新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の整備

6. 指定避難所の運営管理に関する事項

(1) 運営管理体制の構築

各指定避難所運営管理者は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。指定避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する等努めると共に、必要に応じ県や他の市町に対して協力を求めることを検討する。

また、市及び各指定避難所運営管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 避難者、被災者の把握

各指定避難所運営管理者は、避難者に係る情報を把握し、市や県等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市や県に提供する仕組みづくりに努める。

また、市は、避難者（とりわけ要配慮者）が円滑に支援を受け続けることができるよう避難者名簿等に記載される標準的な項目について、県より情報提供を受ける。

(3) 男女双方の視点等への配慮

- ①各指定避難所運営管理者は、指定避難所の運営における女性の参画を推進する。
- ②プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫、女性専門の洗濯干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着等の女性による配布に努める。
- ③指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。
- ④女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮し、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑤男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して気配りが必要な人（ジェンダー）などの視点から運営管理に配慮するよう努める。

(4) 指定避難所運営マニュアルの作成

市は、指定避難所の開設に備え、次の内容について詳細に定めた指定避難所管理運営マニュアルの作成を推進する。

- ①避難収容中のプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮等秩序保持に関すること
- ②避難者に対する災害情報の伝達
- ③避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ④避難者に対する各種相談業務

(5) 廃棄物の対策・対応

各避難所運営管理者は、避難生活が長期化すること等で発生する廃棄物の処理を考慮した避難所運営に努める。

7. 防災上重要な施設の計画

学校、病院、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
- ②児童生徒を集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- ③病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- ④高齢者、障がい者、児童施設等においては、それぞれの地域の特性及び支援の必要度等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生、給食等の実施方法

8. 避難路の整備

市は、災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な避難場所に避難できるように、避難路の指定・整備を推進する。

(1) 避難路の条件

危険区域及び危険箇所を通過する経路は、できるだけ避けて、安全に避難場所へ誘導できる避難路を検討する。

- ①避難路は、緊急車両の通行や延焼の危険のない幅員を確保する。
- ②避難道路は、相互に交差しないこと。
- ③危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- ④浸水等により通行不能になるおそれがないこと。

(2) 避難路の整備

- ①最寄り避難場所への誘導標識、誘導灯の設置
- ②避難路上の障害物の除去

第6節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化

災害時における高齢者・障がい者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者に対する避難、情報、救護等のきめ細かな配慮が必要である。要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築等、要配慮者に迅速・的確に対応するための対策合理的な配慮の提供を推進する。

1. 平常時における避難行動要支援者の把握

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、平常時より避難行動要支援者名簿を作成し、災害時にはそれらの名簿を活用し、警察署、消防署、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者に対して、適切な措置をとる。対象者や情報収集の具体的な方法等は、「野洲市避難行動要支援者登録制度実施要項」によるものとする。名簿は、避難行動要支援者の安否確認、福祉避難所の受入れ等で利用することを目的とし、福祉班から関係する班及び支援関係機関へ開示するものとする。避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ずに名簿情報を提供できる。

また、避難行動要支援者名簿情報は、情報漏洩を防止するため適切な措置を講ずる。

(2) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者の避難を支援するため、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、個別避難計画を策定する。なお、個別避難計画書は、市や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等が連携し策定する。

(3) 安否確認体制の整備

市は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から個人情報の保護に配慮しつつ、次の事項の整備に努める。

- ①緊急時の対応が可能となる避難行動要支援者名簿の整備
- ②市職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー、地域自立支援協議会等の福祉関係職員、民生委員・児童委員、等の福祉関係者、自主防災組織や近隣住民等による災害発生直後の安否確認体制の確保
- ③自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保
- ④警察、消防署等との連携
- ⑤避難行動要支援者等のリストなどを、被災時に市および関係

支援団体（DMAT、DHEAT などの支援組織や応援自治体職員など）とどのように共有するかなど、情報の利用が迅速にできるよう体制を構築する。

2. 避難生活を送る避難者等への支援

市は、国の定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」、「避難所運営ガイドライン」等を参考に整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

(1) 避難所における要配慮者への配慮

一般の避難所生活が困難な配慮者のため、福祉避難所の指定に努めるものとする。福祉避難所に、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、予め福祉避難所として指定する際に受け入れ対象者を特定した場合は、公示する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した入浴、洗濯等の生活に必要な物資、生活支援など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への配慮

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備え、予め地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、市は、在宅避難者等の食料や必要な物資数等の情報を集約し、提供するものとする。

やむを得ず、車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、予め、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の健康上の留意点等を踏まえた支援方策を検討するよう努めるものとする。この際、車中泊の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

3. 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

市は、平常時より高齢者や障がい者が通所・入所している社会福祉施設等から広域避難地及び指定避難所に至るまでの経路において、避難する際に障害となる物を除去し、段差を解消する等、避難路の安全確保に努める。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、車椅子に対応できるようスロープや手すりの設置や、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った避難誘導システムの導入を図る。

4. 社会福祉施設等における防災体制の強化

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設は、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現できる避難確保計画作成し、避難訓練の実施を行う。

(1) 社会福祉施設等の耐震化

市は、社会福祉施設管理者に対して、施設の耐震改修の促進についての講習会を開催する等、耐震化について指導を行う。また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の要配慮者利用施設の防災体制については、避難確保計画の作成や訓練の実施の義務化に伴い、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

- ①防災設備等の整備
- ②組織体制の整備

- ③緊急連絡体制の整備
- ④入所および入院患者情報の整備
- ⑤防災教育、防災訓練の実施
- ⑥施設間における災害援助協定の締結
- ⑦浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への情報提供
- ⑧防災対策計画の実効性の確保
- ⑨非常電源の確保。

(3) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項に基づき、市は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を定める。

(4) 防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設等は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。この防災対策計画には、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、県、市が施設開設時及び定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

5. 防災知識の普及

(1) 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発

県は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発について、漫画やビデオ等の手法を取り入れ、点字版や外国語版を制作する等、避難行動要支援者の実情に配慮した普及活動を実施している。

本市においても、県の施策に協力する他、独自にパンフレットや防災マップ等による普及啓発活動を実施する。また、市は、個別計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者が参加する訓練の実施に努める。

(2) 社会福祉施設、事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や避難行動要支援者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対して、マニュアル等に基づく防災訓練を実施する等、防災教育の充実を図る。

6. 地域ぐるみの救護体制の整備

住民は、要配慮者が災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や社会福祉施設とのつながりを保つよう努力する。また、市は、民生委員・児童委員、やボランティアを含む要配慮者の近隣住民等の協力を得て、平常時より可能な限り避難行動要支援者に関する情報を名簿の作成等によって把握し、それを基に地域ぐるみの救護体制を整備する。

また、災害時におけるボランティア、社会福祉施設所属のホームヘルパーを主体とする在宅や指定避難所内の避難行動要支援者の介護体制を整備する。

7. 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

(1) 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

市は、災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、パソコン通信の活用方法について検討する。また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオ等新たなメディアについて、その活用を推進する。

(2) 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

市は、災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図ると共に、指定避難所等での文字媒体（電光ボード等）の活用等についても検討する。また、関係機関を通じて、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。

8. 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者に十分配慮し、次の事項等について検討する。

- ①要配慮者の安否確認方法や必要な支援の内容の把握
- ②生活支援のための人材確保
- ③障がいの状況等に応じた情報提供（防災行政無線個別受信機、地上デジタル放送、インターネット等）
- ④粉ミルクや柔らかい食品等、特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
- ⑤指定避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- ⑥指定避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- ⑦第二次避難を要する要配慮者についての聞き取り調査や福祉避難所等への受入れ要請の実施

9. 外国人に対する災害対策の配慮

(1) 外国語による防災情報の提供

市は、日本語の不自由な外国人に対して、所属する事業所等を通じて平常時から防災訓練等を実施すると共に、外国語による防災の手引き、マップ等を作成・配布して防災意識の向上に努める。また、外国人等が災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化の防災環境づくりに努める。

(2) 外国語による相談窓口を開設する体制づくり

市は、外国人が被災した場合に備え、外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国語による相談窓口が開設できるような体制づくりに努める。

第7節 帰宅困難者対策計画

大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない人たち（帰宅困難者）が多数発生することが予想される。

市は、帰宅困難者の帰宅行動を支援するため、県、防災関係機関、企業、学校、宿泊施設、観光関連施設（以下この節において「事業所」という。）等が相互に連携、協力する仕組みづくりを推進し、震災時における交通機関等の情報収集及び迅速な提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留

施設の確保等、必要な体制構築を図る。

第8節 災害復旧・復興への備えの強化

市は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。また、これらのデータは、必ずバックアップに万全を期する。

第9節 複合災害に対する備えの強化

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実すると共に、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

1. 複合災害時の災害応急体制の整備

市は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めると共に、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2. 複合災害を想定した訓練の実施

市は、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

第1節 防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、市職員に対して、専門的教育訓練等を実施して防災知識の向上に努めると共に、関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。特に、熊本地震の教訓を踏まえ、市民一人ひとりの災害に対する備えの充実・強化等について、具体的なしくみの構築に努めるものとする。

1. 住民に対する防災教育

(1) 実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、主に市の定期的な広報媒体により随時実施する。

①実施期間

	事 項	週 間 名 等	日 程
ア	災害全般に関する事項	防災の日	9月1日
		防災週間	8月30日～9月5日
		防災とボランティアの日	1月17日
		防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
イ	風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
ウ	火災予防に関する事項	春の火災予防運動	3月1日～3月7日
		夏の災害予防啓発運動	7月1日～8月31日
		秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
		年末火災予防啓発運動	12月20日～12月31日
		文化財防火運動	1月23日～1月29日
エ	震災に関する事項	地震防災の日	毎月17日
オ	土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
		崖崩れ防災週間	6月1日～6月7日

②実施方法

市の広報紙や防災マップ等の印刷物を配布し、適宜講習会、防災訓練を行う。

(2) 実施内容

①市地域防災計画の概要の周知

②災害時の心得

災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、各世帯で承知しておくべき下記の具体的な事項を講習会等で周知し、又配布した防災マップを活用することを広める。

- ア 気象予警報の種類と対策
- イ 避難する場合の携帯品

第2部 災害予防計画

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

- ウ 避難予定場所と経路
 - エ その他被災世帯が心得ておくべき事項
 - オ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の伝達方法
 - カ 住宅の点検
 - キ 屋内の整理点検
 - ク 火災の防止
 - ケ 応急救護
 - コ 非常食料の準備
 - サ 指定避難所、避難路等の確認
 - シ 非常持出品の準備
 - ス 地震保険、火災保険の加入
 - セ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ③ ‘火災をなくそう’ 市民運動の展開
- 次の事項を実施し、広く市民運動を展開する。
- ア 消防署、消防団、自主防災組織との合同訓練の実施
 - イ 防火座談会、防火映画会の実施
 - ウ 一般家庭におけるスローガン
 - a. 家庭で防火についての話し合いをしましょう。
 - b. 消火用具の準備と点検をしましょう。
 - c. 我が家の防火診断を励行しましょう。

2. 児童・生徒に対する防災教育

教育委員会は、児童・生徒への防災訓練等の防災教育の更なる充実を図るために、消防署等の学校防災教育アドバイザーと連携して、学校防災教育コーディネーター等への指導や助言等を行う。

なお、学校では、火事や地震等の想定を考えた避難訓練を実施すると共に、児童生徒の発達段階や学校の実情に応じた防災教育を行う。

3. 職員に対する防災教育

(1) 防災教育の実施

市は、市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れる他、必要に応じて、気象、非常無線通信等に関する講習会等を開催する。また、講習会等では、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針」に基づく指定避難所運営の教育を行う。

(2) 防災計画の周知徹底

市は、防災計画について、市関係各課、県及び各機関に対して、防災計画を送付する他、適宜説明会を開催することで職員への周知徹底を図る。

また、災害時の活動マニュアル（広域業務及び継続性の高い通常業務）を作成し、各職員の役割分担と活動内容を明確化しておく。

4. 防火管理者制度の徹底

市は、学校、病院、工場、事務所、大規模小売店舗等における防火管理制度及び業務の徹底について強力に指導する。

特に、事業所等における防火管理者は、一般財団法人 日本防火防災協会主催の防火管理の責務

等についての講義を受講し、防火管理体制の強化と質的向上を図る。

5. 防災週間における啓発活動

防災の日である9月1日をはさんで、8月30日から9月5日までが防災週間となっている。防災週間は、防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを趣旨としており、市及び消防局は、下記の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

- ①各種防災訓練、展示会等の開催
- ②講演会、研修会、映画会その他防災教育
- ③ポスター、パンフレットによる広報
- ④標語、作文、図画等の募集
- ⑤防災功労者の表彰

6. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると共に、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して気配りが必要な人（ジェンダー）等の視点から運営管理に配慮するよう努める。また、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針」に基づき、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

7. 言い伝えや教訓の継承

市は、県及び各防災関係機関と連携し、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組みを支援するよう努める。また、市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

8. 液状化対策の普及・啓発

一般に液状化現象が発生しやすい場所としては、旧河道、旧沼地、海岸砂丘、盛土地、埋立地、三角州等があげられる。このような場所においては、大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つ等、液状化対策が講じられているが、戸建て住宅等では、具体的な対策が普及していないことから、液状化対策を紹介するホームページ等により情報提供を行い、対策の普及・啓発に努め、建築物等の被害防止に取り組む。

第2節 防災訓練の充実

市は、災害に備えた訓練を開催することにより、防災関係業務に従事する職員の実践能力の向上を図ると共に、関係機関との連携を強化する。

1. 防災総合訓練

市民、自治会の参加のもと、関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、概ね次により毎年1回以上野洲市防災会議が主唱し、関係機関が合同して実施、あるいは図上により防災総合訓練を行う。

(1) 訓練の内容

その都度参加機関が協議するが、概ね次の事項について実施する。

- ①通信訓練、避難訓練、救出訓練、医療訓練、炊き出しその他救助訓練
- ②消防訓練、林野火災訓練
- ③その他訓練

2. 県で行う防災訓練

県では、以下の訓練を行っており、本市は、災害による被害を防止又は軽減するため、必要なときには、県に協力し実践的な訓練となるように努める。

(1) 滋賀県総合防災訓練

県は、推進地域を含めた大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その内容は、市町、各防災関係機関、地域住民と緊密に連携した実践的なものとする。さらに訓練結果の詳細な評価を行い、次年度の訓練内容や地域防災計画へ反映に努める。

①実施時期及び場所

原則として防災週間を中心とする期間内に土木事務所単位に持ち回りで会場を設定し、県・市町、各防災関係機関、地域住民等の合同による総合的な訓練を実施する。

②訓練の実施方法

地震災害は、同時多発的な道路の寸断や火災の発生が想定されるため、訓練の実施にあたっては、課題や内容に応じ複数の訓練場所を設定して、地域住民や各防災関係機関が連携して取り組むことを基本に計画し実施する。また、訓練シナリオには、緊急地震速報を取り入れる等して、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

(2) 近畿府県合同防災訓練

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県）が共同し、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、各府県の持ち回りで合同防災訓練を企画し実施する。

(3) 関西広域応援訓練

関西広域連合の広域防災に関する構成府県及び政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、連携県（福井県、三重県、鳥取県）は共同し、「関西防災・減災プラン」等の実効性を高めるため、関西広域応援訓練をはじめとする関西広域連合の広域防災に係る訓練を企画し実施する。

3. 各機関別の訓練

(1) 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施する他、他の市町と合同して大火災を想定した訓練も実施する。

更に県や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて、合同訓練を行う。

(2) 水防訓練

水防管理団体は、水防に関する訓練を単独、あるいは必要に応じて、広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。

(3) 地域自主防災組織の避難訓練

市長、消防機関その他関係機関は、地域自主防災組織の避難訓練を積極的に支援する。

実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡を取り、必要に応じて、他の関係する訓練とあわせて実施する。

(4) 事業所等の避難訓練

市長、消防機関その他関係機関は、学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、避難訓練を指導する。

(5) 土石流等の危険箇所における避難訓練

市は、関係機関と協力し、梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に、土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

第3節 自主防災組織の整備

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めると共に、災害から自らを守ろうとする意識を持ち、行動することが必要である。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防機関等による防災活動と相まって、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動が必要である。

したがって、市は、「自分達の市は、自分達で守る。」という隣保共同の精神と連帯感に基づく自主防災組織の育成指導を積極的に推進し、市の実状に応じた自主防災体制の確立を図る。

1. 地域自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成を促進するため、地域住民に対して、自主防災組織の必要性等について積極的な広報活動による啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、組織結成後は、運営や資材調達、訓練等に対する助言を行い、災害時の活動が円滑に進むべく組織の充実を図る。

(1) 住民の防災意識の高揚

市は、住民に対する防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、各地区を単位として組織の設置を図る。

(3) 設置要領

①役員

- ア 防災責任者及びその任務
- イ 班長及びその任務

②会議

- ア 総会（区公民館会議室）
- イ 役員会
- ウ 班長会等

(4) 各自主防災組織への指導、助言

市は、住民が自主防災組織を作り実際に活動していくために、組織に対して、自主防災計画の作成や組織の運営、防災資機材、防災訓練等に対する指導、助言、助成等を行う。

特に、自主防災組織の力は、当該組織の中心となる地域のリーダーの存在が不可欠であるため、「自主防災組織リーダー研修会」等を開催する等、行政側からの働きかけを行う。

また、被災者の男女のニーズの違い等男女双方視点に配慮するため、女性の参画の促進に努める。

(5) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織は、あらかじめ防災計画を定める。防災計画の策定にあたっては、次の事項において考慮・検討を行う。

- ①地域住民は、危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握すると共に、対策を検討する。
- ②地域住民それぞれが分担すべき任務を検討する。
- ③市が行う訓練に積極的に参加し、更には自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- ④防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法や情報交換方法等を定める。
- ⑤出火防止、消火に関する役割分担を定める他、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ⑥避難場所、避難経路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討する。
- ⑦負傷者の救出、搬送方法を検討する。
- ⑧避難行動要支援者の支援について検討する。
- ⑨その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

2. 職域自主防災組織の整備

災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設及び石油・ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、大規模な被害発生が予想される。このため、これらの被害の防止と軽減を図るべく施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を立てておく。

また、企業も地域コミュニティの一員とする観点から、地域自主防災組織等との活動交流に関して、推進していく。

(1) 対象施設

- ①中高層建築物、学校、公共施設、旅館、医院等多数の者が利用又は出入する施設
- ②石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取扱う施設
- ③多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設
- ④利用（入居）事務所が共同である複合用途施設

(2) 設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てておく。

①役員

- ア 防災責任者及びその任務
- イ 班長及びその任務

②会議

- ア 総会
- イ 役員会
- ウ 班長会等

③各班の任務

班名	任務
情報班	情報の収集、伝達、広報
災害地対策班	職域内に生じた災害地における応急対策
消火班	消火器等による消火
危険物等防護班	危険物による二次災害の発生防止
救出救護班	被災者の救出救護
避難誘導班	従業員や利用者の避難誘導
給食・給水班	給食・給水活動

(3) 自主防災計画の策定

災害を予防又は災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織は、防災計画を定める。防災計画の策定にあたっては、次の事項について考慮・検討を行う。

- ①事業所の職員が分担すべき任務を検討する。
- ②市が行う訓練に積極的に参加し、更には自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- ③本部、防災機関、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換方法等を定める。
- ④出火防止、消火に関する役割分担を定める他、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ⑤負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関して、検討する。
- ⑥避難場所、避難経路、避難の伝達と誘導方法、避難時の非常持出し等を検討する。
- ⑦地域住民との協力に関して、検討する。
- ⑧適切な帰宅に関して、検討する。

■事業所の自主消防組織等の現状

用途区分	施設数		計
	公共施設	民間施設	
1 項イ、ロ	9	78	87
2 項ロ		3	3
3 項イ、ロ		27	27
4 項		23	23
5 項イ、ロ	12	53	65
6 項イ、ロ、ハ、ニ	12	34	46
7 項	10		10
8 項	2		2
10 項			0
11 項		2	2
12 項イ		35	35
14 項		7	7
15 項	15	23	38
16 項イ、ロ	4	87	91
計	64	372	436

資料：東消防署(令和4年5月1日現在)

(4) 事業所の防災協力等を促進するための環境整備

市は、事業所の防災協力等を促進するため、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するよう指導する他、次の環境整備に努める。

- ①防災協力メニューの明確化と協力体制の充実
- ②市、住民、自主防災組織、NPO及び事業所間の連携を強化するための災害時情報共有システム
- ③事業所自らの防災力の向上
- ④防災協力活動に対するインセンティブの付与

3. 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、地区居住者等が自発的な自主防災に関する計画を当該地区防災計画として定めることができ、素案として市に提案することができる。

市は、地域防災計画に地区防災計画を定めるよう地区居住者等から提案を受けた場合は、「野洲市地区防災計画策定の手引き」に基づき素案を審査する。

市は、審査を通過した素案を防災会議に諮り、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

（■参考資料－22 地区防災計画作成状況一覧）

第4節 災害ボランティアへの支援

災害時におけるボランティア活動は、被災時における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティア・NPO等の関係機関、ボランティア活動者が円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。

1. ボランティア活動環境の整備

市は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO等の関係機関が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備に努める。

2. 人材育成

(1) ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、市は、野洲市社会福祉協議会、市民活動支援センター、野洲市国際協会等のボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。あわせて、ボランティア活動保険の加入促進を行う。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

① ボランティアの研修

ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援すると共に、活動上必要な知識や技術を提供する。

② ボランティアの事前登録

個人・団体を問わず災害時におけるボランティア活動者の登録を事前に進める。

③ ボランティアリーダーの養成

外部から参加するボランティアに地域状況や被災状況を的確に伝え、日常で培った関わりを活かすことができるよう、積極的に活動しているボランティアの方や地域で福祉活動を担っている方を対象にボランティアリーダーを養成する。

④ ボランティアコーディネーターの養成

災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成する。

⑤ 関係機関等のネットワークの推進

平常時から登録ボランティア団体又は活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

3. 災害支援ボランティア意識の普及啓発活動

市は、県と連携して、ボランティアの育成・啓発に関する次の活動を行う。

① 災害時支援ボランティアの育成登録

② パソコン通信や各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供

③ 児童、生徒、学生に対する各種の啓発活動

④ ボランティア希望者のための各種講座の開催

第2部 災害予防計画

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

〈各班〉

第1節 災害応急対策の活動体制

市内に災害が発生又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。市は、市内に地震が発生した場合において、その責務を遂行するため災害対策本部を設置する。

各部局等は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。このため、業務継続計画及び部局業務継続計画等で非常時優先業務を整理し、業務継続性の確保を図り、非常時優先業務を速やかに実施する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検討等を踏まえた改訂等を行うものとする。

なお、業務継続計画の見直しにあたり、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップについて定めておくものとする。

災害対策本部が設置される前、又は設置されない場合における応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

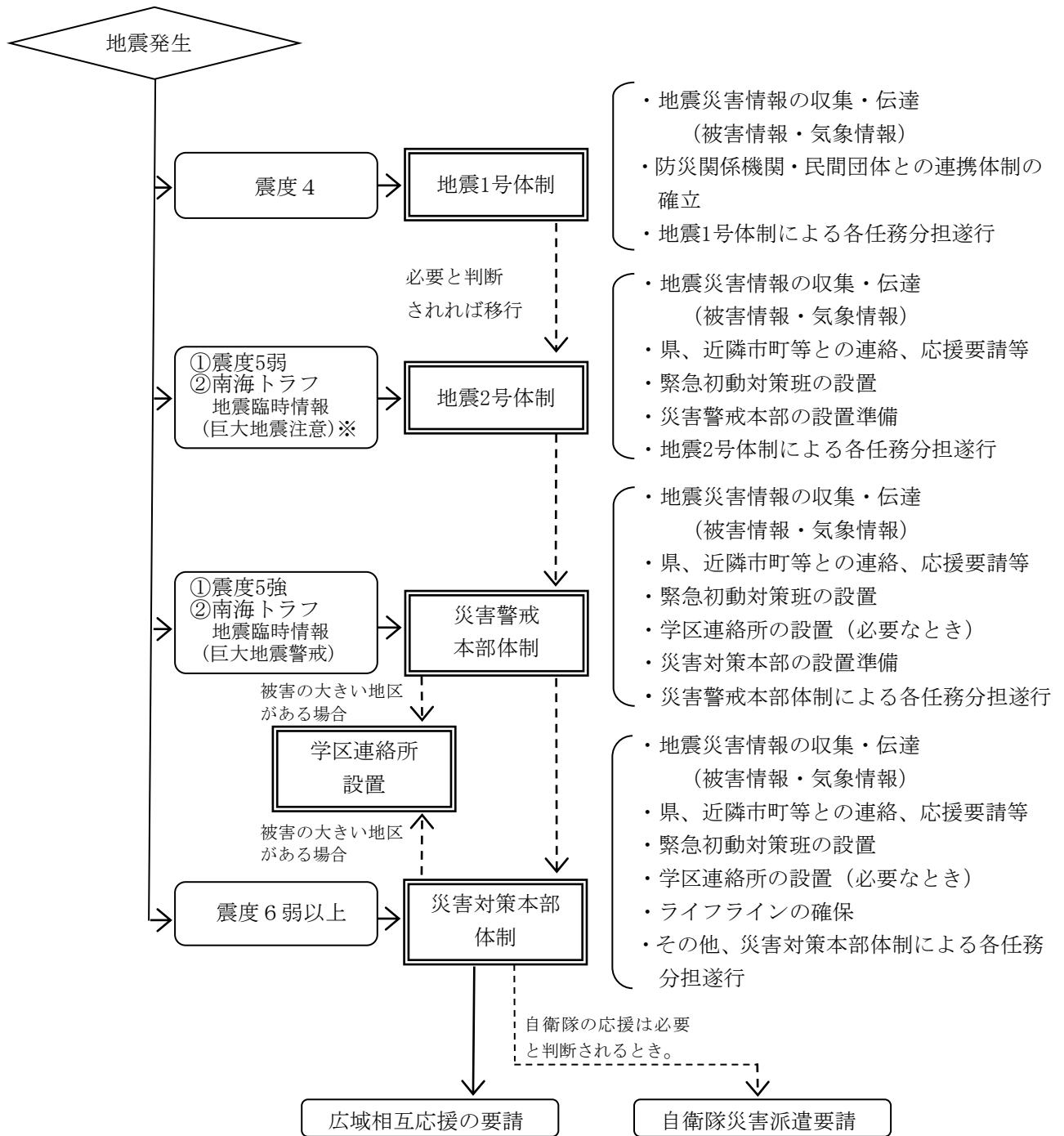
市は、被災状況に応じて災害救助法の適用を行い、事務の一部を県等に委任し、県等の補助を得、同法に基づく救助事務を実施する。

1. 地震災害発生時の初期活動体制

職員は、以下のような震度別に4通りの体制をとった上で初期活動を行う。ただし、震度3以下の場合においても被害状況を判断のうえ、関係機関と調整し初期活動を実施するものとする。

また、初動体制は、広域消防の24時間体制の状況を踏まえ、市の防災担当者が登庁するまでの間、市の初動連絡体制（災害情報連絡、市幹部職員、担当者及びその他の関係機関への連絡）及び災害発生初期の情報収集・伝達（被害状況）は、広域消防が担うものとし、当該職員が登庁後は、直ちにその事務を引き継ぐものとする。

■震度別による初期活動の流れ



※体制の維持については、体制の長がその時の状況に応じて臨機応変に判断し、必要に応じて体制を強化、廃止する。

※被害状況等から外部からの受援を必要とする場合は、震度階級等による体制に関わらず災害対策本部体制を執り、受援調整班、物流チームを招集する。

(1) 地震発生後の措置

勤務時間内に地震が発生した場合は、動員配備が比較的容易であることを活かして迅速かつ横断的な対応をとるが、勤務時間外の場合、地震の規模によってそれぞれ次に定める活動体制をとる。地震規模に応じての配備計画は、以下のとおりである。

①震度4の地震が発生した場合

【地震1号体制の配備】

地震1号体制時に配備されるのは、自治防災課長、自治防災課員、災害対策本部体制の救援避難対策班、財務情報班、土木班、農林水産班、水道総務班、学務班のうち任命されている職員である。

これら職員は、市域で震度4の地震が発生した場合、自主登庁し、次の活動を行う。

- ア 地震及び気象に関する情報収集
- イ 害状況の把握
- ウ 防災関係機関・民間団体との連携体制の確立

②震度5弱の地震が発生、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

【地震2号体制の配備】

あらかじめ緊急初動対策班の要員として発令を受けている職員及び主査級以上の職員は、自主登庁のうえ、速やかに所定の配備につき次の活動を行う。

- ア 地震及び気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握（市内、近隣市町）
- ウ 市職員の安否確認
- エ 県、近隣市町との連絡、応援要請等
- オ 災害警戒本部の設置準備
- キ その他「災害対策本部の編成及び事務分掌」に定める業務

③震度5強の地震が発生、または、南海トラフ地震利印字情報（巨大地震警戒）が発表された場合

【災害警戒本部体制の配備】

緊急初動対策班員をはじめ、その他の職員は、全員自主登庁のうえ、速やかに所定の配備につき次の活動を行う。また、同時多発的な地震の場合は、学区連絡所を設置する。

- ア 地震及び気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握（市内、近隣市町）
- ウ 県、近隣市町との連絡、応援要請等
- エ 災害対策本部の設置準備
- オ その他「災害対策本部の編成及び事務分掌」に定める業務

④震度6弱以上の地震が発生した場合

【災害対策本部体制の配備】

市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、市長は、直ちに災害対策本部を設置する。緊急初動対策班員をはじめ、その他の職員は、全員自主登庁のうえ、所定の配備について次の活動を行う。

- ア 地震及び気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握（市内、近隣市町）
- ウ 県、近隣市町との連絡、応援要請等
- エ 県に「市町村行政機能チェックリスト」の送付
- オ その他「災害対策本部の編成及び事務分掌」に定める業務

(2) 緊急初動対策班の設置

震度5弱以上の地震が発生、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）以上が発表され

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

た場合、情報収集、救助、給水等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため、災害対策本部設置前に緊急初動対策班による活動体制をとり、その後の活動を滞りなく実施するための初期の防災活動を行う。

①設置基準

地震発生後の措置における地震2号、災害警戒本部又は災害対策本部の設置が相当の場合。

②組織

緊急初動対策班の要員は、市長があらかじめ任命した職員（庁舎周辺に居住する職員を基本とする。）20名以内によって組織される。

③任務分担

緊急初動班の任務は、緊急初動対応とし参集した職員から主たる任務を実施し、体制確立へ向けた諸活動を行う。各グループの任務は以下のとおりとする。

【本部】 課長級以上の職員が到着するまでの間の情報のトリアージ、指示、職員参集状況の把握、資機材、物資配備状況の把握、災害警戒本部の開設準備

【情報管理】 被害状況の記録、掲示、システムからの情報整理、各グループへ情報伝達、情報受理

【広報】 情報の公開の準備、報道機関の対応

【市民対応】 避難所運営状況把握、支援、要請対応、医療救護対応

【応急対応】 二次災害防止関係の応急対応、道路啓開

④緊急初動対策班体制から災害警戒本部及び災害対策本部体制への移行

地震発生から一定の時間が経過し、事態が落ち着いてきた段階において震度階級に応じた体制の各班へ引継ぎを行い、所定の業務へ移行する。

2. 緊急時の担当部課の決定

緊急時（災害対策本部体制時）の班名と担当部課は、下記の通りとする。

■緊急時（災害対策本部体制時）の担当部課一覧

緊急時の部名	担当部名	緊急時の班名	担当課名
危機管理部	市民部	総括班	自治防災課
総務部	総務部 政策調整部 会計課	総務班	総務課、 人事課 デジタル活用推進課
		財務情報班	総合調整課 やす未来創造課 財政課 会計課
		救援調査班	税務納税課
		総務支援班	市民交流センター 野洲市人権センター
政策調整部	政策調整部	広報班	広報秘書課
議会部	議会事務局 監査委員事務局	議会班	議会事務局 監査委員事務局
市民・健康福祉部	市民部 健康福祉部	救護避難対策班	市民課
		保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課
		福祉班	こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室、 障がい福祉課 社会福祉課 高齢福祉課 介護保険課 地域生活支援室 地域包括支援センター 地域医療政策課 発達支援センター 子育て支援センター 市民生活相談課
都市建設部	都市建設部	土木班	道路河川課 土木管理課 国県事業対策室 MIZBE ステーション整備室
		住宅班	建築住宅課
		都市計画班	都市政策課
環境経済部	環境経済部 農業委員会事務局	環境衛生班	環境課 野洲クリーンセンター
		農林水産班	農林水産課 農業委員会事務局
		商工班	地域経済振興課 企業連携戦略室
上下水道事業所	上下水道事業所	上下水道班	上下水道課
教育部	教育委員会	学務班	学務課
		学校班	学務課 各学校 各幼稚園
		炊出班	給食センター
		教育支援班	文化財保護課 生涯学習課 図書館
市立野洲病院	市立野洲病院		

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

消防部	湖南広域消防局 消防団	消防班	東消防署、消防団
		救助班	
		通信指令班	東消防署
学区連絡所		学区連絡所班	任命職員
		学区連絡所支援班	市民協働室 人権施策推進課 人権センター ふれあい教育相談センター 教育研究所 歴史民俗博物館 文化スポーツ振興課 国スポ・障スポ大会推進室

第2節 動員計画

〈各班〉

1. 地震災害発生時の動員体制

震度4以上の地震が発生し、災害の発生が予想される時は、市職員は直ちに災害情報を収集し、状況を判断して、下記の動員体制の一覧に基づき関連する職員に対して、早期の参集を呼びかける。

■動員体制及び配備基準一覧

配備基準	配備体制	配備内容
①市域で震度4の地震が発生した場合	地震1号体制 責任者：市民部次長・自治防災課長 ・総括班(自治防災課長一班員) ・総務班(総務課長一班員1人) ・土木班(道路河川課長一班員1人) ・上下水道班(上下水道課長一班員1人)	災害に関する情報収集及び県との情報交換を行う体制
①市域で震度5弱の地震が発生した場合 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	地震2号体制 責任者：市民部長(危機管理監) ・緊急初動対策班 ・係長級以上の職員	災害に関する情報収集及び応急対策を準備する体制
①市域で震度5強の地震が発生した場合 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 ③その他副市長が必要と認める時	災害警戒本部体制 責任者：副市長 ・緊急初動対策班 ・全職員 ・各学区連絡所班	災害に関する警戒若しくは小規模の応急対策を実施する体制
①災害救助法の適用を必要とする災害が発生した時 ②市内で震度6弱以上の地震が観測された時、あるいは大規模地震等の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された時	災害対策本部体制 責任者：市長 ・緊急初動対策班 ・全職員 ・各学区連絡所班	市が全力をあげて防災活動を実施する体制

2. 動員伝達

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、勤務時間内と勤務時間外で次に示すとおり動員の伝達手順を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。

その他、動員体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも上記の伝達系統によらず参集を呼びかける。

参集する場所は、原則として各所属課とするが、指定職員については、指定された場所に参集する。

(1) 勤務時間内の動員

庁内放送、各課の内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

(2) 勤務時間外の動員

職員は、テレビ等の情報（野洲市小篠原・野洲市西河原の二箇所表示）により動員体制及び配備基準一覧に応じ、自主的に行動すること。市内の震度階級が発表されないときは、近隣市町の震度階級で判断する。

なお、停電等により確認できない場合は、震度階級表を目安に職員個々の判断により対応する。

宿日直者は、防災関係機関からの連絡又は計測震度計（本館2階人事課横）を確認し、動員体制及び配備基準一覧に応じた班長に連絡する。

(3) 消防団の動員

それぞれの配備体制責任者は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対して、消防団の出動を指示する。なお、消防団長は、実働部隊たる特質にかんがみ、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができる。ただし、発令後直ちに配備体制責任者に報告しなければならない。

第3節 組織計画

〈各班〉

本市における非常時の防災活動組織としては、気象状況や被害の発生状況に応じて、第1節で定めたように、地震災害発生時には、「地震1号体制」「地震2号体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の4通りの体制をとる。

また、この他に局所的な防災活動の必要が生じた場合には、「学区連絡所」を設置する。

1. 地震1号体制の配備

(1) 配備基準

地震1号体制（地震災害発生時）は、市域で震度4の地震が発生した場合に、災害警戒本部、災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において、市民部次長が配備する。

(2) 組織

地震1号において体制は、市長があらかじめ任命した職員で組織する。

責任者は、市民部次長とする。

(3) 事務分掌

気象及び地震に関する情報収集、被害状況等の情報連絡活動を遂行する。

(4) 体制の解除

市民部次長は、次の場合において警戒1号体制を解除する。

- ①地震2号体制以上の体制に移行した時
- ②災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時

2. 地震2号体制の配備

(1) 配備基準

地震2号体制は、次のいずれかの場合、災害警戒本部、災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において市民部長（危機管理監）の指示によって配備する。

- ①市域で震度5弱の地震が発生した場合
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(2) 組織

地震2号において体制は、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。責任者は、市民部長（危機管理監）とする。

(3) 事務分掌

地震2号体制より更に広範な被害状況や気象情報等の情報連絡活動をはじめ、関連部課及び関連各機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備を中心として、災害対策本部体制各班別の各当該担当班の事務分掌に準じる。

(4) 体制の解除

市民部長（危機管理監）は、次の場合において地震2号体制を解除する。

- ①災害警戒本部体制以上の体制に移行した時
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- ③災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった時

3. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

災害警戒本部体制は、次のいずれかの場合に、災害対策本部の設置に至らない場合や災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において、副市長の指示によって設置する。警戒2号体制を強化し、災害対策本部の設置準備を始め、事態の推移によっては、小規模の災害に対して、現地活動ができる体制とする。

- ①市域で震度5強の地震が発生した場合
- ②その他副市長が必要と認める時

(2) 組織

地震災害の時、震度5強の地震が発生した場合、職員全員の参集とする。なお、組織は、災害の状況に応じて、関係各部により弾力的に構成する。責任者は、副市長とする。

(3) 事務分掌

災害対策本部体制各班別の各当該担当班の事務分掌に準じる。

また、小規模で局所的な災害が発生した場合は、学区連絡所を設置する。

(4) 体制の解除

副市長は、次の場合において災害警戒本部体制を解除する。

- ①災害対策本部体制に移行した時。
- ②災害の危険が解消し、警戒本部体制の必要が認められなくなった時。

(5) 県への報告

副市長は、災害警戒本部設置及び解散について、速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは、県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、電話、ファクシミリ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

4. 学区連絡所の設置

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談等の活動を行うため、学区連絡所班が学区連絡所を設置する。

(1) 実施の責任者

実施の責任者は、総括責任者を総務部長とし、各学区連絡所の責任者は、市長があらかじめ任命した者とする。

(2) 開設場所

学区連絡所は、下記の場所におく。ただし、学区連絡所に予定する場所が破損等の被害を受け、連絡所としての機能を受け持つことができないと各連絡所の責任者が判断した場合は、次の順位による学区連絡所を移設する。

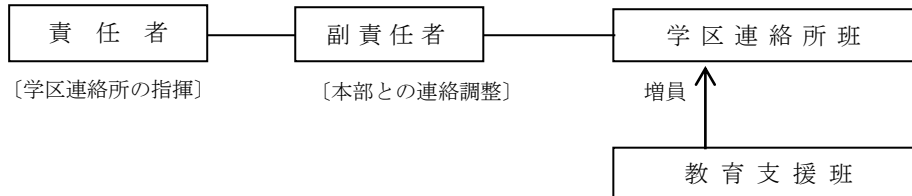
■学区連絡所一覧

No	連絡所名	配備 人員数	開設場所	電話番号	第1順位	電話番号
1	野洲学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターやす	077-586-3864	野洲小学校	077-587-0062
2	三上学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターみかみ	077-586-5234	三上小学校	077-587-0049
3	祇王学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターぎおう	077-586-3200	祇王小学校	077-587-0129
4	篠原学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターしのはら	077-587-1444	篠原小学校	077-587-0179
5	北野学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターきたの	077-586-2450	北野小学校	077-587-0058
6	中里学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターなかさと	077-589-4740	中主小学校	077-589-2012
7	兵主学区連絡所	10人以内	コミュニティセンターひょうず	077-589-4010	中主中学校	077-589-2036

(3) 組織体制

学区連絡所での任務は、市長があらかじめ任命した学区連絡所班員（各連絡所周辺に居住する職員を基本とする。）をもって行う。

各学区の責任者は、平常時から施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設整備について熟知しておく。



なお、災害対策本部設置後は、状況により教育支援班をはじめとして増員を図り、特に被害の大きい学区には現地災害対策本部を設置する。

(4) 学区災害応急活動の実施

各学区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施にあたる。

- ①学区連絡所の開設及び標示板の掲示
- ②被害情報（人命、道路、倒壊家屋等）の収集
- ③避難収容施設の開設と住民の避難誘導
- ④救護所の開設と救護活動
- ⑤住民に対する広報活動
- ⑥その他災害対策本部等の指示した事項

5. 災害対策本部の設置

災害対策本部は、本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が本部長となって各行政委員会事務局等の職員を総括し、野洲市防災会議との緊密な連絡のもとに、本市の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施するものである。

なお、災害対策本部の運営に関しては、野洲市災害対策本部条例（資料編参考資料-4）に基づく。

実施の責任者は、次に示す基準によって、災害対策本部を設置し、庁内及び関係機関並びに一般住民に対して、通知公表する。

また、この際に「野洲市水防本部」が設置されている場合、これを災害対策本部に吸収する。

(1) 設置基準

設置基準は、次に定める。

- ①災害救助法の適用を必要とする災害が発生した時。
- ②市内で震度6弱以上の地震が観測された時、あるいは大規模地震等の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された時。

(2) 実施の責任者

総括指揮権限者は、本部長である市長とするが、不在の場合は次の順序による。

■実施の責任者

第1順位	第2順位
副市長	市民部長（危機管理監）

(3) 開設場所

災害対策本部は、野洲市役所庁舎におく。ただし、災害対策本部に予定する場所が破損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順序により本部を移設する。

■災害対策本部被災時代替施設

優先順位	指定場所	所在地	電話番号
第1順位	野洲市総合防災センター	辻町 488	077-518-0488
第2順位	野洲防災センター	市三宅 313	077-586-8871

(4) 組織体制

災害対策本部の組織は、災害対策本部の組織体制によるものとし、各班の編成と任務分担は、113～116 ページの表による。

災害対策本部では、本部の下に本部事務局を配置し、更に部、班を設置するものとし、各部及び各班の総括担当責任者及び次順位の担当者をあらかじめ指定する。本部は、本部長及び副本部長、本部員で構成し、本部事務局は、本部事務局長を始めとする事務局員によって構成する。

(5) 廃止判断基準

- ①市域内において災害のおそれが解消した時
- ②災害応急対策が概ね完了した時
- ③その他本部長が必要なしと認めた時

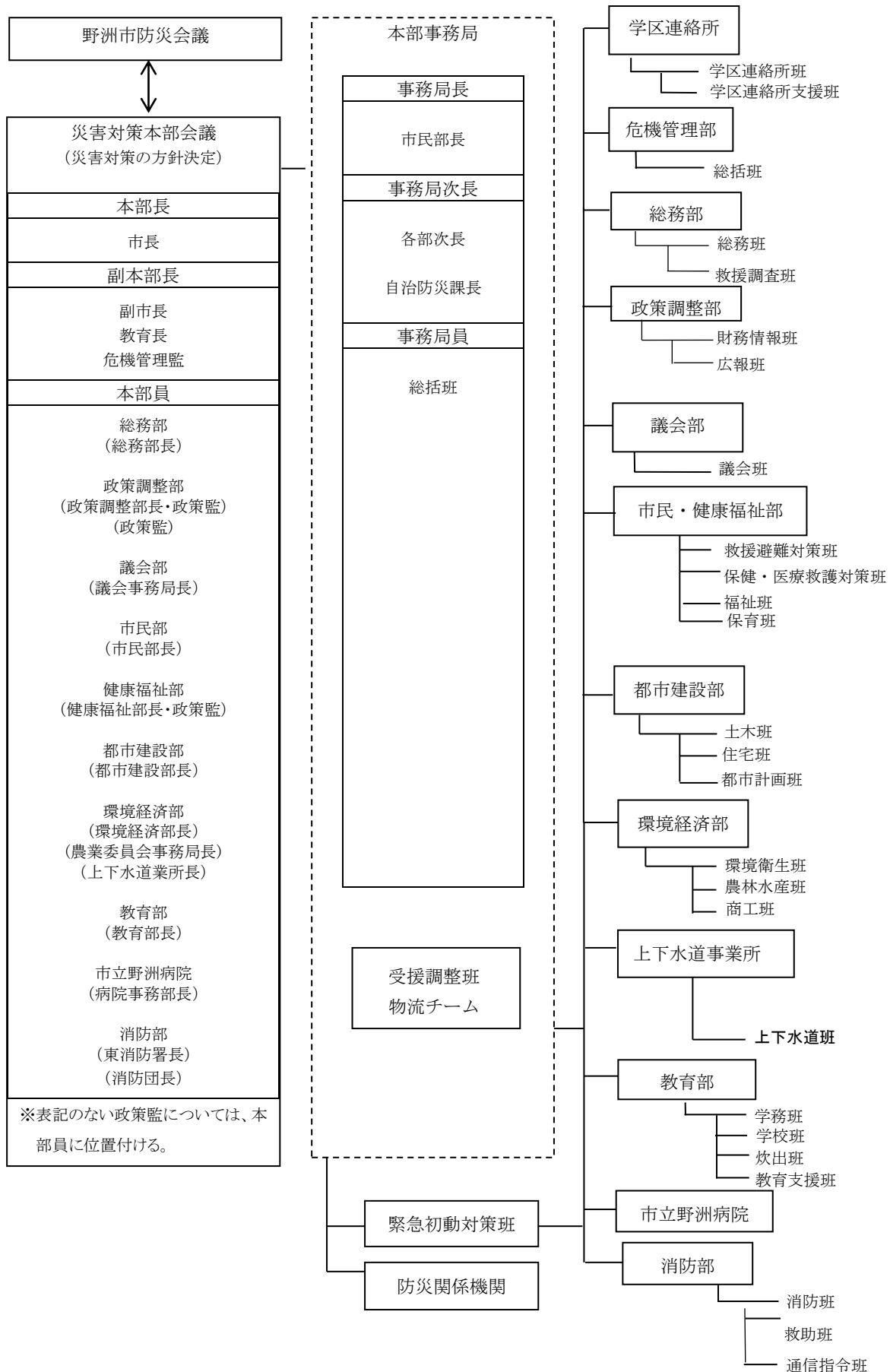
(6) 県への報告

市長は、災害対策本部設置及び解散について、速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは、県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、電話、ファクシミリ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

■災害対策本部の組織体制



第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

■災害対策本部の編成及び任務分担

1 災害対策本部体制の要員は、原則として職員全員である。

2 部・班名欄の◎、○印は、責任者を表す。

担 当 部 署 名		任 務 分 担	
部 名	班 名 (担当課名)	分担業務	主な業務内容
災害対策本部会議		1 重要事項の決定・指示	
◎市長			
危機管理部	総括班 (自治防災課)	1 災害対策本部の運営 2 非常体制の伝達・職員の派遣 3 各種情報収集等 4 安全確保措置 5 関係機関・団体等との連絡調整 6 通信体制の確立 7 受援調整班へ職員派遣 8 通信体制の確立	・災害対策本部の設置・運営・閉鎖 ・被害状況の把握 ・災害救助法適用申請 ・避難指示等、解除の伝達 ・防災行政無線等の運用の確保
◎危機管理監	○自治防災課長		
総務部	総務班 (総務課) (人事課) (デジタル活用推進課)	1 職員の動員 2 庁舎の被害調査と応急対策 3 電源、通信手段の確保 4 関係機関等への渉外 5 車両の確保 6 航空輸送 7 その他緊急対策 8 行政情報システム等の管理と復旧	・職員の招集、出勤及び解散 ・職員の出勤状況・安否確認 ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設 ・公用車の配車、災害応急車両の借上 ・緊急時ヘリポートの開設、整備 ・緊急通行車両の確認申請 ・行政情報システムの被害状況調査、応急対策
◎総務部長	○総務課長		
	救援調査班 (税務納税課)	1 被害状況の把握 2 被災者の税に関する相談	・家屋等の被害調査 ・罹災証明書の発行 ・税の相談窓口開設
	○税務納税課長		
政策調整部	財務情報班 (総合調整課) (やす未来創造課) (財政課) (会計課)	1 情報の収集・整理 2 被災相談 3 災害関連の予算措置 4 物品出納及び会計 5 災害資金及び義援金等	・被害状況のとりまとめ ・外国人の被災相談 ・災害資金の出納 ・義援金の受付及び管理、配布 ・被災地における広報活動
◎政策調整部長	○総合調整課長		
	広報班 (広報秘書課)	1 本部長等の秘書 2 情報の広報	・収集した情報の整理・伝達 ・報道機関との連絡調整、記者発表 ・被災地における広報活動 ・市民への災害広報活動 ・記録写真の収集整理
	○広報秘書課長		
議会部	議会班 (議会事務局) (監査委員事務局)	1 議会との連絡調整	・市議会との連絡調整
◎議会事務局長	○議会事務局次長		

担 当 部 署 名		任 務 分 担	
部 名	班 名 (担当課名)	分担業務	主な業務内容
市民・健康福祉部 ◎健康福祉部長	救援避難対策班 (市民課) ○市民課長	1 人的被害状況の把握 2 被災者の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の調査 ・被災者の確認 ・被災者台帳の作成 ・被災者への避難指示等の伝達 ・被災者の避難状況の記録及び報告
	保健・医療救護対策班 (健康推進課) (保険年金課) ○健康推進課長	1 医療救護活動 2 被災地区の防疫対策（保健衛生）	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の調査、把握 ・救護所の開設 ・医療救助活動 ・医療救護本部の編成 ・保健所、医師会等への応援要請 ・各種医療専門職の受け入れ ・被災者への健康相談、健康診断 ・感染症対策、予防の実施
	福祉班 (社会福祉課) (市民生活相談課) (こども課) (子育て家庭支援課) (家庭児童相談室) (障がい福祉課) (地域生活支援室) (高齢福祉課) (地域包括支援センター) (介護保険課) (子育て支援センター) (発達支援センター) (地域医療政策課) ○社会福祉課長	1 社会福祉関係施設等の被害調査及び 応急対策 2 指定避難所の設置運営 3 ボランティアの登録及び配置 4 要配慮者（高齢者・障がい者等）へ の援護及び支援 5 被災者に対する支援 6 関係機関との連絡調整 7 災害見舞金等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連絡調整 ・ボランティア受入支援 ・ボランティアセンター運営支援 ・福祉避難所等の設置及び運営 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者等の被害調査、応急対策 ・被災者の援護及び相談 ・日本赤十字社との連絡調整 ・各種団体との連絡調整 ・被災見舞金、災害弔慰金の支給 ・被災支援金の支給
	保育班 (こども課) (各保育園等) ○こども課長	1 保育所等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確保 ・保育施設の被害調査及び応急対策 ・応急食料及び救援物資の確保、供給
都市建設部 ◎都市建設部長	土木班 (道路河川課) (MIZBE ステーション整備室) (土木管理課) (国県事業推進室) ○道路河川課長	1 資機材の確保、ライフライン対策 2 土木構造物の被害調査及び応急対策 3 危険箇所等の警戒及び監視 4 道路交通対策 5 道路、河川、橋梁等の障害物の除去 6 被害情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処理用資機材の確保 ・関係機関、団体への応援要請 ・電力、電話及びガス施設の応急対策 ・道路、河川、橋梁等の情報の収集、対策 ・河川水位の観測及び河川情報の収集 ・道路通行規制、緊急輸送路の確保 ・避難路及び救援路の確保 ・障害物の除去 ・情報の収集、記録、保存
	住宅班 (建築住宅課) ○建築住宅課長	1 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の被害調査及び応急対策 ・被災 宅地・建物の応急危険度判定 ・応急仮設住宅の建設 ・応急仮設住宅等への入居者の選定
	都市計画班 (都市政策課) ○都市政策課長	1 都市公園・地域ふれあい公園の応急 措置 2 駅及び駅周辺施設の応急措置 3 物流チームへ職員派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査と応急対策 ・被害調査と応急対策

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

担当部署名		任 務 分 担	
部 名	班 名 (担当課名)	分担業務	主な業務内容
環境経済部 ◎環境経済部長	環境衛生班 (環境課) (野洲クリーンセンター) ○環境課長	1 遺体の収容及び処理 2 し尿処理対策 3 ごみ処理対策 4 被災地区の防疫対策 5 その他衛生対策	・遺体安置所の確保、遺体の埋火葬 ・仮設トイレの設置、し尿収集 ・環境衛生施設の被害状況調査 ・災害廃棄物の収集、処理 ・仮置き場の確保、管理 ・そ族及び衛生害虫の駆除 ・入浴サービス、仮設風呂の設置 ・被災動物の保護
	農林水産班 (農林水産課) (農業委員会事務局) ○農林水産課長	1 農林水産業の応急対策	・農林水産業関係施設の被害調査及び応急対策 ・農林水産物及び家畜の被害調査 ・家畜の応急救護及び防疫
	商工班 (地域経済振興課) (企業連携戦略室) ○地域経済振興課長	1 商工業等の応急対策 2 物資調達の協力 3 帰宅困難者対策 4 復旧・復興のための融資等	・商工業関係の被害調査 ・商工業者への協力要請、連絡調整 ・生活必需品等の調達 ・一時滞在施設の確保 ・商工業者に対する各種融資の斡旋
上下水道事業所 ◎上下水道事業所 長	上下水道班 (上下水道課) ○上下水道課長	1 情報の収集及び連絡調整 2 給水対策 3 上下水道の応急対策・復旧対策	・被害状況及び災害対策状況の収集整理 ・関係機関への応援依頼 ・応急給水、広報、機材調達 ・上下水道施設等の被害調査、復旧対策 ・現地調査、管路復旧、応援要請
教育部 ◎教育部長	学務班 (学務課) ○学務課長	1 教育関連の災害対策	・教育施設の被害調査 ・指定避難所(教育施設)の開設、運営の支援 ・教育委員会災害対策会議の開催
	学校班 (学務課) (各幼稚園) (各学校) ○学務課長	1 各学校内の災害対策 2 学校教育対策	・園、学校施設の被害調査 ・園児、児童の安全対策 ・指定避難所(教育施設)の開設、運営の支援 ・園児、児童及び生徒の被害調査 ・園児、生徒の安全確保、避難誘導 ・学校の再開、応急教育
	炊出班 (給食センター) ○給食センター所長	1 食料の確保及び配給	・被災者、作業隊員に対する炊出及び救助用食料の確保 ・主食、副食等の調達及び斡旋並びに配分
	教育支援班 (生涯学習課) (図書館) (文化財保護課) ○文化財保護課長	1 社会教育施設、社会体育施設、文化施設に関する対策 2 文化財に関する対策 3 指定避難所開設、運営の支援	・被害調査及び応急対策 ・利用者の避難誘導及び安全確保 ・文化材等の被害状況調査

担当部署名		任務分担	
部名 (責任者名)	班名 (担当機関名)	分担業務	主な業務内容
市立野洲病院 ◎病院事務部長	市立野洲病院 ○病院事務部部长	1 院内対策本部の運営 2 各種情報収集等 3 安全確保措置 4 医療体制確保	・院内災害対策本部の設置・運営・閉鎖 ・被害状況の把握 ・市災害対策本部との連絡調整 ・情報収集と発信 ・入院・外来患者の安全確保 ・院内ライフライン確保 ・医療救護活動
消 防 部 ◎東消防署長	消防班 (東消防署) (消防団) ○東消防署副署長	1 被災地における救助活動	・被災地における火災の防御及び人命救助 ・傷病者等の搬送 ・その他被災における応急作業 ・災害派遣医療チーム(DMAT)との連携 ・広域医療搬送(SCU)支援
	通信指令班 (東消防署) ○東消防署副署長	2 情報の収集及び伝達	・消防職員の出勤指令 ・気象予報及び気象警報の伝達 ・無線統制
	救助班 (東消防署) (消防団) ○東消防署副署長	3 被災地における救助活動	・管轄区域の警戒、巡視及び報告 ・被災者の救助 ・防災作業全般 ・避難誘導
学区連絡所	学区連絡所班 (任命職員)	1 学区の情報収集・広報・相談等	・学区連絡所の開設及び表示板の掲示 ・被害情報の収集 ・指定避難所の開設と住民の避難誘導 ・救護所の開設と救護活動 ・住民に対する広報活動 ・その他災害対策本部が指示した事項
	学区連絡所支援班 (人権施策推進課) (人権センター) (市民交流センター) (ふれあい教育相談センター) (歴史民俗博物館) (文化スポーツ推進課)	1 学区連絡所の支援	・学区連絡所の任務分担に対する支援
		2 自治会との連携	・自治会への指導、協力要請及び連絡調整
	3 指定避難所の開設・運営の支援	・指定避難所の開設と住民の避難誘導の支援	
各部共通事項		その他	1 市本部との連絡調整 2 他部への相互応援

6. 野洲市防災会議の招集

防災会議会長(市長)は、必要に応じて、『野洲市防災会議条例』(資料編参考資料-5)に基づき野洲市防災会議を招集する。

また、野洲市防災会議の委員は、必要があると認める時に会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

第2章 災害救助法の適応

〈本部会議〉

災害救助法は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に実施するものである。

1. 実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行い、市長は知事が行う救助を補助する。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認める時は、救助の内容と期間を市長に通知することにより、救助の実施の一部を市長に委任することができる。

災害の事態が急迫して、知事による救助を待ついとまがない時は、市長は災害救助法の規定に基づく応急救助に直ちに着手すると共に、その状況を直ちに知事に報告する。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、野洲市の場合以下のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

1	市内の住家滅失世帯数が80世帯以上になったとき（施行令第1条第1号）
2	県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、かつ市内の滅失世帯数が40世帯以上になったとき（施行令第1条第2号）
3	災害が隔絶した地域に発生したものである等、の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（施行令第1条第3号） ・被災者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第1条）
4	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（施行令第1条第4号） ・災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第2条第1号） ・被災者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第2条第2号）

注）「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく特定災害対策本部等を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該所管区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。（法第2条第2項）

多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（施行令第1条第4号）

また、住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

1	住家が全壊又は流失した世帯	1世帯で1世帯
2	住家が半壊し、又は半壊する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす。
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯で1世帯とみなす。

災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意を要する。

3. 災害救助法の適用要請

災害に際し、市内における災害が災害救助法適用基準(資料編参考資料-3)のいずれかに該当し、又は該当する見込みのある時は、市長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともにその状況を速やかに知事に報告し、その後の措置に関して、知事の指示を受けなければならない。

- ①災害発生の日時及び場所
- ②災害の原因及び被害の状況
- ③既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

なお、災害による被害の認定基準は、次のとおりである。

■被害の認定基準

被害の種類		被害の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元と通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊(半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元と通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの

- 1) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 2) 非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は、非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- 3) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- 4) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 5) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4. 災害救助法による救助実施

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。

(1) 災害が発生した場合の救助

- ① 指定避難所（福祉避難所を含む。）の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 医療及び助産
- ⑦ 被災者の救出
- ⑧ 被災した住宅の応急修理
 - ・ 被災した住宅の被害拡大を防止するための緊急の修繕
 - ・ 日常生活に必要な最低限の部分の修繕
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 遺体の搜索
- ⑫ 遺体の処理
- ⑬ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害が発生するおそれがある場合の救助

- ① 避難所（福祉避難所を含む）の供与

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

5. 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理すると共に、その状況を県本部救助担当班に報告する。

6. 被災者に関する情報提供

市は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成のため、被災者に関する情報提供を依頼するものとする。

第3章 相互協力計画

（総務班、議会班、各班）

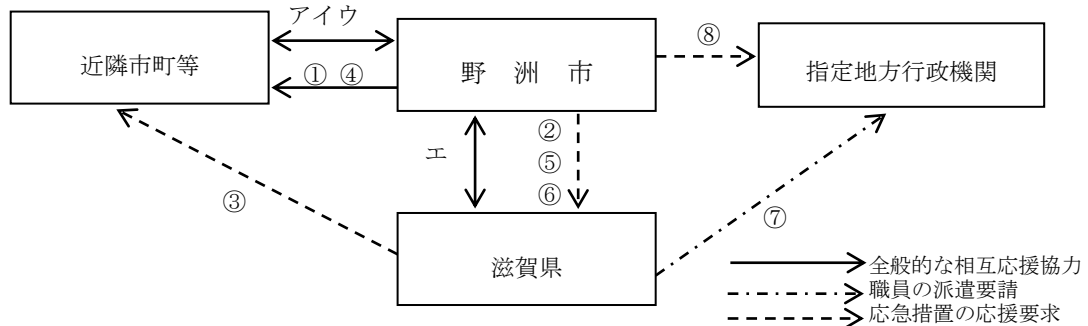
大規模災害等が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県や民間団体に対して、防災活動の応援要請を行う。

特に、熊本地震の教訓を踏まえ、人的支援を効率的、効果的に活用するための必要な事項について整理するものとする。

1. 行政機関との応援協力体制

(1) 基本方針

災害応急対策を実施するにあたり、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって総務班から応援協力を要請する。



- ①野洲市から近隣市町に対する応急措置の応援要請（災対法第67条）
- ②滋賀県に対する応急措置の応援要請及び実施要請（災対法第68条）
- ③滋賀県から市町に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示（災対法第72条）
- ④野洲市から近隣市町に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- ⑤滋賀県に対する職員派遣の斡旋要請（災対法第30条第2項）
- ⑥滋賀県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣の斡旋要請（災対法第30条第1項）
- ⑦滋賀県から指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（災対法第29条第1項）
- ⑧野洲市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（災対法第29条第2項）

【相互応援協定の締結状況】

- ア 災害時における相互応援・連携基本協定（草津市、守山市、栗東市）（参考資料-8 参照）
- イ 広域行政圏との消防相互応援に関する協定
- ウ 滋賀県広域消防相互応援協定（消防組織法第21条）
- エ 滋賀県大規模特殊災害時における広域消防航空応援（消防組織法第24条第3項）

(2) 県に対する協力要請

① 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる場合に、災害対策本部会議の決定に基づき、総務班が行う。

- ア 市域内に大規模な災害が発生し、市独自の力では、住民の生命・財産を保護しきれないと判断した時。
- イ 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、近隣市町に被害を及ぼさず、しかも、被害を最小限にとどめることができると判断される時。
- ウ その他市長が必要と判断した時。

② 応援要請の手続

市は、県に応援の要請又は応援の斡旋を求める場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

市は、特に、熊本地震の教訓を踏まえ、家屋被害認定やり災証明書の発行等、被災地の早期復興と被災者の生活再建に必要な不可欠な業務への支援について、県と協力し基本的な考え方を整理し推進するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名

第3部 災害応急対策計画

第3章 相互協力計画

- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容

③協力要請に必要な事項

要請は、次の表に掲げる事項を明確にして行う

■県への協力要請に必要な事項

内容及び要請先		事 項	根 拠 法 令
応 援 の 要 請	知事等	①災害の状況及び応援の理由 ②応援を必要とする期間 ③日時・場所 ④応援を希望する物資等の品目・数量等 ⑤応援を必要とする場所・活動内容 ⑥その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条
職 及 員 び 派 幹 遣 旋 要 請	知事等	①派遣の斡旋を求める理由 ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③日時・場所 ④派遣を必要とする期間 ⑤派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥その他必要な事項	派遣要請： 災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 地方独立行政法人法第 91 条 斡旋： 災害対策基本法第 30 条

(3) 他市町に対する協力要請

①応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる場合に、災害対策本部会議の決定に基づき、総務班が行う。

- ア 市域内に大規模な災害が発生し、市独自の力では住民の生命・財産を保護しきれないと判断した時。
- イ 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、近隣市町に被害を及ぼさず、しかも、被害を最小限にとどめると判断される時。
- ウ その他市長が必要と判断した時。

②協力要請事項

- ア 消防・救急・水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- イ 被災者の応急救助・救出に係る職員の派遣及び所要の施設の利用
- ウ 道路、医療施設等防災基幹施設等の応急措置・応急復旧のための土木及び建築技術職員の応援、並びに、所要の重機、資機材の提供
- エ 通信施設・輸送機関の確保・復旧のための職員の応援及び所要の器具・車両の提供
- オ 緊急輸送・輸送拠点に必要な自動車、バイク等及びこれらに必要な要員
- カ 被災者の食料、生活必需品、生活資機材等の提供
- キ 河川・ため池その他応急活動に必要な措置、機器・資機材等の提供

③連絡の方法

応援を要請する時は、原則として文書によるものとし、次に示す項目を明確にする。

ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電話等により行い、後日速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を希望する人員

ウ 応援を必要とする活動内容

エ 応援を必要とする期間

④派遣職員の受入れ体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、社会教育施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎のための拠点としてこれを提供する。

2. 防災関係団体等との応援協力体制

活動項目	担当班 (担当課)	該当する事務分掌	応援協力要請先
緊急輸送手段の確保	総務班	関係機関等への渉外	東海旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) 滋賀交通(株)水口営業所 滋賀観光バス(株) 日本通運(株)大津支店 滋賀県タクシー協会 (社)滋賀県トラック協会 西日本高速道路(株)
災害情報の放送	広報班	情報の広報	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関 ラジオ報道関係機関
災害情報の連絡	財務情報班	関係機関等への渉外	西日本電信電話(株) アマチュア無線非常通信協力者 タクシー業者
地域防災活動	救援避難対策班	被害状況の把握	野洲市自治連合会 自主防災組織
医療及び助産	保健・医療救護 対策班	医療救護活動	(社)滋賀県医師会 (社)守山野洲医師会 (社)草津栗東医師会
各種ボランティア	福祉班	関係機関との連絡調整	野洲市社会福祉協議会 (ボランティアセンター)
要配慮者の避難支援	福祉班	関係機関との連絡調整	野洲市社会福祉協議会 野洲市民生委員児童委員協議会 地域住民
生活関連施設の復旧	土木班	機材の確保・ ライフライン対策	西日本電信電話(株)滋賀支店 関西電力送配電(株)滋賀支社 大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部
応急作業従事	土木班	関係機関との連絡調整	市内建設工事業者
応急仮設住宅の建設	住宅班	住宅対策	市内建設工事業者 市内土木業者 市内電気工事業者 市内建具業者
物資の調達	商工班	関係機関との連絡調整	野洲市商工会
水道施設復旧	復旧班	復旧対策	市指定給水装置工事業者 市排水設備指定工事店
炊き出しの実施	炊出班	食料の確保、配給	日本赤十字社滋賀県支部
食料の調達	炊出班	食料の確保	卸売業者 小売業者 レーク滋賀農業協同組合野洲地区センター

3. 地域住民の協力

被災地の地域住民は、災害対策本部が実施する応急対策活動に協力する他、自発的に次のような防災活動上の責務を負う。なお、市、は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、

防災知識の普及に努める。

- ①防災機関への協力
- ②被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ③出火防止及び初期消火
- ④初期救急救助
- ⑤要配慮者の保護
- ⑥家庭における水、食料の備蓄

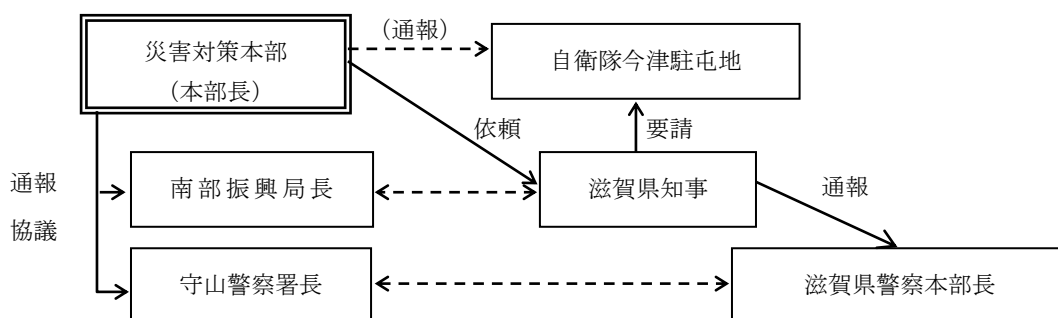
4. ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして災害対策本部が実施する応急活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために災害対策本部は、野洲市社会福祉協議会等関係団体と協力して必要な措置を講ずる。

第4章 自衛隊災害派遣計画

〈総務班〉

自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を必要とする場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きに則って総務班から派遣要請を依頼する。



1. 派遣要請基準

本部長は、災害応急対策の実施にあたり、市の組織等を活用してもなお事態を収束することができない場合又は事態が急迫して緊急を要する状況にある時は、次の基準により自衛隊の派遣要請を知事に依頼する。

- ①被害状況調査のため、車両、船舶、航空機等、増援の必要がある時。
- ②避難の援助として避難者の誘導、輸送等について増援を必要とする時。
- ③人命救助及び行方不明者の捜索のため、増援を必要とする時。
- ④水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とする時。
- ⑤消防活動として消防車やその他の防火用具による増援を必要とする時。
- ⑥障害物の排除等応急復旧に増援を必要とする時。
- ⑦広範囲な伝染病等の発生に伴う応急防除等のための増援を必要とする時。
- ⑧通信支援を必要とする時。
- ⑨人員及び物資の緊急輸送として、救急患者、医師その他救急活動に必要な時。
- ⑩炊飯及び給水の支援を緊急に必要とする時。
- ⑪救援物資の無償貸付や譲与を必要とする時。
- ⑫火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- ⑬交通規制の支援を必要とする時。

⑭その他支援を必要とする時。

2. 派遣要請依頼の要領

派遣要請の手続きは、次のとおりとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

市長が県知事（防災危機管理局）に自衛隊派遣の要請を依頼するときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話をもって依頼し、後日文書（様式第1号）により改めて処理する。

また、急迫した事態により市長が知事へ要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に直接通知することができる。

知事に対して、自衛隊災害派遣要請を依頼する場合の手続きは、次のとおりである。

■自衛隊災害派遣要請を依頼する場合の手続き

依頼先	防災危機管理局
文書提出部数	3部
記載事項	ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 受入れ場所等 オ その他参考となるべき事項

注) ア～ウは必須

特別救難に関するものは、記載事項のイに示す内容とする。

(2) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は、次に掲げる内容を明らかにしたうえで、今津駐屯地司令（第3戦車大隊第3係）に電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

区 分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア 災害一般状況	a. 災害発生の日時 b. 種類 c. 場所 d. 原因 e. 被害状況（人命に関するものは、特に症状、病名を明らかにする。）
イ 特別救護要請（情報通報の時は除く）	a. 要請者 b. 要請内容 (i) 事由（目的） (ii) 派遣希望時期又は期間 (iii) 派遣を希望する人員、航空機等の概要 (iv) 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） (v) 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ 気象情報	災害発生現場の気象情報
エ 他の機関の活動状況	a. 防災ヘリコプター等の活動状況 b. 防災ヘリコプターとの現場での協力方法

*大規模地震等の緊急かつ突発的な災害で、要請をもっては時期を失すると認められる場合は、警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、又は別に通知の無かった場合においても自衛隊の部隊等での独自の判断によりヘリコプターを派遣することがある。ただし、この場合は、速やかに県本部に連絡する。

3. 自衛隊派遣受入れ体制及び準備

自衛隊派遣受入れに際して、市として次の任務を分担する。

(1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市長は平常時から次の事項について候補地を定めておく。

- ①庁舎内での自衛隊用本部事務室（災害対策本部を設置した場所）
- ②自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置き場、炊事場、駐車場として利用できる空地。避難場所を除いて選定する。）
- ③臨時ヘリポート（飛行場外着陸場）の確保（複数機が発着できる空地）

項目	候補地	所在地
自衛隊用本部事務室	野洲市役所	小篠原 2100-1
自衛隊が集結可能な空地	野洲川河川公園	三上 2224
臨時ヘリポート	参照：本編 82 ページ	

(2) 災害発生時の準備

- ①本部事務室
- ②宿舎
- ③資材置き場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ④駐車場（車1台の基準は3×8m）
- ⑤ヘリコプター離発着場（2方向に障害のない広場）

(3) 市の任務分担

- ①作業実施期間中における現場責任者の設定
- ②応急対策における救援活動を迅速・効果的に実施するために必要な資機材の準備
- ③被派遣部隊の連絡調整

4. 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 即時及び応急救護活動

災害発生後、人命救助第一として即時に行う救助活動。

- ①偵察、連絡活動
空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供
- ②救出、救助、避難支援等
被災者の捜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援
- ③緊急輸送
患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両や航空機等により輸送する。

④消火活動

利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力

⑤資料提出及び広報活動

県本部、関係機関への資料の提出及び空・地よりの立体的広報協力

⑥危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去

(2) 組織的救援活動

(1) の活動に引き続き、被災地の被害状況の概要が判明した後に、派遣部隊の主力をもって行う組織化した救助活動

①土木活動

道路、水路の応急啓開活動

②水防活動

堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業

③架橋活動

応急橋梁の構築

④通信支援

自衛隊の通信支援に支障のない限度において、各種有・無線活動を支援する。

⑤医療・救護活動

応急医療、防疫活動及び医療器具、血液・薬品等の輸送

⑥炊飯及び給水支援

被災地、避難地における炊飯・給水支援

⑦救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与、譲与等に関する総理府令(昭和37年総理府令第1号)」による。

ただし、譲与は、県本部、市本部その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命や身体が危険であると認められる場合に限る。

5. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担する。その内容は、概ね次のとおりとする。

①派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

②派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費

③派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

④派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑤派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備にかかるものを除く。）損害の補償

⑥その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

第5章 消防計画

〈総務班、消防局、消防班〉

大規模災害の発生に伴う出火、延焼等の火災の防御やガスの漏洩、斜面地の崩壊等の二次的災害に対して、現行の消防計画に基づき災害の鎮圧、被害の拡大防止を行う。

特に、最も被害を増幅させる火災に対しては、自主防災組織等を中心とした地域住民の手により、出火や延焼の未然防止のため初期消火に努める。

1. 前進指揮所の設置

消防署長は、非常警備発令と同時に前進指揮所を設置する。

前進指揮所の責任者は、所属職員等を効果的に配置し、巡視、警戒、防御、広報、避難誘導等の活動に次のとおり従事させる。

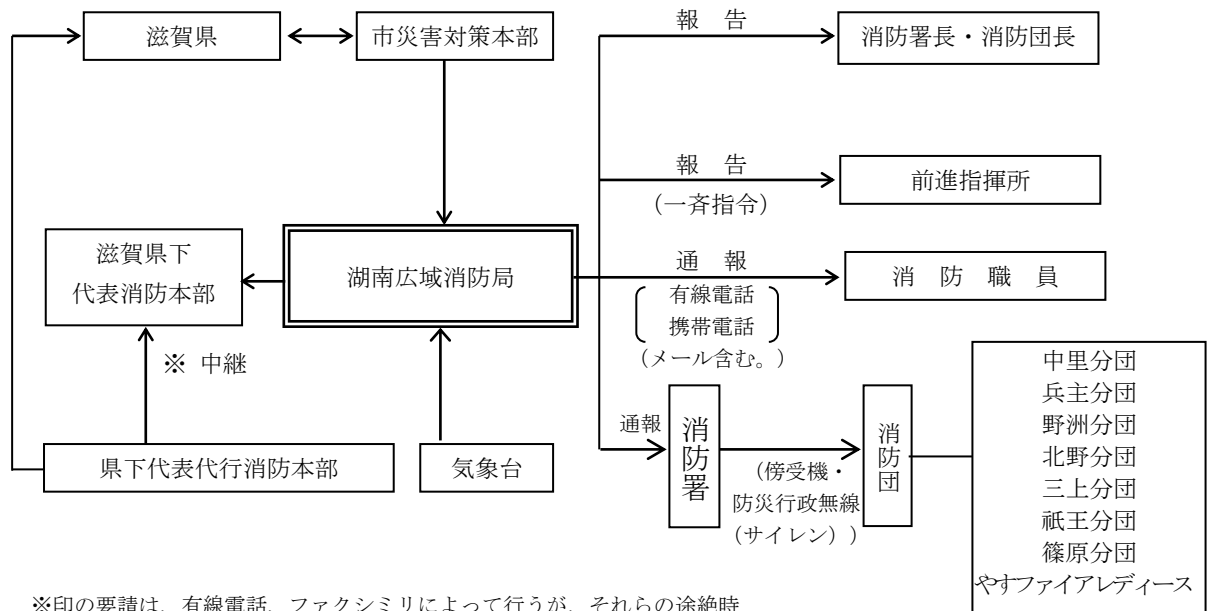
- ① 防御活動は、人命救助を最優先とする他、河川、道路、公共施設及び公共に重大な影響を及ぼす対象物を優先する。
- ② 避難指示、緊急安全確保が発せられた時は、災害対応状況の把握のうえ、災害対策本部と協議及び調整を行い、サイレン、車両広報等により住民へ迅速に伝達し、所定の安全な場所に誘導する。

2. 消防職員、団員の非常招集

消防署長は、職員等を増強する必要がある時、消防計画の規定により消防職員を招集する。

なお、野洲市域に震度5強以上の地震が発生した時は、招集命令を待つことなく、消防職員は所属署所に、やすファイアレディース（Y. F. L.）は団本部、団員は分団詰所へ参集する。

震度5強以上の地震が発生した時の要請、伝達経路は次による。



※印の要請は、有線電話、ファクシミリによって行うが、それらの途絶時
にあっては携帯電話や無線通信を使用する。

3. 隊編成

前進指揮所においては、応召した職員に対して、小隊上席者の指名のうえ、次の事項を基本に活動する。

- ①風水害に係る警報が発せられた時、又は災害発生のおそれがある時は、警備本部と調整し、順次危険地域等を警戒する巡視隊を出動させる。
- ②被害が広範囲に及んでいる災害を発見した時、又は複数の緊迫情報を受信する等、災害が複数発生していると予想される時は、市本部、消防団、自主防災組織等が一体となった活動をする。
- ③消防署は、市消防団の活動について十分調整を要する。

4. 情報収集

(1) 消防署

①消防署長は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。

- ア 有線、無線通信施設
- イ 情報収集班による収集
- ウ 特定見張り員（高所）の派遣
- エ 消防団、自主防災組織、住民等の通報、連絡
- オ 県、市災害対策本部、警察その他関係機関等の通報、連絡
- カ 非常応召職員
- キ アマチュア無線、タクシー無線等からの通報
- ク 防災情報システムからの収集
- ケ その他

②収集項目は、次のとおりとする。

第1 優先項目

- ア 延焼火災発生場所、程度、現場活動着手の有無、延焼危険とその方向（現場活動不要なものを除く。）
- イ 消火活動地点の鎮火の見通し
- ウ 消防庁舎、車両の被害及び出動不能車両の状況
- エ 出動及び出動可能残留隊の状況
- オ 道路、橋梁等の損壊による被害状況（通行不能等）
- カ 集団救助、救急事案の発生場所及びその程度
- キ 危険物、高圧ガス、毒劇物、有毒ガス等の流出、漏洩状況（二次災害危険）
- ク 緊急安全確保及び避難指示に必要な事項
- ケ 避難指示発令時の避難状況及び避難者の動向状況
- コ 他都市の応援隊、ボランティア等の把握
- サ 航空機（防災航空隊等）を活用した情報収集
- シ 消防通信施設の障害
- ス 虚偽と思われる通報に対する確認

第2 優先項目

- ア 消防隊による鎮火火災とその程度
- イ 救急病院等の受入れ体制
- ウ 救護所、指定避難所等の設置場所及び収容状態
- エ 崖崩れ及び堤防、護岸等の損壊（ものは優先第1）
- オ 消防水利の使用可否
- カ 重要対象物の被害状況

第3 優先項目

- ア 住民が消火した火災及び自然鎮火火災の状況
- イ 損壊棟数の概要
- ウ 消防隊による救助者の状況
- エ 消防職、団員の応召状況
- オ 電気、ガス、水道等の被害状況
- カ 家屋等の被害状況
- キ 交通渋滞、停滞箇所の状況
- ク 燃料、食料、飲料水等の確保状況
- ケ 死者、負傷者、行方不明者等の状況
- コ 市災害対策本部等の関係機関の活動状況

(2) 消防団

- ①団長及び副団長は、次の手段を講じて管轄内の必要な情報を収集する。
 - ア 参集団員及び管内出動隊から消防障害、被災状況等の情報を収集する。
 - イ 高所に見張員を置き、被災状況を収集する。
 - ウ 携帯無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
 - エ 団詰所付近の一般人等から、積極的に周辺の状況を収集する。
 - オ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。
- ②収集項目は、次のとおりとする。
 - ア 区域内住民の動向
 - イ 火災、救急、救助事象発生状況
 - ウ 道路、橋梁等の交通障害状況
 - エ 消火栓の使用可否
 - オ その他の障害状況
- ③留意事項
 - ア 発災当初は、家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分留意する。
 - イ 通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかを確認する。

5. 情報整理

前進指揮所は、災害対策本部、消防団員、住民等からの情報を整理、検討し効率的な部隊運用を図る。

6. 報告

(1) 消防署

- ①署及び出動隊指揮者は、収集した各種情報を前進指揮所へ報告する。
- ②消防署長は、収集した各種情報を市災害対策本部並びに警備本部へ報告する。

(2) 消防団

- ①各分団の指揮者は、収集した各種情報を活動拠点へ報告する。
- ②分団長は、収集した各種情報を消防団本部へ報告する。
- ③団長は、市災害対策本部並びに前進指揮所へ報告する。

7. 救急・救助

(1) 活動方針

次の項目を重点事項として、消防力の効率的運用に留意すること。

- ①人命救出、救助
- ②火災の発生防止
- ③火災の早期鎮圧と拡大防止

(2) 火災防御活動

地震災害は、人命に対する多様な危険事象が複合的に発生するが、被害を最も増幅するのは二次的に発生する火災であり、人命確保を図るため消火活動を優先させることを原則とし、総力をあげて出火防止と、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図らねばならない。

よって、前進指揮所は、警備本部と連絡調整しながら、火災発生状況、気象状況等を勘案して、次の事項を基本に活動方針を決定する。

- ①避難地、市街地等の重要度に応じた防御活動を実施する。
- ②防御活動は、住民の安全確保を優先し、危険の少ない地域については、自主防災組織等の消火活動等に委ねる。

(3) 防御活動

- ①前進指揮所の指揮者は、出動指令による出動と否とを問わず、消防隊等を出動させる場合は、その都度、出動先及び隊員数を警備本部へ報告する。
- ②道路障害等のため消防車両が出動不能の場合、署周辺に火災が発生したときは、署所の消防車、自主防災組織等の消防ポンプをできる限り活用して防御にあたる。
- ③出動時の留意事項
 - ア 広報
火災出動途上車載の拡声装置等を活用し、付近住民に対し、出火防止、初期消火の励行について広報に努める。
 - イ 他の火災に遭遇したとき
火災出動の途中で他の火災の発見に努め、発見したときは、直ちに警備本部に連絡し指示を受ける。
 - ウ 救助現場に遭遇したとき
火災出動途中、人命救助現場を覚知又は発見したときは、直ちに警備本部に連絡し指示を受ける。
 - エ 交通傷害等に遭遇したとき
道路、歩道橋、橋梁等の被害により、通行を阻害され適当な迂回路がないときは、他の直近火災の発見に努めると共に、短時間に応急修理、修繕が可能な場合は、適切な処置をして通行する。

(4) 救急活動

- ①初期活動
 - ア 警備本部及び前進指揮所は、発災後の救急情報を収集し、実態の把握にあたる。救護及び医療機関の受入れ体制は、市と情報交換する。

イ 前進指揮所は、災害の状況により必要があると判断した場合は、応召者で署所における近隣負傷者の応急処置活動の体制をとる。

②救急出動

ア 救急隊の出動は、原則として警備本部の指令に基づくが、状況によっては、前進指揮所の指揮者の判断で出動することがある。ただし、出動先と出動車両及び隊員数を直ちに警備本部に連絡する。

イ 救急隊は、出動途中の搬送要請等に対しては、その旨を警備本部に報告し、原則として搬送要請等には応じない。

ウ 救急出動にあたっては、救急活動上必要な資機材の増強積載を行い出動する。

③活動要領

ア 災害現場で収容した患者の搬送先は、原則として最寄りの病院、応急救護所等とする。この場合、負傷者の搬送は、関係機関と緊密な連絡を取りながら、重傷者優先の搬送とする。

イ 前進指揮所は、近隣の負傷者等の応急処置を可能な限り行う。

ウ 応急救護所派遣職員の行う応急処置は、派遣医師の指示及び他の救護機関等と連絡をとり行う。

エ 救急隊は、救急用資機材の不足を生じたときは、前進指揮所に調達要請を行う。

(5) 救助活動

救急出動は、原則として警備本部の指令によるが、状況により前進指揮所の指揮者が判断した場合は、出動先と出動車両及び隊員数を直ちに警備本部に連絡し、出動する。また、状況により必要があるときは、消防隊を救助隊として、運用するものとする。簡易な救助活動については、消防団等に出動を要請する。

①救急活動

ア 警備本部及び前進指揮所は、情報の収集伝達を行う。

イ 消防団員及び自主防災組織を活用すると共に、要救助者の把握、救出及び救助を行う。

ウ 救助隊員は、救助現場における負傷者に対して必要に応じ応急処置を行い、救急隊との連携を図る。

②活動要領

家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等の衝突、危険物の漏洩等、不測の事態が複合して発生し、大規模な人身災害に発展することが予測されることから人員、資機材を効果的に活用して人命の安全確保に努める。

ア 規模が同じ程度の救助事案が、火災事案付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災事案付近を優先して活動する。

イ 同時に複数の同じ程度の救助災害事案が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命を救助できる災害事案に主力を注ぎ活動する。

ウ 高層建築物等で不特定多数の者を収容しパニック等により多数の人命危険が予測される対象物に事故が発生した場合は、優先して出動し活動する。

エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先し、消防団員及び付近住民に協力を求めて、活動する。ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に一人でも多く救出する。

オ 大規模建築物や土砂災害等で、建設機械を必要とするときは、要救助者の身体防護に最大の注意を払う。

8. 応援隊の要請

被害状況から判断して、消防局と市消防力での活動が困難な場合には、次のとおり他都市又は防災機関に対して、消防隊等の応援を求める。

前進指揮所の責任者は、所属職員等を効果的に配置し、巡視、警戒、防御、広報、避難誘導等の活動に次のとおり従事させる。

- ①消防相互応援協定に基づく応援要請
- ②滋賀県広域消防相互応援協定に基づく応援要請
- ③滋賀県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援要請
- ④大規模災害消防応援実施計画に基づく応援要請
- ⑤緊急消防援助隊要綱に基づく応援要請

9. 住民による自主的な消防活動

地域住民は、自治会を中心とする自主防災組織を結成し、防災訓練を積み重ね風水害災害発生時にも、自主防災組織による災害初動時の救助、避難等の活動を行うよう要請する。

第6章 救急救助及び医療救護計画

大規模災害等の発生に伴い、川に流された人、倒壊建物の下敷きとなった人、火災から逃げ遅れた人等を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行う。

また、災害発生から数日が経過して衛生状態、生活環境が悪化すると健康を害する被災者が多数発生すると想定されるため、これらに対する医療体制を整備する。

1. 救出計画

〈守山警察署、消防局、救助班、保健・医療救護対策班〉

被災者の救出は、災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各部との緊密な連携のもとに行う。特に災害発生直後は、地域の自主防災組織がそれらの機関の救出活動に協力すると共に、自主的な救出活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、県のヘリコプター出動を要請する等、迅速かつ的確な措置を講じる。

(1) 被災者が少ない場合

消防署長の指揮により救出作業にあたり、負傷者を直ちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの指定避難所へ誘導する。

(2) 被災者が多い場合

学区連絡所を中心に被災者救出本部を設置し、消防署長の指揮により救出作業を行う。

保健・医療救護対策班及び市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うと共に、応急処置を実施する。二次救護等の必要な重傷患者については、後方医療施設に移送する。

(3) その他

市を管轄する防災関係機関等の救助体制で救出が困難な時は、自衛隊及び近隣市町の消防機関、県外の消防機関に対して、県知事を通じて応援を要請する。

また、救出のために必要となる最低限の機材は、各地域の公共施設等の倉庫に保管しておき、特殊な機材については、関係機関との十分な連絡のもとに調達を図ると共に、あらかじめ協力体制を締結している市内の建設業者、造園業者等に応援を求める。

市、県、県警察、消防等防災関係機関は、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の救助・救急を行う。

2. 医療救護体制

〈保健・医療救護対策班〉

災害時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被災状況を把握したうえで、救護活動が可能な施設において実施する。

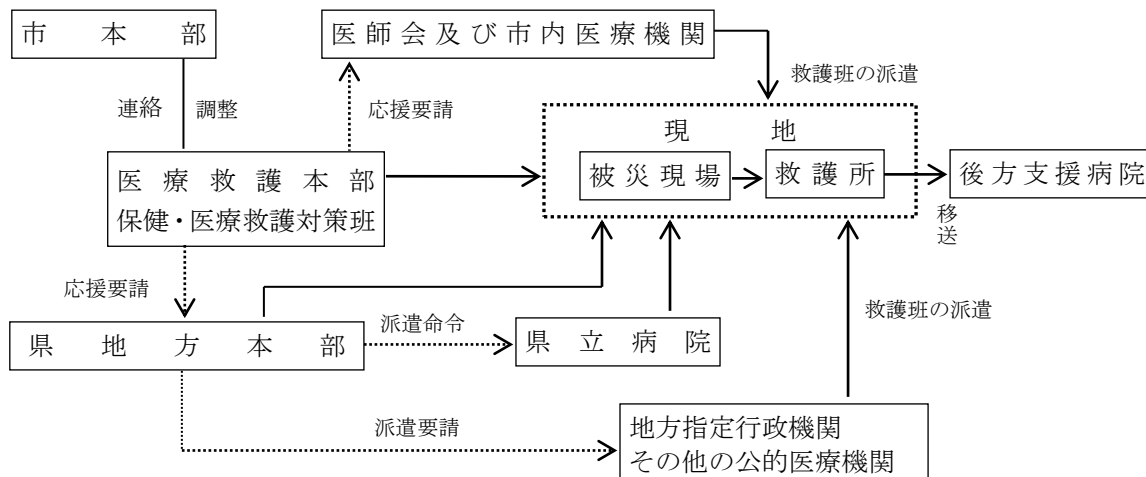
(1) 実施体制

保健・医療救護対策班は、被災者の状況に応じて、野洲市災害時保健師等活動マニュアルに基づき医療救護本部を組織する。医療救護本部は、県地方本部の協力を得ながら市内及び近隣市町の病院に協力を求め、救護班を編成し、被災地域及び避難収容施設の医療、助産の万全を期す。また、

災害の規模及び発生状況に応じて、県地方本部を通じて県本部に救護班の出動等を要請する。

また、災害救助法が適用された場合（資料編参考資料-3）には、知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部長が医療助産活動を実施する。

■医療救護活動の実施体制



■医師会連絡先

名称	所在地	電話	備考
守山野洲医師会	守山市下之郷 3-2-5	077-582-4113	
草津栗東医師会	草津市大路 2-11-51	077-563-3380	
滋賀県医師会	栗東市纒 1-10-7	077-514-8711	

■歯科医師会連絡先

名称	所在地	電話	備考
草津栗東守山野洲歯科医師会	守山市下之郷 3-2-5	077-581-3355	

■薬剤師会連絡先

名称	所在地	電話	備考
滋賀県薬剤師会	草津市笠山 7-4-52	077-565-3535	

■助産師会連絡先

名称	所在地	電話	備考
社団法人日本助産師会滋賀県支部	野洲市栄 29-12	077-586-2609	

■看護師会連絡先

名称	所在地	電話	備考
公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路 2-11-51 号	077-564-6468	

■栄養士会連絡先

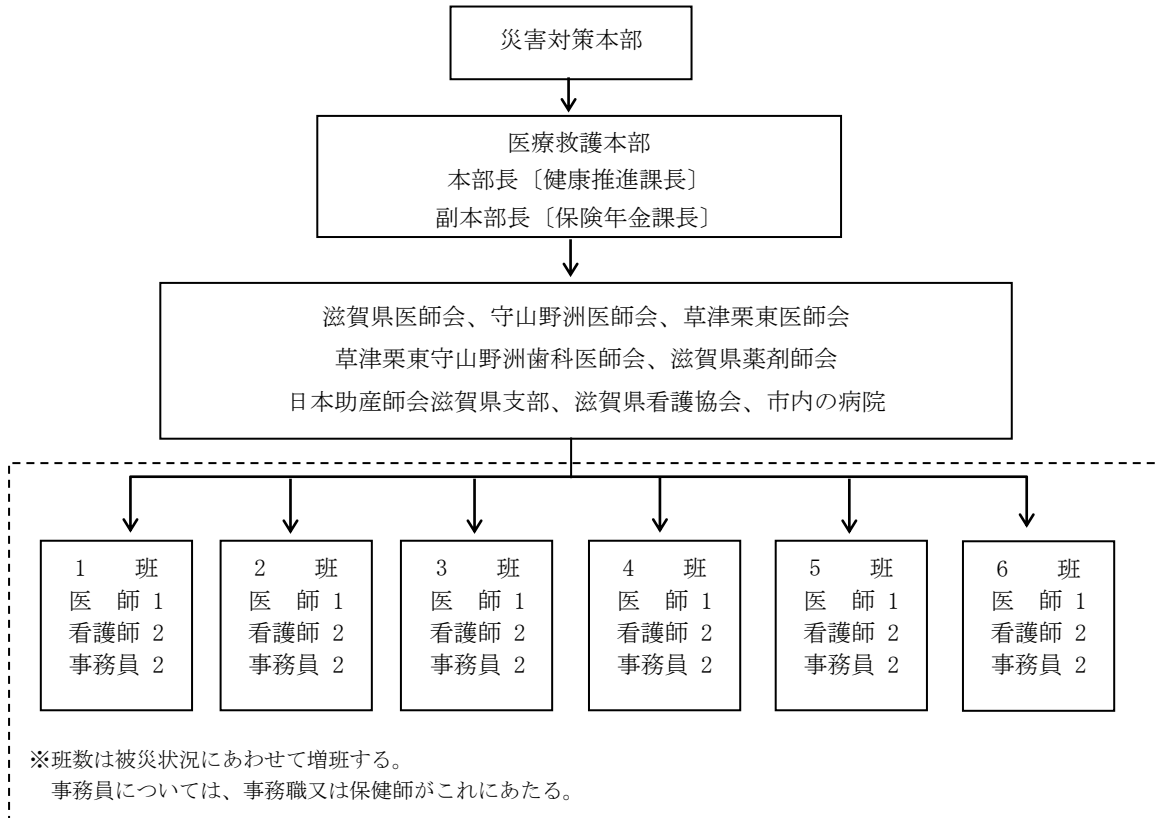
名称	所在地	電話	備考
公益社団法人滋賀県栄養士会	守山市梅田町 2-1 号 セルバ守山 110 号	077-581-1366	

(2) 保健・医療救護対策班の編成

1 個班の編成は、医師 1 人、看護師 2 人（必要に応じて、助産師 1 人を加配）、事務員 2 人を基本とし、医師が班長となる。

上記の班編成で医師会の要請も含めて 6 班を編成し、医療救護活動にあたるが、被災状況に応じて、適宜増員する。

■保健・医療救護対策班の組織体制



(3) 医療・救護活動の内容

①医療・助産の範囲

ア 医療

- a. 診療（傷病者の重傷度の判定）
- b. 薬剤又は治療材料の支給
- c. 処置、手術その他の治療及び施術
- d. 病院又は診療所への収容
- e. 看護

イ 助産

- a. 分娩の介助及び分娩前後の処置
- b. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

②活動内容

救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。

- ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージタグの作成）
- イ 救急救命医療の実施
- ウ 後方医療施設への移送指示

エ 助産活動

オ 遺体の検視

カ 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

キ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

■救護活動における被災者搬送施設

区分（症状）	位置づけ	施設
初期救護 (軽傷及び応急処置)	救護所	救護所一覧を参照（次ページ）
二次救護 (重傷及び緊急治療)	救急告示病院	市立野洲病院（市内医療機関の表33参照） 滋賀県立総合病院（市外の主な医療機関の表2参照） 済生会守山市民病院（市外の主な医療機関の表3参照） 近江草津徳洲会病院（市外の主な医療機関の表5参照）
三次救護 (重傷及び緊急治療)	災害拠点病院（地域 災害拠点病院）	済生会滋賀県病院（市外の主な医療機関の表1参照） 淡海医療センター（市外の主な医療機関の表4参照）

(4) 医薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材は、市内主要薬局薬店より調達するが、災害の種類、規模に応じて、滋賀県医薬品卸協会、医師会、保健所等に協力を要請する。

■医薬品及び医療資機材の調達先

番号	名称	所在地	電話	備考
1	草津保健所	草津市草津 3-14-75	077-562-3526	
2	滋賀県医師会	栗東市縋 1-10-7	077-514-8711	
3	守山野洲医師会	守山市下之郷 3-2-5	077-582-4113	
4	草津栗東医師会	草津市大路 2-11-51	077-563-3380	

3. 病院等の被災状況の把握

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

- ①重傷及び人工透析等、継続治療を要する患者の受入れ可能限度の確認
患者受入れにあたっての不足医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師）等
- ②医療従事者の派遣体制の確認
 - ア 派遣可能保健・医療救護対策班数
 - イ 派遣可能医療従事者数
 - ウ 救護医療活動に要する不足医薬品等医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師）等

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院等の確認

- ①簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等
 - ア 重傷、人工透析等、継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）
 - イ 現状復帰に要する修繕等
- ②修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）
入院患者の実態

(3) 在宅療養者の確認

本市は、県と連携し在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用している患者について安否確認を行うと共に、必要に応じて搬送等を実施する。

4. 県への救護要請

市の保健・医療救護対策班のみでは、応急対策が困難であると保健・医療救護対策班長が判断した時は、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）を通じて、滋賀県災害対策本部（滋賀県災害医療本部）に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請すると共に、日本赤十字社滋賀県支部にも応援協力を要請する。

5. 救護所の開設

保健・医療救護対策班は、被害状況に応じて、病院や災害対策本部会議等と連絡調整のうえ、被災地付近の小学校等必要箇所に臨時救護所を開設する。なお、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要が生じた時は、迅速に最寄りの医療機関に収容する。

また、ヘリコプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する（参照：本編 82 ページ）。

■救護所一覧

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	野洲小学校	小篠原 1147	077-587-0062
2	三上小学校	三上 111	077-587-0049
3	祇王小学校	上屋 1169	077-587-0129
4	篠原小学校	大篠原 1414	077-587-0179
5	北野小学校	市三宅 240	077-587-0058
6	中主小学校	西河原 712	077-589-2012

.....

■市内医療機関（歯科は除く。）

No.	医療機関名	所在地	電話番号	標榜科名
1	伊藤整形外科	大畑14-12	586-1085	整形外科
2	えとうクリニック	吉地1193-1	575-8808	内科、小児科、消化器科
3	おおはし腎透析クリニック	永原 1833-4	588-0084	腎臓内科、透析内科
4	かねこ整形外科	久野部191-1	588-6060	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
5	岸本産婦人科	北野一丁目15-35	586-1822	婦人科、内科
6	北村眼科	行畑一丁目12-6	588-4340	眼科、内科（削除）
7	希望が丘クリニック	市三宅2354	586-4103	産婦人科、小児科（586-4106）
8	甲原医院	小篠原2057-1	587-0070	内科、循環器内科、消化器内科
9	桜井皮ふ科医院	久野部192-1	518-0606	皮膚科、アレルギー科
10	澤田医院	富波甲1087-1	588-5855	内科、小児科、リハビリテーション科
11	白井医院	永原1833-1	587-0125	内科、放射線科
12	すぎやま内科	小篠原1974-1	586-1218	内科、消化器内科、循環器内科、小児科
13	高田クリニック	行畑736	535-1528	内科、外科、皮フ科
14	たちいり小児科医院	久野部198-1	588-0141	小児科
15	田中医院	比江816	589-2113	内科、腎臓内科
16	ちかもち内科医院	小篠原2208-1	518-0511	内科、消化器科、皮膚科
17	遠田整形外科	市三宅2339-1	518-0220	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
18	なかにし耳鼻咽喉科	小篠原1033-1	586-3341	耳鼻咽喉科、アレルギー科
19	野村内科医院	小篠原2177	587-0066	内科、糖尿病内科
20	ミカミクリニック	三上1922-11	588-2111	婦人科、内科
21	藤井医院	市三宅2480	586-5848	外科、整形外科、皮膚科、内科
22	本田医院	近江富士2-5-2	588-3500	内科、糖尿病内科
23	南医院	吉地1412	589-5061	内科、循環器科、消化器科、小児科、皮膚科
24	やすホームケアクリニック	小篠原958-3	586-2457	内科、小児科、リハビリテーション科
25	かつじくクリニック	市三宅2373	514-8611	内科、消化器内科、病理診断科
26	森野内科医院	北野一丁目19-33	587-3636	内科、胃腸科、循環器科、糖尿病内科
27	やすだ眼科	北野1-1-8	586-3020	眼科
28	山田クリニック	市三宅2725	518-0355	内科、胃腸科、肛門科、外科、皮膚科
29	山地内科	三上279-1	586-8708	内科、呼吸器科、循環器科
30	吉川医院	吉川928	589-3901	外科、整形外科、胃腸科、皮膚科、麻酔科、放射線科
31	吉田クリニック	市三宅2732	588-5080	内科、循環器科
32	湖南病院	八夫2077	589-5155	精神科、心療内科
33	市立野洲病院	小篠原1094	587-1332	内科、糖尿病・内分泌科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経内科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
34	びわこ学園 医療福祉センター野洲	北桜978-2	587-1144	内科、小児科、精神科、リハビリテーション科（障がい児のみ）
35	滋賀保健研究センター	永原664	587-3588	内科、健康診断、人間ドック
36	うえだこどもクリニック	小篠原869-1	596-3751	小児科
37	おかもと耳鼻咽喉科クリニック	市三宅2339-4	518-0880	耳鼻咽喉科
38	たけだ眼科	富波甲1086-5	518-0222	眼科
39	ほりで医院	久野部1-15	587-1601	内科
40	榊メディック	富波乙592	588-3456	臨床検査
41	にしむら整形外科クリニック	永原1834-1	518-0055	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科

資料：守山野洲医師会ホームページ（令和5年1月現在）

■市外の主な医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号	標榜科名
1	済生会滋賀県病院	栗東市大橋 2-4-1	552-1221	総合内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病内分泌内科、呼吸器外科、腎臓内科、血液内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科・婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、救急集中治療科、乳腺外科、形成外科／美容皮膚科、疼痛・緩和ケア科、歯科
2	滋賀県立総合病院	守山市守山 5-4-30	582-5031	血液腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科、免疫内科、脳神経内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、総合内科、外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科、精神科、救急科、小児科
3	済生会守山市民病院	守山市守山 4-14-1	582-5151	総合内科、外科、小児科、整形外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科、リハビリテーション科、糖尿病内科、人工透析センター
4	淡海医療センター	草津市矢橋町 1660	563-8866	消化器外科、総合内科・総合診療科、消化器内科、心臓血管外科、循環器内科、産婦人科、脳神経外科、脳神経内科、整形外科、呼吸器外科、腎臓内科、免疫内科、血液内科、小児科、甲状腺内科、緩和ケア内科、乳腺外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、眼科、心療内科、麻酔科、歯科・口腔外科、救急科、病理診断科
5	近江草津徳洲会病院	草津市東矢倉 3-34-52	567-3610	内科・消化器内科、呼吸器内科、神経内科、循環器内科、外科・消化器外科、乳腺外科、小児科、産婦人科、脳神経外科、整形外科、心臓血管外科、眼科耳鼻咽喉科、泌尿器科、放射線科、救急科

資料：守山野洲医師会ホームページ（令和5年1月）

6. 保健衛生及び防疫計画

〈保健・医療救護対策班、環境衛生班〉

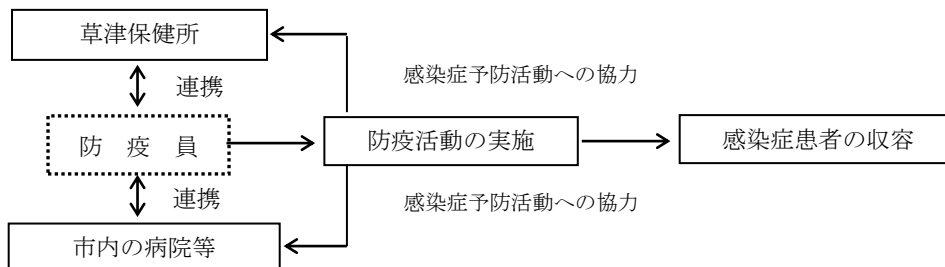
被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれがあるため、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

(1) 実施体制

防疫及び保健衛生活動は、草津保健所、市内の病院等の応援協力のもと、保健・医療救護対策班と環境衛生班が防疫活動を実施する。

防疫員は、概ね運転手1名、作業員2名の計3名をもって1班とし、作業にあたる。

■防疫及び保健衛生活動の実施体制



(2) 実施期間

災害発生日から起算して、概ね7日間とするが、被災状況に応じて、適宜判断する。

(3) 活動内容

①被災地区における防疫

保健・医療救護対策班は、被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的に、適切な方法による消毒作業及び清潔作業を実施する。

また、必要に応じて、環境衛生班が薬剤によるそ族・昆虫の駆除を同時に実施する。

②消石灰、塩化ベンザルコニウム液の配布

ア 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として概ね1世帯当たり6kgの消石灰を配布する。

イ 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。概ね1世帯当たりの配布量は、床上浸水200cc、床下浸水50ccとする。

ウ 消石灰、クレゾール液等については、自治会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼する。

エ 塩化ベンザルコニウム液は、原液キャップ1杯を2～3ℓの水で希釈して使用する。

③指定避難所の衛生管理及び防疫指導

保健・医療救護対策班は、県防疫職員のもと、指定避難所等における防疫指導を行うと共に、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生管理並びに保健衛生上の注意事項等について啓発宣伝を行う。

④仮設浴場の設置

ア 仮設浴場の供給

県本部又は市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、自衛隊に（市本部は、県本部を経由して）対して支援を要請する等により、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

イ 浴場の開放要請

県本部又は市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場、旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

⑤予防教育及び広報活動

保健・医療救護対策班は、草津保健所と連携し、衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を記載したパンフレット及びブリーフレットを配布し、被災者への広報活動を行う。また、保健師による訪問健康相談等を実施する等、あらゆる機会をとらえて被災者に対する衛生指導を行う。

⑥保健衛生

環境衛生班は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めると共に、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(4) 防疫措置の報告

保健・医療救護対策班は、防疫活動を実施した時は、防疫活動状況を取りまとめ、草津保健所に電話又は文書をもって報告する。また、防疫活動が完了した時は、災害防疫業務完了報告書により活動内容を整理し、速やかに草津保健所に提出する。

①災害状況報告書

②災害防疫活動状況報告書

- ③災害防疫経費所要額帳及び関係書類
- ④清潔方法及び消毒方法に関する書類
- ⑤そ族・昆虫等の駆除に関する書類
- ⑥家庭用水の供給に関する書類
- ⑦患者台帳
- ⑧災害防疫作業日誌

(5) 県との協力体制

被災状況や感染症の発生状況に応じて、草津保健所が実施する検病調査や健康診断、臨時予防接種等の予防措置には積極的に協力する。

また、市単独での防疫活動が困難な場合は、下記事項を整理のうえ、県へ応援協力を要請する。

- ①防疫業務の内容
- ②防疫時間
- ③防疫を必要とする世帯数
- ④必要な防疫班
- ⑤派遣場所
- ⑥その他必要事項

7. 行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・引渡し及び火葬（埋葬）計画

〈救援避難対策班、環境衛生班、守山警察署、医師会、日本赤十字社〉

市本部等は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行う。また、遺体を発見した場合は、県警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すと共に、円滑な火葬（埋葬）を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合（参考資料-3）の遺体処理は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施し、市本部は、市分区としての活動を実施する。

(1) 実施体制

行方不明者搜索及び処理、埋葬は、環境衛生班が行うが、警察や医師会等の関係機関との緊密な連携のもとに実施する。

なお、身元照会（住所、氏名、生年月日、性別等）への対応と、身元確定が早期に可能となるよう、戸籍及び住民票の検索ができる体制を整備する。

(2) 行方不明者の搜索及び遺体の収容

行方不明者の搜索及び遺体の収容は、市本部等が県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

また、行方不明者を発見するために受付窓口を設けて情報収集を図ると共に、身元不明遺体については、写真、特徴等の掲示を行う等、迅速な身元確認に努める。

さらに、遺体安置所、仮埋葬地の選定・確保に努める。

① 遺体発見時の連絡及び処理

遺体の処理方法は、次に定めるとおりとする。

ア 遺体を発見した時は、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会のもとに検視を行う。

- イ 検案後遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車で遺体安置所（被害現場近くの公共施設又は寺社等）に搬送し、収容する。遺体が多数ある場合は、下記の施設に遺体安置所を設置し、遺体の収容、検視、遺族への引き渡し等を行う。また、遺体収容等のための適切な建物が無い場合は、天幕、幕張り等により仮設の遺体安置所を設ける。

■遺体安置所候補施設

名称	所在地	収容人数
さくら墓苑管理棟（待合室）	南櫻 2116 番地 1	14 人
歴史民俗博物館（研修室）	辻町 57 番地 1	38 人
北部合同庁舎別館（旧職員用食堂等）	西河原 2400 番地	14 人

ウ 遺体は、遺体安置所に到着順に仮安置する。

エ 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

オ 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。

カ 性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体安置所に掲出する。

キ 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。

ク 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取扱う。

②遺体処理に関わる手続き等

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、市内外の葬儀業者から調達する。

③遺体の引渡し

警察は、身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体及び引取りが著しく遅れる遺体は、市本部に所持品と共に引き渡す。

④遺体の火葬

遺体の火葬は、野洲川斎苑を使用し、必要に応じて、その他周辺市町の火葬場を借用する。火葬は、火葬台帳に記載のうえ、行う。市単独で処理不可能な場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

また、市本部は、火葬を円滑に実施するため次の事務を行う。

ア 死亡者数の把握

イ 火葬計画の作成

ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保

エ 燃料、ドライアイス、棺等資材の在庫状況の把握・確保

オ 火葬のための関係者に対する協力要請

カ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

■火葬場

名称	所在地	電話番号
野洲川斎苑	守山市川田町 2230-3	077-518-1755

■主な周辺市町の火葬場

名称	所在地	電話番号
草津市営火葬場	草津市草津 4-3-7	077-562-2751
さざなみ浄苑	近江八幡市船木町 37	0748-33-3825
志賀聖苑	大津市志賀町木戸 1494-1	077-592-2000
甲賀斎苑	甲賀市甲南町葛木 715	0748-86-8448

第7章 情報計画

第1節 情報連絡計画

〈広報班、総務班、財務情報班、消防局〉

災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づき、応急対策に必要な各種情報を迅速かつ的確に整理、伝達するため、各機関相互の通信連絡システムの整備と情報収集体制の強化を図る。

1. 災害時の通信連絡

災害の予防、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、無線通信のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。災害時には、使用可能な通信連絡手段が限られてくるため、臨機応変に有効な通信施設を選択し、利用していく。

- ①有線が途絶した場合：携帯電話や防災行政無線、消防無線その他の無線を利用する。
- ②通信施設が不通の場合：通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、人による。）を派遣する等あらゆる手段を尽くして報告する。

(1) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者、管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて、相互協力を行う。

(2) 通信施設の運用

市は、災害による被害が比較的少ない無線通信や、一般住民等民間からの協力を得やすいインターネット、メール等の有効な運用体制を設定し、災害に強い情報通信ネットワークの構築に努める。

①県防災情報システム

県への災害情報等の連絡、報告手段として県防災情報システムを活用する。

②県防災行政無線

県及び他市町への連絡手段として、又有線通信が途絶した場合における通信手段とし県防災行政無線を活用する。なお、防災行政無線の運用については、「滋賀県防災行政無線運用要綱」に準じる。

■県防災行政無線施設の現況

機関名	担当課	無線番号	回線の種別	設置箇所
野洲市	自治防災課	210-0 (TEL)	地上系無線局	野洲市役所庁舎
		210-1 (FAX)	260M デジタル無線回線	

資料：自治防災課

③野洲市防災行政無線の活用

住民への警報等の伝達、避難指示について、野洲市防災行政無線を有効に活用する。

④非常無線通信

非常通信無線の利用にあたっては、次の要領により非常通信電報を作成したうえで最寄りの機関に持参して発信を依頼する。（非常通信経路は、本編第2部第3章第1節参照）

ア 電報用紙は適宜とし、本文の字数は、1通当たり200字以内とする。

イ 電報のあて先は、着信者の住所・役職名・電話番号をもって表示すること。

⑤アマチュア無線

災害の状況により、市内のアマチュア無線局又は運送事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

⑥インターネット

インターネットを活用することで、市内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

⑦一般通信施設

災害発生時、一般通信施設が使用可能な場合は、県及び関係機関と迅速かつ効果的な情報交換を行う。

また、緊急初動対策班と災害対策本部との連絡においては、携帯電話等を活用し、迅速かつ効果的な情報収集を行う。

(3) 関係機関等との協力

①県への報告

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は次の定めにより災害情報並びに被害及び応急対策実施状況（以下「災害情報等」とする。）を県本部（設置前は防災危機管理局）に報告する。

なお、市から県本部（設置前は防災危機管理局）へ各種報告（即報被害、避難情報、対策本部等設置状況、被害確定報告等）は、県防災情報システムでの経路を基本とする。（第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する。）

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県地方本部を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）へ報告する。

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げる。

ア 災害対策本部（警戒本部）の設置状況（設置日時、解散日時、配備体制等）

イ 人的、住家等の被害状況

ウ 避難の状況（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、世帯数、人員、避難先等）

エ 主要道路、橋梁、河川等の被害及び不通状況

オ 交通機関の不通状況

カ ライフライン関係の状況（停電、断水、途絶、漏洩等）

キ 災害対策本部の応急対策実施状況

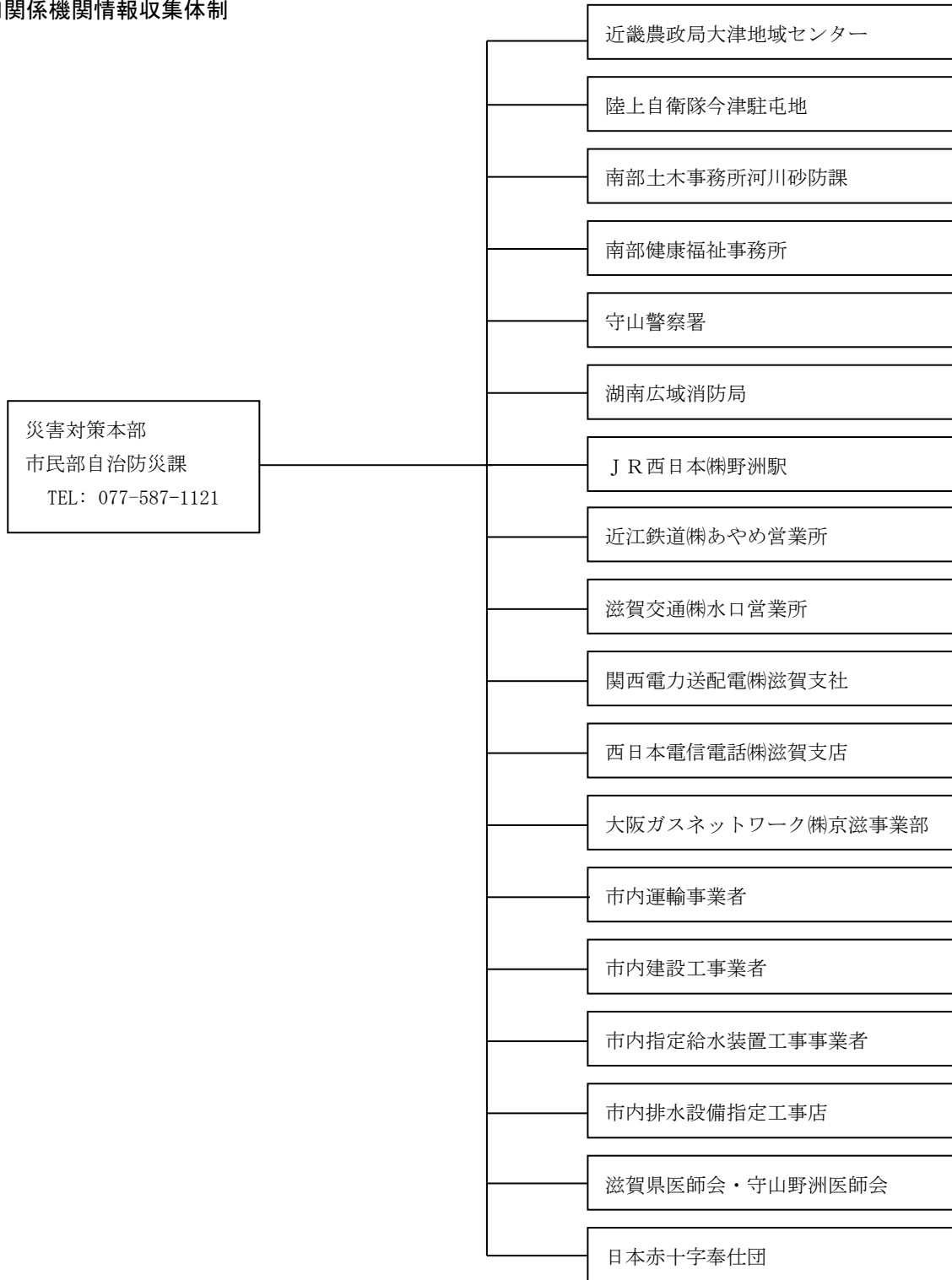
ク 県への要請事項（災害対策本部の応急対策のため）

ケ その他報告の必要があると認められるもの

②その他

市は、公共機関、防災上重要な施設の管理者、隣接水防管理者等と河川や避難に関する情報、災害情報等について情報交換を行う。

■関係機関情報収集体制

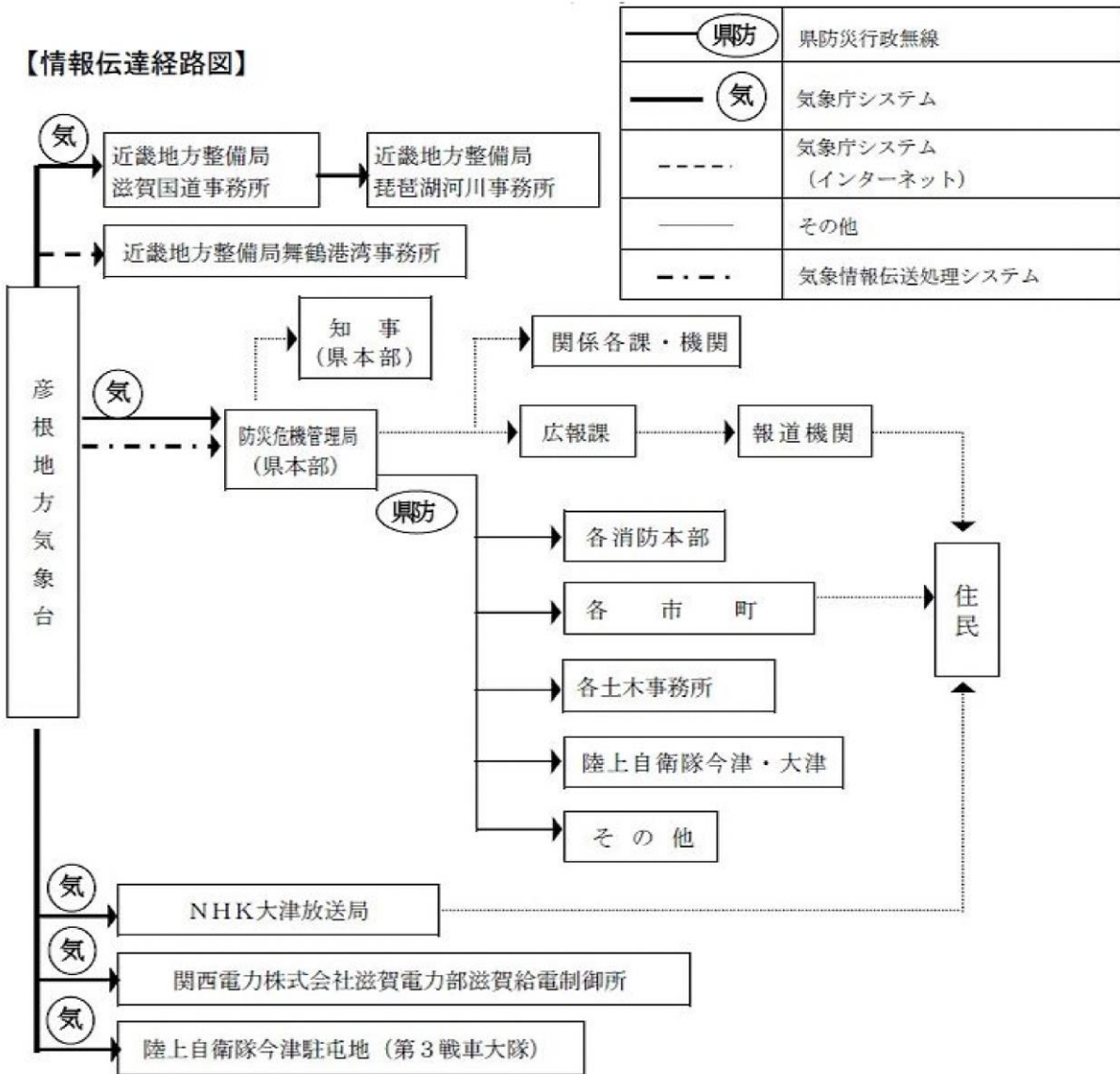


2. 震度情報の伝達

被害の拡大や二次災害の発生を防止するための気象に関する情報の迅速な、伝達体制、伝達方法等は次に示すとおりとする。

(1) 情報伝達経路

地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。



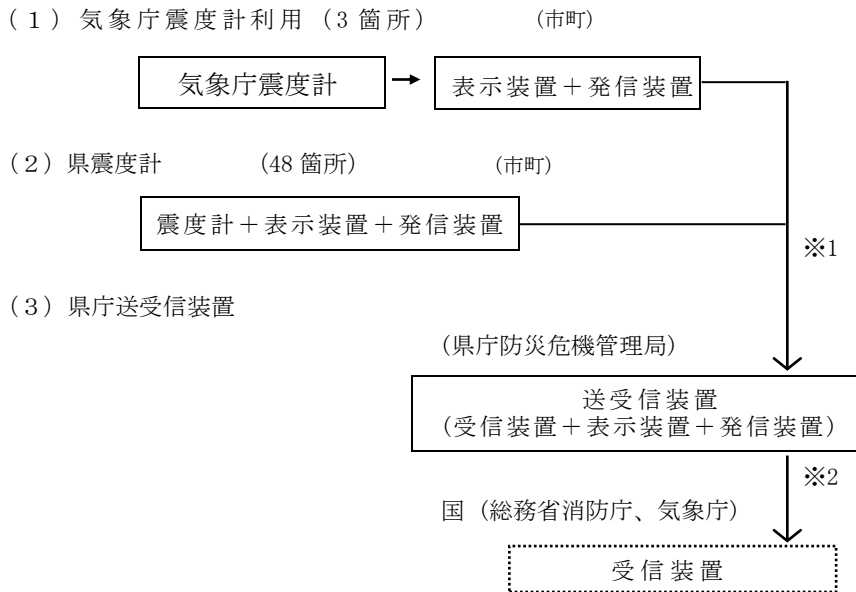
(2) 震度情報ネットワークシステム

地震発生時における被害情報の収集は、住民からの通報や行政職員等の警戒出動等によって対応しているが、これだけでは被害の全体像をつかむのに時間を要する。この情報時間をどのように短縮するかは非常に重要な問題である。

そこで、滋賀県では、各市町に地震計を設置し、その震度情報から県下全域の被害の概略予測を行うことができる「震度情報ネットワークシステム」の整備を行っており、本市においてもこのシステム整備の一環として新たに地震計が設置されている。

市は、地震発生時にはこのシステムを活用して、被害の拡大や二次災害の発生防止に努める。

■震度情報ネットワークシステム



■地震計の機能

機関名	設置箇所	利用形態	付加機能
野洲市	野洲市役所庁舎敷地内	計測震度計 (気象庁検定品)	加速度波形記録可
	野洲市北部合同庁舎敷地内	計測震度計 (気象庁検定品)	加速度波形記録可

3. 被害情報の収集・伝達

(1) 情報の種類

早期の応急対策の実施と、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断のために収集、伝達する情報の種類は次のとおりとし、様式第2~9号に即して整理する。なお災害発生時の第一報は、職員の登庁途上における状況把握の結果により整理する。

人的及び物的被害の判定は、被害程度の認定基準による。

①気象情報

②被害情報

- ア 人的被害 (死亡、行方不明、重・軽傷)
- イ 住家被害 (全壊、半壊、一部損壊)
- ウ 非住家被害 (店舗、工場等)
- エ 公共建築物被害 (病院、指定避難所、救護所等)
- オ 土木構造物被害 (河川、急傾斜地等)
- カ ライフライン被害 (通信、交通、ガス、電気、上水道、下水道)

③人命救助に係わる情報

- ア 生き埋め情報
- イ 傷病者発生情報
- ウ 崖崩れ情報
- エ 火災情報
- オ 道路情報
- カ 医療機関情報

- ④火災・延焼に係わる情報
- ⑤各部・各班の初動対応に係わる情報

(2) 情報の報告

各主管課で収集した情報をとりまとめ、次の区分により本部の総務班に報告する。地震の際は、緊急初動対策班員が報告する。ただし、指定行政機関及び指定公共関係機関の維持管理する施設等については除外する。また、守山警察署長は、災害発生後の被害状況について市長へ速やかに伝達すると共に、早急に対応すべき措置等につき必要な助言をする。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

①被害即報

被害発生を覚知の際は、市本部から県本部へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

(第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する。)

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、他の手段で県地方本部を通じ県本部へ報告する。(報告様式第5～9)

また、通信途絶等により県地方本部及び県本部へ速報できない場合は直接、国(総務省消防庁)へ報告し、通信復旧後県に報告する。

なお、消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

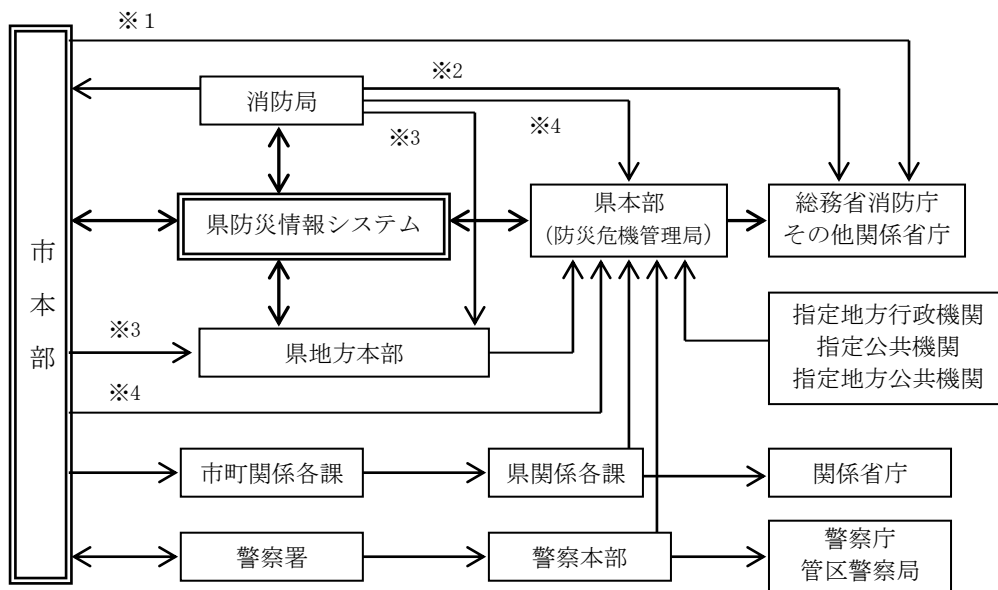
②被害確定報告

被害確定報告は、原則県防災情報システムで災害応急対策が終了した日から10日以内に行う。

③その他の報告

災害の報告は、上記による他法令等の定めに従って所要の報告を行う。

■災害情報等の報告系統



- ※1：県への報告が不可能な場合
- ※2：県への報告が不可能な場合及び直接即報基準に該当する被害報告
- ※3：県防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合
- ※4：防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報
防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合

(3) 伝達手段

県への各種報告（被害即報、中間報告及び最終確定報告）は県防災情報システムで行うことを基本とする。

また、国への報告（直接即報基準に該当する報告）はファクシミリで行うことを基本とする。
なお、いずれにおいても、正確かつ迅速な報告に努める。

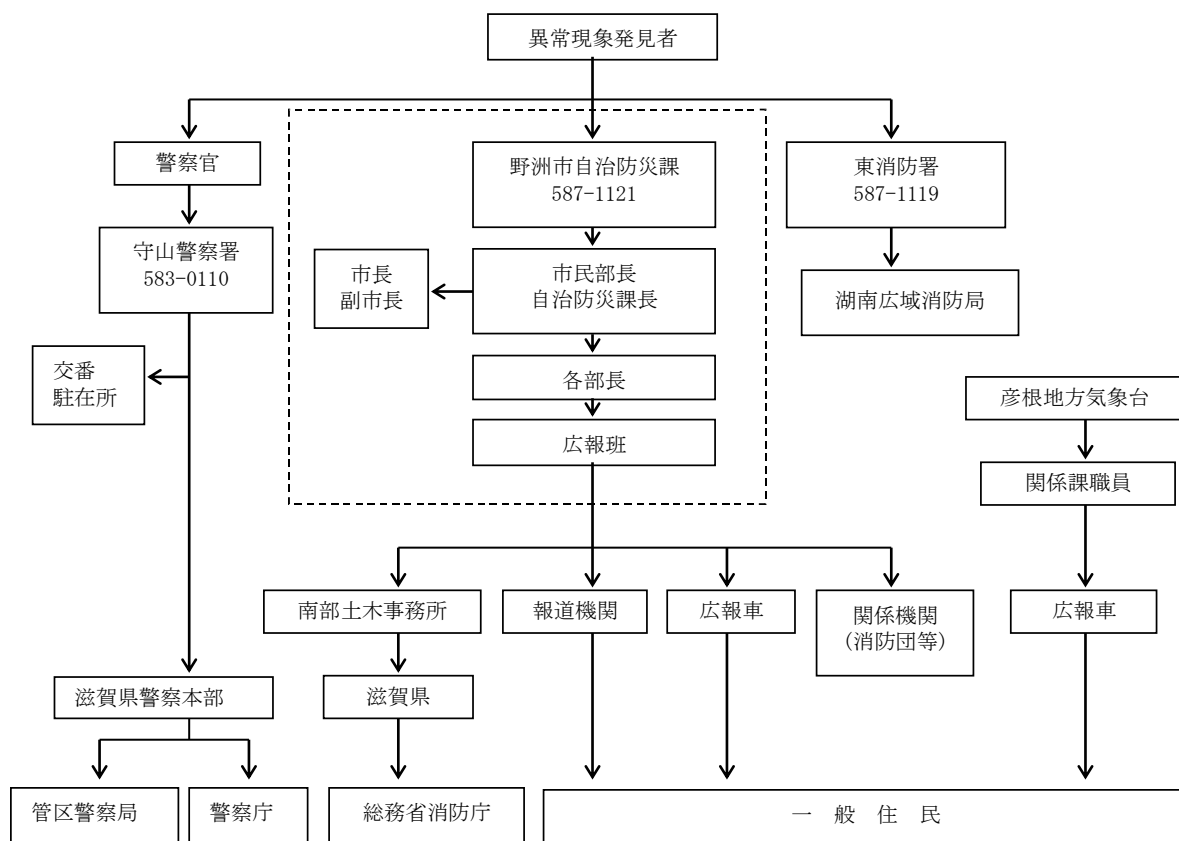
(4) 連絡系統及び処理

大規模な火災、崩壊、漏洩等の災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」とする。）を発見した者は、直ちに市、消防署又は警察署に通報しなければならない。

住民等から異常現象の通報を受けた関係職員は様式第11号により処理し、関係課に通知すると共に、災害対策本部の総務班（災害対策本部設置前においては市民部自治防災課）に報告する。通知を受けた関係課等は、直ちに必要な措置等を行い、その結果を本部に報告する。また、広報班は災害の規模、内容に応じて、住民への災害情報の周知を実施する。

なお、県や国への報告の際に南部土木事務所又は県本部への通信連絡が不可能な場合は、必ずしも正規の伝達系統にこだわらない。

■異常現象の伝達系統



(5) 被害情報収集・報告体制

各部門における施設等の被害状況、応急措置状況等の情報収集・調査体系は次のとおりとする。なお、収集、調査の各段階においては守山警察署、南部土木事務所等関係機関との十分な調整を図る。

最終的には、様式第12～16号に準じた表に被害状況の概要をまとめる。

■被害状況の報告体制

報告事項		担当班	担当課	災害情報責任者
人的被害	死者、行方不明者 重傷者、 軽傷者等 の把握	一般住民	救援避難対策班 市民課 市民生活相談室	市民課長
			保健・医療救護対策班 健康推進課 保険年金課	健康推進課長
	幼稚園児・児童・生徒 教職員	学務班	学務課	学務課長
		学校班	学校教育課 各幼稚園、各学校	学務課長
	保育園児他福祉施設 入所・通所者・施設職 員	保育班	各保育園	こども課長
		福祉班	社会福祉課 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 子育て支援センター 地域包括支援センター 介護保険課 発達支援センター 地域医療政策課	社会福祉課長
住家被害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、 床上・床下浸水等の状況	救援調査班	税務納税課	税務納税課長
非住家被害	農林業施設、農林産物及び家畜の 被害状況	農林水産班	農林水産課 農業委員会事務局	農林水産課長
	商工業施設の被害状況	商工班	地域経済振興課 企業連携戦略室	地域経済振興課長
	危険物施設の被害状況	消防班	東消防署	東消防署副署長
公共建築物被害	医療施設の被害状況	保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課	健康推進課長
	教育施設の被害状況	学務班	学務課	学務課長
	社会教育施設の被害状況	教育支援班	図書館 文化財保護課	文化財保護課長
	文化財等の被害状況			

第3部 災害応急対策計画

第7章 情報計画

	報告事項	担当班	担当課	災害情報責任者
公共建築物被害	社会福祉施設の被害状況	福祉班	社会福祉課 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 子育て支援センター 地域包括支援センター 介護保険課 発達支援センター 地域医療政策課	社会福祉課長
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	環境衛生班	環境課 野洲クリーンセンター 蓮池の里第二処分場	環境課長
	その他公共施設の被害状況		各施設：各施設長	
土木構造物被害	土木構造物の被害状況 (河川、橋梁、道路等)	土木班	道路河川課 国県事業推進室	道路河川課長
	上下水道施設の被害状況	上下水道班	上下水道課	上下水道課長
ライフライン被害	鉄道・バス等の被害状況	財務情報班	財政課 総合調整課 やす未来創造課 会計課 デジタル活用推進課	財政課長
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	土木班	道路河川課 国県事業推進室	道路河川課長
他の報告	火災発生状況	通信指令班	東消防署・消防団	東消防署副署長
	指定避難所の開設状況	福祉班	社会福祉課 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 子育て支援センター 地域包括支援センター 介護保険課 発達支援センター 地域医療政策課	社会福祉課長
	救護所の開設状況	保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課	健康推進課長
	都市公園等の公園及び野洲駅	都市計画班	都市政策課	都市政策課長

4. 広報広聴計画

災害時に住民、報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と住民生活の安全、社会秩序の維持を図るために災害広報を行う。

また、住民のニーズを聴取して必要なサービスを把握すると共に、生活上の問題を解決していくため、効果的な広聴活動を実施する。

(1) 実施機関

災害時における広報は、広報班及び消防団が行う。ただし、災害の状況によっては各所管においても実施する。

(2) 留意事項

- ① 広報担当者は住民に対して、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。
- ② 広報内容は統一化された情報に整理し、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。
- ③ 災害発生前の広報については、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、広報する。
- ④ 被害発生後の広報については、被害の推移、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、応急措置状況が確実に周知できるよう広報する。

(3) 広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断のもとに実施していく。

- ① 災害の概況と被害状況
 - ア 気象情報及び地象情報
 - イ 発生地域、人的・物的被害状況
- ② 避難に関する事項
 - ア 避難指示
 - イ 指定避難所の設置及び収容
- ③ 応急対策実施状況
 - ア 救護所の開設、保健衛生等に関すること
 - イ 交通機関、運輸、通信等に関すること
 - ウ ライフライン等の復旧に関すること
- ④ 安否情報
- ⑤ その他住民生活に必要なこと。（二次災害防止情報を含む。）
 - ア 家族で実施すべき防災対策
 - イ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - ウ 応急仮設住宅への入居募集に関すること
 - エ 生活必需品の支給等に関すること
 - オ 被災者援護制度に関すること
 - カ 被災相談所の開設に関すること

- キ 義援金や復旧支援制度等の情報
- ク その他必要な情報

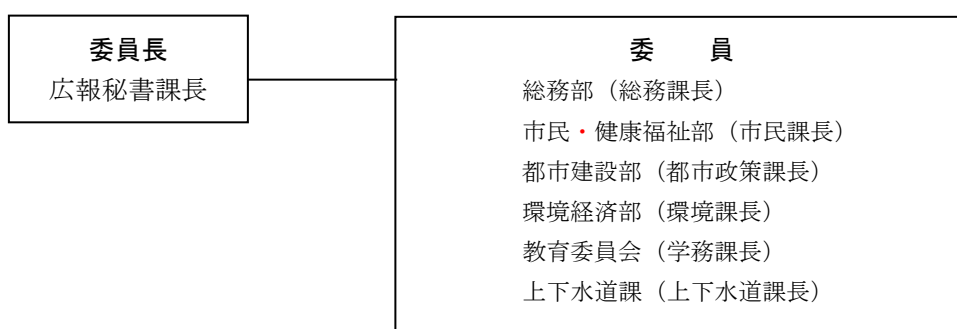
(4) 災害広報編集・配布計画

① 広報編集体制

災害広報にあたっては災害対策広報委員会を設置し、これが編集を行う。

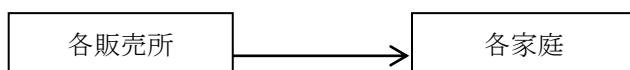
- ア 広報秘書課長が統括する。
- イ 委員は各部の情報を的確に把握し、原稿にまとめる。
- ウ 広報秘書課は各部から原稿を整理し、編集・印刷する。
- エ 印刷した広報紙を速やかに配布する。

■ 災害対策広報委員会の組織

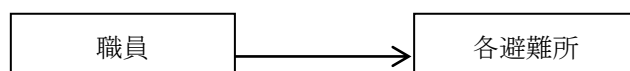


② 広報配布体制

- ア 新聞折り込みが可能な場合
各販売所の折り込み部数ごとに梱包し、持ち込む。



- イ 新聞折り込みが不可能な場合
各避難所に必要部数を梱包し、職員が各避難所に配布する。



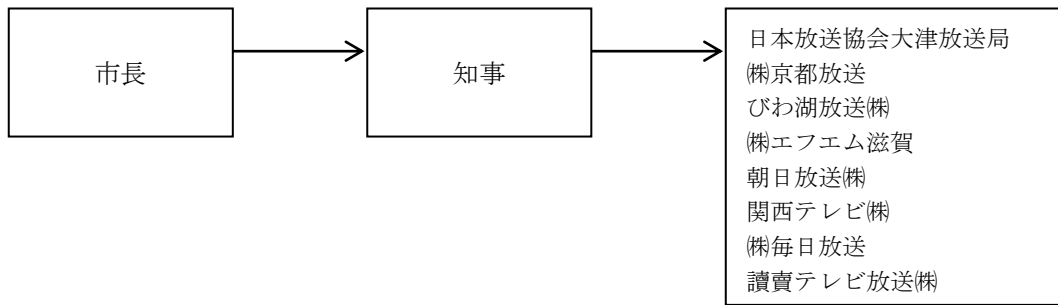
(5) 広報手段

広報にあたっては次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。また、インターネット事業者や携帯電話事業者等多様な手段を複合的に活用した情報提供についても検討する。

① 交通通信施設が利用できる場合

- ア 公用車の利用
- イ 広報紙、チラシ等の配布（新聞折り込み、広報掲示板、指定避難所、公共施設等への掲載）
- ウ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請

■放送機関に対する放送要請（様式第7号）



②交通通信施設が途絶した場合

- ア 防災行政無線による各学区連絡所への通報
- イ オートバイ、自転車、徒歩等による周知
- ウ 自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- エ サイレン
- オ ホームページ、SNS等への掲載
- カ 広報番組（テレビ・ラジオ）による広報
- キ メール配信システム等による広報（携帯通信事業者の緊急速報メール、しらせる滋賀情報サービス「しらしが」、市メール配信サービス等）
- ク Lアラートによる広報

③その他災害対策本部等への問い合わせに対する応対

(6) 報道機関に対する発表

報道機関に対して、被害状況、応急対策状況等について定期的に、また、必要に応じて、随時発表する。

■新聞報道関係連絡体制

新聞社		所在地	電話番号
朝日新聞社	大津総局	大津市京町 3-5-12	Tel 077-524-6601 Fax 077-523-1156
毎日新聞社	大津支局	大津市打出浜 3-16	Tel 077-524-6655 Fax 077-526-1504
読売新聞社	大津支局	大津市打出浜 13-1	Tel 077-522-6691 Fax 077-522-6693
産経新聞社	大津支局	大津市中央 1-3-2	Tel 077-522-6628 Fax 077-528-2311
京都新聞社	湖南総局	草津市大路 2-9-1	Tel 077-563-6111 Fax 077-563-6108
中日新聞社	草津通信部	草津市中井 1-19-11	Tel 077-562-0620 Fax 077-565-9359

■ テレビ・ラジオ報道関係連絡体制

放送局	所在地	電話番号
日本放送協会大津放送局	大津市京町三丁目 4-22	Tel 077-521-3074 Fax 077-521-0785
びわ湖放送(株)	大津市鶴の里 16-1	Tel 077-524-0155 Fax 077-524-0412
(株)京都放送	京都市上京区烏丸上長者町	Tel 075-431-1115 Fax 075-432-5720
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10 リンクスビル 6F	Tel 077-527-0814 Fax 077-527-0836
朝日放送(株)	大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号	Tel 06-6458-5321
関西テレビ(株)	大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号	Tel 06-6314-8888
毎日放送	大阪市北区茶屋町 17 番 1 号	Tel 06-6359-1123
読売テレビ放送(株)	大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号	Tel 06-6947-2111

(7) 要配慮者に対する広報

要配慮者への広報は、伝達方法や手段に特に配慮するものとし、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用する他、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

なお、避難収容施設等においては専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行うことで対応する。

(8) 安否情報の公表

災害時における安否不明者並びに行方不明者及び死者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりを目的とし、災害時の円滑な運用を目的とし、国及び県等から示された方針に基づき、公表するものとする。なお、国及び県の方針が見直された場合は適宜、見直しを行うものとする。

(9) 災害時における記録写真

報告、記録等に供する写真は広報班が担当し、各部各班の被害調査員が撮影した写真を収集すると共に、民間人が撮影したものについても極力活用する。

(10) 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。よって、広報班は、災害対策本部の指示に従い、適宜、庁内広報ビラの発行及び庁内放送を実施する。

(11) 住民からの広聴

災害が終息した時は、指定避難所等の相談窓口により、住民の相談、要望に応える。この他電話やインターネットによる生活相談にも対応し、関係各班の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで住民意向の反映に努める。

第8章 通信及び放送施設応急対策計画

1. 市防災行政無線通信応急対策計画

〈総務班〉

市は、市の保有する防災行政無線等通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うと共に、障害の早期復旧に努め、県本部と市本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

(1) 災害の発生が予想される場合

市は、次の措置を行う。

- ①要員の確保
- ②予備電源用燃料の確保
- ③機器動作状態の監視の強化
- ④可搬型地球局等の配置
- ⑤局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合

市は、次の措置を行う。

- ①可搬型地球局等による臨時通信回線の設定
- ②職員による仮復旧の実施
- ③電源の喪失等による場合は、県等に電源車の貸与の要請の実施
- ④通信手段の確保が不十分な場合は、県や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保

2. 通信施設応急対策計画

〈西日本電信電話(株)〉

災害発生時においては、復旧活動・重要通信の確保のために、電気通信サービスの維持並びに被害の復旧を迅速かつ的確に行う。災害応急対策は、実施主体である西日本電信電話(株)の規定に従って対処する。市は、西日本電信電話(株)と綿密な情報交換を行い、必要に応じて、応急対策に協力する。

(1) 通信施設の防災計画

災害発生時の通信確保のため、次の事項について計画を策定し、実施する。

①通信施設の防災計画

電気通信施設を災害等に対して強固にするため、耐水性、耐火性、耐震性等について構造強化を図る。

②災害時の応急措置計画

災害が発生した場合は、応急対策及び復旧計画の総合調整と速やかな実施を可能とする体制を確立し、次の応急対策を実施する。

ア 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車の出動）

第3部 災害応急対策計画

第8章 通信及び放送施設応急対策計画

- イ 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ウ 特設公衆電話の設置
- エ 輻輳対策（発信規制、伝言ダイヤル等の運用）
- オ 防災用資機材の確保

③災害対策用機器、資材等

災害発生時に備えて、次のものを平常時から配備しておく。

- ア 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
- イ 施設用及び建築用資材
- ウ 医薬品、飲料水、非常用食料等

④防災のための点検と整備

- ア 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火あるいは耐震設備
- イ 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
- ウ 予備電源設備及び燃料、冷却水
- エ その他防災上必要な設備、器具等

(2) 通信サービスの確保

通信施設が被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関して、迅速かつ適切な措置をもって実施する。その際、次の復旧順位を参考として、重要通信回線の復旧に努める。

①第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信確保に関係のある機関、電力供給の確保に関係のある機関

②第2順位

ガス・水道の供給の確保に関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、通信社、第1順位以外の国又は地方公共団体

③第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

3. 放送施設応急対策計画

〈日本放送協会、(株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀〉

日本放送協会及びその他放送機関は、災害発生時には災害応急体制を組織すると共に、放送施設の被災状況を早期に把握して、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

市は、各機関と綿密な情報交換を行い、必要に応じて、応急対策に協力する。

4. 郵便施設応急対策計画

〈大津中央郵便局〉

日本郵政(株)は、災害時においては、被災地域の通信の孤立を防ぐため、通信設備の災害防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、郵政業務の早期回復を目指す。

①被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

②被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不要となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第9章 警備計画

〈守山警察署〉

1. 警察の任務

守山警察署は、災害が発生し、被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めることを任務とする。

2. 発生時における警察活動

守山警察署は、警察法及び災害対策基本法に基づき、関係機関との緊密な協力、連絡のもとに概ね次の活動を行う。

- ①情報の収集・伝達
- ②救出救助活動等
- ③避難誘導
- ④死体の検視及び調査等
- ⑤二次災害の防止
- ⑥危険箇所等における避難誘導等の措置
- ⑦地域安全活動等社会秩序の維持
- ⑧緊急交通路の確保
- ⑨被災者等への情報伝達活動
- ⑩報道対策
- ⑪情報管理に関する措置
- ⑫関係機関との相互連携
- ⑬ボランティア活動等の受入れ

3. 警備体制

(1) 災害警備本部の設置

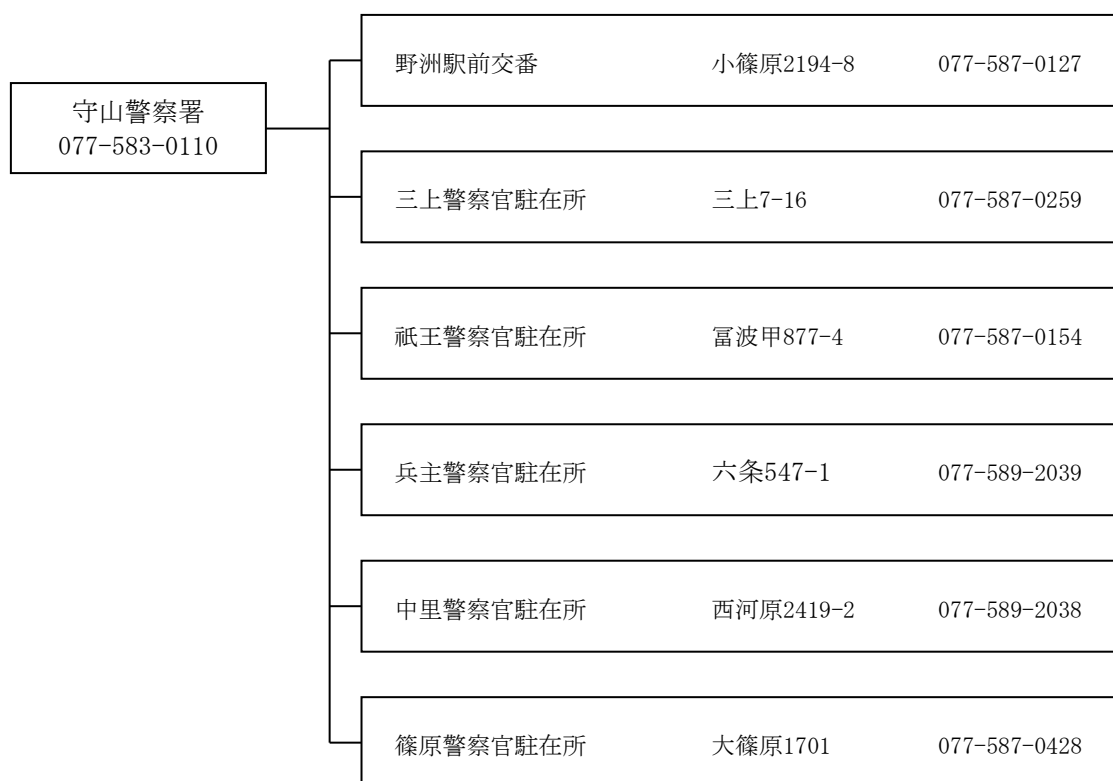
管内に大規模な災害が発生するか、発生するおそれがある場合又は県内で震度6弱以上の地震が発生するか、当該地震により相当大規模な被害が管内で発生したと認められる場合、守山警察署は、災害の種別、規模、態様等に応じて、所要の災害警備本部を設置し、災害警備活動に必要な警備部隊を編成する。

地震発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、全警察職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

(2) 広域的な受援体制

県公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊等の援助要求を行う。

■ 交番及び駐在所



4. 活動内容

守山警察署は、警察法及び災害対策基本法に基づき、関係機関との緊密な協力、連絡のもとに概ね次の活動を行う。

- ①情報の収集・伝達
- ②救出・救助活動等
- ③避難誘導等
- ④遺体の検視及び調査等
- ⑤二次災害の防止
- ⑥危険箇所等における避難誘導等
- ⑦社会秩序の維持
- ⑧緊急交通路の確保
- ⑨被災者等への情報伝達活動
- ⑩報道対策
- ⑪自発的支援（ボランティア）の受入れ

第10章 交通規制計画

〈守山警察署、土木班〉

大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限すると共に、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路、緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

1. 交通規制の実施要領

(1) 状況把握

各道路の通行可否や交通状況を迅速に把握するため、道路管理者や警察等は、現場の被害調査を行う。

(2) 実施要領

①災害発生直後

救出・救護の迅速と避難路の確保及び被害の拡大防止を図るため、走行中の車両を停止させたうえで道路外又は道路左側に退避させる他、被災地区に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

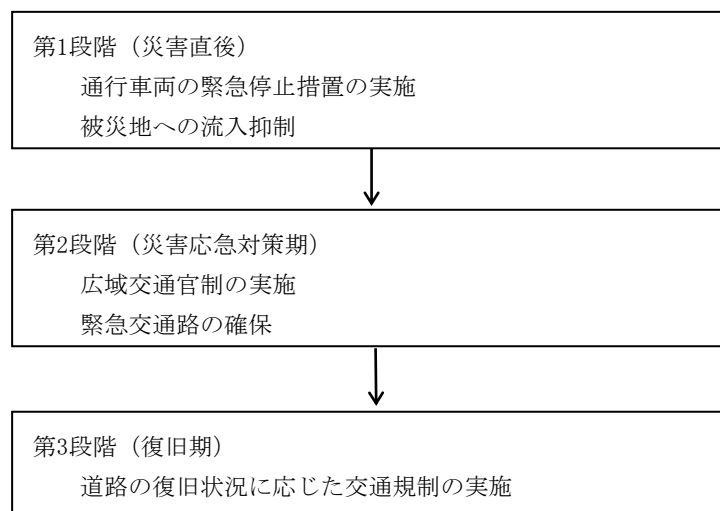
②災害応急対策期

災害応急対策における緊急交通路を確保するため、広域交通管制を実施し、区域又は区間を指定したうえで、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限する。

③災害復旧期

円滑かつ有効な災害復旧を目指すため、被災地、その周辺等における道路の復旧状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

■交通規制の実施フロー



(3) 規制の標識等

交通規制をした時は、その実施者は、次の標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な時は、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示する。そのうえで、必要に応じて、遮断等の措置をとると共に、警察官等が現地において交通整理等にあたる。

①規制標識

規制を行う法令により次の様式によって明示する。

規制を行う法令	様式
道路法及び道路交通法	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定めるもの
災害対策基本法	災害対策基本法施行規則別記様式第2

②規制条件の明示（災害対策基本法施行令第32条）

道路標識には次の事項を明示する。

- ア 禁止又は制限の対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間

③迂回路の明示（災害対策基本法施行令第32条第1項）

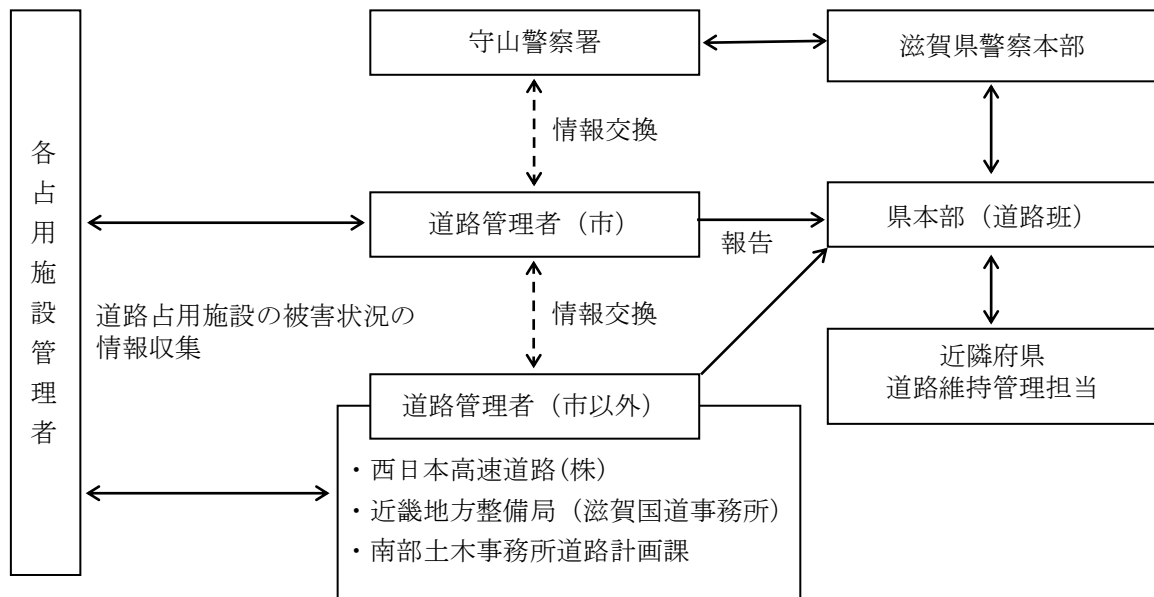
規制を行った時は適当な迂回を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

2. 交通規制の報告系統

道路に災害が発生した時、若しくは災害発生のおそれがあり、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合は、道路管理者が通行の禁止又は制限の決定を行い、県本部（道路班）に報告する。また、道路管理者は、次に示す項目を実施する。

- ①道路占用物の被害状況の情報収集
- ②道路占用物の被害により交通に支障がある場合、占用施設管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。
- ③各道路管理者と情報交換をし、道路ネットワーク状況を把握する。
- ④警察署と連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

■交通規制の報告系統



3. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

警察、道路管理者が協議し、緊急輸送道路のうち通行可能な路線を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて、警備業者等に対して、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

4. 交通情報の提供

道路管理者は、緊急交通路を確保する際や通行不可能な道路が判明した時は、テレビ、ラジオ等の報道機関やインターネットホームページ等の情報伝達手段を利用して、住民に正確な交通情報の提供を図る。

第11章 輸送計画

〈総務班〉

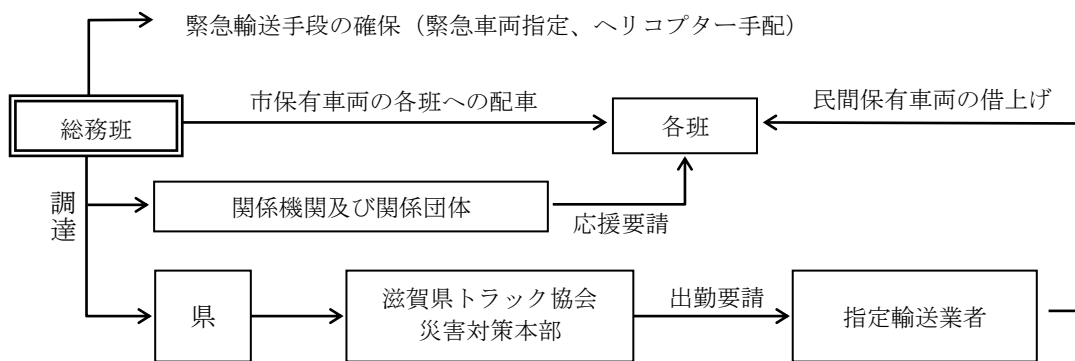
災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法等の輸送体制を確立する。

1. 緊急輸送体制

輸送体制の確立は総務班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は各所管班において実施し、その結果を総務班に報告する。

また、滋賀県トラック協会湖南地区貨物輸送協議会は、市長の緊急輸送指令に基づき協会災害対策本部を設置する。続いて協会災害対策本部長は、野洲市所在の輸送業者に対して、出勤要請を行う。なお、必要に応じて、その他会員事業所に出勤要請することがある。

■緊急輸送の実施体制



2. 輸送の範囲と優先順位

(1) 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控える。

- ①被災者の避難及び救出
- ②給水
- ③救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
- ④食料、生活必需品等の生活物資の搬送
- ⑤公共施設の応急復旧
- ⑥遺体の移送

(2) 輸送対象の優先順位

- ①災害発生後 24 時間程度まで
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
 - ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

カ 食料、水等生命の維持に必要な物資

②災害発生後3日程度まで

上記①に加えて、

- ア 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- イ 遺体の搬送

③災害発生後4日目以降

上記②に加えて、

- ア 災害復旧に必要な要員及び物資
- イ 生活必需品
- ウ 災害廃棄物

3. 緊急輸送道路の確保

災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するため緊急輸送道路は、次に示す。

これらの路線においては、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じて、この他の一般車両の通行を大幅に規制する。

①第1次緊急輸送道路：名神高速道路、国道8号

②第2次緊急輸送道路：県道希望が丘文化公園北線、県道守山中主線（一部）、県道近江八幡大津線、主要地方道近江八幡守山線（一部）、市道野洲中央線（一部）、県道木部野洲線（一部）、市道乙窪比留田線（一部）

③第3次緊急輸送道路：国道477号、主要地方道野洲中主線、主要地方道野洲甲西線、主要地方道大津能登川長浜線、県道木部野洲線（一部）、県道希望が丘文化公園南線、県道野洲停車場線、県道小島野洲線（一部）、県道守山中主線（一部）、市道市三宅妙光寺線（一部）、市道辻町小比江線、市道1号線、市道野洲マイアミ線、市道乙窪比留田線（一部）

4. 緊急輸送のための交通の確保

(1) 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

①道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

②国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

5. 輸送方法

(1) 車両による輸送

車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにし、各班からの要請を災害対策本部が

承諾したうえで行う。

市保有車両は、あらかじめ定められた各班への配車を原則とするが、災害対策状況により総務班が必要と認めた場合はこの限りでない。

輸送業者等からの車両の調達、各班からの要請に応じて、総務班が調達及び配車を行う。

総務班において必要台数の車両の確保が困難な場合は、関係機関や関係団体に対して、応援要請を行うと共に、民間保有車両の借上げを実施する。

①緊急通行車両の指定

災害時の緊急通行車両は、警察（警察本部又は警察署）又は滋賀県に事前届出申請を行う。申請時には、緊急通行車両等事前届出書（様式第18号）2通と緊急通行車両として使用する業務内容を証明する書類（様式第19号）等を提出する。事前届け出申請があった場合は、審査後に緊急通行車両等事前届け出済証が発行されるので、災害時に警察本部又は最寄りの警察署に持参し、災害対策基本法施行令第33条第1項の証明書（様式第20号）及び標章（様式第22号）の交付を受ける。

②緊急通行車両の基準

緊急通行車両は次のア及びイのいずれにも該当する車両であり、①の手続きを経た結果、県公安委員会が認めたものをいう。

ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に従事する車両
（以下、「に従事する車両」省略）
- b. 消防、水防その他の応急措置
- c. 被災者の救出、救助その他保護
- d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- e. 施設及び設備の応急の復旧
- f. 清掃、防疫その他保健衛生
- g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- h. 緊急輸送の確保
- i. その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置

イ 次の各号に該当する車両

- a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有している車両であること。
- b. 指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両であること。
- c. 災害時に他の関係機関団体等から調達する車両であること。

③燃料の調達

車両による輸送用の燃料は、指定の燃料業者からの調達を行う。

(2) その他の輸送手段

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案したうえで、次の輸送手段を用いる。

①陸上輸送

ア 人員の輸送

消防、救助、救急、医療救護等については「第3部第1章第7節消防計画」及び「第3部第1章第9節救急救助及び医療救護計画」、避難については「第3部第4章第1節避難計画」による。上記計画により、又は上記計画の他、人員の輸送が必要なときは次のとおりとする。

a. バスによる輸送

一般社団法人滋賀県バス協会に対し、会員企業保有のバスによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県バス協会から斡旋を受ける。

b. タクシーによる輸送

一般社団法人滋賀県タクシー協会に対し、会員企業保有のタクシーによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県タクシー協会から斡旋を受ける。

c. 福祉車両による輸送

福祉車両を有する県内の福祉事業者、福祉有償運送事業者（福祉有償運送運営協議会）、県タクシー協会に対し、福祉車両（介護タクシー含む。）による輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合、事業者が不明な場合は、国土交通省近畿運輸局に対し協力を求める。

d. 鉄道による輸送

(i) JRによる輸送

緊急輸送の要請は、最寄り駅長を通じて行う。要請を受けたJRは、防災関係機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

(ii) 私鉄輸送

緊急輸送の要請は、当該会社と協議して行う。

e. 自衛隊による輸送

至急を要するとき、民間事業者等では対応が困難なときは、自衛隊に対し「第4節自衛隊災害派遣計画」に基づき、人員輸送の支援要請を行う。

f. 県等公用車による輸送

その他至急の対応が必要で代替手段のない場合、県等の保有する公用車（バス含む。）を確保し、人員輸送にあてる。

イ 遺体の搬送

遺体の搬送については、「第3部第1章第9節救急救助及び医療救護計画」による。

ウ 応援物資の輸送

a. 民間事業者への委託

県との災害時応援協定に基づき、全国物流ネットワーク協会及び滋賀県倉庫業協会、滋賀県トラック協会に対し物資輸送の委託を行う。協定締結団体だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県トラック協会等から斡旋を受ける。

b. 自衛隊への要請

a. の民間事業者への委託が困難なとき、又は至急であるときは、「第4節自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し物資輸送の支援要請を行う。

c. 県等公用車による輸送

その他至急の対応が必要で代替手段のない場合、県等の保有する公用車（バス含む。）を確保し、物資輸送にあてる。

その他、上記アからウに規定する手段による輸送が困難なとき、又はその他必要がある場合は、県を通じて国、関西広域連合、応援主管府県に対し輸送の支援要請を行う。

②航空輸送（ヘリコプター）

緊急を要する場合は、県本部を通じて自衛隊等に、航空機（ヘリコプター）の派遣要請を行う。（飛行場外離着陸場一覧は、本編 82 ページ参照）

6. 輸送の実施

災害発生後の時間経過に従って、交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討したうえで緊急輸送を実施する。

緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送は道路輸送の補助的役割を担う。

(1) 時間経過ごとの輸送

①災害発生後 24 時間程度まで

災害発生後 24 時間程度の間は、道路交通の機能が十分に回復していないことが予想されるため、人命救助の観点から次の順序で輸送を行う。

- ア 消防車両、消防要員、救急救助隊員及びその活動に必要な機材、医療スタッフ及び医療機材の通行
- イ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧のための物資及び要員の被災地への通行
- ウ 被災者への飲料水・食料・毛布等の生活必需品等の救援物資の輸送。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行

②災害発生後 3 日程度まで

災害発生後 2 日目からは、道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、応急対策に必要な物資等の輸送へ切り替えていく。

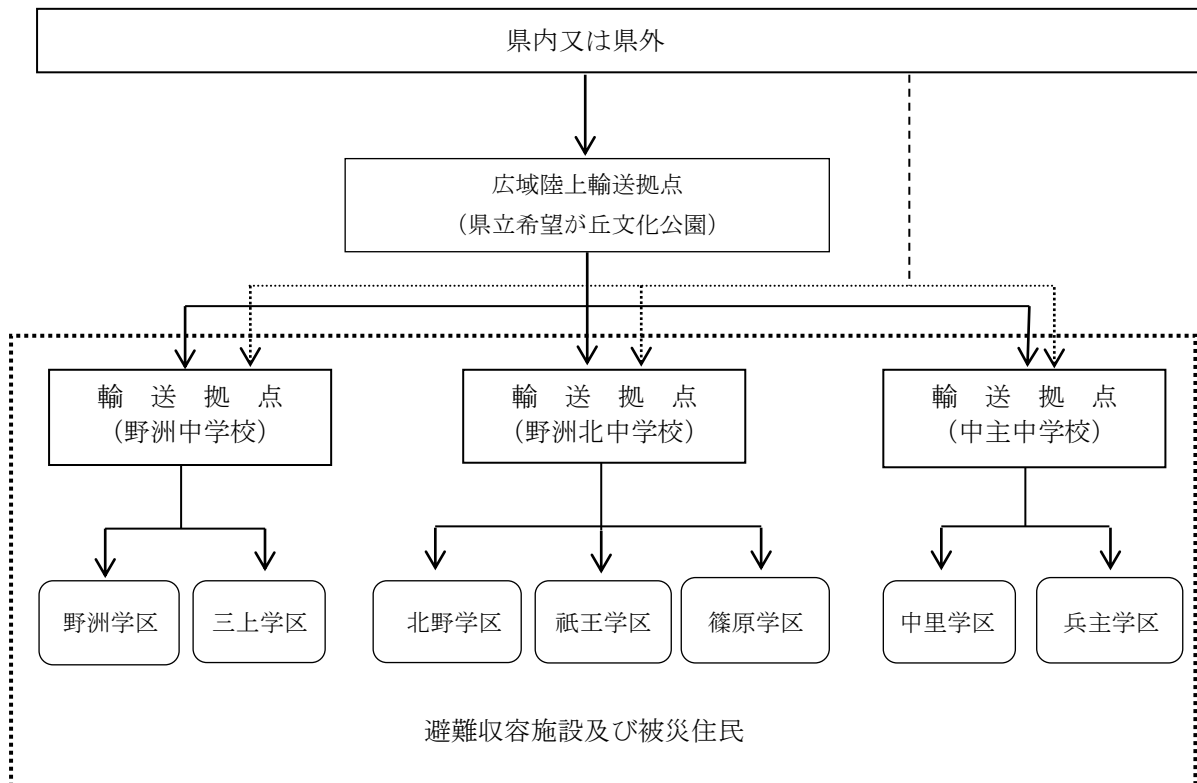
①で示した輸送体制を最優先させるが、それに加えて、避難者に対する救援物資の輸送や傷病者や被災者の被災地外への輸送等の応急対策を目的とする車両等の通行を認める。

③災害発生後 4 日目以降

道路交通機能の安定が想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

災害時における輸送は、緊急輸送体制によって実施するが、県外からの救援物資及び備蓄庫からの輸送は次の図のように実施する。

■緊急時交通輸送体系のイメージ



(2) 救援物資及び備蓄物資の輸送

輸送に対して、総務班は広域陸上輸送拠点・地域内輸送拠点を開設し、地域内輸送拠点では物資調達班が物資の受入れ、配分を実施する。

①救援物資の輸送

県をはじめ他市町からの支援救助物資は、広域陸上輸送拠点である県立希望が丘公園に集積し配分を行った後、状況に応じて、地域内輸送拠点である各中学校に輸送する。

②備蓄物資の輸送

総務班は、市の備蓄庫にあらかじめ確保している食料や生活必需品等の備蓄物資を、当輸送計画で定める輸送体制により地域内輸送拠点に輸送し、配分をした後、各避難所まで輸送する。

(3) 人員輸送に係る輸送拠点

避難住民や傷病者・患者の輸送においては、物資に係る輸送拠点（湖上輸送拠点・場外離着陸場）を同様に利用する。陸上輸送においては、多数の住民の広域避難を行う等、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

第12章 避難計画

〈総務班、救援避難対策班、福祉班、救助班〉

災害緊急時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ指定避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障がい者、高齢者、幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。また、外国人については、平常時より指定避難所等に関する多言語による情報提供に努めるものとする。

1. 実施体制

避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊等による。また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は自主避難が行われたときは、住民への周知を図ると共に、関係機関は、相互に連絡を行うものとする。

■避難の実施区分

事項区分	実施責任者	措置	実施基準
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第60条)	要配慮者等(社会福祉施設を含む。)に対する立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められる時。
避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められる時。
緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置	災害が発生し、又は発生するおそれがある時。避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められる時。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時。
	水防管理者(水防法29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められる時。※
	警察官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)	立退きの指示 警告 避難の指示 緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認める時。 市長から要求があった時。 重大な被害が切迫したと認める時は、警告を発し、及び特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対して、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難について必要な措置をとる。
避難指示・緊急安全確保にあたっての助言(災害対策基本法第61条の2)		指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示及び緊急安全確保に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
知事による避難の指示等の代行		知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は	

(災害対策基本法第60条第6項)	、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。
避難指示・緊急安全確保の解除にあつての助言（土砂災害防止法第32条）	国土交通大臣又は知事は、避難指示又は緊急安全確保の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。

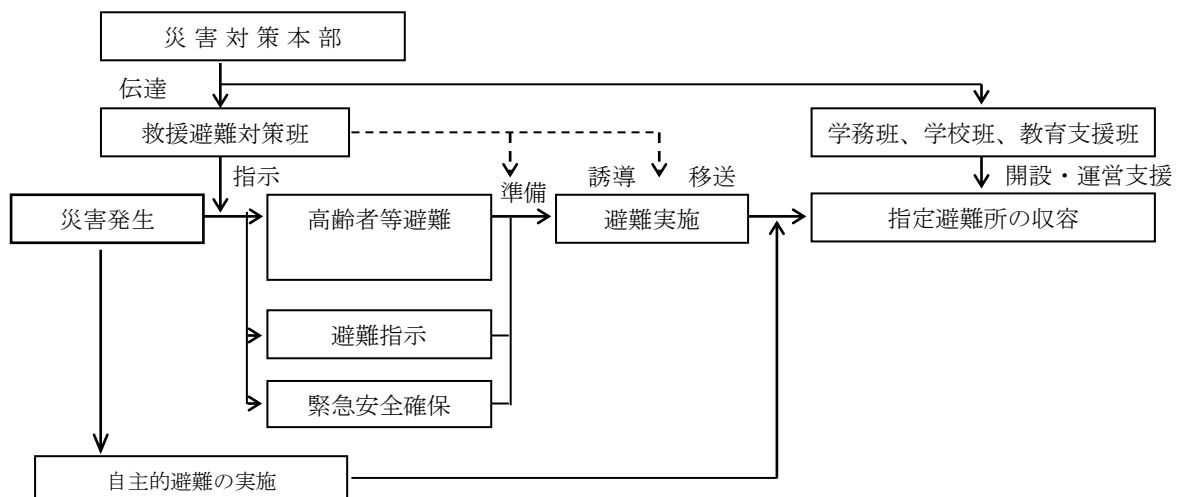
■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠 法
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時。	災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委託を受けた市の吏員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自 衛 官	災害全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を自主的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第14条
県知事による応急措置の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

※警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があった時は、警戒区域を設定できる。

活動体制は、避難誘導は、救援避難対策班を中心に行い、指定避難所の開設、運営は、福祉班が主体となり、学校班や学務班、教育支援班等と連携して行う。

■避難活動の流れ



2. 実施の基準

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、次の実施基準に基づき行う。

■避難実施基準

種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
高齢者等 避難	要配慮者等（社会福祉施設を含む。）、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①指示者 ②高齢者等避難をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①広範囲の場合：テレビ、ラジオ、防災行政無線（固定系デジタル）、広報車等 ②小範囲の場合：防災行政無線（固定系デジタル）、広報車によるマイク放送 ③必要に応じて、上記を併用する。
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①指示者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等	高齢者等避難に同じ。ただし、必要に応じて、戸別に口頭伝達を行う。
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難指示に同じ	防災行政無線（固定系デジタル）、マイク、口頭伝達、サイレン、警鐘乱打及び必要に応じて、高齢者等避難、指示の方法を併用する。

■サイレンによる伝達方法

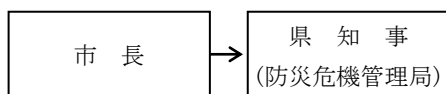
信号の種類	標 識		
高齢者等 避難信号	5秒 ○——○(休止10秒)	5秒 ○——○(休止10秒)	5秒 ○——○
避難信号	1分 ○——○(休止5秒)	1分 ○——○(休止5秒)	1分 ○——○

3. 避難の指示の周知

(1) 関係機関への周知

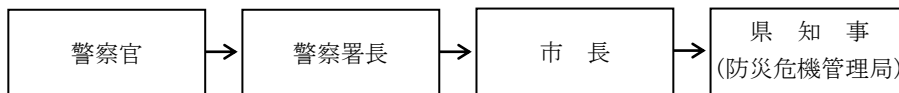
避難の指示を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

①市長の措置

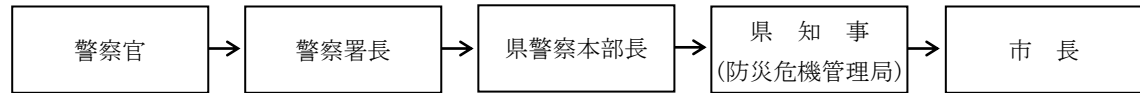


②警察官の措置

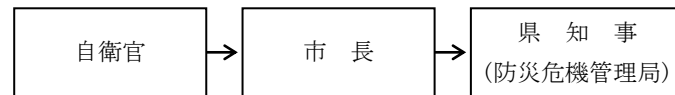
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



③自衛官の措置



(2) 住民への周知

市本部は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他の機関からその連絡を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して、次の内容等を周知する。その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- ①避難対象区域
- ②避難指示の理由
- ③避難先、避難経路
- ④避難時の携帯品
- ⑤指定避難所の開設状況

4. 避難誘導

〈救援避難対策班、救助班〉

避難指示（緊急）、避難誘導及び移送は、救援避難対策班を中心に警察官及び消防団員等の協力のもとに実施する。

ただし、自主的に避難を実施している住民に対しては、適切な指定避難所への誘導、若しくは指定避難所の責任者又は避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。また、今後の災害応急復旧活動の交通手段となり得る主要な道路においては、守山警察署等と協力し、自動車による避難を規制する。

(1) 住民の避難における準備

- ①避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ②避難者は、3食程度の食料、水、最小限の着替え、肌着、照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外する。
- ③服装は、基本的に軽装とするが、必要に応じて、防寒雨具等を携行すること。
- ④できれば氏名表を携行すること。（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）
- ⑤上記のものを平常時から「非常袋」に入れ、整備しておく。
- ⑥会社及び工場にあっては、油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講

ずること。

(2) 避難順位

緊急避難の必要がある地域から行き、要配慮者に十分に配慮したうえで、次の順位による。

- ①高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦及びこれらの介助者
- ②一般住民（外国人も含む。）
- ③防災従事者

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

避難の誘導は、救援避難対策班が行うが、必要がある時は、警察官、自主防災組織等の応援を求める。

- ①最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ②避難経路中に危険箇所がある時は、明確に示しておく。
- ③必要に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。
- ④誘導員は、出発及び到着の際、人員点検をする。
- ⑤避難開始と共に警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。
- ⑥指定避難所が遠い場合は、適宜車両輸送を行う。

5. 指定避難所の開設及び運営

〈福祉班、学務班、学校班、教育支援班、学区連絡所支援班〉

(1) 指定避難所開設

指定避難所の開設は、福祉班又は施設管理者が指定避難所を開設する。ただし、通常の開設手順のいとまがない場合は、学区連絡所総括責任者の指示のもと学区連絡所班支援員が開設する。指定避難所を開設した場合には速やかに指定避難所の運営及び連絡調整にあたる担当職員を派遣し、ニーズに配慮すると共に、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。指定避難所の開設状況は、防災行政無線、アプリ、広報車等多様な手段を使用して市民へ情報を配信する。

市本部は、必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分に配慮し指定避難所を開設すると共に、平時から避難所にパーテーションや段ボールベッド等の設置に努め、予めレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所における生活環境が良好なものであるよう努める。

新型インフルエンザ等感染症等発生時における被災に備えて、避難者の過密抑制など、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン」等各種ガイドラインを参考に避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。

また、指定避難所が災害等により使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の指定避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用する他、天幕を設営する等の措置を講じる。なお、県の施設についても市より申し出があった場合、災害時に支障がなければ指定避難所として活用することを検討する。

指定避難所の開設においては、次に定める任務を遂行する。

- ①施設の開錠と看板の掲示
- ②避難者の一時収容場所への誘導
- ③指定避難所運営のための事務所の設置
- ④指定避難所運営計画の作成

(2) 避難所の指定

指定避難所は、災害に対して、安全な公共施設、民間施設及び公園、広場等を設定する。

①集合場所

集まった人々の安全をある程度確保できるスペースを持った公共施設等（学校のグラウンド、自治会館、公園、緑地、団地の広場等）で、住民の生活圏と結びついた場所を設定する。

避難の流れとして段階避難方式をとるため、いったんここに集合してから災害の状況によって自主防災組織のリーダーや避難誘導要員の誘導で最寄りの指定避難所へ向かう。

②指定避難所

指定避難所は、別表の34箇所（資料編参考資料-19参照）を指定する。これらの指定避難所は、災害により被害を受ける又はそのおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急的な生活の場とする。

また、指定避難所として指定されている公共的施設は、次の設備の整備に努める。

- ア 障がい者トイレの設置
- イ スロープの設置
- ウ ファクシミリや文字放送テレビの設置
- エ Wi-Fi 環境の整備

(3) 福祉避難所（福祉避難室）の設置

本市は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために、一般の指定避難所に区画された部屋を「福祉避難室」として設ける。福祉避難室では避難生活が困難な要配慮者に対しては、国の「指定避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、特別の配慮がなされた「福祉避難所」の指定を進める。対象が、民間施設等の場合、協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図る。

福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や特別支援学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、公的な宿泊施設や民間のホテル、旅館等を指定避難所として借上げる等の検討を行う。

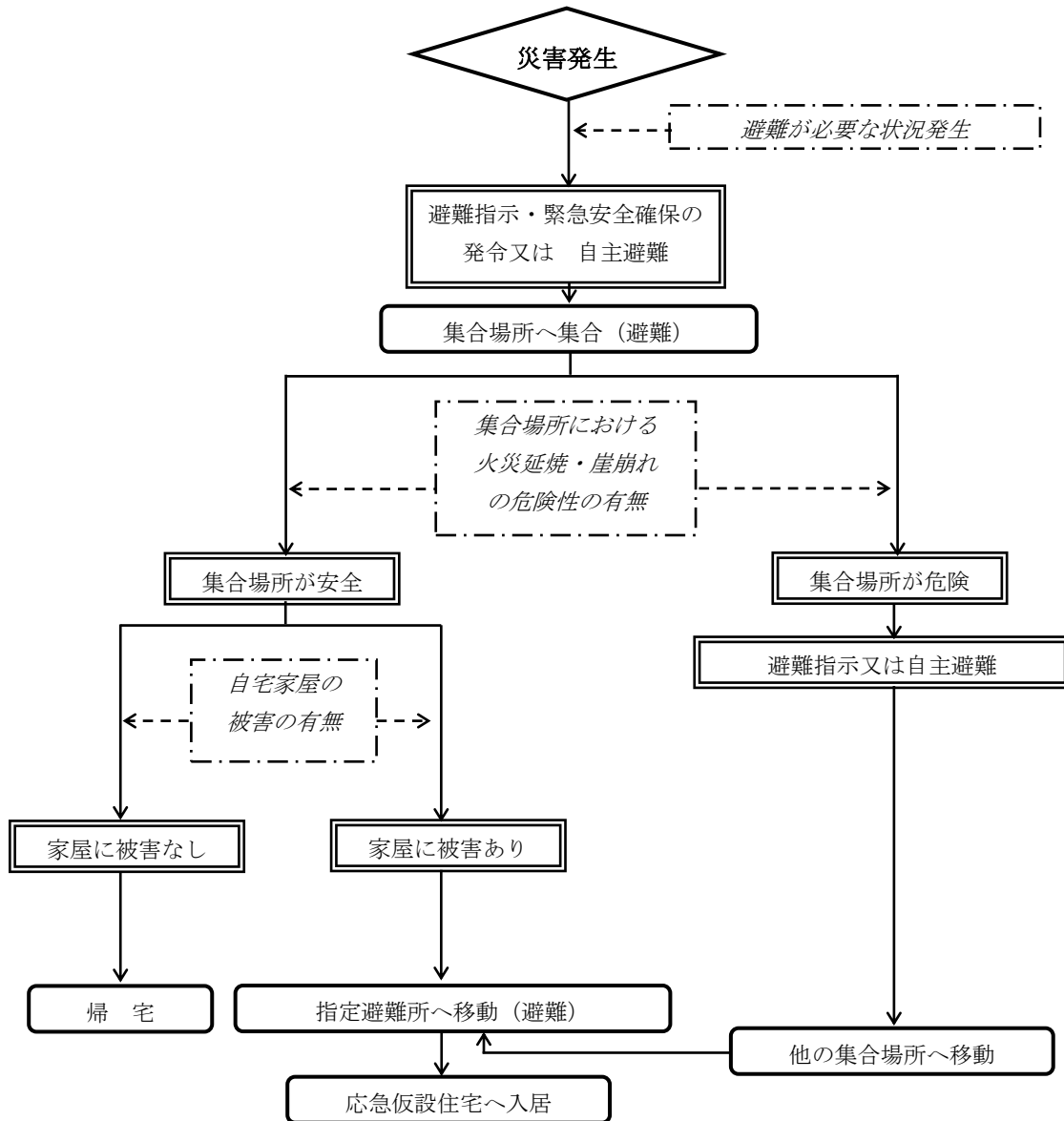
①選定基準（指定避難所の条件に付加）

- ア 冷暖房設備
- イ 通風・喚起の確保
- ウ 段差の解消、スロープ・手すり・誘導装置・障がい者用トイレの設置等、施設のバリアフリー化
- エ 情報関連機器
- オ その他必要と考えられる施設設備

②選定参考施設

- ア 老人福祉等の施設
- イ 障がい者支援施設等の施設
- ウ 保健センター
- エ 特別支援学校
- オ 指定避難所（小学校・中学校・義務教育校等）

■避難行動の流れ



③福祉避難所の広域利用

県は、福祉避難所を必要とする要配慮者が市町域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）する場合に備え、広域避難計画に基づき、あらかじめ県内の福祉施設について受入れ可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画することになっている。

(4) 指定避難所開設の報告

①市長

市長は、避難情報（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令（開始）及び解除について、次の事項を記録すると共に速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、電話、ファクシミリ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、指定避難所を開設した際は、守山警察署長に対しても報告を行う。

[県等へ報告すべき事項]

- ア 発令日時（避難開始日時）
- イ 解除日時（避難終了日時）
- ウ 避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、解除）
- エ 避難対象地域
- オ 避難先施設名
- カ 避難先住所
- キ 応急救護所設置の有無
- ク 避難対象世帯
- ケ 避難世帯
- コ 避難人数
- サ 避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報
- シ その他参考となる事項

②指定避難所責任者は、避難者の出入りを確実に把握し、一定時間ごとに市本部へ次の事項を記録し、報告する。

- ア 指定避難所収容者名簿（様式第22号）
- イ 指定避難所開設日誌（様式第23号）
- ウ 物品出納簿（様式第24号）
- エ り災者救助明細書（様式第25号）

(5) 避難者の他地区への移送

市長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所で使用できない場合には、県及び隣接市町の協力を得て、総務班が避難者を他地区へ移送する。

他地区への移送は、基本的に徒歩で行い、避難者の生命・身体保護のため移送を必要と認めた時は、公用車あるいは借上車両により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、守山警察署と緊密な連絡を取る。

(6) 指定避難所運営

①運営体制の確立

指定避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした住民組織が主体となり、避難所ごとに住民から選出されたリーダーが代表となって行う。男女双方の要望や意見を反映するため、女性を管理運営する者に入れるよう努める。災害対策要員（福祉班、学務班、学校班、教育支援班）及び当該施設管理者やボランティアは、運営を補助する。

避難場所の運営における女性の参画を推進すると共に、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

②指定避難所の任務

指定避難所の運営にあたっては、次に定める任務を遂行する。

- ア 避難者収容状況の把握及び本部への報告
- イ 指定避難所勤務要員の確保
- ウ 必要物資の供給、給食、給水に関する準備

- エ 学区連絡所及び本部との連絡
- オ 避難住民の状況把握と調整
- カ 男女双方の視点・ニーズへの配慮
- キ 心の健康（心的外傷後ストレス障害（PTSD）等）に関する相談窓口の設置
- ク 環境の変化等から生じる健康不安（生活不活発病やエコノミークラス症候群等）の早期発見
- ケ 被災者生活支援に関する情報の提供（紙媒体でも可）
- コ 要配慮者への配慮（下記の事項）
 - a. 担当職員、ケースワーカー、民生委員・児童委員等の定期的な訪問による実態調査
 - b. 避難者の障がいや身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送
 - c. 避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣
 - d. 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
 - e. 避難行動要支援者名簿と照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を市、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。また、県は、避難者（とりわけ要配慮者）が円滑に支援を受け続けることができるよう避難者名簿等に記載される標準的な項目について、市に情報提供を行う。
 - f. 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借上げる等、多様な避難場所の確保に努める
 - g. 市本部は、福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に団体等との協定に基づき派遣を求めることができる。
 - h. 家庭で飼養している動物のためのスペースの確保及び必要な物資の提供に努める。また、被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

③指定避難所運営の基準

指定避難所の運営は、指定避難所ごとに作成した指定避難所運営マニュアルに従って行う。マニュアルは、以下の内容を含むものとする。

- ア 災害対策本部、指定避難所派遣職員、施設管理者、避難者ごとの役割
- イ 指定避難所・福祉避難所の開設方法
- ウ 指定避難所運営委員会の設立とリーダーの選出
- エ 災害対策本部との連絡調整
- オ 避難者名簿の作成及び整理
- カ 食料・物資の調達
- キ 医療・介護活動
- ク 情報収集
- ケ 指定避難所開設・閉鎖記録簿等の様式

④指定避難所の開設期間

災害救助法による指定避難所の開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受けなければならない。

■ 避難に関する事務分掌のまとめ

事務分掌	責任者・実施者
避難の実施	市長、警察官、自衛官等
避難の誘導	救援避難対策班、警察官、消防団員、自主防災組織
指定避難所の開設、運営	福祉班又は施設管理者（若しくは学区連絡所総括責任者） 学校班、学務班
指定避難所運営の補助	教育支援班、学校職員及び施設管理者
指定避難所内での救援活動	自主防災組織、ボランティア

(7) 避難の長期化への対応

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

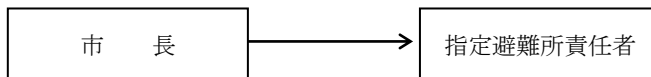
(8) 指定避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める時は、指定避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を与える。

指定避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な措置をとる。

市長は、避難者の中にその住居が倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

■ 指定避難所閉鎖指示の流れ



6. 個別の避難対策

(1) 地域自主防災組織の避難対策

① 避難誘導

あらかじめ定めた避難計画に基づき、地区役員、消防団員等が災害の状況に応じて、より安全な避難地に誘導する。

② 避難指示（緊急）の周知

避難指示（緊急）の方法は、サイレン、ハンドマイク等によるものとし、指示の内容を周知徹底させる。また、避難の指示を発した時は、その旨を市本部、警察署、消防機関等に報告する。

(2) 学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校）等の避難対策

① 避難誘導

校・園長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、教職員に適切な緊急避難の指示を行う。また、教職員は、その指示に従い、適切な避難順序に基づき、児童・生徒等を安全な避難場所に誘導する。

②避難指示（緊急）の周知

児童・生徒等及び教職員に対する避難の指示は、校内放送やサイレン等によって周知の徹底を図る。また、避難の指示を発した時は、直ちに市本部、警察署、消防機関等に対して、その旨を連絡する。

③移送方法

引率責任者である教職員は、市、消防職員、防災関係機関等の協力を得て安全かつ効率的な移送を行う。

(3) 病院の避難対策

①避難誘導

病院長あるいは病院管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者に区分し、徒歩患者については、適当な人数の班組織を編成し、医師、看護師等の職員が引率して重病者、高齢者、乳幼児、妊産婦及び介添人を安全な場所に誘導する。

②避難指示（緊急）の周知

避難指示（緊急）は、院内放送等によって周知を図る。

③移送方法

患者の移送にあたっては、医師他の職員を引率責任者とするが、消防職員の協力を得ることで、より安全な方法をとる。また、移送に必要な車両等が自力では調達できない場合には、市の応援を要請する。

④避難場所等の確保

患者の避難場所をあらかじめ定めておくと共に、必要となる医薬品、食料品、衣類、担架等を備蓄しておく。

(4) 駅等の避難対策

①避難誘導

駅長等は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の休止等によって避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な場所に乗客を誘導する。適切な場所がない場合は、市、警察に連絡したうえで駅近隣の避難に適した場所に誘導する。利用者の集中する時間の分散を目的として、段階的避難を考慮し、又休憩所の開設に努める。

②移送方法

災害の状況によって、乗客の移送が自力で行えない場合は、市の車両等の応援を要請する。

(5) 事業所等の避難対策

①避難誘導

多数の者が勤務又は出入りする施設の管理者は、施設内にいる者に対して、あらかじめ定められた非常口等を利用して施設内又は施設外の安全な場所まで誘導する。

②移送方法

災害の状況によって、勤務者等の移送が自力で行えない場合は、市の車両等の応援を要請する。

③避難場所等の確保

災害時における避難場所をあらかじめ定めておくと共に、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備する。

(6) 要配慮者の避難対策

①社会福祉施設等の被害状況の把握等

ア 社会福祉施設等の役割

社会福祉施設等は、地震等の災害により物的・人的被害が発生した場合は、下記のとおり市へ被災状況報告を行うものとする。

- a. 高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設は、市及び県の両方へ報告。
- b. 児童福祉施設については、市の所管施設は市へ、その他の施設は県へ報告。
- c. 救護施設は県へ報告。

また、社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

イ 被災状況の把握

老人ホーム等入所施設については、市は県と連携し、被災状況を把握し、保育所等通所施設については、市がその被災状況を把握するものとする。

なお、把握する被災情報は次のとおり

- a. 施設入・通所者の被災状況
- b. 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等
- c. 施設・設備の被災状況
- d. 他施設等からの被災者の受入れ可能人数
- e. ライフライン・食料等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

ウ 入所者の相互受入れと在宅要配慮者の受入れ

県本部の指示により、近隣市町や市内外の社会福祉施設、社会福祉協議会と連携して、入所者の移送、相互受入れを行う。

また、避難収容施設等で介護を要する被災者が発見された場合には、県本部に連絡し、その指示によって適切な社会福祉施設への移送を行う。

社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに入所者の障がいや健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保し、移送を行うものとする。

エ 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施すると共に、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄等に努める。（市内の社会福祉施設は、本編第2部第3章第6節参照）

オ 社会福祉施設等の要配慮者の避難等

市は、被災した高齢者福祉施設の利用者や指定避難所における高齢者等の生活環境の確保や施設の安定的な運営のため、生活必需品等の供給や避難に必要な車両の提供と移送協力を、県に要請する。

②在宅の要配慮者

市本部は、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者の名簿を利用する等、避難行動要支援者の状況把握に努める。避難行動要支援者を発見した場合には、一時集合場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設への入所等、適切な措置をとる。

特に、在宅の障がい者については、平常時よりその実態把握に努めると共に、住所別等の効率的な名簿の整備を行う。

また、災害の情報を迅速かつ正確に把握することが困難な外国人については、適切な避難が行えるよう、所属する事業所等を通じた避難情報伝達体制を確立する。

7. 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて災害対策本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請するものとする。

(1) 県内における広域一時滞在の実施

①被災市町の実施事項

被災した市本部（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。

②協議先市町の実施事項

被災市町から①の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること。

イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと。

ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

(2) 県外における一時滞在

①被災市町の実施事項

被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

②県本部の実施事項

ア ①で被災住民の他府県等への受入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受入れ調整が困難なときは、隣接府県又は応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

イ 県本部は、関西広域連合等から被災住民を受入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知すると共に、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

(3) 他府県等からの協議

① 県本部の実施事項

- ア 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案のうえ、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- イ 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

(4) 県外避難者の受入れ

(3)の他府県等からの協議による広域一時滞在を実施するとき、若しくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、次のとおりとする。

① 県による広域避難所の設置と運営

広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定避難所の利用を原則とし、県は、運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等をかんがみ、市町による避難者の受入れ体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。この場合、市町による指定避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

② 相談窓口の設置

県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの指定避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

(5) 避難者への支援

① 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、市本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

② 県外避難者への総合的な支援

県本部及び市本部は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めると共に、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

③ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部及び市本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

(6) 自主避難者への対応

東日本大震災では、避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

第13章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

大規模災害が発生した場合、ライフラインの途絶等で被災地の住民生活は、大きな影響を受けることが予想される。このため、給水、食料供給等の救援活動を行うことで生活の安定を確保していく必要がある。

1. 応急給水計画

〈みず事業所、上下水道班〉

災害時における生活用水の確保、並びに火災発生時の消防活動が円滑にできるよう、市内における速やかな応急給水対策及び水道設備の復旧対策を講じる。

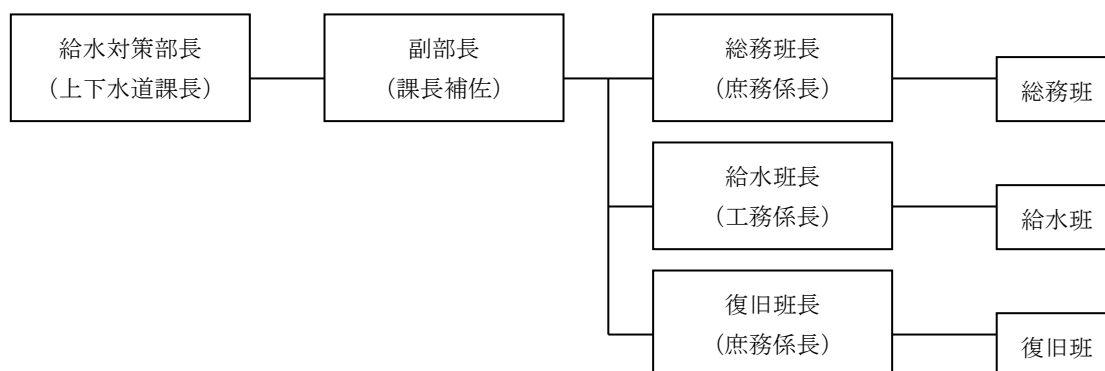
また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては飲料水だけでなく、大量の水が業務に必要となることから、水の備蓄が可能な施設等の整備に努めると共に、災害時の水の受給について、県等と検討を図る。

(1) 実施体制

次に定める組織体制により実施する。実施責任者は、部長（上下水道課長）とし、補佐及び代行役は、副部長（課長補佐）とする。

部長は、災害の状況に応じた非常配備体制に従い、職員を本庁職場に招集する。

■給水活動実施体制



(2) 水道事業所災害対策会議の開催

水道事業所災害対策会議は、原則として課長、課長補佐、庶務係長、工務係長の4名で構成し、災害状況調査の報告結果に基づき応急対策等について協議する。

(3) 被害状況調査の実施

被害状況調査は、次に定める体制により実施する。

- ①送配水管路関係調査（給水施設を含む。）は、復旧班が行う。
- ②浄水施設、加圧施設、配水池、取水施設等の施設関係調査は、復旧班が行う。

(4) 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法の適用が決定した場合、次の条件で給水を行う。

①対象者

災害のために飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けたものに限らない。）

②費用の限度

ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費、浄水用の薬品等で当該地域における通常の実費

③供給期間

災害発生の日から7日間

(5) 災害発生後の時間経過ごとの給水計画

時間経過	住 民	災害対策本部
災害発生後24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（3ℓ/日・人を目安に備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況や住民の避難状況等の把握 給水班の編成 給水場所の設置 給水に着手 （病院等人命救助の観点から緊急性の高い施設への給水を優先） 県本部への応援依頼
災害発生後3日程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 応急給水により飲料水を確保 家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> 各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施 ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
災害発生後4日目以降	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 応急給水活動に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬給水

(6) 給水方法

①運搬給水

医療施設、福祉施設等を優先的に配慮すると共に、指定避難所や地区公民館等、被災地内の地区拠点に運搬給水する。

運搬においては、市内水道事業者からの借上げ、若しくはレンタカーで調達した給水車（散水車、水槽付消防ポンプ自動車等の代用も含む）をはじめ、貨物自動車等（ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水して搭載）でも対応する。また、それでも給水車が不足する場合は、県、自衛隊又は他の市町に協力を要請する。

②ろ水器による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能な時は、ろ水器による給水基地を設営する。

③家庭用井戸水等による給水

家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認められた時は、その付近の被災者のために飲料水として供給する。

④各団体への協力・出動要請

市本部を通じて各種応援協定により滋賀県、(社)日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体の協力を求める他、自衛隊の出動を要請する。

⑤応援給水

給水班は、地域の被害状況によっては被災を受けていない管路から仮設配管を行い、公園、指定避難所等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

(7) 応急復旧用資材の調達

管路関係の応急復旧は、平常時より備蓄した修繕工事に要する資材を利用する。

その他資材は、県内の資材業者及び製造業者に調達を依頼する。

2. 食料供給計画

〈福祉班、物流チーム、炊出班〉

災害発生時における食料供給については、被害状況の把握と共に、必要食料品の確保に努め、要請に応じて、迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達斡旋の措置を講ずる。

(1) 実施体制

食料供給は、食料供給拠点である各学校給食センター（炊出班）が赤十字奉仕団、自衛隊その他各種団体の応援協力のもとに実施する。また、食料以外の物資（応急食料含む。）は、物流チームが、炊出班と連携して行う。

(2) 食料の応急配給

①応急配給の対象

食料の応急配給の対象は、次のとおりとするが、特に乳幼児や高齢者、障がい者等については、適切な食品の調達に努める。

ア 指定避難所に収容された者

イ 住家の半壊等により炊事ができない者

ウ 災害地において救助活動その他の応急復旧作業に従事する者

②食料の配給場所

食料の配給は、原則として各避難所及び市が指定する場所で行う。

③配慮すべき事項

ア 災害発生時における食料の給与は、原則としては炊き出し等によるが、地震発生後3日間程度は、備蓄食料の払出し及び流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄にあたっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

イ 災害発生後4日目程度からは、炊き出し及び被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。

- ウ 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に
適した食品、アレルギー患者に適した食品の調達・給与に配慮する。なお、市は必要に応じて、
管理栄養士等の専門職の派遣要請を行う。
- エ 食料の給与は、指定避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。
- オ 災害救助法が発動（適応見込み含む。）され、かつ、政府所有米穀の供給が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき実施する。

(3) 食料の配給時期等

①災害発生後の時間ごとの食料供給計画

食料は、住民による家庭内備蓄（3食×2日分／人）を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は、次のとおりとする。

時間経過	住 民	災害対策本部
災害発生後 6時間程度 (第1次供給)	原則として各家庭の備蓄食料で対応	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況、住民避難状況等の把握 備蓄食料の供出（→ライフライン途絶による調理の困難を想定して公的備蓄である乾パンを供給する。） 県本部に備蓄食料の払い出し、食料等の供給を要請
災害発生後 12時間程度 (第2次供給)		<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 備蓄食料の供出（→第1次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達と、可能な場合は炊き出しを行う。）
災害発生後 3日目程度 (定時供給)	上記に加え、市町村等による供給により食料を確保	<ul style="list-style-type: none"> 食料供給場所の設置（指定避難所等） 県備蓄物資の受入れ 指定避難所等への食料輸送 指定避難所等への食料供給（→被災地域外からの緊急輸送物資による調達）
災害発生後 4日目以降	上記事項に加え、可能な範囲で炊事、調理を実施	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 県外から輸送された食料を指定避難所等に輸送・供給 炊き出しの本格的な実施

②供給量等

支給する主食は、米穀を基本とするが、消費や被害の状況に応じて、アルファ化米等を供給する。米穀の場合、大部分が玄米で保管されており、災害発生時の精米所の保安と電力供給の確保対策が必要であるが、これには、レーク滋賀農業協同組合及び各地域における農協の精米機の活用を想定して対応する。

なお、米穀の場合の給食基準量は、次のとおりとする。

- ア 被災者に対して、炊き出し給食を行う場合：200g／人・食
- イ 被災により通常の販売を行えない業者に代わり販売する場合：400g／人・日
- ウ 救助活動等の応急復旧活動に従事する者に給食を行う場合：300g／人・食

(4) 米飯の炊き出し

米飯の炊き出しは、炊出班が計画、実施する。

第3部 災害応急対策計画

第13章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

また、炊き出しの施設としては、各学校給食センターの利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員が炊き出しを行う。ただし、必要に応じて、専門職員の応援、協力も依頼する。

また、災害の規模によっては、炊事用具を調達したうえで、指定避難所又は被災地域のわかりやすい場所で炊飯を実施する。

①炊具調達

緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む。）、カセットコンロ、ミニボンベ、やかん、プロパン、食器（学校備品の活用）等

②施設用

防水シート、発電機、投光機、コードリール、トランジスタメガホン、強力ライト等

■調理室保有公共施設

名称	所在地	調理能力	電話番号
野洲学校給食センター	八夫 2479	7,000食	077-589-1011

②その他

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会等の住民による炊き出しの実施を要請する。

また、市において炊き出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが被災地の実情に即していると判断できる場合は、炊き出し基準を明示のうえ、業者から購入、配給する。

(5) 主要食料の調達方法

①米穀の調達方法

小規模の災害は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達する。

また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県を通じて近畿農政局大津地域センターに配給を要請する。

■米穀の配給要請先

名称	所在地	電話番号
近畿農政局大津地域センター	大津市打出浜 3-49	077-522-4261

②パン、ミルク（乳幼児用）の調達方法

炊出班は、必要に応じて、市内及び近隣市町のパン製造業者やミルクの販売業者に依頼して、適宜調達する。パン、ミルクの調達先は、資料編参考資料-18を参照

③副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料については、市内の販売業者に依頼し、炊出班が適宜調達する。調達が困難な場合は、知事にその斡旋を依頼する。副食調味料調達先一覧は、資料編参考資料-18を参照

④配給食料の搬送体制

食料の搬送は、パン、ミルク等の簡易食料を含めて公用車で対応する他、必要に応じて、民間車両の協力を要請する。

なお、給食運送は、1台につき3人体制（運転者1名、補助員2名）とする。

3. 衣料、生活必需品等供給計画

〈物流チーム、商工班〉

災害により住家等に被害を受け、日常生活を営むことが困難となったものに対して、衣服、寝具

その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

市は、感染症対策に必要な物資を備蓄し、給与するものとする。なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもに配慮し、製品の選定にあたっては、女性職員の意見を聞くものとする。

(1) 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、物流チームを中心に各種団体その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

(2) 衣料等物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用（適応見込み含む。）を受けた場合の供給等の基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次に掲げるもののうち、必要最小限度のものとする。

- ①寝具 : 就寝に必要な最小限度の毛布、布団等
- ②外衣 : 作業衣、婦人服、子供服等の普段着
- ③肌着 : シャツ、パンツ、ズボン下、襦袢等
- ④身の回り品 : タオル、手拭等
- ⑤炊事道具 : なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等
- ⑥食器 : 茶碗、汁碗、皿、はし等
- ⑦日用雑貨品 : 石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等
- ⑧光熱材料 : マッチ、ローソク、プロパンガス、器具等
- ⑨衛生用品 : 紙おむつ、生理用品等
- ⑩新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資 : マスク、防護服、消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋、パーティション

(3) 災害救助法が適用された場合（適応見込み含む。）

災害救助法が適用された時で、知事から救助に関する事務の委任を受けた場合は、市は救助の実施機関として、生活必需品の支給を行う。また、委任を受けなかった場合は、県の救助を補助する。

- ①世帯別、構成員別、被害状況等に基づき配分計画を立て、直ちに必要量を知事に要請する。
- ②知事から配分された物資は、配分計画に基づき、区長等の協力を得て速やかに被災地に再配分する。
- ③費用の限度及び期間については、「災害救助法適用基準」に定めるところによる。

(4) 物資の供給方法

①物資の調達

本部長は、必要な生活必需品等を調達協定業者や小売業者から調達し、業者の協力のもとに各指定避難所に搬送する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できない時は、県本部に対して、物資の調達を要請する。

■救助物資調達先一覧

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号
野洲市商工会	西河原 2400	077-589-4880
レーク滋賀農業協同組合野洲地区センター	小篠原 2142-3	077-588-3131

■協定先一覧（物資関係）

資料編 参考資料—8を参照

②備蓄物資

市で備蓄した毛布等物資について、調達物資と同様に各被災者に配布する。

③災害発生後の時間経過ごとの生活必需品供給計画

時間経過	住民	災害対策本部
災害発生後 24時間程度まで	住民相互支援により対応	ア 被災状況、住民避難状況等の把握 イ 備蓄物資の供出 ウ 物流チームの編成 エ 県本部への応援依頼
災害発生後 3日目程度まで	上記事項に加え、市等による供給により生活必需品を確保	ア 供給場所の設置 イ 県備蓄物資の受入れ ウ 指定避難所等への物資輸送 エ 指定避難所等での物資供給
災害発生後 4日目以降		ア 上記事項の継続 イ 県外から輸送された物資を、指定避難所等に輸送・供給

(5) 救援物資の受入れ体制

市内の住民をはじめ各市町から寄せられる救援物資は、広域陸上輸送拠点である県立希望が丘文化公園及び地域内輸送拠点の各中学校で受付、仕分け等の業務を行い、物資の搬入量に応じて、各防災学区の指定避難所等へ移送する。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項を広報班に通じて呼びかける。

- ア 救援物資の被災地への送付は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- イ 荷物には、物資の内訳、数量等の必要事項を明記する。
- ウ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わない。

①人員配置

- ア 人員配置については被害規模等状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配置する。
- イ 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次災害対策本部に報告する。

②配車

物資の輸送は、災害対策本部からの配車（運転手、助手各1名）を受けて行う。

4. 燃料供給計画

〈物流チーム、商工班〉

県と市は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

県と市は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は、県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、市は、各地域の給油所の被災状況を速やかに確認すると共に、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体等との連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、県と市は、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合と災害時の応援協定を締結する。災害時には組合に対し、燃料供給の依頼を行うと共に、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。組合は、県や市の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

(4) 燃料の確保

県は、滋賀県石油協同組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(5) 市民への広報

県と市は、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

(6) 石油連盟との覚書

県は、石油連盟と災害時の重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定し石油連盟に提示した施設）に係る情報共有に関する覚書を締結する。

大規模災害時において、石油連盟の会員会社である石油元売り会社から直接供給を行う必要が生じた場合、円滑に燃料供給が実施できるよう、重要施設の設備等の情報を提供する。

5. 義援金品配分計画

〈財務情報班〉

災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内外から災害義援金品の募集受入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、被災市町その他関係機関が受付窓口を設けて行う。受付けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

(1) 義援金の募集

① 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、県、市及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とする。ただし、補足的に被災市町においても行う。

②義援金の受付

義援金の受付は、義援金拠出者名簿（様式第26号）を用いて財務情報班が行う。財務情報班は、義援金をその都度、県単位機関へ引継を行う（様式第27号）。ただし、何らかの理由により、引継を行えない場合には、金融機関へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

また、受付にあたっては、寄託者に対して、受領書（様式第28号）を発行すると共に、授受について必要な記録（様式第29号）を整備する。

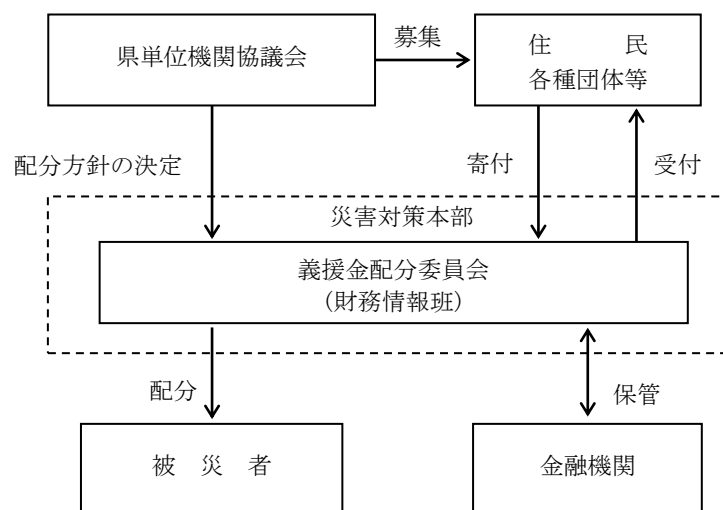
③義援金の配分

財務情報班は、義援金配分委員会を設置し被災者の状況等の調査を行い、義援金配分要領を事前に作成する。協議会は、配分要領に準じて被災者に対して、配分を行う。

なお、配分対象は、次のとおりとする。

- ア 死者（遺族）
- イ 災害により障がい者となった者・重傷者
- ウ 住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯
- エ その他、災害の状況に応じて、委員会で協議のうえ、決定する者

■義援金の流れ



(2) 義援物資の募集

〈物流チーム〉

①義援物資の募集

物流チームは、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めた時は、関係機関の協力のもと、広報班を通じ義援物資の募集を行う。その際、県及び市町は、報道機関等を通じ、次の内容について広報を行う。

- ア 被災地において必要とする物資
- イ 被災地において不要である物資
- ウ 当面必要でない物資
- エ 義援物資送付の際の留意事項
 - a. 生ものは入れないこと。
 - b. 品物は、ビニール袋に入れてから、箱に梱包すること。
 - c. 中身がわかるように三方にラベルを貼り付け品名、数を明記すること。

②義援物資の受付

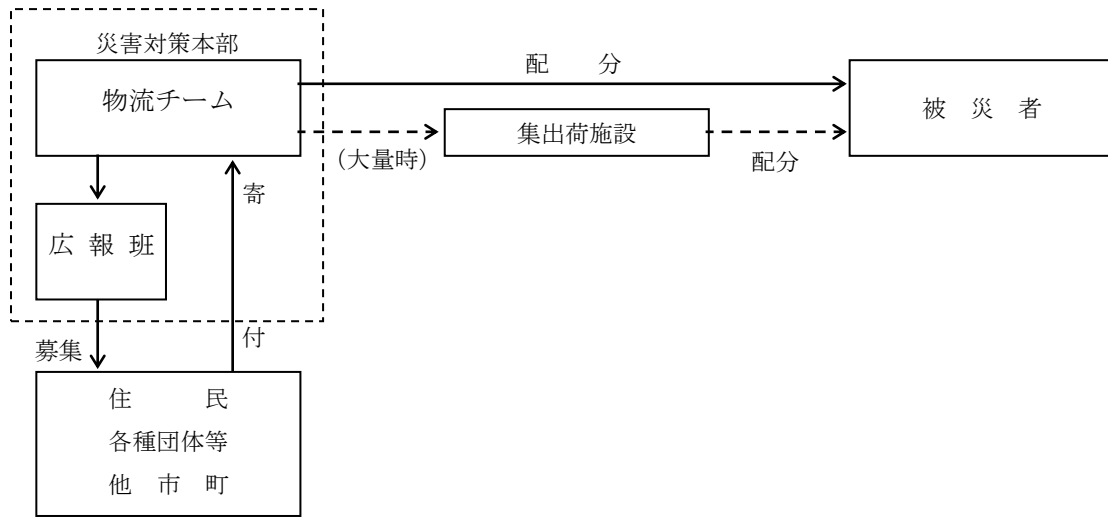
市は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受け付けを行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、倉庫業者や宅配業者、広域輸送拠点及び地域内輸送拠点においてボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市は、物資の搬入、集積、仕分け等が困難な場合には、県及び近隣市町に協力を要請する。

③義援物資の配分

物流チームは、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分にあたって被災者の状況等について十分に考慮し、公平な配分を行う。

■義援物資の流れ



第14章 災害廃棄物処理計画

〈環境衛生班〉

1. 廃棄物処理

(1) 組織体制・指揮命令系統の整備

市は、平常時に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

(2) 情報収集・連絡

市は、廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報等を収集し、県に連絡する。

(3) 協力・支援体制

市は、県と調整のうえ、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関して自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。

災害の規模に応じて、県に対して必要な支援を求めると共に、支援市町や民間団体、国等との連絡調整を行う。

(4) 一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設及び収集運搬ルート of 被害状況に応じた安全性の確保及び補修を行う。
指定避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。

(5) 災害廃棄物処理

被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計すると共に、平常時に作成した処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

市は、災害廃棄物の収集運搬体制を整備すると共に、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託する等して適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

市は、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場等に消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管又は早期に処分を行う。

既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

第3部 災害応急対策計画

第14章 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

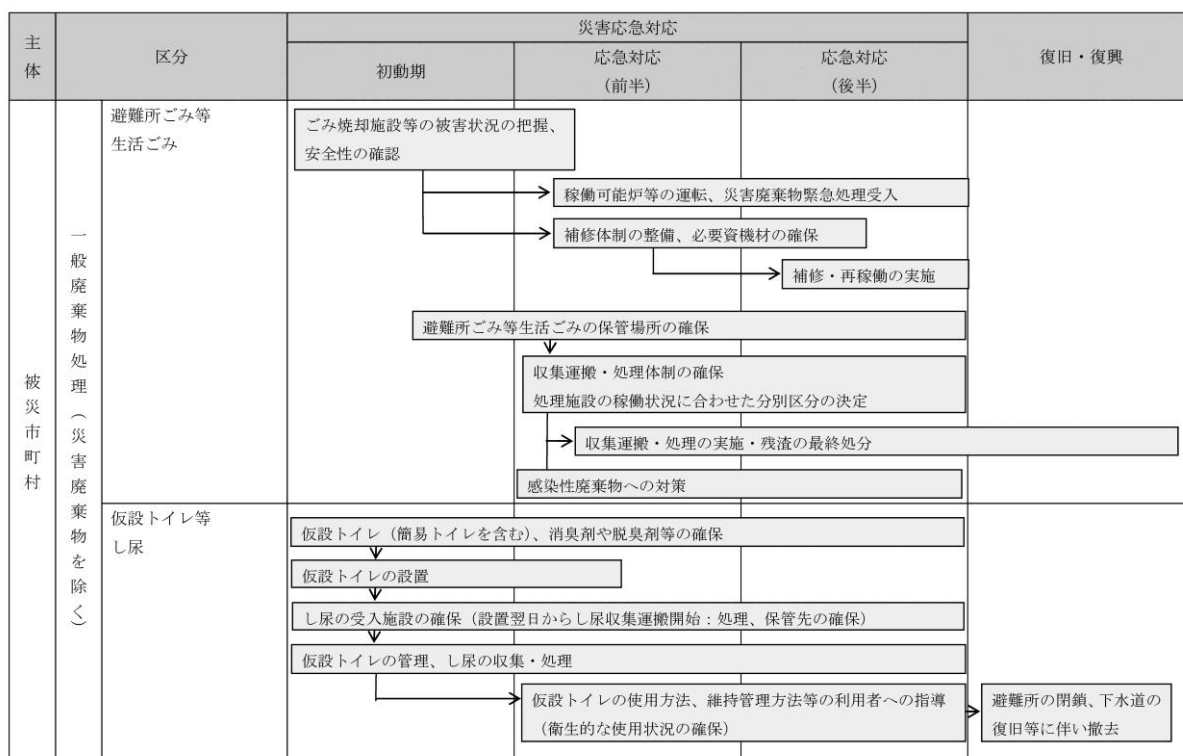
災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理機関に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談のうえ、広域処理に向けた調整を行う。

■災害廃棄物処理

主体	区分	災害応急対応			復旧・復興
		初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)	
被災市町村	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携			
	発生量等		災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計		
	処理スケジュール		処理スケジュールの検討、見直し		
	処理フロー		処理フローの作成、見直し		
	収集運搬		収集運搬体制の確保		↑ 広域処理する際の輸送体制の確立
			収集運搬の実施		
	仮置場		仮置場の必要面積の算定		↑ 仮置場の復旧・返却
			仮置場の候補地の選定		
			受入に関する合意形成		
			仮置場の確保		
			仮置場の設置・管理・運営		
環境対策、モニタリング、火災対策			火災防止策		
			環境モニタリングの実施		
			悪臭及び害虫防止対策、飛散・漏水防止策		
解体・撤去		通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）			
		倒壊の危険のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）			
		解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）			
有害廃棄物・危険物対策		有害廃棄物・危険物への配慮			
		所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収			
分別・処理・再資源化		腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は1か月以内）			
		被災自動車、船舶等の移動（道路上などは前半時に対応）			
		廃家電、被災自動車、廃船舶、漁網等の処理先の確保及び処理の実施			
		選別・破碎・焼却処理施設の設置			
		混合廃棄物、コンクリートがら、木くず、津波堆積物等の処理			
		処理施設の解体・撤去			
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理			
最終処分				受入に関する合意形成	
				最終処分の実施	
各種相談窓口の設置 住民等への啓発広報		解体・撤去等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）			
			相談受付、相談情報の管理		
		住民等への啓発・広報			

環境省「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）

■一般廃棄物処理（災害廃棄物処理を除く。）



環境省「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）

(6) 現有収集・処理能力等

①処理能力

■廃棄物

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力	電話番号
野洲クリーンセンター	野洲市長	大篠原 3335	可燃性 一般廃棄物	21.5t/24h 2基	077-588-0568
蓮池の里第二処分場	野洲市長	須原 1040-1	不燃性 一般廃棄物	全体容量 32,000m ³	077-589-2117

②一般廃棄物収集運搬可能業者（事業系）

一般廃棄物収集運搬可能業者一覧は、資料編参考資料-18 参照

2. し尿処理

環境衛生班は、倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥について、被災地の防疫上、速やかに収集処理を行う。また、ライフラインの途絶によって水洗トイレが使用できなくなった場合は、仮設トイレの設置を実施する。なお、これらの対策にあたっては、被災者1人当たり1.4ℓ/日のし尿排泄があると想定する。

(1) 収集方法

被災地域の状況に応じて、市は、委託業者と緊密な連絡をとり、避難所等被害者集中地区を重点的に収集する。収集作業が対応不可能になった場合は、近隣市町に応援を要請する。

(2) 処理等の方法

収集したし尿は、し尿処理施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、近隣市町等に処理を要請する。

(3) 仮設トイレの設置

被災の状況によって、被災地区の収容避難所等の人員に応じて、仮設簡易トイレを設置する。避難所には多数の避難者が避難することが想定されるため、指定されている公共施設は、必要数の仮設トイレの備蓄に努める他、必要に応じて、近隣市町から借用できるよう、県を通じて要請する。

(4) 処理能力

施設名	所在地	電話番号	処理能力	備考
湖南広域行政組合 環境衛生センター	草津市集町 404-1	568-0251	1日168kℓ し尿 1日 80 kℓ 浄化槽汚泥 1日 88 kℓ)	

湖南広域行政組合ホームページ (2021年5月24日)

第15章 住宅対策計画

〈住宅班〉

災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復又は再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理を行うことで居住の安定を図る。また、この実施にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に対して、十分に配慮する。

1. 実施体制

被災者に対する応急住宅対策は、住宅班を中心として市内の建設業者の応援協力のもとに実施する。

2. 応急仮設住宅の設置・供与

(1) 供給基準

応急仮設住宅の供給基準は、災害救助法が適用された場合、同法及びその運用方針による。

(2) 入居対象者

応急仮設住宅への入居は、次に定める者のうちから十分な調査に基づき、認定して入居させる。ただし、供給戸数に対して、入居希望者数が上回る場合は、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮すると共に、高齢者や心身障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる。

- ①住家が全壊、全焼又は焼失して、居住不能の状態にある者
- ②相当期間滞在できる親類、知人等の居宅がない者
- ③自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者

このうち、具体的には次の者を優先する。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
- イ 特定資産のない失業者、寡婦及び母子世帯
- ウ 特定資産のない勤労者、小企業者等

(3) 応急仮設住宅の設置

市は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置する。市本部は、実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

① 応急仮設住宅の建設

市は、あらかじめ2次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。災害が発生した場合には、市は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人滋賀県建設業協会等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。なお、応急仮設住宅を建設する場合は、段差の解消やスロープや手すり等の設置を図り、高齢者・障がい者に配慮した構造とするように努める。

また、同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置すると共に、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を設置するよう努める。

②賃貸住宅等の借上げによる設置

災害が発生した場合には、①の応急仮設住宅の建設の他、公営住宅や民間賃貸住宅等を県が借上げ、住宅を失った被災者に提供することが有効である。

市は、県の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。

(4) 建設と供給の時期

応急仮設住宅の建設は、プレハブ建築協会や県建設業協会等の関係団体の協力のもとに災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに竣工させる。建設にあたっては、段差の解消、スロープや手すりの設置等、高齢者、障がい者等に配慮した構造となるよう努める。

また、その供与期間は、完成の日から2ヶ年以内を限度とし、目的を達成した後の処分については、災害救助法及びその運用方針によって対応し（参考：建築基準法第85条第3項 仮設建築物に対する規制の緩和）、入居者にはこの趣旨を徹底させると共に、公的住宅の斡旋等を行う。

(5) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、二次災害の危険性や給排水施設等を勘案のうえ、被害の状況に応じて、被災地付近の適地を選定する。本編37ページ防災拠点施設一覧参照。

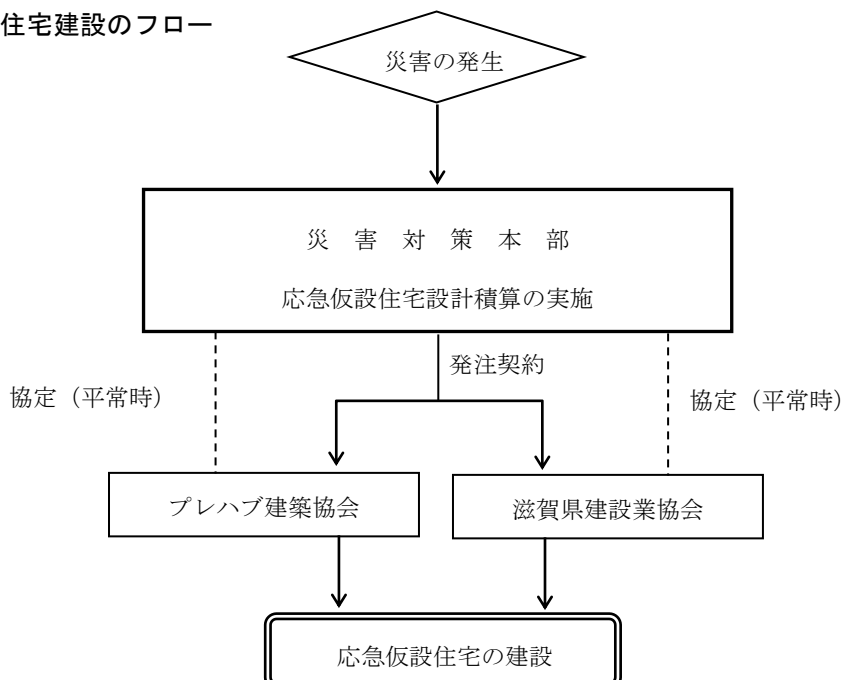
(6) 応急仮設住宅の型式、規模及び費用

応急仮設住宅の建築規模は、1戸当たり2K（延床面積29.7㎡）を基準とした連戸型とする。また、1戸当たりの建設費用の限度額は、災害救助法に定めるものに準じる。

(7) 応急仮設住宅における要配慮者対策

高齢者及び障がい者等が入居する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を行い、要配慮者の日常生活機能の確保と健康維持を図る。

■ 応急仮設住宅建設のフロー



(8) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもと共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3. 住宅の応急修理

(1) 対応基準

住宅の応急修理の対応基準は、災害救助法が適用された場合、同法及びその運用方針による。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、住家が半壊又は半焼してそのままの状態では日常生活を営むことが不可能だが、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(3) 修理期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に竣工させる。

(4) 住宅の応急修理の規模と費用

住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。また、1戸当たりの修理費用の限度額は、災害救助法に定めるものに準じる。

4. 建設資材の調達

住宅班は、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理に伴う建設資材の供給は、事前に協定等を締結している市内又は近隣市町の建設業者から速やかに調達する。

5. 被災宅地危険度判定

市は、降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図ることを目的として「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき迅速かつ的確に危険度判定を実施する。

6. 被災建築物応急危険度判定の実施

住宅班は、災害によって被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、また、二次災害に対して、安全が確保できるか否かの判定を、滋賀県や民間建築士等の協力を得て実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

地震直後、早急に余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止すると共に、被災者がそのまま自宅にいてよいか、指定避難所へ避難した方がよいか等を判定する。

(2) 被災度区分判定調査

家屋の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修、構造補強等の要否を判定する。

第16章 電力・ガス施設応急対策計画

災害によって電力、ガス施設に被害のあった場合は、被害の拡大や二次災害の発生を防止するために速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第1節 電力施設応急対策計画

〈関西電力送配電(株)〉

実施担当機関である関西電力送配電(株)は、災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすと共に、公衆電気災害の防止を徹底する。

1. 応急対策

①災害時における情報連絡

ア 災害発生時において、的確な被害情報等の把握及び復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

イ 災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立する。

②応急対策要員の確保

ア 地震等の突発性の事態に即応できるよう、応急対策工事に従事可能な人員を協力会社も含めて把握しておく。

イ 災害時における組織的動員配備と連絡体制を確立すると共に、協力会社に応援を求める際の連絡体制についても協議しておく。

ウ 大規模地震等突発的災害が発生した場合は、社員は自己の勤務先へ出社し、自己の勤務先へ出社できない場合は、各自の指定事業所に出社して、復旧活動等にあたる。

③災害広報

ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現場と見通し等について、防災関係機関及び報道機関に対して、迅速かつ適格に情報を伝達する。

イ 災害時における感電事故、出火等二次の災害を防止するため、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車によって復旧の見通し、被害地区における電力施設、電気機器使用上の注意等について広報宣伝を行う。

④災害時における危険予防措置

電力は、生活上不可欠な重要エネルギーであり、災害時においても原則として送電を継続する必要がある。

しかし、火災の拡大等に伴って感電等の二次災害のおそれがあり、関西電力送配電(株)が必要と認める場合又は警察及び消防機関からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

2. 復旧対策

復旧対策においては、人命に関わる重要箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を優先する等、効率的な計画の策定及び実施に努める。

①応急復旧用資材の確保

ア 各設備、物品等の被害状況の把握

イ 応急復旧用資材の緊急手配と輸送

ウ 応急復旧用資材の充足、配置に関する計画策定

エ 緊急用資材の現地調達及び使用に関する地方防災組織との連携強化

②復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び復旧工事用地を確保する必要がある、用地の確保が困難な場合、県本部及び市本部に協力を要請して確保を図る。

3. 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、指定避難所、医療機関、報道機関等を原則として優先するが、災害の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから順次行う。

第2節 ガス施設応急対策

〈大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部〉

1. 都市ガス施設の応急対策

実施担当機関である大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部が、ガス事業法の定めに基づく保安規程によって災害対策組織を編成し、応急対策を実施する。実施にあたっては、社内各部門及び防災関係機関との連携協力を密接にするが、緊急を要する場合は所管所属にて行う。

①情報の収集と伝達

情報収集と伝達、報告における通信経路は、災害発生による有線回路の不通を想定し、社内無線回路による主要事業所間の通信確保及び状況把握に努める。

ア 被害状況の把握

防災関係機関との連絡を密接にして管内の諸情報を収集すると共に、無線車によるガス施設の被害状況調査を実施する。

イ 関係先への伝達

各事業所は、防災関係機関に対して、所管施設の被害状況、応急対策実施状況その他各種情報について必要な報告及び連絡を迅速に行う。

②災害広報

災害発生時の混乱を防止し、被害を最小限におさえるために必要があれば、利用者及び地域住民に対して、広報車やテレビ、ラジオ等の報道機関によってガス施設に関する各種の情報を広報する。

③防護保全対策

ガス工事現場の特別見回りと、防護強化等地域・場所別に重点巡視、警戒等を行う。

④二次災害防止とガス供給の確保

災害情報や地震計情報、巡回点検等の被害状況から二次災害のおそれがあると判断される場合には、適切な危険防止措置としてガスの供給停止を行う。その際、事前に設定されたミドルブロック単位での供給停止を実施することで、ガスの遮断区間を最小限に食い止めるよう努める。

⑤ガス施設の復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる重要箇所及び救助救急活動の拠点となる場所等を優先する等、被害状況、被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の高いものから行う。

ア 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他、大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部単独では復旧が困難な場合は、一般社会法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置

要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

イ 他機関との協力体制

応急復旧の促進のため、野洲市をはじめとする地域防災関係機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体等と密接な連携協力体制をとる。

⑥ガス施設等の整備計画

地震発生時のガス施設の被害を最小限に防止するため、ガス導管における耐震性の向上を図ると共にマイコンメーター設備等の防災システムの強化や全社規模での教育訓練等防災体制の整備に努める。

2. プロパンガス施設の応急対策

〈液化石油ガス販売業者〉

①初動体制と連絡通報体制

液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図り、ガス漏れ事故発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

②現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためのガスの供給停止等、必要な措置をとる。

この場合、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動した時は、液化石油ガス販売事業者は、消防機関と連携を保つと共に、消防機関から要請があった時はその要請に応じて、必要な措置をとる。

③ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、現場指揮者が次の条件からガス供給停止の必要を認めた場合は、消防機関がガスの供給を遮断する。

ア 火災が延焼拡大している時

イ 家屋の倒壊等によってガス配管が損傷しているおそれがある時

ウ 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたりガス臭がある時

④ガス供給停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡し、住民他ガス使用者に周知の徹底を図る。

⑤ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じると共に、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うが、この際、消防機関との十分な協議を経る。

⑥現場活動の調整

消防の現場指揮者は、現場における関係機関の協議を十分に行い、円滑な活動推進を図る。なお、関係機関は、これに積極的に協力する。

⑦警戒区域の設定と広報活動

火災警戒区域（原則としてガス漏れ箇所から100mの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の25%をこえるもの）の設定は、消防機関が行う。

また、消防、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力してこれらの事項について広報活動を行い、住民の協力を求める。

⑧避難措置等の指示及び解除

市長、警察官等は、必要に応じて、第4章第1節避難計画に従って避難指示を行う。

⑨指定避難所等へのガス供給と保安の確保

本市は、県の災害対策本部と連携し、指定避難所等における炊き出し、給湯及び暖房用に必要となるLPガスの供給と保安業務支援を実施する。

第17章 上水道施設及び下水道施設応急対策計画

〈みず事業所、上下水道班〉

災害により被害を受けた水道施設・下水道施設については、速やかに復旧して飲料水の確保及び下水の処理を図る。

1. 上水道施設応急対策計画

水道事業体は、水道施設の応急復旧にかかるが、速やかに水道施設の応急復旧ができない場合、隣接水道企業体又は県本部に応援を要請する。

(1) 事前対策

- ①水道事業体は、被害想定をもとに、あらかじめ管類・弁類等、被災施設の復旧に必要な資材を調達できるように、近隣水道企業体と調整を図りながら備蓄する。
- ②関係事業者及び他の水道事業体等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時の人員の確保等を図るように努める。
- ③水道管路図等の整備を行うと共に、分散保管を行うように努める。

(2) 応急復旧対策

- ①水道事業体は、被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水・導水・浄水施設の機能の確保を図る。それと共に、浄水場から主要配水施設に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管・小管・給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- ②復旧後の施設の使用開始にあたり、水質の保全に留意して、管内の清掃・塩素消毒を十分に行うと共に、下水道管理者へ事前に連絡を行う。
- ③管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画について下水道管理者等、他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を図る。また、水道事業体は、復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。
- ④野洲市内の指定給水装置工事事業者一覧は、資料編参考資料-18 参照

2. 下水道施設応急対策計画

下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、市民の生活に与える影響が大きい。このため、災害に対応できるよう、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、速やかな復旧を行うものとする。

(1) 応急復旧対策

- ①重要施設の緊急調査・点検を行い被災状況の概略を把握し、以後の対応・復旧の基本方針を定める。原則として次の項目を考慮する。
 - ア 被災状況及び被災程度
 - イ 一時災害に伴う二次的影響（二次災害を含む。）の程度及びその生じる確率
 - ウ 応急復旧に対する制約条件
- ②施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
 - ア 地域及び施設の将来計画
 - イ 再度の災害の危険性

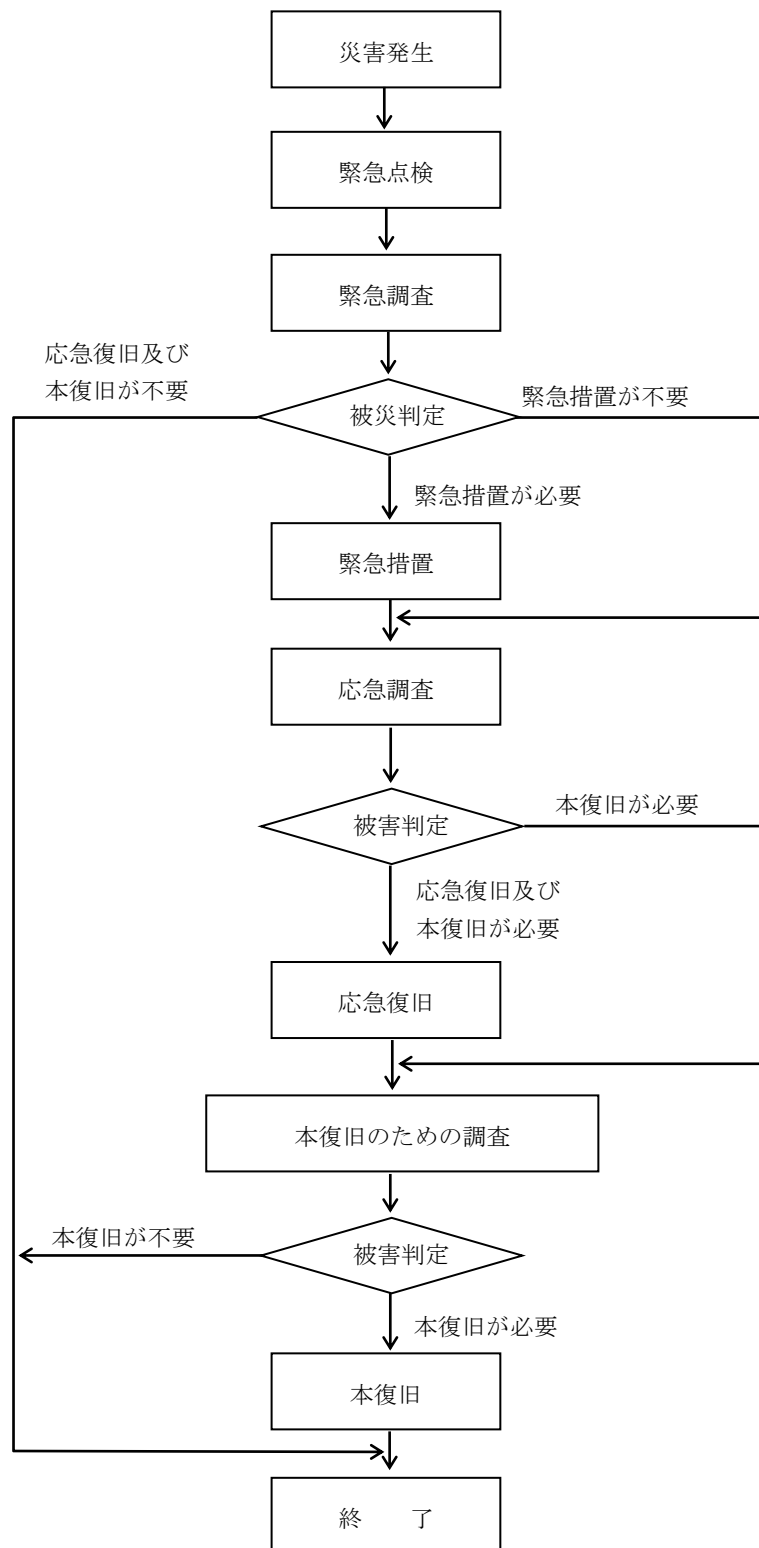
ウ 他施設との関連

- ③施設の重要性や被災状況を勘案した上で本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。本復旧の水準は、次の項目を検討し、総合的に判断して定める。
- ア 被災施設の効用、機能の増大
 - イ ルートの変更
 - ウ 修復の可能性
 - エ 耐震性の向上
- ④下流下水道施設である湖南中部浄化センターや守山ポンプ場及び流域幹線の被害情報を把握し、使用の可否を確認し適切な措置を行う。

(2) 関係機関との連絡協力体制

- ①関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ
復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、指定避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼がある時は、処理能力に支障がない限り受入れを行う。
- ②緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制
管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事項を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事項の打ち合わせをしておく。
- ③被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用
上下水道、電気、ガス、電話、道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事業者の応急対策計画等について情報を交換するための方策を検討しておく。
- ④指定排水設備指定工事店
野洲市内の指定排水設備指定工事店一覧は、資料編参考資料－18参照

■下水道応急対策の活動フロー



第18章 危険物施設等応急対策計画

(総務班、消防局)

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設ではその性質上、災害等によって火災、爆発、漏洩等の二次災害をひきおこす危険性が大きく、これらを最小限にとどめ、施設や周辺の人々に対する危害防止を図るために、特に迅速な措置をとらなければならない。

特に危険物所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」とする。）は、災害発生時における危険物に対する自主防災体制を確立しておく必要がある。

責任者と消防機関、保健所等の防災関係機関は、災害発生と同時に次の対策措置を講ずる。

1. 危険物施設応急対策計画

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者は、災害対策本部、消防局の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、次のような応急対策を講ずる。

■危険物応急対策措置

実施者	内容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物に係る作業、移送運搬の停止 ・出火、漏洩等を防止するための施設の応急点検 ・初期消火の徹底と異常反応やタンク破壊等による広域拡散の防止 ・災害状況の把握と防災関係機関への緊密な連絡通報
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設との連絡による災害状況の把握と迅速な出動（要請）

2. 火薬類及び高圧ガス貯蔵施設等応急対策計画

火薬類貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設において、災害による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順に従って、実態に即した応急措置をとると共に、関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

(1) 火薬類貯蔵施設等応急対策

①火薬類貯蔵施設損傷の有無（保安施設を含む。）

- ア 異常なしの場合には、保安要員を確保し被害発生に備える。
- イ 異常ありの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

■火薬類貯蔵施設応急対策措置

実施者	内容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発、誘爆の回避措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ・付近住民等への危険周知及び避難誘導 ・警察、消防等への通報 ・盗難防止措置

②災害が発生した場合の措置

- ア 被災者の救出救護
- イ 警戒区域の設定
- ウ 飛散火薬類の発見・回収

エ 二次爆発の防止措置

(2) 高圧ガス貯蔵施設等応急対策計画

保安係員等は、異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

- ①異常なしの場合には、保安要員を確保し被害発生に備える。
- ②異常あり（施設の損傷やガス漏洩、爆発火災）の場合には、保安係員等は次の防災活動を行う。

■高圧ガスの応急対策措置

実施者	内 容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス遮断、引火性・発火性・爆発性物品の除去や移動等の緊急措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ・付近住民等への危険周知及び避難誘導 ・消防、県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請

(3) 毒物・劇物貯蔵施設応急対策計画

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめると共に、地域住民の健康被害の防止を図る。そのため、毒物・劇物貯蔵施設の責任者は、次の措置をとる。

■毒物・劇物貯蔵施設の応急対策

実施者	内 容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（災害後直ちに実施） ・保健所、警察署、消防機関への届出 ・中毒防止方法の広報活動 ・毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和除毒及び消火活動（周辺住民の人命保護のため） ・毒物劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、本部長（市長）に通報

第19章 建造物等応急対策計画

〈住宅班、総括班、教育委員会〉

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等住民の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物並びに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

1. 社会公共施設応急対策計画

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に被害状況を把握すると共に、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。また、災害時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

- ①避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
- ②災害時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③緊急時には、関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
- ④指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- ⑤施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

(2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害のおそれがないか、また、災害対策拠点、指定避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、応急危険度判定を実施し、被害状況を速やかに市対策本部（総括班）に報告する。

(3) 被害状況調査

住宅班は、被災建物による二次災害防止のため、総括班からの報告（各施設からの被害状況報告）等に基づき、次の調査を実施する。また、必要に応じて、県本部に対して、応急危険度判定士の派遣を要請する。

①被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、2次災害発生防止を図ると共に、被災者がその建物にいてよいか、指定避難所へ避難した方がよいか等を判定する。

②被災区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に対しての補修、構造補強等の要否を判定する。

(4) 応急復旧

各施設の管理者は、必要に応じて県の協力を得て、被害状況調査の結果に基づき応急復旧を行う。

2. 一般建築物応急対策計画

ボランティア等の協力を得て社会公共施設と同様の被害状況調査を行う。また、市は、必要に応じて、県に支援を要請する。

3. 市庁舎等の応急修理計画

災害時において、市庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、軽易な被害については応急修理を実施する。被害が著しい場合は、企画調整課と協議のうえ、修理を行う。

4. 文化財の保護計画

災害が発生した場合、市教育委員会は、速やかに次の措置をとる。

- ①文化財管理者に対して、被災状況の情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導すると共に、必要に応じて、係員を現地に派遣する。
- ②被災状況調査を実施する。
- ③災害の著しい場合は、管理者と協議しながら移動可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。
- ④文化財に破損等が生じた場合は、教育委員会は、管理者に被災状況の報告を届け出させると共に、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。
- ⑤文化財の移設の措置を行った場合や破損が生じた時は、県や国の関係機関に対して、事後の報告を行う。

第20章 河川管理施設等応急対策計画

〈土木班〉

災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害を受けた時は、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

土木班は、災害による被害及び出水による二次災害を防止するために次の応急対策を講じる。また、破損や損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防設備の応急復旧に努める。

1. 応急対策

土木班は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対して、必要な処理を実施させると共に、事後の復旧が早期に行われるように指導する。

- ①水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立
- ②河川管理施設、砂防設備の巡視（特に工事中の箇所及び危険箇所を重点とする。）
- ③水門若しくは閘門に対する遅滞のない操作
- ④水防に必要な器具、資材及び設備の確保
- ⑤近隣市町における相互協力及び応援体制の確立
- ⑥被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

2. 復旧計画

- ①災害による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてると共に、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- ②被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づき、災害復旧事業及び災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

第21章 土砂災害危険箇所に対する応急対策計画

〈土木班、総括班〉

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等では大雨、洪水や地震の振動等により地盤が緩み、土石流、斜面の崩壊・崩落及び地すべり等の土砂災害が発生し、住民が避難の際に巻き込まれるおそれがあることから、これら災害から住民を保護するため、市は、危険箇所の巡回等による状況把握に努める他、通行規制及び施設の応急復旧等の安全対策を講じる。

1. 危険箇所の警戒巡視活動

(1) 実施体制

土木班は、斜面の崩壊崩落等による土砂災害から住民を守るため、災害発生後直ちに危険箇所の現地視察を実施する。また、南部土木事務所等にも応援協力、情報提供を依頼する。

(2) 巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等の土砂災害危険箇所について、次の順位で行う。

- ①各住宅地周辺の危険箇所
- ②緊急輸送道路沿道の危険箇所
- ③各住宅地から指定避難所までの避難路沿道の危険箇所
- ④その他の危険箇所
- ⑤指定危険箇所以外で必要な場所

(3) 被災発見時の措置

①被災発見者

ア 巡視の際に被害を発見したものは、現場にロープを張る等したうえ、直ちに本部に通報し、次の指示を待つ。

イ 本部長及び本部の指示を受けるまでに、消防、警察等の関係機関から交通規制の実施等の指示が伝達された場合は、これに協力する。

②本部（事務局、本部長、総括班）

連絡を受けた後、市長が交通規制等の実施を決定し、これを受けて次の分掌にすばやくあたる。総括班は、被害にあった施設の管理者、県、消防、警察等関係機関に速やかに連絡し、広報班により各部班、指定避難所、学区連絡所、住民等に対する広報活動を実施する。

③避難誘導者及び避難者

避難ルートの被害等の情報を得た場合は、防災業務従事者の指示に従って避難行動を実施する。また、特に指示がなくとも、状況を的確に判断し、ルートを変更する等して迅速に避難する。避難ルートを変える際には、できる限り、前もって防災業務従事者にその旨を連絡する。

2. 被災宅地危険度判定の実施

土木班は、警戒巡視活動の結果、被災宅地危険度判定を要すると認めた時は、市本部に判定の実施を具申する。本部長は、被災宅地危険度判定を要すると認めた時は、直ちに被災宅地危険度判定を決定し、県本部に連絡すると共に、マスメディア等を通じて住民に実施判定の周知に努める。

また、被災宅地危険度判定実施が決定された場合は、土木班長は、速やかに実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ、応急危険度判定士の派遣を県に要請し、被災宅地危険度判定を実施する。

3. 応急復旧対策

市は、崩壊崩落等によって被害を受けた施設について、県、施設管理者及びその他防災関係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第22章 農林業施設等応急対策計画

〈農林水産班〉

市は、農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握すると共に、被害の早期回復を図る。

1. 農業用施設応急対策計画

農林水産班は、被害の状況を速やかに把握すると共に、関係機関や地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行道としての利用や農業用水の飲料水や消火水としての利用に協力する。

(1) 応急対策

農林水産班は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ、施設の管理者に対して、必要な処理を実施させると共に、事後の復旧が早期に行われるように指導する。

また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

①被害状況伝達対象農業用施設の管理者

ア 当該施設が損壊し、広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに市対策本部（農林水産班）を始めとする関係機関に連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

イ 危険の程度により市対策本部への支援の要請を行う。

ウ 当該管理者は、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、規定（同事業事務取扱要項）に基づき、復旧に急を要する箇所を農林水産大臣に報告する。

エ それと共に、応急工事に関する事前協議を行い工事に着手する。

■被害情報伝達対象農業施設

対象施設	野洲市で該当する施設
石部頭首工	野洲川
農業用ため池	本編 61 ページ参照

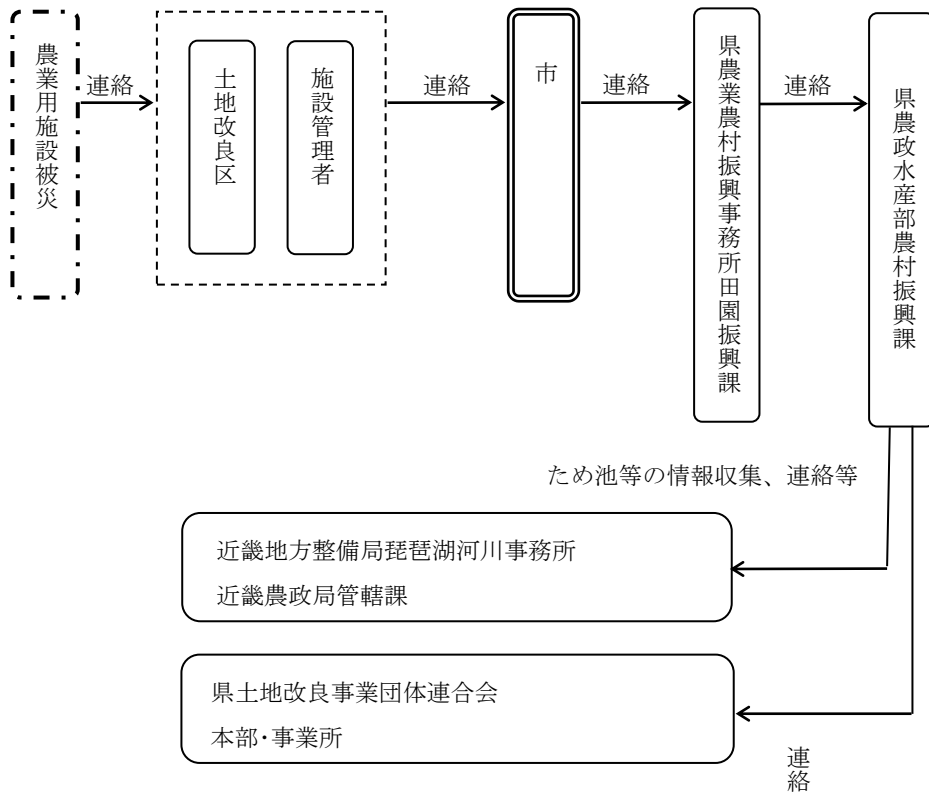
②土地改良区理事長

施設が被災又は危険な状態になった時、被災の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

■土地改良区

名称	所在地	電話番号
野洲川下流土地改良区	西河原 2-2366-2	077-589-8222
野洲川土地改良区	甲賀市水口町的場 5	0748-62-1154

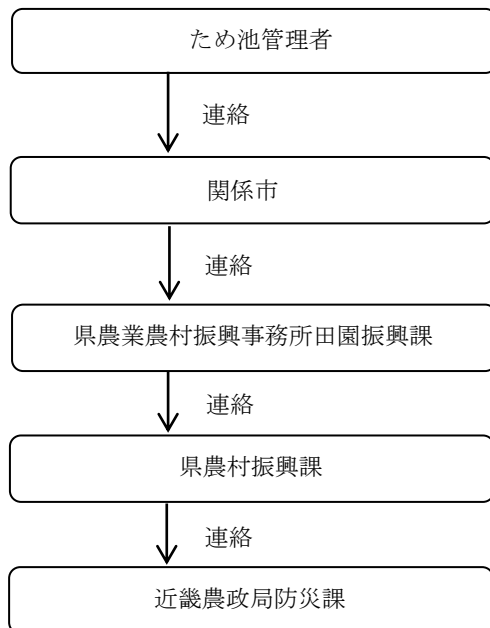
■農業用施設応急対策計画情報収集・連絡体制フロー図



③農業用ため池の地震時臨時点検

重要水防ため池に記載されたため池は、ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、下図に従って報告を行う。

■情報伝達方法



2. 畜産施設応急対策計画

〈農林水産班〉

災害発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

(1) 市本部（農林水産班）

農林水産班は、家畜の被害調査と応急救護及び防疫を実施する。また、畜産農家や家畜保健衛生所より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら速やかに応急対策を行う。

(2) 畜産農家

災害により畜舎、関連施設が破壊等の被害を受けたことによって、家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないように努める。

(3) 家畜に対する応急指導

①家畜の管理指導

市は、県及び畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

②家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生又は発生のおそれがある場合、県、農協、家畜診療所等の協力を得て、発生又はまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒を実施する。

③家畜の避難

市は、家畜の避難が必要となった場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。

④飼料及び家畜用飲料水の確保

市は、飼料及び家畜用飲料水の確保が困難な場合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図ると共に、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。

⑤死亡畜の処理

市は、死亡畜が発生した場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。

3. 治山、林道施設応急対策計画

〈農林水産班、土木班〉

(1) 民有林

治山、林道施設に被害を受けた場合、農林水産班は、施設管理者と連携して、必要に応じて、速やかに施設の応急復旧に努める。

①破壊や崩壊等により、特に人家集落や道路等の施設に直接被害を与え、又は被害を与える危険のある時は、その障害物や危険物の状況を調査する。

②調査のうえ、市本部土木班をはじめとする関係機関との密接な連絡のもとで、緊急度に応じて、警察や消防機関の協力を得て障害物等の速やかな除去に努める。

- ③雨水の浸透により破壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
- ④復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告すると共に、応急復旧の事前協議を行い、工事に着手する。

(2) 国有林

土木班は、市内国有林の被災状況について情報の収集にあたり、共に、県に災害対策本部が設置された場合には、速やかに連絡を行い、その指示に従う。

第23章 ボランティア対策計画

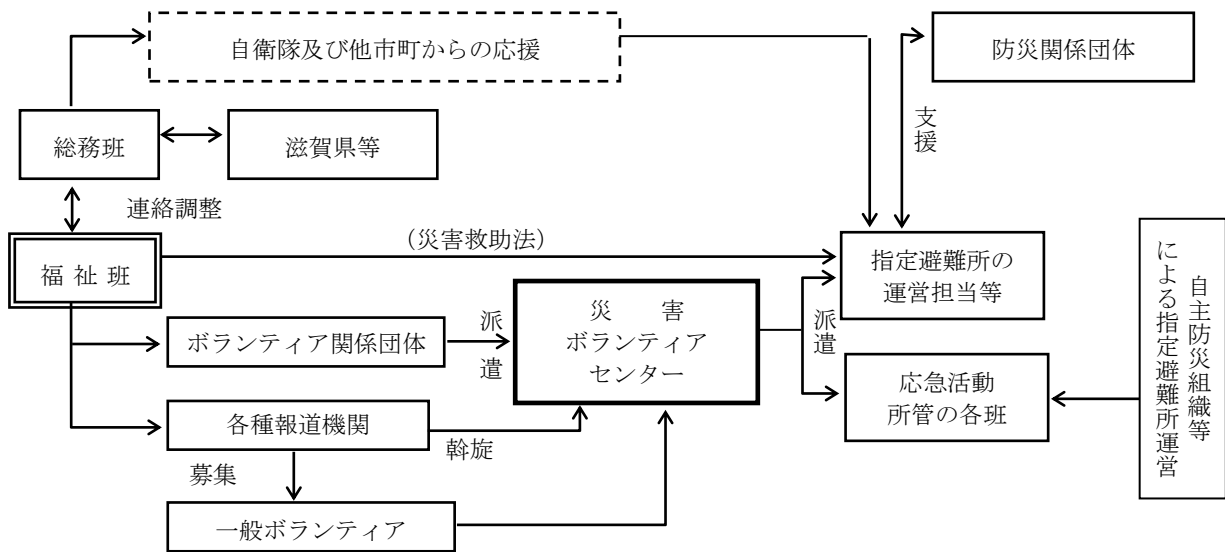
〈福祉班〉

災害発生時には、行政や関係機関による防災活動だけではなく、地域住民や地域外からのボランティアによる自発的な活動が重要であることから、その環境を整備し、相互の協力関係を確立することにより災害時における災害応急対策実施に万全を期するものとする。

1. 実施体制

救援活動要員の確保は、福祉班を中心として、総務班や関係各班との連携のうえ、実施する。

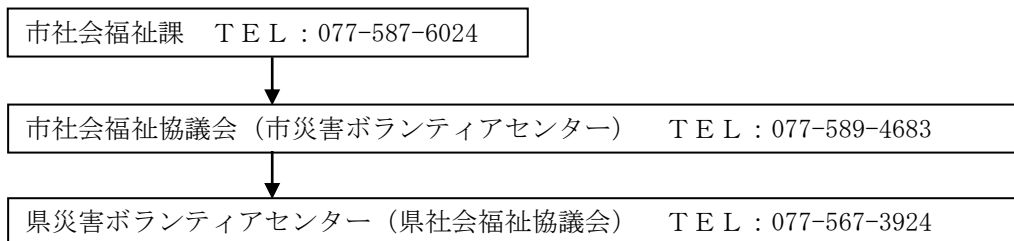
■救援活動要員確保の実施体制



2. ボランティアの確保

福祉班は、災害時におけるボランティアの重要性にかんがみ、あらかじめ協定を締結している防災関係団体や、ボランティアとして登録している民間団体又は個人に対して、救援活動への協力を依頼する。

■ボランティア団体の連絡先



(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉班は、多数のボランティアが必要となる場合は、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行う。この運営は、社会福祉協議会を中心に行い、県災害ボランティアセンターとの緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

また、市災害ボランティアセンター及び市本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。なお運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本資料とする。

(2) 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

- ①被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分に行い、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ②時間の経過と共に変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- ③ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ④ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- ⑤ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる。）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑥市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- ⑦本市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては、「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。また、ボランティア活動に関する事項は、「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

(3) 一般ボランティア

テレビやラジオ等の報道機関を通じて一般ボランティアの募集を行い、ボランティアを必要とする自治会や指定避難所の要請内容を確認したうえで派遣する。

(4) 専門的スキルを有するボランティア

福祉班は、各班から専門的スキルを有するボランティアの要請があった時は、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで県災害ボランティアセンター、関係団体等に対して、ボランティアの派遣を依頼する。

- ①医療、助産分野
- ②心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ③建築分野（建築物危険度判定士）
- ④語学分野
- ⑤輸送分野
- ⑥情報通信分野
- ⑦その他専門的なスキルを有する分野

3. ボランティア受入れ体制

ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンターが窓口となり、野洲市社会福祉協議会ボランティアセンターに事務局を設置して活動内容や派遣所等を勘案のうえ、福祉班、県災害ボランティアセンターとの連携を図りながら受入れ及び派遣調整を行う。

また、福祉班は、ボランティア活動に必要な資機材等の提供に努める。

4. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は次のとおりとし、災害の状況等によって必要があれば適宜変更、追加する。

■ボランティアの活動内容

活 動 項 目	活 動 内 容 等
炊 き 出 し (食料供給)	ア 炊き出し拠点施設、指定避難所等 イ 炊き出しのための物資の調達、必要数量の把握
物資の仕分け	ア 救援物資集積センター、指定避難所、公共施設での住民や他市からの物資の受入れ及び搬入作業 イ 物資の数量、品目種類等の整理、把握 ウ 必要物資・数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配布
物資の搬送	ア 救援物資集積場を中心とした配送、学区拠点から指定避難所等への配送 イ 輸送手段、要員等の計画・確保
物資の寄贈	ア 民間、団体等からの物資提供
募 金 活 動	ア 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ・取組み
指定避難所の運営	ア 指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 イ 避難者の実態把握、指定避難所生活での自立のための支援活動 ウ 避難者の自立のための情報提供・援助、指定避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 エ 問い合わせ等への対応
救護所の運営	ア 指定避難所及びあらかじめ指定した場所、緊急的に設営した施設等での活動 イ 医療関係者への協力、医療物資の搬送、調達、管理
医療・治療	ア 救護所開設、指定避難所回診等、負傷者の介護・支援 イ 救護所・指定避難所での負傷者等の治療、高齢者等の健康チェック ウ 在宅者（負傷者・高齢者等）への対応・健康チェック エ 医療機関等への支援その他医療相談への対応
介 護	ア 指定避難所・救護所等の負傷者の介護、簡易治療、高齢者等の健康チェック イ 在宅負傷者等への対応その他相談への対応
介助・支援	ア 指定避難所・救護所等の負傷者、被災者、高齢者等の介助 イ その他負傷者・高齢者・要配慮者等に対する介助活動、健康チェック、相談への対応 ウ 要配慮者の避難生活支援・介助、要配慮者の自立のための支援 エ 在宅居住被災者への支援
被災者受入れ	ア 高齢者・要配慮者等で、在宅又は指定避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）
情報伝達・広報	ア 指定避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙配布等 イ 外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等

活動項目	活動内容等
情報収集 (調査活動)	ア 被害実態、不足品調査その他緊急に必要な措置、物資等の調査、災害発生地域 イ 指定避難所内及び災害発生地域での被災者情報・指定避難所情報等の収集及び 災害本部への連絡

5. ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成

災害時に各部署においてボランティアを指示・統括できる者を登録者の中から募り、平常時よりリーダー（コーディネーター）として養成する。

6. その他

本部長は、応急措置を実施するため特に必要と認める時は、災害対策基本法、災害救助法、水防法及び消防法の規定により、従事命令又は協力命令により要員の確保を図る。

第24章 学校における応急対策計画

〈教育委員会各機関〉

災害により教育施設や児童・生徒等が被災した時、生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るため、応急教育対策を講じる。

1. 学校における防災体制

地震に備え、非常変災時その他緊迫事態における市立学校の非常措置基準に基づき、校・園長は、学校・園の実状や児童等の実態に応じて、適切な配慮に努めると共に、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

(1) 緊急避難計画

①学校・園内での活動中を想定した計画

- ア 校内防災組織及び避難場所を確立する。
- イ 避難訓練のマニュアルを作成する。
- ウ 年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- エ 発災時における教職員の児童・生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。
- オ 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- カ 避難経路と避難場所の安全確保及び避難の誘導方法を明らかにする。
- キ 教職員の配備と児童・生徒等の安全確認を明らかにする。

②学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時、校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

①災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ア 児童・生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- イ 教育委員会、警察署、消防局、消防団及び保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ウ 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- エ 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制と共に、各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画と共に、次の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - a. 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - b. 学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づき、行動できるようにする。
 - c. このマニュアルは、あくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

②幼児、低学年児童、障がい児等の対応

- ア 実態の把握に努めると共に、適切な指導ができる体制をつくる。
- イ 職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように平常時より連絡を密にする。
- ウ 特に障がい児教育諸学校にあたっては、次の点に留意する。
 - a. 常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

b. スクールバスの運行に関して、経路や時刻等を県及び関係市町の教育委員会並びに警察署、消防局、消防団に連絡しておく。

- ③緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。
- ④教職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- ⑤通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバスの運行経路等を明らかにし、関係機関に周知する。
- ⑥各学校・園については、防災体制についての校内研修等を位置づける等、職員への周知徹底を図る。

(3) 県教育委員会への報告

市教育委員会は、平常と異なる措置をとることを決定した場合、前日の午後5時までに電話又はファクシミリで次の事項について報告する。

また、当日になって平常と異なる措置をとると判断した場合は、前日の報告の有無に関わらず、午前10時30分までに電話又はファクシミリで報告する。

①学校名

②措置の状況

ア 始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ、臨時休業等の別

イ 始業時刻の繰り下げの場合は、繰り下げた時間及び開始校時、又終業時刻の繰り上げの場合は、繰り上げた時間及び終了校時

ウ 措置をとるに至った理由

③報告者職・氏名

2. 学校等における応急対策

(1) 地震時の応急対策

地震発生時において、校・園長は、次のような措置を講ずるものとする。

①学校・園内での授業中の場合

ア 災害の状況によって防災マニュアルにより、職員に対して適切な指示を与える。

イ 災害の規模や被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼すると共に、速やかに県本部又は市本部へ報告する。

ウ 家庭・地域の状況の把握に努め、下校の判断ができるまで学校や園内に児童・生徒等をとどめる措置をする。

エ 状況に応じて、県又は市本部との連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

オ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、児童の実態に応じて、職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得る。

②学校・園外で活動中の場合

ア 校・園長不在の場合、引率の責任者は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるような活動場所の状況について適切に把握する。

イ また、引率の責任者は、携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯し、安全な場所に誘導した後、それによって校長等に連絡する。

③授業時間外の場合

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合、校・園長並びに職員は、直ちに勤務校へ登校し、職員

は、校・園長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則として自転車で2時間以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

イ 登校した職員は、校長等の指示のもと所属の児童・生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

■学校における事務分掌

職名等	事務分掌
校長	・児童生徒の状況の把握 ・対策対応への指示・指導 ・教育委員会への報告
教頭	・児童生徒の状況の把握 ・対策対応への指示・指導
教務主任	・全校児童生徒の安否確認
学年主任	・学年児童生徒の安否確認
学級担任	・担任児童生徒の安否確認

※幼稚園、保育園、社会福祉施設は、各組織に読み替えて対応する。

(2) 指定避難所開設時の対応

指定避難所開設時には、校・園長は次のような措置を講ずる。

- ①避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全体制を確立する。この際、次の点に留意する。
 - ア 授業中に発災した場合においては、児童・生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市本部と協議する。
 - イ 各学校・園の実情に応じた避難開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
 - ウ 発災直後においては、校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には指定避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
 - エ 学校・園は、平素より市防災担当部局（自治防災課）との情報交換・連絡を行っておく。
 - オ 避難してくる被災者は、地域住民が大半であると予想されることから、指定避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるように学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。
- ②高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

(3) 災害復旧時の体制

- ①校・園長は、教職員、児童等を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童・生徒等に被害のある時は、その状況を調査・把握して野洲市教育委員会に報告すると共に、教科書等の給与に協力するよう努める。
- ②教育委員会は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- ③教育委員会は、応急教育計画に基づき、避難した児童・生徒等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問する等、被災児童・生徒等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容で

きる児童等は、学校・園に収容し指導する。

- ④学校・園が指定避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育委員会は、当該学校に対して、支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりする事等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- ⑤校・園長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校運営に戻すよう努める。

3. 応急教育対策

(1) 実施体制

応急教育体制の実施は、教育委員会総務課、学校教育課を中心に、県教育委員会やPTAの教育関係団体の応援協力のもと実施する。実施の責任者は教育長とし、補佐及び代行役は、教育部長若しくは教育部次長とする。

また、校長・園長は、施設や児童・生徒等の実情に応じた防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。その際、学校・園内での活動中を想定した計画と、学校・園外での活動中を想定した計画を区別したうえで、避難場所や避難誘導等について明記し、緊急避難に備えて万全を期する。

(2) 教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育長、教育部長、教育部次長及び教育部各班の各班長で構成し、各学校における被災状況の報告に基づき、応急対策等について協議する。

(3) 被災状況調査の実施

応急対策等の方針を決定するために、次の項目について被災状況を速やかに収集し、災害対策本部及び教育委員会災害対策会議に連絡報告する。

- ①学校施設の被害状況
- ②社会教育施設の被害状況
- ③教職員の被災状況
- ④児童・生徒等の被災状況
- ⑤応急措置を必要とする事項

(4) 教育施設の応急復旧対策

学校施設の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

なお、学校施設以外の教育施設については、速やかに平常業務を行えるような応急措置をとると共に、住民の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は一時使用を禁止する。

①校舎、運動場の応急復旧

軽易な校舎の被害については、即時応急修理を行い、通学の危険のなくなった場合は直ちに授業を再開できるようにするが、教室に不足が生じた場合は、特別教室を転用する等の措置をとる。

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。

また、いずれも被害が甚だしく、応急修理では使用に耐えない時は、一時学校を閉鎖する。

②備品関係の応急復旧

破損等によって使用不能になった児童生徒用机・椅子の補充は、被災していない市内の小中学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

③学校施設の緊急使用

避難者の収容又は災害対策関連施設の設置等で講堂又は体育館等を使用する時は、施設の被害程度を考慮し、災害対策本部及び防災関係機関とよく協議したうえで決定する。

(5) 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じて、教育の実施場所、実施方法及び児童・生徒等への連絡方法等を考慮のうえ、学校班において事態に即応した措置をとる。

①学校施設の確保

学校施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路の遮断等によって通常の授業を行い得ない時は、被害等のない最寄りの学校又は他の公共施設において授業を行う等の措置をとる。

②教職員の確保

応急教育を実施するにあたって、必要な教職員の確保を行う。

災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、滋賀県教育委員会との協議のうえ、次の方法によって教職員を確保する。

ア 学校班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、出務等を指示する。

イ 教員免許状所有者で現職にない者の一覧表を学校班に備え、状況によって派遣を要請する。

③応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧状態、教職員、児童・生徒等及びその家族の被災程度、交通機関の復旧状態その他の事項を考慮し、次の方法により行う。ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校とする。

ア 自宅学習

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

(6) 教材及び学用品等の給与

①給与の対象

教材、学用品等の給与は、住家の全壊(焼)又は半壊(焼)によって教材、学用品等を失うか損傷して就学上支障のある児童・生徒等に対して行う。

②給与の範囲

被害の程度及び実情に照らし、教科書、文房具、通学用品の各範囲内で現物をもって行う。

なお、教科書の支給は、各学校が損失状況を把握したうえで取次店に発注して行う。文房具及び通学用品の支給は、学校班が各学校からの損失状況報告に基づき、一括発注して行う。

(7) 就学援助等

①就学援助

学校班は、学校長から就学援助を必要とする児童・生徒等の報告があった場合は、被害の程度及び実情に応じて、就学援助を行う。

(8) 学校給食

災害発生時における学校給食は、特に衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理を十分に行ったうえで実施する。

なお、次の場合には、児童・生徒等に対する給食を一時中止する。

- ①学校給食施設が炊き出しのために使用される場合
- ②給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- ③感染症その他危険の発生が予想される場合
- ④給食用物資の入手が困難な場合

(9) 学校の措置

各学校は、学校安全計画に基づき児童・生徒等の安全対策を実施すると共に、当該学校施設に指定避難所が開設された場合は、指定避難所の維持、運営に関して、当該施設の管理者及び福祉班に積極的に協力、支援を行う。

第25章 帰宅困難者対策計画

〈商工班〉

災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者及び観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、市本部は県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校等での一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者への支援の実施

① 帰宅困難者への情報提供

県本部や市本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

■ 帰宅困難者に伝える情報の例

- ・被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

② 一時滞在施設の確保

市本部や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として開設していない公共施設の利用の他、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。なお、受入れにあたっては、要配慮者の受入れを優先する。また、民間施設については協定等により確保に努める。

③ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

④ 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

⑤ 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すと共に、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めると共に、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

⑥ 徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

第26章 要配慮者対策計画

〈総括班、福祉班、保健・医療救護対策班〉

災害時には、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦や外国人等、何らかのハンディキャップを有する人々は迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされる。したがって、これらの要配慮者に対しては、特別な配慮をもってそれぞれの応急対策を講ずる必要がある。また、その実施にあたっては、ハンディキャップの内容、程度が個々に異なることを認識し、適切な対応に努める。

1. 要配慮者の安否確認等

①被害が予想される災害が発生した場合には、市は県と連携し、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を利用する等、避難行動要支援者の状況把握に努める。また、指定避難所の避難行動要支援者の所在についても確認を行う。

なお、市は、発災時には、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、要配慮者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

②在宅の要配慮者に対して、必要に応じて、社会福祉協議会、自治会、ボランティア等の協力を得て指定避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講ずる。

2. 高齢者に係る対策

①市は、被災した高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、県と連携し災害ボランティア等の協力を得ながら、調査・相談体制を整備する。

②市は、県と連携を図り、被災した高齢者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。

③市は、県と連携を図り、被災した高齢者が、老人福祉施設等において必要な保健福祉サービスが受けられる体制を速やかに整える。

④指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、高齢者に配慮した仕様とする。

3. 障がい者に係る対策

①市は、被災した障がい者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、県と連携し災害ボランティア等の協力を得ながら、調査・相談体制を整備する。

②市は、県と連携を図り、被災した障がい者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。

③市は、県と連携を図り、被災した障がい者が、必要な保健福祉サービスが受けられる体制を速やかに整える。

④指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、障がい者に配慮した仕様とする。

4. 乳幼児・児童に係る対策

①市は、ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保する。物資の調達が困難な場合は県に協力を要請する。

②市は、県と連携を図り、被災による孤児、遺児、保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見した時は、児童相談所に連絡すると共に、必要な措置を講ずる。

5. 外国人に係る対策

①市は、県と連携し、災害時の通訳・翻訳のボランティアとも連携し、外国人との情報伝達システムの確立を図る。

②市は、県と連携し、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

第27章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画

過去に発生した南海トラフでの地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合の他、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合の他、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、市は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

1. 災害の拡大防止対策計画

(1) 危険地域からの避難

市は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な指定避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

(2) 広域応援計画の策定

県は、次の事項に留意し、広域応援計画を策定するものとする。

- ①広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受けるおそれが小さい地域から派遣する。
- ②後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保するよう努め、次の地震発生を想定し、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成するよう努めるものとする。
- ③民間ボランティア等の救援組織への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施（斜面災害の危険地域に装備は置かない等）する等の対応策を明確にする。

(3) 応急危険度判定の迅速化

市は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急を実施すると共に、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をするものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。

第 4 部 災害復旧計画

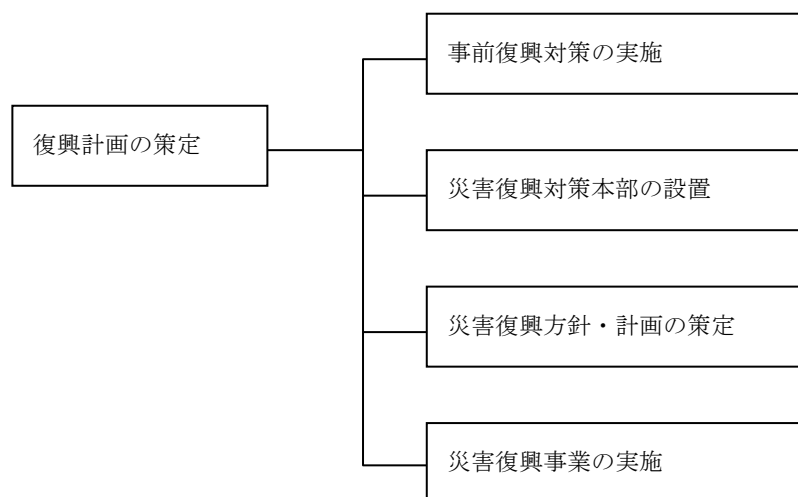
第1章 復興計画の策定

〈本部会議〉

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は、復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は住民や企業その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。



1. 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ定めておく。

(2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2. 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3. 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の作成

①市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

②市は、災害復興方針を策定した場合には速やかに住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

- ①市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。
- ②本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4. 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ①市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。
- ②被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

- ①専管部署の設置
市は、災害復興に関する専管部署を設置する。
- ②災害復興事業の実施
市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2章 被災者・被災中小企業等への支援

〈救護調査班、物流チーム、福祉班、商工班〉

災害によって被害を受けた住民に対して、災害弔慰金等の支給や生活資金の貸付、租税等の徴収猶予や減免措置、雇用機会の確保、住宅の復興等によって生活の安定を図ることにより、自立的な生活再建を支援する対策を定める。

1. り災証明書の発行

〈救援調査班〉

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長が確認できる範囲の被害について証明するものである。市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部を定め、住家被害の調査の担当者の育成、県の協力や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、効率的なり災証明書の交付のため、被災者支援システムの活用について検討するものとする。

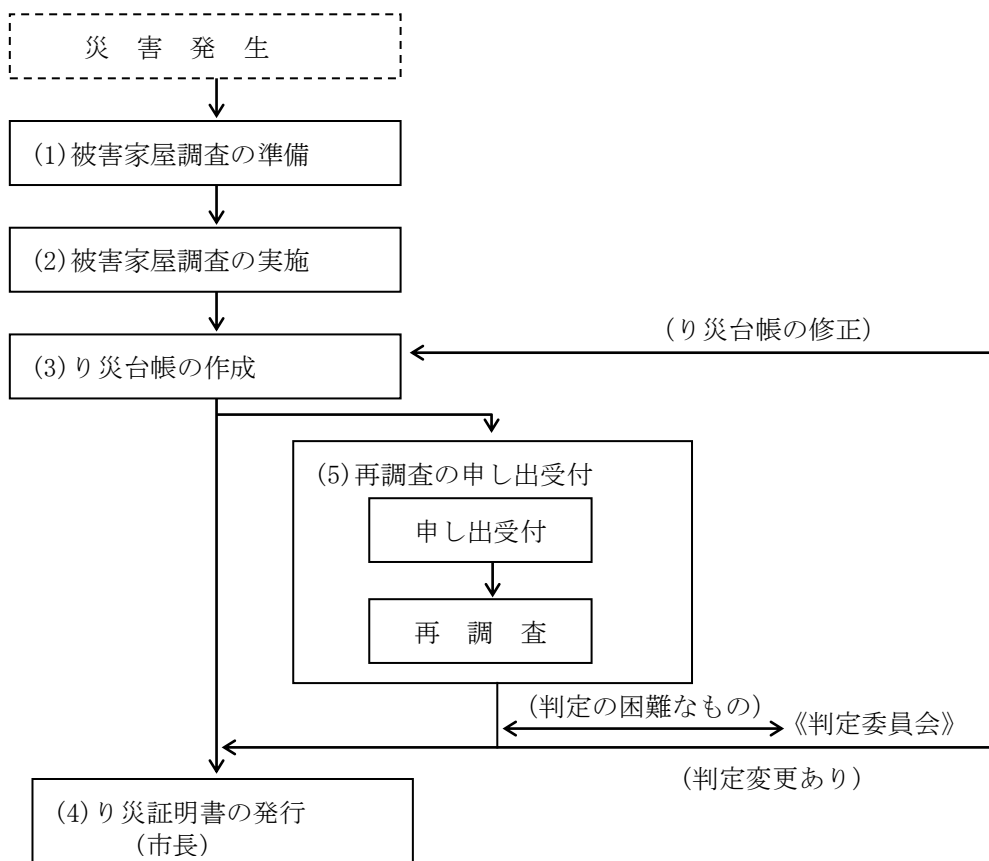
(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において証明書の発行が必要な場合は、市長が行うり災証明で対応する。

- ①全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- ②火災による全焼、半焼、水損

■り災証明発行の流れ



(2) 被害家屋調査

①被害家屋調査の準備

被害状況速報を基に、救援調査班は、次の準備作業を実施する。

- ア 関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
- イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に、車両、宿泊場所等の手配を行う。

②被害家屋調査の実施

ア 調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

(3) り災台帳の作成

救援調査班は、固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を発行する。

(4) り災証明書の発行

市は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を原則的に1世帯当たり1枚発行する。

なお、り災証明書の様式は別に定めるところによる。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができる。

救援調査班は、申し出のあった家屋に対して、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じて、り災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) り災証明に関する広報

救援調査班は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明書に関する相談窓口を設置すると共に、市広報紙等により被災者への周知を図る。

2. 義援金品の支給

(1) 実施体制

義援金品の支給に関する一連の活動は、義援金は財務情報班が、義援物資は物流チームと福祉班が主体となって、県、社会福祉協議会、日本赤十字社滋賀県支部等の関係機関と協力して行う。

(2) 募集と受付

義援金品の募集は、義援金品配分計画に則して行う。募集の可否及び期間は、災害の規模や被害状況等に応じて、その都度災害対策本部長が決定する。

義援物資については、次の事項に配慮して募集する。

- ①生ものは入れないこと。
- ②品物は、ビニール袋等に入れてから箱に梱包すること。
- ③中身がわかるように箱の三方にラベルを貼付け、品名、数を明記すること。

(3) 配分

市は、被災者の混乱を防ぐために広報を徹底し、配分窓口を一本化して迅速かつ公平な配分に努める。市に寄託された義援金品及び県知事や日赤支部から送付された義援金品を被災者に確実に配分するため、物資の保管場所や事務分担等について必要な詳細事項を定める。

3. 租税等の徴収猶予及び免税の措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じて、納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められる時は、その申請により市税の納期限を延長できる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時納付し又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、徴収を猶予する。

(3) 減免等

被災した納税義務者に対して、必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

4. 災害弔慰金等の支給並びに、生活援護資金等の貸付

市は、野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により遺族に対して、災害弔慰金を支給すると共に、身体又は精神に障がいが残った場合はその者に対して、災害見舞金を支給する。また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法適用時には災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者を対象に貸付ける。

5. 被災者生活再建支援金の支給計画

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法（以下この項において「法」という。）に基づく支援金の支給

①対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合又は県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む。）

イ 市の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

エ ア又はイに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る。）のうち全壊世帯数が5以上である災害

- オ アからウに規定する市又は都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又は、ウの都道府県が2以上ある場合に、
- 市（人口10万人未満に限る。）の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害
 - 市（人口5万人未満に限る。）の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

②被害の認定

「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

③公示

県は、市からの被害報告に基づき、発生した災害が法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告すると共に、公示を行う。

④支給対象世帯

- 住宅が全壊した世帯
- 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊 （④アに該当）	解体 （④イに該当）	長期避難 （④ウに該当）	大規模半壊 （④エに該当）
支給額	1,000	1,000	1,000	500

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（加算支援金）（単位：千円）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 （公営住宅以外）
支給額	2,000	1,000	500

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で2,000（又は1,000）千円

⑥支給申請

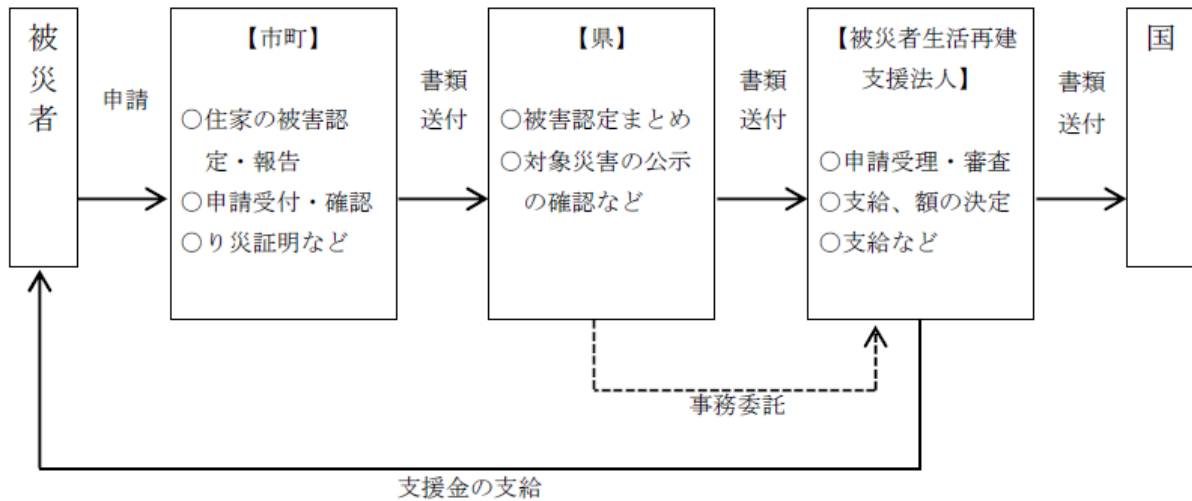
市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記のキの被災者生活再建支援法人に委託している。

⑦被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

■被災者生活再建支援金の支給手順



(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

①対象となる災害

法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- ア 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

②支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

表-1 (単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000	1,000	500	300	250
	単数	750	750	375	262	187

表-2 (単位：千円)

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法					
		建設・購入	補修			賃貸（公営住宅を除く。）	床上浸水
			全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		
加算支援金	複数	2,000	1,000	500	250	500	250
	単数	1,550	750	562	187	375	187

③県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

④その他

県は、県計画に定めるものの他必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるものとする。

6. 中小企業等への支援

市は、災害によって被害を受けた中小企業の復旧に資するため、被害状況を調査し、再建のために資金需要について把握し、滋賀県中小企業振興資金融資要綱による融資を行うと共に、市と県は、株式会社日本政策金融公庫等を含む協力金融機関に特別の配慮を要請する等、中小企業者に対する低利の融資を行い、事業の安定を図る。

また、政府系金融機関等は、行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

7. 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第3章 住宅の復興

〈住宅班、総括班〉

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付の斡旋等を行う。

1. 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については、住宅金融公庫法に基づき、次のとおり融資、貸付制度があり、市は県と協力して、これによる認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅金融公庫大阪支店の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じると共に、復興に資する情報を提供する。

(1) 災害復興住宅資金貸付

「災害救助法による救助の対象となる災害」等の場合に適用され、金利等を優遇した建設資金、購入資金（滋賀県の認定が必要）又は補修資金（市が発行するり災証明が必要）に関する貸付がある。

市は、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため市においては、被災者が公庫に対して、負うべき債務を保証するように努める。

(2) 地すべり等関連住宅資金貸付

地すべり及び急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋等の移転・建設等に必要な資金の貸付がある。

(3) 宅地防災工事資金貸付

崖崩れ等の災害を生ずるおそれが著しい区域において災害の発生を防止するために、擁壁・排水施設等の設置に必要な資金の貸付がある。

(4) マイホーム新築資金貸付（特別貸付）

災害復興住宅資金貸付の対象とならない比較的小規模な災害によって住宅に被害を受けた者に対して、マイホーム新築資金貸付の枠内より優先的に建設資金の貸付がある。

(5) リフォームローン

被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金の貸付がある。

2. 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

市は、災害公営住宅建設計画を作成して、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(1) 対象

公営住宅法第8条の規定により、次の災害の場合に対象となる。

- ①地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上又は一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上である時。
- ②火災により住宅が滅失した場合、被災全地域で 200 戸以上又は 1 市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上である時の災害の場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の 3 割以内

(3) 補助率

建設・買い取り費の 2/3（建設又は買い取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

- ①住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内）
- ②住宅災害現況の現地調査
- ③災害公営住宅整備計画書の提出
- ④住宅滅失戸数の査定

(5) 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

①対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

②整備戸数の限度

滅失住宅戸数の 5 割以内

③補助率

建設・買い取り費の 3/4（建設又は買い取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2/5（借上げの場合）

④整備の手順

公営住宅法の場合と同じ。

第4章 雇用の安定と雇用機会の確保

〈総務班、商工班〉

市は、企業や労働者の被災状況を把握すると共に、国や県が実施する雇用対策に必要な情報提供を行う他相談窓口を整備する。

1. 雇用対策

市は、災害により職業を失った人に対する雇用の確保について、市内事業者に対し被災者の優先的な雇用の促進を要請すると共に、滋賀労働局、公共職業安定所及び県に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等、早期再就職に関する促進対策の協力依頼を行う。

2. 職業訓練の実施

市は、被災者の就職を開拓するため、整備した相談窓口において、国や県が実施する職業能力開発校等における職業訓練に関する情報や職業転換給付金制度の活用等について周知する。

第5章 商工業の再建支援

〈商工班〉

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている商工業者の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

1. 被災状況の把握

市は、被災商工業者への再建支援を行うため、商工会等と連携して、商工業者の被災状況を速やかに把握する。

2. 再建資金の融資

市は、県、商工会と協力して、県の融資制度、株式会社日本政策金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。

3. 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市は、県、商工会と協力して、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第6章 農林水産業の再建支援

〈農林水産班〉

市は、被災した農林水産業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、県やレーク滋賀農業協同組合、滋賀県農業共済組合等の関係機関の支援協力を得て、農林水産業者への融資制度について、必要な広報活動を実施する。

1. 相談窓口の開設等

市は、農林水産業の被害状況調査、再建資金の需要把握等、県の講じる措置に協力すると共に、レーク滋賀農業協同組合、滋賀県農業共済組合等の関係機関と協力して融資相談窓口を開設する等、災害融資制度の周知徹底を図る。

2. 融資制度

- ①天災資金
- ②日本政策金融公庫資金
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
 - イ 農林漁業施設資金
 - a. 共同利用施設資金
 - b. 主務大臣指定施設資金
 - ウ 農業経営基盤強化資金
 - エ 林業基盤整備資金
 - a. 造林資金（復旧造林・樹苗養成）
 - b. 林道資金
 - オ 漁業基盤整備資金
 - カ 漁船資金
 - キ 漁業経営改善支援資金
 - ク 漁業経営安定資金
- ③滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金
- ④滋賀県水産振興資金

第7章 金融機関・郵政事業の復旧

第1節 金融措置計画

〈各機関〉

市は、現地における災害の状況、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて、適切な金融上の措置を講ずる。

1. 近畿財務局（大津財務事務所）の措置

金融機関の被害状況を調査し、被災店舗等については、速やかに復旧、仮営業所の設置等の措置をとらせると共に、次の金融上の措置を行う。

- ①手形交換の臨時措置
- ②休日営業の措置
- ③預貯金の払戻し及び中途解約
- ④現金確保の措置
- ⑤保険金の支払い及び保険料の払込み猶予

2. 日本銀行（京都支店）の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託する他、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要がある時は、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

(4) 金融機関等に対する金融上の措置の要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じて、関係行政機関と協議のうえ、次のような措置を講じるよう要請する。また、金融機関等に対して金融上の措置を講ずるよう要請した場合には、当該内容について県民への周知に努めるものとする。

- ①融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。
- ②預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対する預貯金の便宜払戻しの取扱い。
- ③被災者に対する定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出金等の取扱い。
- ④被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認める他、不渡り処分の猶予等の特別措置。
- ⑤損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。
- ⑥生命保険金又は損害保険の支払いの迅速化及び保険料の支払い猶予等の措置。

- ⑦証券会社等に対する預り証等を滅失した顧客への預り金の便宜払出の取扱い。
- ⑧証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

第2節 郵政関係補助

〈日本郵政(株)〉

災害が発生した場合、日本郵政(株)は、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

1. 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

2. 為替貯金関係

(1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(2) 為替貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

3. 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

第8章 治安の確保及び交通対策

1. 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

また、市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう、県及び県警察に対して助言を求める。

2. 交通対策

市は、県、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

第9章 激甚災害の指定

（関係各班）

著しく激甚な災害が発生した場合、当該地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」とする。）に基づき、国は、地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。したがって市内で災害による大規模な被害が発生した場合には、「激甚法」指定の手続きを経たうえで、国からの援助、助成を受けて災害復旧事業の円滑な実施を図る。

激甚災害に関わる財政援助措置の対象事業は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業。

(2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業。

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条又は第41条の規定の適用により設置された施設の災害復旧事業。

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項～第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人福祉施設の災害復旧事業。

(8) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業

身体障がい者福祉法第28条第2項又は第3項の規定により県又は市町が設置した施設の災害復旧事業。

(9) 知的障がい者施設災害復旧事業

知的障がい者福祉法の規定により県又は市町が設置した施設の災害復旧事業。

(10) 女性保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業。

(11) 感染症予防施設感染症予防事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の感染症予防事業。

(12) 感染症予防事業

感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業。

(13) 堆積土砂排除事業

① 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土・砂礫・岩石・樹木等の排除事業で、市又はその他の機関が施行するもの。

② 公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。

(14) 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域の内、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

2. 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」とする。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害復旧事業関係保障の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

4. その他の特別の財政援助及び助成

- ①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ②市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④水防資材費の補助の特例
- ⑤り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑥産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑦公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第10章 災害復旧資金計画

1. 計画方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

2. 計画の内容

(1) 県の措置

- ①災害復旧経費の資金需要額の把握
- ②歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- ③普通交付税の繰り上げ交付及び特別交付を国に要請する。
- ④一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

(2) 近畿財務局の措置

- ①必要資金の調査及び指導
災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡のうえ、県、市町等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
- ②財政融資資金地方資金の貸付
地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給にあてるための災害つなぎ資金として財政融資資金地方資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲で短期貸付を行う。
災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金地方資金をもって措置する。
- ③国有財産の無償貸付等の措置
災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸付ける等の措置を行う。
- ④金融機関に対する金融上の措置を要請
被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置をとり得るよう要請する。
ア 融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。
イ 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い。
ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻又は預金を担保とする貸出金等の取扱い。
エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認める他、不渡り処分の猶予等の特別措置。
オ 生命保険又は損害保険の支払いの迅速化、保険料の支払い猶予等の措置。
カ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。
キ 証券会社等に対する預り証等を滅紛失した顧客への預り金の便宜払戻の取扱い。
ク 証券会社等に対する有価証券の売却代金等の即日払い等の取扱い。
- ⑤証券会社等による緊急措置の要請
被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係団体等と協議のうえ、次のような非常措置をとり得るよう要請を行う。
ア 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払戻の取扱い。

イ 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

ウ 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引及び受渡決済について